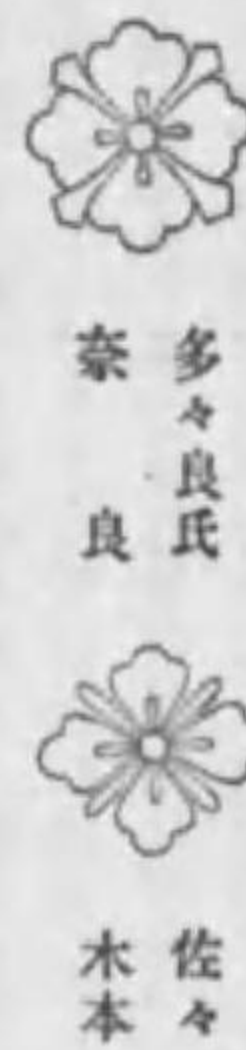


開山なりと云ふ。按ずるに、成田系譜に成田大夫助高の三男奈良三郎高長あり。此の人の墳墓也。又同じ家の分限帳に、四十五貫文・奈良下野とあり。是れも後年當所に住せし者なるべし。此の外、東鏡承久の亂、鎌倉方に奈良兵衛尉、奈良五郎、奈良左近將監等の名見え、ことに兵衛尉は成田別府等と並べ記したれば、悉くは當所の人なるべし」と。

- 9 陸中の奈良氏 前項氏は鎌倉時代、成田氏と共に奥羽に下りて子孫榮ゆ。津輕郡中名字に「鹿角三百町、國侍は奈良、成田、安倍、秋元也」と。その他、成田兼參照、後裔・鹿角郡瀬田石に據る、セタイン條を見よ。又參考諸家系圖に奈良津右衛門等を載せ、又陸奥、羽後に多し。
- 10 賀茂縣主姓 山城上賀茂社に奈良禰宜あり、文永九年記に「賀茂縣主能兼・奈良親となる」と。又弘安九年十二月宣旨に「同康基・奈良禰宜に補せらる、」などあり。詳細はカモ條を見よ。
- 11 三輪氏族 大村藩に奈良氏あり、笠坊と稱す。筒井氏より分る。
- 12 平姓 阿波國の豪族にして、故城記、阿波郡分に「奈良殿、平氏、紋割菱」と

載せたり。  
13 多々良姓 細川管領家臣に此の氏ありて、四郎の一として名高く、應仁記卷二に「長鹽、奈良」と載せ、細川兩家記に「奈良彌六、京にては奈良修理亮元吉」、また「奈良修理亮を丹州へ指下さる」など見え、見聞諸家紋に



又奈良美成あり、三好氏に屬す。その妹(野村高勝室・節婦にして兄の仇貞光久左衛門を殺す。  
14 讃岐の奈良氏 前項奈良氏にして、鶴足郡宇多津城に據り、鶴足、那珂の二郡を領す。南海通紀卷五、細川・四臣を定むる記に「享徳元年より、細川右京大夫勝元は管領職を勤むる事、十三年に至る。此の時、奈良太郎左衛門尉元安云々(香川、香西、安富條參照)、四人を以て統領の臣とす。世人、是れを細川家の四天王と云ふ也。各々讃州に於いて食邑を賜ふ。那珂鶴足二郡は藤橋兩黨の所有也。是を細川家馬廻の武士とす。近年奈良太郎左衛門尉を以て二郡の旗頭とす、奈

良は本領畿内に在り、其の子弟をさし下して、鶴足津の城に居住せしむ」と。また全讀史に「宇多津城・聖通寺山にあり。奈良太郎左衛門・これを築く。高屋役に功あり、而して封を鶴足郡に受く。細川勝元四傑の一也。天正の時、仙石氏、生駒氏、並びに之に居る」と。又四讀府志に「奈良氏は其の先の出る所詳ならず。蓋し東國の人にて、應仁の比、太郎左衛門元安といへるあり。細川氏に屬して、城を宇多津に築いて居れり。  
元安の子を備前守元信と云ふ、京師にありて、管領家の事を執り行ふ。その子を太郎兵衛元政と云ふ。治亂記には勝政に作る。元信・之を宇多津に居らしめしが、元信・頗る所領を失ひ、津那二村川津等の數村を保てり。時に長曾我部元親・四長尾の城を築く。元政・之を恐れて栗熊村に砦を築きしが、天正十年、元親・諸城を降し來り攻む。時に十河存保も微勢になり、應援すること能はず。元政・固より兵少くして拒ぎ戦ふことを得ず、城を棄て退散す」と。

天正十一年の秋、元親・兵を二路に分ち、阿讃兩州に發向す。東讀岐へは香川五郎次郎親政を大將として、香川信景を後見とす。讃州兵衆五頭三千五百人を先陣とし、惣兵一萬二千人・四長尾に聚る。郡司奈良太郎兵衛・身方の中間を取り切られ、聖通寺の城を保つ事能はずして兵衆二百五十人を引きて、阿州へ越え、三好存保に力を合さんとす。元親・大西に有りて兵衆を聚む。阿波衆に土佐衆を加へて二萬人、元親自ら軍將として、阿州方勝瑞に押し向ふ。三好存保は、上方にて信長に破れたる諸將、四國にて元親に陥されたる兵將・悉く阿州に落集りて、三百餘人、兵衆三千五百人を先陣とし、存保二千餘人を以て旗本とし、矢野伯耆守を以て先陣の軍奉行として、勝瑞の南の方中富川に押出す。元親大軍を以て押來り、物の數ともせずして川を渡し、雌雄を決す。阿州騎旅の諸將・勞兵なれども、必死を致して相戦ひ其の場を去らずして戦死す。讃州奈良太郎兵衛元政・二百五十人を三手に作り、物集進士を左右とし、天晴昨日戦死を達らる。同國寒川丹後守も二百五十人を三手にして相戦ひ、同所にて戦

姓氏なり、東鑑所々に出づる所なり。是れ則ち將軍に屬して上京し、畿内に居住す。應仁年中に細川勝元に屬して四臣の内に掲りければ、時の眉目とす。奈良太郎左衛門元安、奈良備前守元信、奈良太郎兵衛元政の三代・鶴足郡の旗頭なり。然といへども、備前守は管領の介抱として、在京し、太郎兵衛を鶴足の旗頭として、後藤左衛門佐、物集大藏大夫、進士藏人佐を後見とす。然る所、土州長曾我部元親・永祿三年より起りて土州を傾け、幡多一條殿を逐ひて豫州を望み、字和喜多二郡を治め、河野出雲守通昌に和をなして、其の家臣を我が旗下に服し、阿州大西に出で、三好黨類を攻め、大西近き讃州を襲撃し、三野郡山田善兵衛を攻めて、其の領を奪ひ、香川五郎信景に和を成して、身方に服し、元親の次子津野孫次郎を養子に遣はし、香川五郎次郎親政と稱す。又山陽越して、仲郡の山分に出で新日本目を立とす。

同所藤の目の城主は齋藤下總守とて、細川家の兵將にして、世々奈良氏の旗下なり。近來阿州大西上野介が縁者たるによりて、上野介に誘引せられて土佐方に成

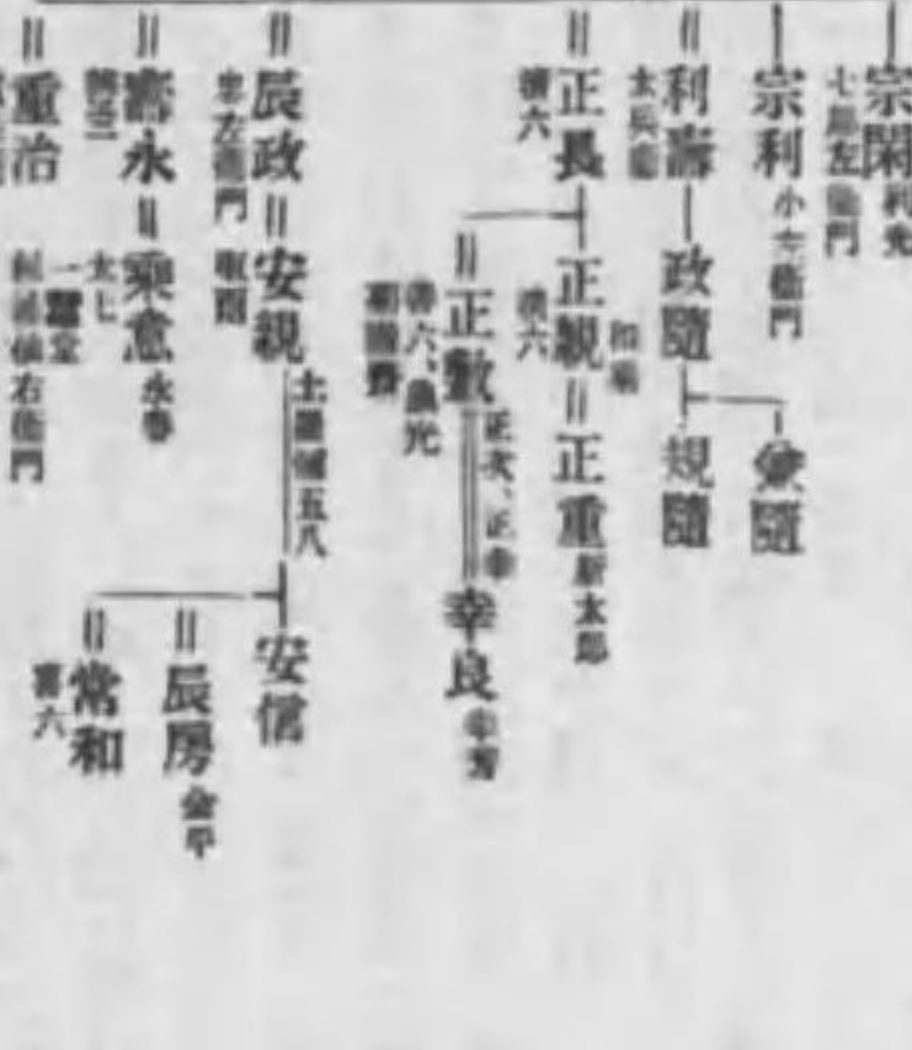
り、元親の家臣濱田善左衛門・一千餘人を加勢に入れ置かるゝと聞えしかば、奈良太郎兵衛・即ち三好存保に達し、鶴足郡那珂郡の兵を揃えて、其の勢二千餘人・時を移さず馳せ向ふ。後藤左衛門佐、物集大藏大夫、進士藏人佐・軍奉行として、仲郡里分伴源太郎を兵將として、山分は新目彈正を兵將とし、藤の目の城に押寄する。後藤左衛門佐・相計りて、諸手の攻口を相定め、各々次第を逐て遠巻にし、伴源太郎・五百餘人を以て、山陽指邊を指塞ぎ、大西の通路を絶つ。城兵は援兵なく、和平を乞ひ、城を明け渡す。齋田、濱田・兵を引て大西に歸る。

右の齋藤下總守が所領を、新目彈正に與へ、藤の目の城を修理し、彈正を入城せしむ。東方の兵衆・追々に到着して多勢に成りければ、太郎兵衛の兵勢・猛に震ひて歸陣す。元親・藤の目の城を取り返さんとて、齋藤下總守を案内とし、鐵炮を掛け、弓矢を射懸けて焼落すべしと有る所に、新目彈正大剛の者なれば、數十人を打落す。元親・城を俄攻にし、堀は死人にて埋め、陸は尸を興きて退く兵士の命に代りて、破城一つを得たり。

天正十一年の秋、元親・兵を二路に分ち、阿讃兩州に發向す。東讀岐へは香川五郎次郎親政を大將として、香川信景を後見とす。讃州兵衆五頭三千五百人を先陣とし、惣兵一萬二千人・四長尾に聚る。郡司奈良太郎兵衛・身方の中間を取り切られ、聖通寺の城を保つ事能はずして兵衆二百五十人を引きて、阿州へ越え、三好存保に力を合さんとす。元親・大西に有りて兵衆を聚む。阿波衆に土佐衆を加へて二萬人、元親自ら軍將として、阿州方勝瑞に押し向ふ。三好存保は、上方にて信長に破れたる諸將、四國にて元親に陥されたる兵將・悉く阿州に落集りて、三百餘人、兵衆三千五百人を先陣とし、存保二千餘人を以て旗本とし、矢野伯耆守を以て先陣の軍奉行として、勝瑞の南の方中富川に押出す。元親大軍を以て押來り、物の數ともせずして川を渡し、雌雄を決す。阿州騎旅の諸將・勞兵なれども、必死を致して相戦ひ其の場を去らずして戦死す。讃州奈良太郎兵衛元政・二百五十人を三手に作り、物集進士を左右とし、天晴昨日戦死を達らる。同國寒川丹後守も二百五十人を三手にして相戦ひ、同所にて戦

死す、矢野伯耆守も太刀打して馬を乗並べて勝負をとげんとす」と。  
又「奈良太郎兵衛が子女は、聖通寺山の城中の寶財頼朝を大船數艘に積み上げて上方に退き給ふ。また備前國に知由有りて、是に依り時を待ち、天正十三年、羽柴筑前守秀吉公四國征伐の後、奈良太郎兵衛の子奈良太郎右衛門と云ふ者、其の臣類老少を引具して、鶴足津に歸り、同郡津郷邊に居住す」と見ゆ。  
又全譜史に「天正六年、奈良太郎兵衛尉勝政・齋藤氏を討ち、新目正をして藤目城を守らしむ」と。齋藤、新目條を見よ。又奈良但馬守あり、金倉條參照。  
15 但馬の奈良氏 太田文に「二方郡温泉庄七拾四町六反半五歩、地頭奈良九郎宗光、同舍弟二郎左衛門尉正員」と見ゆ。  
16 鯨島氏族 薩隅の奈良氏にして、地理備考、薩摩國掛宿郡掛宿松尾城條に「島津久豊に至り、又是を奈良美作に與ふ。鯨島四郎宗家が苗裔なり。美作・關條にて、當邑大いに亂る。應永十六年、久豊是を討つ。美作・當城に據りて固く守る。久豊・衆を勵して、遂に是を拔く。味方、酒匂主計等戰死す。斯くて美作・罪あり

といへども、其勇略を愛み、久豊の侍臣たらしむ。同廿七年、頼妹某・頼妹城に據りて叛す。久豊又是を討つ。頼妹氏戰ひ破れて逃亡す」と。  
17 金工奈良家 その祖小左衛門利輝は寛永元年、幕府に召さる。宗貞(小左衛門、周防、利輝)一宗有(四郎兵衛、越前、利治)一利永(七郎左衛門、住吉、宗閑)



宗貞(小左衛門) 宗閑(利永)  
宗利(小左衛門) 宗貞(小左衛門)  
利輝(政隆) 利治(政隆)  
正長(正親) 正重(正親)  
正重(正親) 正長(正親)  
宗貞(小左衛門) 宗閑(利永)  
利輝(政隆) 利治(政隆)  
正長(正親) 正重(正親)  
正重(正親) 正長(正親)  
宗貞(小左衛門) 宗閑(利永)  
利輝(政隆) 利治(政隆)  
正長(正親) 正重(正親)  
正重(正親) 正長(正親)

及び象家の子兼常、皆奈良太郎と稱す、セキ條參照。又津山藩分限帳に「拾人扶持、奈良彦藏」と。  
又幕臣蒔繪師に奈良八左衛門雲勝、その子八郎左衛門貞利、共に名あり。御役繪由緒書に「奈良土佐(享保)云々」と。又江戸の豪商に奈良茂左衛門あり、本姓は神田氏也。その他、津輕、信濃、豊前等に存す。  
檜 ナラ 大和に檜庄あり。その他、前後各項を見よ。  
1 檜巨智 泰氏の族なるべし。前條第一項、及び桙巨智に同じ。正倉院天平勝寶元年文書等に見ゆ。コチ條參照。  
2 檜曰佐 奈良譯語に同じ。寶龜八年に、長岡忌寸姓を賜ふ。  
3 檜護師 魏族にして、此の氏人・太子傳等に見ゆ。倭書師に同じかるべし。ヤマト條、エシ條參照。  
4 檜勝 豐前國大賣二年塔里戸籍に檜勝赤賣、見ゆ。  
5 檜箇工 大和國に在り。ナラノフエフキ、及びフエフキ條を見よ。地名辭書に「國樺村大字檜井は、宮瀧の西に按す。延喜式、檜井坐神社、此に鎮座す。今春日

神と稱す(大和志)。古の國樺人の祭りし者なるべければ、春日と云ふは後世の事なり。國樺部の檜箇工あり、此の住民なるべし。延喜式に「國樺十二人、檜箇工十二人、古風を奏す」との事あり」と。  
6 無戸の檜氏 數流あり 奈良條を見よ。靈異記等により。又源平盛衰記に「檜の太郎友胤」を載せたり。  
7 雜載 東大寺正曆五年文書に「添上郡檜刀福某」と。又續西要略永正七年條に「秋冬の頃、大村、流谷、檜家の一族、東・杵島郡に出張す」と見ゆ。  
奈羅 ナラ 奈羅譯語あり、奈良、桙、杵等の條を見よ。  
柳樂 ナラ 石見に存す。  
那羅 ナラ 和名抄、山城國久世郡に那羅郷を收む。  
柞 ナラ 前數條に同じ。  
○ 柞巨智 奈良、檜等の巨智に同じ。揚慶風土記にあり。コチ條を見よ。  
奈良井 ナラキ 信濃國筑摩郡奈良井邑より起る。清和源氏木曾氏の庶流なりと云ふ。又檜井城(檜川村)は、奈良井治部義高の居城にして、後大寶寺となる。  
又鎌須賀藩の重臣に此の氏あり。

神と稱す(大和志)。古の國樺人の祭りし者なるべければ、春日と云ふは後世の事なり。國樺部の檜箇工あり、此の住民なるべし。延喜式に「國樺十二人、檜箇工十二人、古風を奏す」との事あり」と。  
6 無戸の檜氏 數流あり 奈良條を見よ。靈異記等により。又源平盛衰記に「檜の太郎友胤」を載せたり。  
7 雜載 東大寺正曆五年文書に「添上郡檜刀福某」と。又續西要略永正七年條に「秋冬の頃、大村、流谷、檜家の一族、東・杵島郡に出張す」と見ゆ。  
奈羅 ナラ 奈羅譯語あり、奈良、桙、杵等の條を見よ。  
柳樂 ナラ 石見に存す。  
那羅 ナラ 和名抄、山城國久世郡に那羅郷を收む。  
柞 ナラ 前數條に同じ。  
○ 柞巨智 奈良、檜等の巨智に同じ。揚慶風土記にあり。コチ條を見よ。  
奈良井 ナラキ 信濃國筑摩郡奈良井邑より起る。清和源氏木曾氏の庶流なりと云ふ。又檜井城(檜川村)は、奈良井治部義高の居城にして、後大寶寺となる。  
又鎌須賀藩の重臣に此の氏あり。

檜井 ナラキ 大和、信濃、下野等に此の地名存す。  
檜尾 ナラヲ 安西軍策等に見ゆ。  
奈良岡 ナラヲカ 次條氏に同じ。又羽後ノ豪族嘉成氏の一族に奈良岡盛物あり、南部勢侵入の時、謀略を以つて、其の先鋒權藤判官を破る。天正十六年の事也。後佐竹氏に屬す。加成條參照。又陸奥津輕にも此の氏存す。  
檜岡 ナラヲカ 羽後國仙北郡檜岡邑より起る。當地の豪族にして、北檜岡城に據り、檜岡豐前は戸澤氏に屬す。仙北次第に「檜岡殿も戸澤に一味す」と。戸澤條を見よ。子孫・戸澤藩の重臣たり。  
奈良譯語 ナラヲサ 又奈羅譯語に作る。ヲサ條、及び奈良條第三項、檜條第二項を見よ。  
奈良門 ナラカド ナラモン ナラト  
奈良木 ナラキ 伊豆に此の地名存す。  
檜木 ナラキ  
檜木野 ナラキノ  
檜下 ナラゲ 日用重寶記に此の訓見ゆ。羽前國南村山郡檜下邑より起る。  
奈良己知 ナラコチ 奈良、桙、杵、及びナラノコチ條を見よ。

檜巨智 ナラコチ 同上。  
奈良崎 ナラサキ 次條氏と通じ用ふ、併せ云へり。  
檜崎 ナラサキ  
1 佐々木氏族 佐々木系圖に「家行一山崎次郎源家(建久元死)一盛家(檜崎源太、法名入四)一義長(同源六兵衛尉、法名入眞、本名盛重、文永十六五十八四死去、母は吉田主殿承女)」  
景長 家長 賴景 賴行 一高行  
長重 賴重 信重  
長盛 源田次郎  
四舞 因幡房  
大輔房  
長康 良卯 大輔房  
梅重

檜原の誤りか。また寛政系譜に此の氏一家を載せ、家傳に「佐々木義賢の三男高治・藩生郡檜崎村に住せしより、檜崎を稱す」と云ふ。家紋四目結、釘抜。子孫「三郎右衛門正時—同正法（三左衛門）—同正秀（七兵衛）—正武」なり。

4 備中備後の檜崎氏 太平記卷三十八、諸國宮方蜂起條に「一勢は多治目備中守、檜崎を侍大將にて、千餘騎・備中の新見へ打ち出でたるに、秋庭三郎・松山の城へ多治目、檜崎を引入る」と。阿賀郡(舊多郡)新見邑宮栗城に據り、一に新見氏とも云ふ。永祿四年、毛利家に屬し、彦左衛門尉豊景、備後國鞆郡久佐に移る。久佐に檜崎氏の古壘あり(福山志料)。

5 美作の檜崎氏 眞島郡月田城主に檜崎彈正忠元兼あり、多々良記に「月田城主檜崎天童」と。毛利氏に屬す。天正二年、三浦氏滅亡の後、高田城主たりき、子孫

族にして、岩城家譜に「隆行の長子隆祐、檜葉太郎」と見え、仁科岩城系圖には「海道小太郎成衛—隆祐(猶太郎、常陸大掾、法名常信)—隆光(太郎左衛門、法名祐信)」と載せたり。

この地に檜葉八幡宮あり、又館山は檜葉太郎隆祐の宅址と傳へ、清隆寺は檜葉清隆の名を採れる也。又木戸邑の小鳩館は岩城明細記に「小鳩館、檜葉左衛門尉居れり」と。その後、相馬文書、應永十七年五郡一揆云々に「標葉、檜葉」と。又室町御内書案、享徳の頃「檜葉常陸介」見ゆ。

2 近江の檜葉氏 前項氏の族か。室町幕臣にして、康正段錢引付に「一貫文、檜葉左京亮殿、江州田上牧庄、段錢」と載せ、又「七百五十文、檜葉左京亮殿、江州田上中庄、段錢」とあり。而して永享以來御番帳に「一番・檜葉近江入道、檜葉七郎、檜葉彈正左衛門尉」と擧げ、又奥書に「伊勢守貞隆・着到を注し置き、檜葉近江入道、借出して上覽に備へ候」と。文安年中御番帳に「一番・檜葉次郎、檜葉七郎。在國衆・檜葉近江入道」を載せ、當徳院江州勘定着到に「檜葉左京亮貞運、」次に永祿六年諸役人附に「一番・檜葉若

6 眞庭郡四河内に存す。筑前の檜崎氏 檜崎彌八左衛門(元龜)檜崎土佐等あり。

7 雜載 その他、伊豫に存し、又茶道千利休の門に奈良崎彌左衛門あり。又幕末長藩勤王志士に檜崎彌八郎清義(寛治の子)あり、贈正四位。又同藩檜崎剛十郎義綱も勤王家にて贈從五位。又明治の志士に奈良崎八郎(筑前)、日清日露兩役に功あり。

奈良澤 ナラサハ 信濃の豪族にして、泉小次郎親衛の裔也。泉條參照。

奈良田 ナラタ 甲斐、肥前等にも此の地名あれど、此の氏は肥前國奈良田庄より起る。深堀文書、建武三年九月廿四日宰府觸狀に「奈良田次郎入道殿」を載せ、又鎮西志、建武三年八月晦日條に「奈良田次郎入道弁四」また要略七月晦日條にも見ゆ、豐福原の役、將軍方の將也。

檜谷 ナラタニ ナラヤ

檜戸 ナラド

檜中 ナラナカ ナラノナカ 和名抄、大和國添上郡に檜中郷を收め、東大寺天曆八年田券に添上郡檜中郷戶主泰阿彌古、見ゆ。奈良己知 ナラノコチ 又檜巨智、梓巨



一番・檜葉右京亮

3 攝津の檜葉氏 康正段錢引付に「一貫三百廿五文、檜葉左京亮殿、攝津國、原之内、龍屋段錢」と載せたり。

奈良橋 ナラバシ

奈良林 ナラバヤシ

檜林 ナラバヤシ

1 大藏姓 筑後國の豪族にして、領主附に「漢高祖末、原田末」檜林左京、三浦郡江上に居りて四町を領す」と。一に「八丁」、一に「二丁」と見ゆ。

2 雜載 京都の外科名醫に、檜林由仙あり。

檜原 ナラハラ 和名抄、大和國葛上郡に檜原郷を收め、奈良波良と住し、又美濃國土岐郡に檜原郷、又美作國英多郡に檜原郷を收む。その他、越前國に檜原莊、また上野、岩代、播磨、伊豫等に此の地名存す。

1 檜原造 紀國造族にして、大和國葛上郡檜原邑より起る。天平十七年正月紀に檜原造東人あり。此の人、後に天平勝寶

智等に作る。奈良、檜、梓、及びコナ條を見よ。

奈良己知部 ナラノコチベ 秦氏の族なる己知部・欽明朝、百濟國より歸化す。欽明紀に「百濟人己知部投化し、倭國添上郡山村に置く。今の山村己知部の先也」とある山村己知部は、即ち奈良己知部たる也。山村條、及び日本上代に於ける社會組織の研究を見られたし。

奈良高麗人 ナラノコマヒト 山城國久世郡那羅郷にありし高麗人也。ウネハラ、及びコマ條を見よ。

奈良笛吹 ナラノフエフキ 職業部の一にして、大和奈良にありし樂人也。奈良、國栖等の條參照。令集解に「奈良笛吹九戸云々。右の三色人等は、倭國より臨時に召す云々」と見えたり。又弘仁内裡式に「吉野國栖十二人、檜笛工、云々」と。國栖條、及び檜條を見よ。

檜笛工 ナラノフエフキ、同上。

檜葉 ナラハ 磐城國に檜葉郡あり、和名抄には陸奥國磐城郡檜葉郷とある地にて、後に分郡せし也。その他、上總等に此の地名存す。

1 桓武平氏岩城氏族 磐城國檜葉郡の豪

二年、勤君姓を賜ふ。イツシ條を見よ。

2 無尸の檜原氏 武智原傳、正倉院天平勝寶元年文書等に見ゆ・カバネを略せし也。その他は滋野條を見よ。

3 又後世、葛上郡の豪族に此の氏ありて、檜原城に據る。郷土記に「檜原山城・檜原小太郎」とあるもの之れ也。當國の豪族にして、至徳元年の大和武士交名に檜原と載せ、室町時代、當國國列衆の一たりき。

氏人は、これより前、若宮神主祐臣文保元年(一月十六日)祭禮記に「流鏑馬十騎、檜原五騎」と。又同二年祭禮記に「流鏑馬十騎、此の内五騎・檜原(刀)福有遠」と見え、下りて應永の頃、新次郎右衛門、刀藏左衛門入道等ありて、若宮領吐田庄給主職たり。是れ其の豪族たりしを以つて、本家(若宮神主)より補任せられたるものなり(大和志料)と。應永二十五年、伴田庄注進に「葛上郡三十三條六里十六坪四反小、ならはら新次郎右衛門殿。三十五條七里二坪五反、ならはら刀藏左衛門入道殿」と載せたり。

その後、應仁の頃、新左衛門尉口遠ありて、南都大乗院領高田庄中井殿庄の給主

職たりしも、武威に慕り、乃真謀役を勤  
仕せざるのみならず、土地を押領し、寺  
家の憂をなせること御兵士引付に見ゆ。  
要するに應仁以來、豪族割據して互に消  
長を争ふに及び、檜原氏漸く勢力を有し、  
永正二年、檜原三郎榮遠は國判衆十二家  
の一として、國務に参署せし事、興福寺  
英俊法印日記に見えたり。又大和武士六  
黨中、南黨の領袖にして、大徳武士春日  
大宿所勤番次第に「南等(黨)、檜原(大  
宿所五ヶ年、之を勤む)。葛上郡金剛山麓  
住・三萬石」と。後國判衆・相戦ふに及  
び、遂に備前に破られ、その摩下に屬す  
(大和志料)。

4 誠智氏族 大和國高市郡靈鷲寺常喜院  
上郡檜原元三「など見ゆ」。

記録に「天文廿一年三月二十八日、檜原  
伊保守家益判」と。  
5 藤原性 美作の檜原氏にして、笠庭寺  
記に「英田郡檜原郷(茄子十籠)藤原貞  
次」と。  
6 安藝の檜原氏 佐伯郡檜原より起る。  
藝澤通志に「檜原城。玖島村にあり、一  
に中山と稱す。檜原藤重政の所居」と  
見え、又安西軍策に「檜原監物(小早川  
方)を載せたり。その他、次條を見よ」。

1 安藝の奈良原氏 佐伯郡の豪族にして

前條第六項に同じ。永久三年、玖島地頭  
職を、奈良原右馬次郎に譲り與ふる状あ  
り。先祖藤重正は大和の奈良より來る  
と云ふ。小田條二十五項九六九頁を見よ。  
2 備前國の奈良原氏 島津家臣にして、忠  
昌公逝去の節、奈良原助八(法名關月道  
三)殉死す。當家殉死者の初め也と。幕  
末明治に奈良原繁あり、功を以つて男爵  
を授けらる。その子を三次と云ふ。

成相 ナラヒ ナリアヒ 和名抄、出羽國  
秋田郡(羽後)に成相郷を收め、又讚岐國香  
川郡に成相郷を收め、奈良比と謂す。その  
他、大和、淡路等に此の地名存す。  
1 成相真人 敏達帝の御裔にして、性氏  
録、未定姓、右京の部に「成相真人。  
淳中倉太珠敷天皇(諡敏達)の皇子・難波  
王の後者といへり。見えず」と載せたり。  
大和國廣瀨郡平尾に成相墓あり、押坂彦  
人大兄皇子(舒明天皇の御父)の御墓也。  
この氏と關係あるん。  
2 綾姓 讚岐國成相郷より起る。讚州藤  
氏系圖に「重高・藤大夫と稱す。成相氏  
の祖」と。羽床氏の庶流也。全譜史に「信  
安城は成相村に在り、成相右衛門安...  
に居る」と載せ、又南海通記等に見ゆ。

1 橘姓橘氏族 正覺院本橘氏系圖に「大  
養長左衛門正虎—支正(從五位下、檜村監  
物と號す。後鴨成院帝・宸筆の色紙を賜  
ふ。』としより、花咲き初むる橘の、い  
かで昔の香に匂ふらん」と。初め中納言  
直家に仕へ、後に秀家・諫言を用ひず、  
故に退居して檜村と稱す。東照君に召出  
され、備中にて二千石を賜ふ—正隆(生  
三郎。檜村監物の女・中島市之正に嫁し  
て、正隆を生む。市之正は宇喜多秀家に屬  
して旗頭と爲る(領七千石)。朝鮮の役、  
彼の地にて戰死す。時に正隆・當歳也。  
支正・愛孫の故に養育して子となし、檜  
村氏たらしむ」と。  
又支正の弟「利正(檜村孫兵衛。領千石。  
和泉河内を支配す)—之正(檜村孫兵衛、  
領五百石。十四歳より東照宮御近習に召  
出さる)—正房(孫八郎。松平右衛門督に  
仕ふ。寶永二歳病死)、弟正冬(權六郎、  
今松平三左衛門に仕ふ)とあり。  
この氏は浮田家重臣にして、檜村監物に  
至り、慶長四年、月川、花房等と共に浮  
田家を去れり。ウキダ、トガハ等の條參  
照。

檜本 ナラモト 美作國久米郡久米上戸南  
方中邑に存し、又信濃に在り。  
檜家 ナラヤ 肥前の豪族にして、鎮西志、  
永正七年條に「大村、造谷、檜家の一族」  
と。猶條第七項參照。又檜條參照。  
奈良屋 ナラヤ 泉州堺の豪商に奈良屋道  
沙あり、慶長中、家康より糸割符の朱印を  
與へらる。又常陸に此の地名あり。又江戸  
の町年寄に奈良屋市右衛門あり。先祖は大  
館氏より出で、大和の奈良に居る。市右衛  
門・家康に仕へ、子孫・江戸町々支配、神  
田、玉川兩水道の支配を兼ねしとぞ。大館  
條を見よ。  
奈良山 ナラヤマ 次條と通ず。  
檜山 ナラヤマ  
1 清和源氏南部氏族 陸奥國二戸郡檜山  
邑より起る。石龜信房の後に、奥南  
指南録に「康政公の三男石龜紀伊守信房  
の三男を檜山氏の祖」とし、又南部士譜に  
「石龜紀州高次(信房)の次男檜山帶刀義  
實は、親帯とも號し、五左衛門と稱す。  
二代直隆は慶長八年御證文に南部五左衛  
門とあり」と。又參考諸家系圖に「檜山  
久司芳隆、檜山愛吉親春」等を擧ぐ。

2 日向の成合氏 日向記に成合左近太郎  
載せ、又薩隅にも存す。  
業合 ナリアヒ 前二條氏と通ず。又備前  
照。

の同學者に葉合大枝あり、平田高胤の門也。  
 成井 ナリキ ナルキ條を見よ。  
 成石 ナリイシ  
 成家 ナリイヘ ナルヤ  
 成生 ナリウ ナリフ條を見よ。  
 成枝 ナリエ 薩摩國鹿兒島郡花尾神社大宮司なり。貴島條を見よ。  
 成尾 ナリヲ ナルヲ條を見よ。  
 成岡 ナリヲカ  
 成塙 ナリガキ 東鑑に成塙朝光・見ゆ。小山條参照。  
 成川 ナリカハ 房總の名族にして、桓武平氏と云ふ。里見家々臣なりと。又濱松井上藩中老に此の氏あり(武鑑)。  
 成木 ナリキ 武藏國四多摩郡成木邑より起る。私市氏系圖に「黒公一家信(成木大夫)及び家信の兄「武藏權守家盛五世孫成直一河原太郎有直一守直(成木)」と見ゆ。又熊谷系圖、直貞の譜に「成木大夫の婿と爲る」など多し。久下、私、熊谷、長澤等の條を見よ。  
 成清 ナリキヨ 筑後の士に成清助右衛門あり。堤氏家臣也。  
 成國 ナリクニ 備前の古苗にありと。  
 成毛 ナリケ ナルケ條を見よ。

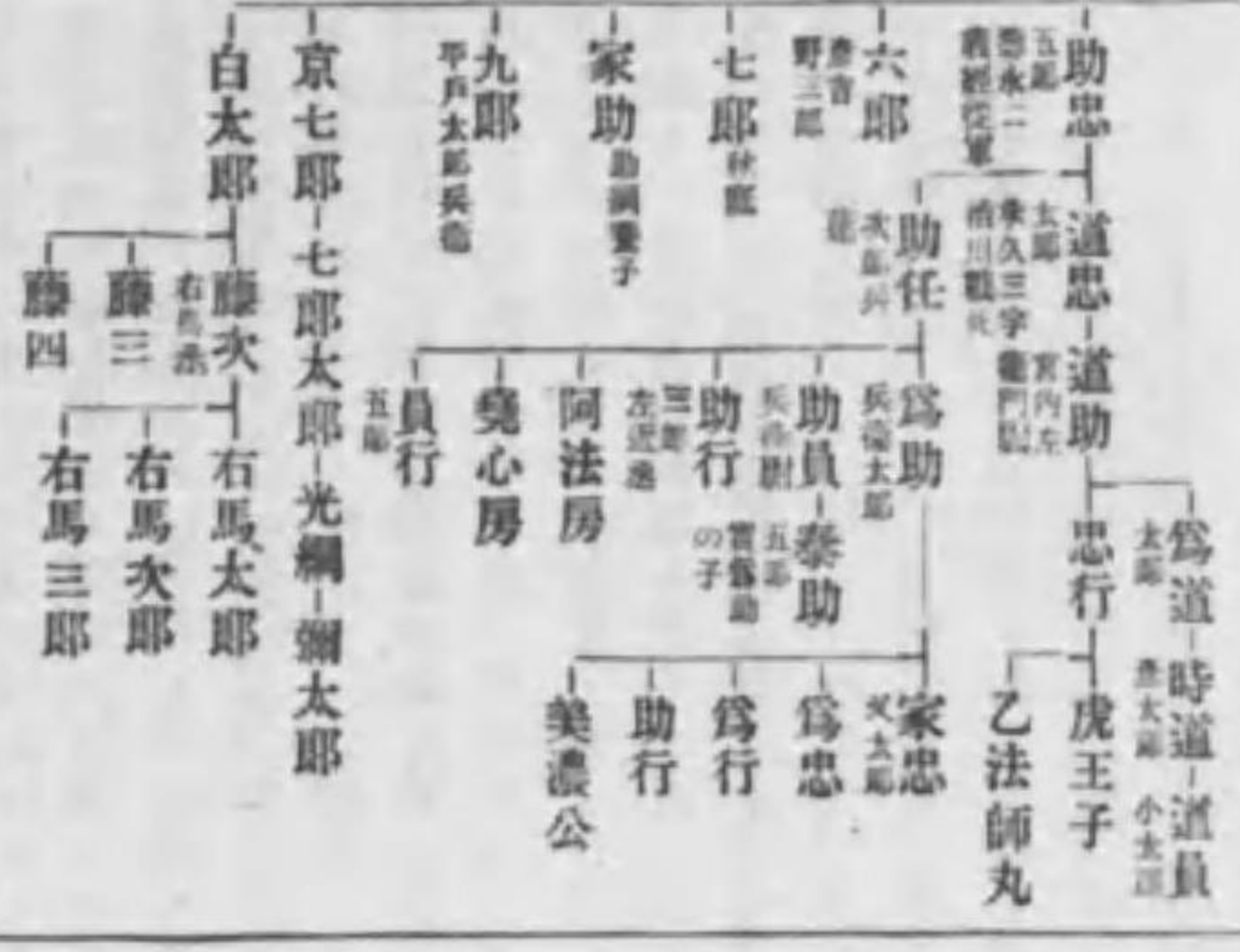
成貞 ナリサダ 豊前に在り。  
 成澤 ナリサハ 恒宜上、ナルサハ條に收めたり。  
 生澤 ナリサハ 東鑑卷五に生澤五郎・見ゆ。ナルサハ、及びイクサハ條を見よ。  
 成末 ナリスエ 備前に存す。  
 成田 ナリタ 伊豆、相模、常陸に成田庄、下總に成田郷、その他、武藏、下總、磐城、岩代、陸中、羽前等に此の地名存す。  
 1 藤原北家 武藏國幡羅郡成田邑より起る。成田系圖に「謙徳公の孫・基忠一宣直(騎四郡司)一曾孫成田大夫助高」と載せ、また家譜に「伊尹の子義孝が二男武藏守忠基の後」とせり。されど藩翰譜には「成田左馬允藤原氏範は、法成寺白太政大臣道長公の御孫、式部大輔任隆の末葉なり。初め任隆、武藏國の國司に任じ、當國幡羅郡に下り住む。其の子式部大輔助隆に四人の男あり、嫡男は成田と名のり、二男は別府、三男は奈良、四男は玉井と名のりて、是等が子孫は、世の人。武藏の四家とぞ申しける。是れ其の家の傳ふる所なり。成田五郎、別府小太郎などいふ者、古き物語等に見えしは、是等が事なり、但し新編系圖を見るに、道長に命じ置きて、此の時、成就せしなるかと。その他、幡羅條を見よ。  
 又幡羅郡東城(上須戸村)條に「當所に屋敷蹟あれど、何人の住せしやを傳へず。一説に成田黨の住せし地にて、其の後、古河の成氏も宿陣せしことありといへり。隣村西城村の城跡は、往昔左近衛少將藤原義孝より其の孫式部大輔助高も居住ありしといへば、古く成田氏の住せし地にて、かの西城に對し、當所をかく鳴へ、其の頃營などありし歟。又城は條里の條の假借にて、田里の割より起りし名なるも知るべからず」と。  
 又埼玉郡上城は、上村の北小名堀内の邊を云ふ。是れ成田氏數代住居の所にて、後年こゝより忍城へ移りしと云ふ。今は皆陸田となりて、小社の八幡を置けり。  
 成田家譜等を按ずるに、成田は藤原伊尹公の子左中將義孝の二男武藏守忠基が五代式部大輔助高に出づ。助高・當所に住せしより、在名を氏に唱へり。是れ成田氏の祖なり。夫より子孫下總守親泰まで八代こゝに住せしを、文明年中(或は永正の頃)、忍城へ移りしと云ふ。鎌倉管領九代記、永享十二年七月朔日合戦の條に

公の御孫の中に任隆といひしは見えざるか」と。  
 又旅宿問答(永正四年、僧覺重が撰。湘山星移集は本書の抄文なり。地名辭書)に「關白道長の孫・式部大輔任隆、武州の太守として下向し、幡羅の郡に御座す。郡徒之を稱して幡羅太郎と號せり。此の曾孫に成田の三位式部大輔助隆、是れ八幡殿の伯父と申し傳へたり。助隆に四人の子有り。嫡子家を次ぎ、次男は別府、三男は奈良、四男は玉井云々」と。  
 蓋し古く道長の裔と傳へ、後に伊尹裔と改めしならんも、就れより云ふも、かゝる人・正確なるものに見えざれば疑ふべし。蓋し當國の古族幡羅郡領・その私領を攝關家に獻じて、その庄司となり、いつしか其の裔と假冒するに至りしものならん。されど諸系圖皆然れば、暫く舊説に従ふべし。  
 2 發祥地、及び傳説 新編武藏風土記、幡羅郡妻沼村、式部大輔助高墓、條に「村の東北林中にあり。高五尺五寸、幅二尺許の板碑にて、表に釋迦文珠普賢、及び梵字を彫り、裏面に『大同元口二月十五日』と銘す。按ずるに成田家譜に「藤原伊

尹の子左中將義孝の一男武藏守忠基が五代・式部大輔助高、武藏國司と爲りて、幡羅郡に住居す。依りて時人・幡羅の大殿と稱す」とあり、此の人なるべし。されど、かゝる貴族の墳墓にして塚だに築かず、僅に板碑のみ建べきの故なし。恐らくは助高・當郡に住せしと云ふ事著るしきにより、好事の者の附會したるなるべし。殊に板碑の裏面に年月を彫するもの、他に例なき處なれば、其の妄作なること推してしるべし」と。  
 又日向村八幡社建久の記に「天喜五年、源頼義奥州征戰の時、當郡に滞留す。其の頃、式部大輔助高、郡中西城に居住す。城の東に四町四方の池有り、大蛇栖みて村民を憐す。然るに頼義の命に寄りて、島田大五郎道平と云ふ者、彼の大蛇を退治し、其の地より利根川迄、堀をほり水を通ず。是れを道平堀と名く。其の蛇を退治有しを、頼義征伐の吉事なりとて、當所に八幡を祭る、天喜五年八月也。建久三壬子年八月十五日、日向彌五郎・記録を寫し畢る」と。此の記書信ずべからずといへども姑く載す。天喜五年の勸請・買ならんには、前年頼義道途の時、土人

に命じ置きて、此の時、成就せしなるかと。その他、幡羅條を見よ。  
 又幡羅郡東城(上須戸村)條に「當所に屋敷蹟あれど、何人の住せしやを傳へず。一説に成田黨の住せし地にて、其の後、古河の成氏も宿陣せしことありといへり。隣村西城村の城跡は、往昔左近衛少將藤原義孝より其の孫式部大輔助高も居住ありしといへば、古く成田氏の住せし地にて、かの西城に對し、當所をかく鳴へ、其の頃營などありし歟。又城は條里の條の假借にて、田里の割より起りし名なるも知るべからず」と。  
 又埼玉郡上城は、上村の北小名堀内の邊を云ふ。是れ成田氏數代住居の所にて、後年こゝより忍城へ移りしと云ふ。今は皆陸田となりて、小社の八幡を置けり。  
 成田家譜等を按ずるに、成田は藤原伊尹公の子左中將義孝の二男武藏守忠基が五代式部大輔助高に出づ。助高・當所に住せしより、在名を氏に唱へり。是れ成田氏の祖なり。夫より子孫下總守親泰まで八代こゝに住せしを、文明年中(或は永正の頃)、忍城へ移りしと云ふ。鎌倉管領九代記、永享十二年七月朔日合戦の條に

「一色伊豫守は、去る正月、鎌倉を逐電し、武州の成田が館に隠れ居たりしに、北一揆の者共を相かたらひ云々、上杉性順、長尾景仲・成田が館に押よす」とあるは當所の館なるべし。  
 又「上村は、天正の頃、成田下總守領す」と云ひ、「成田。成田左部大輔助高・當所に住し、在名を氏とす。殿山、この名も成田氏住せしより起りし鳴なり」など多し。  
 3 系圖 龍淵寺(成田郷太平山)に貞享元年編輯せし成田系圖一帖あり。其の末に「惜しきかな、代々の家系傳記、氏長の時に至り、野州高山城に於いて焼滅也、云々。今拾遺補闕して、之を龍淵の寺に投ずる也」と。同系圖に「謙徳公の孫・武藏守忠基一宣直(騎四郡司)一家忠(武藏大夫、藏人大夫)一道宗(幡羅太郎)一助高(成田大夫、又助隆)」  
 助廣 廣能 廣忠 能忠 助忠 能綱  
 成田太郎 小次郎 三郎 四郎  
 行隆 助綱 資泰 忠綱 家綱 家時  
 高長 高直 高直 高直 高直 高直  
 高直 高直 高直 高直 高直 高直  
 助實 家助 家助 家助 家助 家助  
 王井四郎 四郎左衛門尉 七郎



資員(五郎左衛門。二男・嫡子に立つ。永享二年九月十二日卒、忠山宗節。弟に家清・五郎四郎、嫡子なれど二男と成す。其の弟に六郎時保、四郎三郎家秀、小次郎左衛門尉頼時、七郎廣綱、八郎家綱、清水村住、大輔等見ゆ)一顯泰(資員男、下總守。越中國へ光嚴寺を創む。文明十六年四月八日卒、清岳成安。遺骨は成田邑に葬る)一親泰(下總守。武藏藤原奈良集福寺を創む。大永四年六月八日卒、貞

岡宗(下總守、法名宗洞)一氏長(下總守)一某(左馬介)、其の妹は大閤の妾、甲斐と。又長泰の弟「朝興(小田伊賀守)、其の弟泰季(肥前守。天正十八年六月卒、法名義祖。妹は太田信濃守の妻)一長親(大藏大輔、自水齋。尾州寓居。慶長十七年二月四日、六十七にて卒す。清岩義緒)一長季(源左衛門。母は遠山藤五郎の女。天正以後尾州に仕す)一長次(藤左衛門、弟に長左衛門正明、源左衛門時明、妹は由井孫吉の妻、其の妹は佐藤右衛門の妻)と。又泰季の弟「善照寺(向用齋。其の弟近江守を載す)一善照寺(意庵齋)一泰義(成田市左衛門)一氏次(庄次郎。紀州頼宣卿に奉仕)と。又氏長の弟「泰親(左衛門尉。弟に内匠、妹は須賀修理亮の妻、其の妹は市田太郎の妻)一重長(新十郎。母は上杉憲守女、弟の左馬介泰之は大坂兩度の軍に供奉す。重長死し、島山主。其の弟に内記泰直あり)一房直(新五郎)と載せたり。又一本に「長泰(太郎五郎、上總介、下總守、蘆伯)



又「氏長一氏範(實は弟、左衛門尉、泰高、泰親)一重長(新十郎)、弟泰之(左馬助)一房長(重長の子、新五郎)なりと。4 氏人 保元物語、官軍勢次郎の條に「武藏には成田太郎、箱田次郎、河上三郎、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎」と載せ、次いで平家物語、及び源平盛衰記に成田五郎を載せ、また盛衰記に「成田兵衛尉爲成、田使俊」見ゆ。又東鑑卷九に成田七郎助綱、卷四十に成田入道を載せ、承久記卷二に成田氏・見え、又卷四に成田の二郎、成田兵衛等の事あり。また翁草、鎌倉時代の武士の所領を擧げて「三萬町(武州の内)成田五郎房本」また「千町(同)成田小兵衛房次」などあれど詳かならず。下りて相州兵亂記に「四郡の住人成田の某・大森の前に来りて、敵已に山上に滿々たり」と。また「管領よりも加勢には成田下總守、遠江孫二郎、云々、長尾但馬守名代に成田中務丞、其の外武州の南

一撰」と載せ、また道灌譜に「文明十年二月、道灌・成田某が守る所の小机寨を攻む」と。又兵亂記に「忍の成田下總守、新田、長尾云々」など見ゆ。以下次項を見よ。

5 成田親泰(下總入道宗節)の世に及び、當時の亂に乗じて近隣を打靡け、埼玉郡忍の城を構へて移り住む。その子下總守長泰に至りて、手に關する兵一千騎、上杉が東國を管領せし世には、東國の一の大名たり。北條氏・起るに隨ひて、上杉家亡びしも、長泰・故管領が跡を慕ひて、上杉彈正大弼輝虎入道謙信に心合せて、北條を伐たんとせしに、永祿三年春、謙信を恨むることありて北條に與みす。兵亂記に「忍の城主成田中務長康、龜岡八幡宮)惣門に有けるが、管領へ禮の作法・少しく無禮なりとて、景虎怒り、扇にて長康のひたいを打ち、烏帽子を打落す。長康・主従の儀なれば、力及ばず、扇谷の宿に歸り、郎等どもを呼び、申けるは、吾代々上杉家の舊臣なれば、此の人は先づ主なれば、指たる思もなきに、最前に参りぬ。然るに諸人の見る處にて、いやしくも五百餘騎の大將を扇にて打ち

玉物かな。此の仁は仁義をも知らず、片皮やぶりの猪のしゝなりと悪口して、手勢五百餘騎を引率して、即時本國へ歸り玉ふ」と見ゆる之れ也。同書、また「小田勘三郎・是は成田長康が二男なりしかば、成田下總守が方へ勢を遣はす」など多く見え、又其の居城につきては新編風土記に「忍城。郡の四方にあり、平城にして東を首とす。本丸、二丸、三丸、及び内外の、曲輪、櫓臺、十二の城門、備はれり。本城外曲輪とも、池沼或は深田をもて固めとなし、最も要害よき地にて、關東七名城の一なり。外曲輪の門は、長野口、北谷口、皿尾口、持田口、大宮口、下忍口、佐間口、凡そ七、其の外は總て田島にて、城下町は曲輪の内であり。又東南佐間口の邊より、東北北谷口へかけては、忍川延亘して、自づから堀構となれり。曲輪の周回は凡そ二里半、廣狹は推して知るべし。東鑑に、忍三郎、忍五郎、忍小太郎、忍入道など見えたれば、是等の人、はや其の地の宜しきを見て、こゝに住せしは論なし。されど此の頃城ありしとは思はれず。小田原記、關東古戦録を合せ考るに「成

田下總守親泰入道宗節、見玉武藏大後軍行を欺き殺して、彼が所領を併せ、忍城を築く」と云ふ。重行を或は忍大壘ともあり、成田系譜に據れば、成田が忍の城主となりしは、文明年中の事なりと見ゆ。又宗師法師が東路の寇に「武州成田下總守顯泰の亭にして、あし鴨の汀は、かりの常世かな(宗師)水郷なり、館のめぐり四方沼、水幾重へともなく、蘆の霜枯三十四町四方へかけて、水鳥鷹多く見えわたるさま」と。又千句の興行などもあり。宗祇が爰に來し年月は知れざれど、文明の頃なるべしと云ふ。此の記に云へる顯泰は、親泰が父なり、されど詞書のさま、忍城の地形に能くかなへば、此の頃、已に成田氏・爰に移りしにや、姑く異説に備ふ。又一説に「永正年中、成田、此の地へ移りしと云ふは誤りなるべし。されば是より前、既に城ありて、成田は修理せしなるべし。親泰卒し、其の子下總守長泰、孫下總守氏長まで、三代當城に住す」と。その後、長泰は上杉氏と争ひ、子息氏長と共に、歪尾城に押し寄せ、太田美濃守實正と戦ひ、晩年又その子氏長(下總守)

と争ひしが、終に髪を剃り、蘆伯入道と名のり、氏長に家を譲る。後氏長・北條の催促に隨ひ、駿河の國に向へり。その他、永祿六年諸役人附に「成田下總守長泰(武藏)」と載せ、又高麗文書に「成田彦七郎殿」見ゆ。

6 滅亡 天正十八年春、秀吉、小田原征伐の際、下總守氏長は、城には軍兵四百餘騎を籠め、己は舍弟同左衛門尉、同土佐守、同肥前守を初め、一族郎従五百餘騎を引具して、小田原の城に籠り、秀吉方は、石田三成を軍奉行とし、佐竹、宇都宮の軍勢、忍の城に押寄せ、忍城は關東七箇の名城として、佐野の唐澤、新田の金山、佐竹の太田(以上は山城)、當城、河越、上野の飯橋、下野の宇都宮(此の四つは平城)と並べ、此の七城は、終に攻落されし事なしと夏日記に出でたり。城中に籠る士は船橋内匠、坂巻親實など東國に名を得し剛の者、士卒を下知して防ぎ戦ふ。關東古戦録に「當所は、元來全體の大沼なり。中務入道宗蓮・多年人力を勵して、築き成して、城壘とす。然れ共、今猶ほ四面深田にして、人馬の駈引不自由なる故に、寄手攻備ぐみて、暫は

見合せたれども、攻めずしては落つべき様なし云々」と。

その後、秀吉の軍に降る、新編風土記に「天正十八年、大關秀吉・小田原陣の時、氏長及び弟左衛門尉泰親は、小田原の加勢に加はり、當城には宿居として、成田肥前守泰季を置きて守將とし、行田口に島田出羽守、荻野傳右衛門、坂本將監、福田治部右衛門、吉野源太左衛門、同源三、同源七、歩卒共に五百人なり。又一説には「本庄越前守。此の口を堅めたり」とも云ふ。長野口には、柴崎和泉守、同新四郎、三田加賀守、同次郎兵衛、鎌田次郎左衛門、成澤庄五郎、秋山惣右衛門、以上三百人。北谷口を守る家人は、栗原十郎兵衛、藤井大學、横田一學、沼野兵庫、江口主水、雜兵ともに二百五十人。皿尾口は篠塚山城守、安藤次郎左衛門、宮原左近、長瀬與三郎、松橋内匠、輕卒ともに二百五十人、一説に「此の口を堅めし家人は、松岡豐前、山田河内守」ともいへり。持田口に籠る城兵は、長瀬因幡、松木織部、長瀬新八が人数百七十五人、或は「成田土佐、田山又十郎なり」とも云ふ。大宮口は齋藤右馬助、佐藤彌一郎、

門井主水、平賀又四郎、布施田彌兵衛、松岡十兵衛、小寺右馬介が手勢二百三十人。忍口を守る家人は、酒巻親實、手島采女、青木兵部、矢澤玄蕃、櫻井藤十郎、堀勘五郎等の人数六百七十人。佐間口を堅めし家人は正木丹波守、福島主水、内田三郎兵衛、同源内、櫻井文右衛門、輕卒共四百三十人。

其の餘、栗原攝津守、延沼十郎、山田又兵衛、加藤五郎兵衛、吉野織部、中村主水、大田左衛門、鈴木源正、佐藤某、村野市左衛門、伴近林、加藤隼人、中村藤十郎、吉羽彦之丞、同兵衛、半原織部等・遊軍となりて、諸備の持口を見廻り城兵すべて二千餘にして敵の寄せ来るを待つ處に、寄手は石田治部少輔三成を大將として、當城へ馳向ひ、城の東方半里を隔て渡柳村と云ふ所を本陣として、且つ小塚を數多築いて仕寄せす。副將・伊藤丹後守重實、鈴木孫三郎重朝、及び降人北條左衛門大夫氏勝、佐野、足利の兵都合七千餘人、下忍口、大宮口を責む。佐間口には長東大藏少輔正家、速見甲斐守時之、中村式部少輔氏種、并に羽生關宿の降人、都合四千六百人・崎玉村に陣

す。長野口、北谷口の寄手は、大谷形部少輔吉隆、松浦安太夫宗清、堀田圖書介勝吉、木柄の降人、都合六千餘人、皿尾口の寄手は、中郷式部少輔有能、野々村伊豫守雅春、降人古河、加沼の兵、合せて五千餘人を差し向けて、只持田口の一方向をあく。

寄手都合二萬六千人、城兵は僅に二千四百六十餘人に過ぎざれど、元來要害堅固なれば、寄手攻あぐむ。時に、三成下知して云ふ、城地のひくきこそ幸なれ、水費然るべしとて、本陣の坤の方、樋上村堤根村へ新堤を築き、袋、鎌塚、大井の三村にかゝれる古堤へ築き續けて、六月十一日土功竣りしかば、南は荒川を堰き入れ、北は中條より、利根川を漕ぎ來りて水費をなし、同十六日、外曲輪は殆んど取没すといへども、本丸は猶ほ恙なくして、徒に日數を過せしうち、案に相違し、袋堤・根の間より新堤崩れて、瀕つて石田が通路を絶ちたりしかば、寄手殊に危かりし所へ、加勢として、淺野彈正少弐、木村常陸介、赤座久兵衛等馳せ來て、淺野は長野に陣し、赤座は石田に加はり、木村は皿尾に控えたり。かゝる折しも、

城主氏長、山中山城守長俊が策に従ひて、裏切の心を生じ、手自ら書翰を下して、當城を敵方へ明渡すべき由を言遣しければ、即ち下知に任せて、城を長政に渡せしと云ふ」と見ゆ。

7 復興 その後、蒲生飛騨守氏輝・奥州の守護となりて會津の地に下向す。氏長、令弟左衛門尉と共に兵船が家に仕へ、十九年夏、九月亂平ぎ、氏輝・勳賞を賜ひし後、氏長も秀吉に召し出されて、下野國烏山の城を賜ひ、二萬石を領す。九月陣に功ありしに據る。藩論譜には「關白奥に向はせ給ふ時、成田が妹・無双の美人なりと聞召し、下野の國小山の邊、百々塚の御陣に召されしより、御寵愛淺からず、此の女房の折にふれて兄がこと歎き申せし故とぞ聞えける。其の子左馬允氏範・家を繼ぐ。大坂前後の戦には、將軍家に隨ひて、首六十七切つて獻る。幾程もなく卒しけるに、世嗣なければ、家絶えたり。

ふ「氏長・文祿四年十二月十一日卒。氏範は、即ち弟左衛門尉なり。初名泰高、後又泰親と改む。元和二年十二月十八日卒す。長子新十郎重長、父に先立て、慶長八年死。次子左馬助泰之・繼ぐ、元和八年十一月七日頓死し、城邑を收めらる。兄新十郎が男新五郎房長・其の遺跡を繼ぐ」と。

8 幕臣成田氏 前項成田氏の族と云ふ。寛政系譜三家を載せたり。家紋丸に横三引、五三桐。「丹後守勝基(北條氏直家臣)一左大夫勝定一甚右衛門勝宣一又右衛門勝信」也。又下總守氏長が後と云ふあり。家紋丸に堅三引、丸に萬。

9 桓武平氏千葉氏族 下總國埴生郡(印旛郡)成田邑より起る。千葉系圖に「馬加陸奥守康胤一千葉介胤持一同輔胤一胤友(成田四郎、兄孝胤の名代と爲り、所々へ出馬、合戦高名あり)」と。

これより前、千葉六代常胤の弟常晴(成田左京進養子に成り、家督を續ぐ)と。その他、成田隼人、また千葉十三代「貞胤の妹・成田太郎妻」と。又成田外記、成田利部少輔、成田監物・等を載せ、又常陸軍記に「成田の成田八郎は、府川の

豊島氏に臣属すること見ゆ。何の世よりか、此の地に不動明王を祭り、天下に名高し。

10 常陸の成田氏 行方郡に成田荘あり、正中二年の最勝光院領莊園目録に初見す。「蓋し持明院家の寄する所也」と。

11 宇都宮氏族 宇都宮系圖に「道兼の子、兼隆の妹兼子・大藏卿藤原道任と通じ、任隆を生む。任隆・武藏國司と爲る」とあり。以下第一項、第二項を見よ。地理志料には「下野國河内郡成田郷。宇都宮系圖に任隆。此に居りて、成田氏と稱し、後に武藏國播磨郡司に任ぜられ、世々忍城に居る」と。誤れり。

12 會津の成田氏 新編風土記、河沼郡小島村條に「常勝寺。天正の頃、葦名家の臣成田右馬佐某と云ふ者、越後國安田村宗壽寺五世龍巖と云ふ僧を請じて住せしめき。館迹。天正の頃、成田左京亮常定、住せしと云ふ。今下野尻村の醫師成田兼壽と云ふ者は、左京亮が子孫なりと云ふ」と載せたり。

同書、又繩澤村條に「墳墓。小島村の地頭成田右馬允の妻の墓なりと云ふ。天正中、大槻太郎左衛門・叛逆を企てし時、

成田も一疎せしが、大槻軍敗れて落行きしかば、成田も其の後を逐ひ、此所に至りしに、黒川の軍兵に遭ひて討たれし故、此に埋めしと云ふ」とあり。

又下野尻村條に「舊家・成田兼壽。醫師なり。先祖は成田左京亮常定とて、小島村を領せしとぞ。常定が子右京進某と云ふ者初めて爰に來り、相續いで十世、今に至る」と。又大沼郡領家村條に「小名成田。肝煎成田元次と云ふ者。寛政二年に廢田を興し、此の民居を開く」と見ゆ。

13 鹿角の成田氏 陸中國鹿角郡の豪族にして、南北朝時代の忠臣なり。南部氏と共に北畠國司に屬して、忠勤を抽んず。建武二年十月に、國司・南部師行に告げて、成田六郎泰次と交會し、以つて相謀るべし」と。又延元二年正月、師行・成田泰次と相謀り、藤崎、平内の兩域に分れ籠る。時に曾我與一貞光、安藤五郎二郎家季等、來り攻めし」事など文書に見え、又建武四年八月の曾我太郎貞光の軍忠狀に「去年八月一日、鹿角郡國代成田小二郎左衛門尉・對治の爲、御發向の時云々」と。又八戸系圖に「延元元年八月一日、尊氏の黨津利六郎四郎源清連、及び曾我太郎

貞光の屬曾我左衛門次郎光時等、成田小二郎左衛門頼時が守る所の鹿角郡大里城を圍む。傍近に師行の采地あり。故に家士小笠原四郎、鳴海三郎太郎等を以て、兵を率ゐる赴援、賊・利なくして退く」と載せ、また曆應三年貞光の軍忠狀に「去る三月、成田小次郎左衛門尉、同六郎等、國中に亂入す」と。

この成田氏の事は津輕郡中名字に「鹿角三百町、國侍は奈良、成田、安部、秋元也。成田は田内、三介田、夏井、名越、雄猿の五人に別る」と載せ、此の氏、一に「安保氏の裔なり」とも云ふ。又鹿角由來記には「鹿角郡三百町へ、京侍・安保、秋元、成田、奈良の四家の人々降り、四十二人の仲間ありて、村々を領知し、花輪の稻荷明神を氏神總社とす、四十二體の明神なり」と。

郡内神田は成田氏の居邑と云ひ、又大里に此の氏の居館あり、前述曾我貞光の軍忠狀に「大里權に馳向ひ、押し寄せて合戦を致す」と見ゆ。後世、南部守行に亡され、子孫は南部士譜に「成田氏、紋・花澤温。先祖鹿角郡荒川村住居。成田平左衛門長知、初め北松密二屬し、知行二

百石」と。又吉米地系圖に「一に成田と稱す」と云ひ、又成田彦右衛門等を擧ぐ。

14 津輕の成田氏 前項所載成田泰次が籠れる平内城は當郡にあり。又建武二年三月十日、大藏橋少輔清高の奉書に「外濱内摩部郷云々。尾張彈正左衛門尉殿」とあるも、成田頼時の事かと云ふ。當時、南部師行、多田貞綱と相並びて、津輕の奉行人たり（地名辭書）と。

15 羽後の成田氏 鷹巢の名族に此の氏あり、第十三項の後裔なるべし。家紋丸に二引鶴。

16 羽前の成田氏 酒田廿六家の一にして、平泉藤原秀衡の妹徳尼公に従ひ來りし奥州侍と云ふ（庄内物語）。又西置賜郡に此の地名存す。

17 越後の成田氏 蒲原郡大茂城（大面村、一に大面城）の城主に成田備前あり。丸田條參照。

18 能登の成田氏 三州志、鹿島郡金丸（金丸保金丸村）條に「天正七年、長連龍福水出張の時、温井三宅方より、東馬場に山莊監物をおき、佛性寺に八代肥後、古浦屋新介をおき、小竹に成田武安をおけるを、八年六月、連龍、菱島の戦に勝ち、

尾撃して佛性寺の砦を攻め取れば、関吉右衛門・火を縱ちて遁ぐ。連龍・又東馬場、小竹の兩砦へ向へば、山莊、成田・砦を棄て走り、連龍・兵を勞せずして、之を取りて福水へ歸陣す」と。長條參照。

19 清和源氏新田氏族 家紋三折敷、五三桐。寛政系譜に「直高（宗庵、法眼）―直寛（宗竹、宗庵）―郷美―直之―元貞」と載せ、幕府藝者の書附に「二百俵、醫師成田宗庵、今以つて同高、寄合成田宗竹」と見ゆ。第二十三項參照。

20 尾張の成田氏 尾張志、愛知郡烏柄城（烏柄）條に「城主は成田久左衛門と府志にいへる如く、成田氏なる事は、多々羅世系録、山口將監盛重の女子の條下に「取隅殿と號す。成田長右衛門尉の母」とあるにて知られたり。この取隅殿とあるは、即ちこの處の烏柄といふ地名なる事しるきものなり。笠寺の藏書に成田縫殿時重が長享二年戊申九月廿八日にかける寄進狀に見え、天文廿二年四月赤塚合戦のとき、山口九郎次郎が足輕大將に、成田彌六、同助四郎といふあるも、久左衛門が祖先那代の内か、又は同族なるべし。此の村に今も成田名字の民家四五軒あり」と。

山口、多々羅、大内條參照。

21 清和源氏石川氏族 美濃の豪族にして、尊卑分脈に「石川三郎基光―澤田十郎光義―光治（號成田、美乃國市橋庄地頭、承久勤功）」と載せ、隈部系圖には「光治（石川成田次郎）―光清（成田太郎兵衛尉）」と見ゆ。

又新撰美濃志、池田郡市橋色條に「成田光治。この地頭にて、分脈系譜に、源頼親の裔孫石川太郎光義の子なり。承久の勳功に依つて、市橋莊地頭と見えたり」と。子孫市橋條を見よ。

22 伊勢の成田氏 河曲郡の豪族にして、須賀保（須賀村）に據る。北畠分限帳に成田準人を載せたり。

23 醫道成田氏 勤王家也。後醍醐天皇隱岐遷御の節、雜色成田小三郎・國分寺の僧を語らひ、醫固の武士名和泰長を招き、上方官軍の勝利の事ども聞き、御供して伯耆に渡り、名和氏の許に使す。伯耆の卷には成田小三郎入道と見ゆ。傳へ云ふ、東國の人也と。第十九項參照。

24 阿波の成田氏 成田筑前守元次等あり。

25 日向の成田氏 日向記に「成田淡路守、成田藤十郎」等見ゆ。



26 鑑載 その他、紀州家重臣、龜山石川

藩派役、蓮池鍋島藩重臣、二本松丹羽藩重臣、糸魚川松平藩中老等に見え(武鑑)、又蒲生氏郷家臣に成田左衛門尉(前に云へり)。又秀康贈給帳に「四百石成田清左衛門」を擧ぐ。又伊達家臣に見え、伊達遠江守家臣に成田五郎七あり。又京極殿給帳に「二百石成田助九郎」と。又伯耆流拔刀術に成田又左衛門重成あり。又田中藩知行割帳に「四百石成田源右衛門」を載せ、加賀藩給帳に「千石(丸内二引)成田外膳助、五百石(同)成田宗左衛門」を載せ、又名漆工成田三左衛門は泉州の人、金森侯に仕へ、飛騨春慶を始む。その五世に成田正武あり、又名工と稱せらる。又信濃、攝津等にも存す。

成武 ナリタケ 上總に此の地名ありて、鎌倉時代、鎮西引付、武藏修理亮英時代に「成武六郎」を載せたり。

成谷 ナリタニ ナルヤ 土佐の名族也。

成塚 ナリツカ 豊前國下毛郡成恒邑より起る。宇都宮城井氏の族にして、大系圖に「山田政房—成恒政俊—政義—業政—政家—有家—有道—業俊」と見ゆ。應永正長の頃、

成恒種隆あり、下毛、上毛二郡に威を振ふ。その後天文の頃、下毛郡雄に成恒重輔、その子鎮種、また成恒鎮家等あり。

その居城、田島崎城は成恒村にあり。築上郡志に「南北朝の頃、成恒左衛三郎種定・居り、次郎左衛門種仲、伊豆守種頼、近江守種隆と相繼ぎ、應永十七年五月、下毛郡今行村(今の成恒村)に移り、雅樂九種増、其の封を受くと。城址は詳ならねど、今村の地なるべし。此の附近に堀の内、馬場等云ふものあり」と。

佐々木文書、種定申狀に「一、去年十二月二十三日、大將御下着以來、察然馳せ參じ御方を致し、密直警固候事。一、二十九日大將野依正忠に屬し、友枝に馳向ひ忠勤を致す事。一、今年正月八日、大將飯沼兵庫介入道に屬して、永副(下毛郡永添村)に馳せ向ひ、城郭を破り、御敵を追ひ散す事。一、宇佐郡赤尾より、所々兎徒等、打ち出づる間、今月十九日、宇都宮山田三郎の手に屬し、同郡に馳せ向ひ、猿渡に合戦す。此の旨を以つて御披露あるべく候。恐惶謹言。觀應二年正月日、種定花押。進上、御奉行所」と。

成戸 ナリト 越中に成戸庄あり。

成元 ナリモト 同上。

成安 ナリヤス 近江に成安保あり。又攝津の名族に存す、坂上七名家の一也。詳細は平野、末吉等の條を見よ。

成山 ナリヤマ ナルヤマ 東鑑卷二十一に成山太郎、成山次郎、成山四郎等あり。

成吉 ナリヨシ 丹後國の豪族にして、丹波郡成吉保より起る。丹後國諸庄郷保惣田數目録帳に「加佐郡池内保十九町二段内、八町四反百九十七歩・成吉越中。與佐郡拜師郷七町四段二百五十六歩内、七反二百十六歩・成吉三郎左衛門。丹波三重郷二十二町五反三百三十歩内、八反九十歩・成吉越中。成吉保五町一反百八十歩内、三町六反百八十歩・成吉越中。重國保五町五反六十歩内、一町三反七十二歩・成吉越中。延利保七町四反二百七十七歩内、一町九反二百十七歩・成吉越中。五町五反・成吉三郎左衛門。國富保十一町・成吉三郎左衛門。友次保八町五反三十六歩内、九段・成吉三郎

成富 ナリトミ 肥前の豪族にして、龍造寺家臣に成富十右衛門あり、筑後に高牟禮城を築く。

後、佐賀鍋島藩士に成富兵部茂安あり、水利の術に長ず。直茂に仕へ、治水壘田に大功を建つ。殊に千年川の右岸に堅牢の堤を築き、對岸の久留米領を壓す。(一に加藤清正家臣成富兵庫云々と)。

成野 ナリノ 備中國下道郡成羽邑より起る。三村條を見よ。又山崎條參照。

成原 ナリハラ 下總の豪族にして、千葉家に屬す。成東將監、また千葉系圖に「(八代)成胤—胤俊(成東刑部少輔、成東の家督相續)」と見ゆ。また成東伊賀、成東市正、成東兵部少輔、成東越中、成東刑部少輔等、鎌倉より室町に亘りて多く著はれ、又千葉介昌胤の妹は成東播磨守(始め左衛門尉)の妻なりと。

成久 ナリヒサ 羽前國村山郡成生庄より起る。この地は、後宇多院御領目録

左衛門。倉垣庄四十八町六反二百八歩内、五町二反二百八十八歩・成吉三郎左衛門」など多く見ゆ。

又「竹野郡、竹野郷三十町一廳十六歩内、十八町二百十歩・成吉三郎左衛門。武元保二十二町三反七十二歩内、五段百八十歩・成松名・成吉越中。三津保六町九反二百十六歩・成吉越中。女布十二町内、一町四反七十二歩・成吉三郎左衛門。吉澤保三十八町二反百八歩内、三町五反七十二歩・成吉越中。一町七段二百十歩・成吉三郎左衛門。願興寺十三町四段百八歩内、十町四反百八歩・成吉越中。三町・成吉三郎左衛門。熊野郡永富保十六町百六十九歩内、十五町一段二百六十八歩・成吉越中。八段二百五十二歩・成吉三郎左衛門」などあり。

鳴井 ナルキ 常陸國の名族にして、鹿島社嘉元四年十二月文書に「行方郡成井村地頭三郎太郎入道良圓」を載せ、又鹿島郡安福寺正和五年の鐘銘に「大工大戸鳴井善性」等あり。

成井 ナルキ 常陸國の名族にして、鹿島社嘉元四年十二月文書に「行方郡成井村地頭三郎太郎入道良圓」を載せ、又鹿島郡安福寺正和五年の鐘銘に「大工大戸鳴井善性」等あり。

成尾 ナルヲ 羽前の名族にして、天童頼

成道 ナリミチ 藤姓高木氏の族にして、筑前守貞永より出づ。タカギ、クサノ等の條を見よ。

成宮 ナリミヤ 讚岐の豪族、綾氏の族に

ナリマツ ナリムネ

ナリモト ナリヨシ

ナリヨシ ナルオ

澄家臣に成尾藤兵衛・見ゆ(永慶軍記)。天童條參照。又成生氏と同一かと云ふ。ナリフ、及び藤増條參照。又泉州堺の豪商に成尾屋宗實あり、慶長中、家康より糸割符の朱印を賜ふ。

鳴尾 ナルヲ 攝津國武庫郡に鳴尾莊あり小曾爾、鳴尾、上田の三邑を云ふ。

鳴川 ナルカハ 河内國錦部郡新家村の名族也。幕末甚右衛門の長子に清三郎あり、天誅組の名士也。

生川 ナルカハ イクカハ 伊勢國津の國學者に生川三郎助正香あり、春明とも云ひ、鳴川と號す。足代弘訓の門也。

成神 ナルカミ 藤原姓にして、中興系圖に「成神。藤、モン若荷丸」と見ゆ。紀伊國伊都郡成神村より起る。次條を見よ。

鳴神 ナルカミ 前條參照。

1 紀伊の鳴神氏 名草郡鳴神邑の名族にして、鳴神社神主、藤原姓と云ふ。續風土記に「本國神名額正一位鳴大神。武川右近。令集解の文中、日前云々、鳴神、已上神主等の文あれば、上世は別に當社の神主あり。其の後國造家に屬せるに、天正兵亂の後、其の家衰微し、慶長の頃より、社前祭祀を怠にせしに、享保年

中・官命ありて、社僧佛堂等を境外に移し、新に社殿造營の時、村中にて神職の筋目の者を選びて、當家を神主と定め給へり。其の後代々神職たり」と。又地土鳴神嘉左衛門を擧ぐ。

2 雜載 筑後柳川の名族にあり。もと平家の殘黨にて肥後五箇莊より來るとぞ。

成毛 ナルケ 1 桓武平氏千葉氏族 下總國香取郡(印旛郡)成毛邑より起る。千葉系圖に「大須賀胤信—範胤(元暦元年、香取郡成毛城に生れ、成毛八郎と稱す。實治の亂に三浦氏に黨し、奔りて下野に居り、改めて君島氏と稱す」と。大須賀、君島等の條に詳か也。大須賀系圖には「大須賀四郎胤信—胤胤(成毛八郎、下野下向)」と見ゆ。

2 雜載 千葉家臣に成毛伊賀・見え、又徳川時代、八幡青山藩重臣にあり。

成子 ナルコ 鳴坂 ナルサカ 備前に存す。

成澤 ナルサハ ナリサハ 兩訓ありて、武藏、常陸、陸中、陸奥、羽前等に此の地名存す。

1 清和源氏最上氏族 羽前國村山郡成澤邑より起り、最上義春の次子義純を祖とす。

すと云ひ、又風土略記に「成澤館は山形より一里餘、己午の方に當る。最上兼頼朝臣の五男兼義を鳴澤殿と稱す。この人在城の跡にや」と。泉出條參照。

2 氏家氏族 前項成澤邑より起る。成澤館は氏家館とも云ひ、氏家伊豫守、同尾張守等、據りしと云ふ。ウヂイヘ條を見よ。

3 武藏の成澤氏 大里郡の成澤村より起る。成田家々臣に成澤藤三郎、忍城士に成澤庄五郎なる者あり。

4 平姓 中興系圖に此の氏を平姓とす。

5 雜載 平治物語に合人成澤・見え。

鳴澤 ナルサハ 1 清和源氏新波氏族 成澤氏に同じ。

2 信濃の鳴澤氏 諏訪に此の氏ありて、神家の族かと云ふ。家紋丸に釘抜也。

生澤 ナルサハ ナリサハ イクサハ 東經卷五に生澤五郎を載せたり。

成嶋 ナルシマ 甲斐、上野、陸中、羽前等に此の地名存す。

1 清和源氏小笠原氏族 秋山光朝の後也と云ふ。秋山條參照。甲斐國巨摩郡成島村より起る。家紋・鷹羽、唐人笠、松皮蓑。甲府町年寄に成島次郎左衛門・見え。現今も甲府の名族に存す。

2 幕臣成島氏 寛政系譜に小笠原支流に收め「道雪信次三代孫已之助信通(鳳翔、忠八郎、已之助、道筑、號錦江)一忠八郎和郎(號龍洲)一仙藏峰雄(勝雄、號衛山)一邦之助司直(豐之助)」と見ゆ。信通・實は平井氏、奥州白河の人とも、出羽秋田の人とも云ふ。宣休の子、成島道雪の嗣となる。和郎・實は北角久孫勝有の二男也。司直は圖書頭、字は邦之、翠龍、東岳と號す。徳川實記を遺し、改正三河後風土記を編す。その榮子桓之助良讓(桓吉、秋樹)・筑山とも、稗堂とも號す。實は杉本宗春院の子也。後鑑を編纂す。其の子甲子太郎温(叔風、後に弘、字を保民)は武鑑に「成島甲子太郎。家紋丸の内左重鷹羽」と。確堂と號し、柳北と云ふ。徳川實記、後鑑等を完成す。明治に入り朝野新聞に筆を採り、文名を馳せ、十七年十一月死す。四十八歳也。

3 雜載 下總の成島氏は斬槍を紋とす。

鳴瀬 ナルセ 1 小野姓横山黨 武藏國入間郡鳴瀬邑より起り、小野氏系圖に「横山孝遠一時綱一鳴瀬四郎太郎」と載せ、七黨系圖に「時綱(野四)一(鳴瀬)某(鳴瀬四大)一長登

2 (大貫三)一兼氏(大)とあり。

2 有道性兒玉黨 これも前項鳴瀬邑より起り、武藏七黨系圖に「越生有行一四郎有平一有年(鳴瀬右近太郎)一經季(太郎左衛門尉)」と載せ、史料本に「有平(四)一有年(太、鳴瀬右近)一經季(太左)一經長(太)・弟泰綱(二)」とあり。この系圖には年代を記さざれど、法恩寺年譜録に載せたる承元二年、有平の兄有弘が、左馬允有高に地頭職を譲りしよし有るにより、大抵其の頃の人なりしこと知らる。

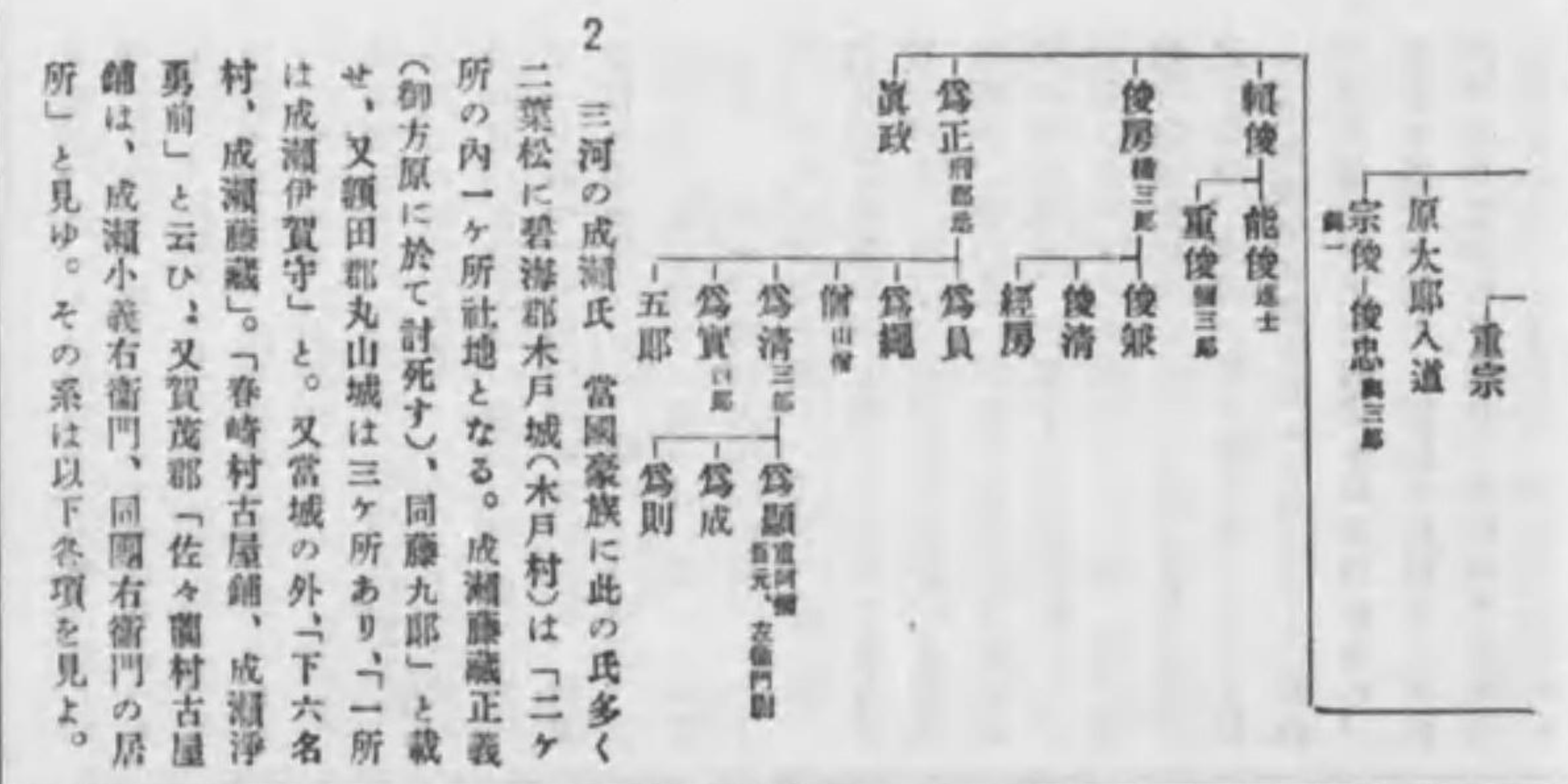
3 遠江の鳴瀬氏 磐田郡に鳴瀬の地あり(山香庄四手)、その地の一之城は鳴瀬隼人の居所なりしとぞ。

成瀬 ナルセ 前條と通じ、又三河、相模武藏、陸前、羽後等に此の地名存す。

1 橋姓 橋氏系圖に「橋以長一播磨守仲遠一内藏助道文(江州梅)一右馬允爲義一筑前守義通一修理亮義清一散位俊清一橋大夫盛宗(宇田尼夫王大夫清俊、柏木本領主、始めて成瀬)一橋橋守盛俊(武藏守)」

俊正・俊康 盛景 九郎入道 俊綱 宗綱 宗繼 宗光 宗家 宗家 宗家 宗家

2 三河の成瀬氏 當國豪族に此の氏多く二葉松に碧海郡木戸城(木戸村)は「二ヶ所の内一ヶ所社地となる。成瀬藤藏正義(御方原に於て討死す)、同藤九郎」と載せ、又頼田郡丸山城は三ヶ所あり、「一所は成瀬伊賀守」と。又當城の外、下六名村、成瀬藤藏。「春崎村古屋鋪、成瀬淨勇前」と云ひ、又賀茂郡「佐々園村古屋鋪は、成瀬小義右衛門、同關右衛門の居所」と見ゆ。その系は以下各項を見よ。



3 鈴木氏族 紀伊鈴木の族三郎重家の後にて、八左衛門・藤代氏と稱し、松平廣忠に仕ふ。その子吉平久次・勇成瀨伊賀守に襲はれて、成瀨と稱す。家紋丸に鳩・鷹草、裏下藤の丸、丸に一文字。寛政系譜に「伊賀守國次（吉藏、藤三郎、藤八郎）—吉平久次—吉平正吉（次重）—吉平重信」と。その他數家あり。

4 藤原姓 三河の成瀨氏にして、成瀨系圖に「其の先は洛陽神功也。流落して參州に往き、成瀨郷に居住す。其の子又太郎、成瀨を以つて氏と爲す。泰親主の起るを聞き、往きて仕ふ焉。又太郎より歴世・これに仕へ、正頼の時に至りて系譜焼失、故に其の先を記す能はず。儘かに元祖の名を存し、以つて正頼を始めと爲す。

其（又太郎、泰親主、及び信光主に仕ふ）—正頼（藤左衛門、參州に生れ、初め清康君に仕へ、逝去の後、廣忠頼・他國に流落、又駿河に往く。此の時岡崎城に主なく、一門貴族・代り立たんと欲す。舊臣六人結盟、廣忠頼を岡崎城に入れ奉らんと欲す、正頼は其の一也。遂に其の志の如く岡崎城に入れ奉る。廣忠頼・正頼

をして弓頭隊長と爲さしむ）—正義（藤藏。生國同前、大権現に奉仕し、使番と爲り、二百五十貫の領地を賜ひ、鳥居四郎左衛門等と同じく近仕して軍事を專にす。永祿五年、同輩と諍論、其の人を斬りて遠州に走る。一向宗一撥蜂起、正義これを聞き馳せ還り、直に土呂寺に入り、妻子を携へて岡崎に往く。大権現・正義が無貳の忠志を感じ、勸當を免して、麾下に加へ、冬十月より明年春に至る、數度の戦に功ありて、參州岡崎五十貫を加へらる。元龜元年、結川御合戦の時、黒母衣の兵を得、同三年、三方御合戦に疾馳して首を取る。然れども軍・利あらず、敵數人を斬り、遂に討死す。時に三十八歳）。

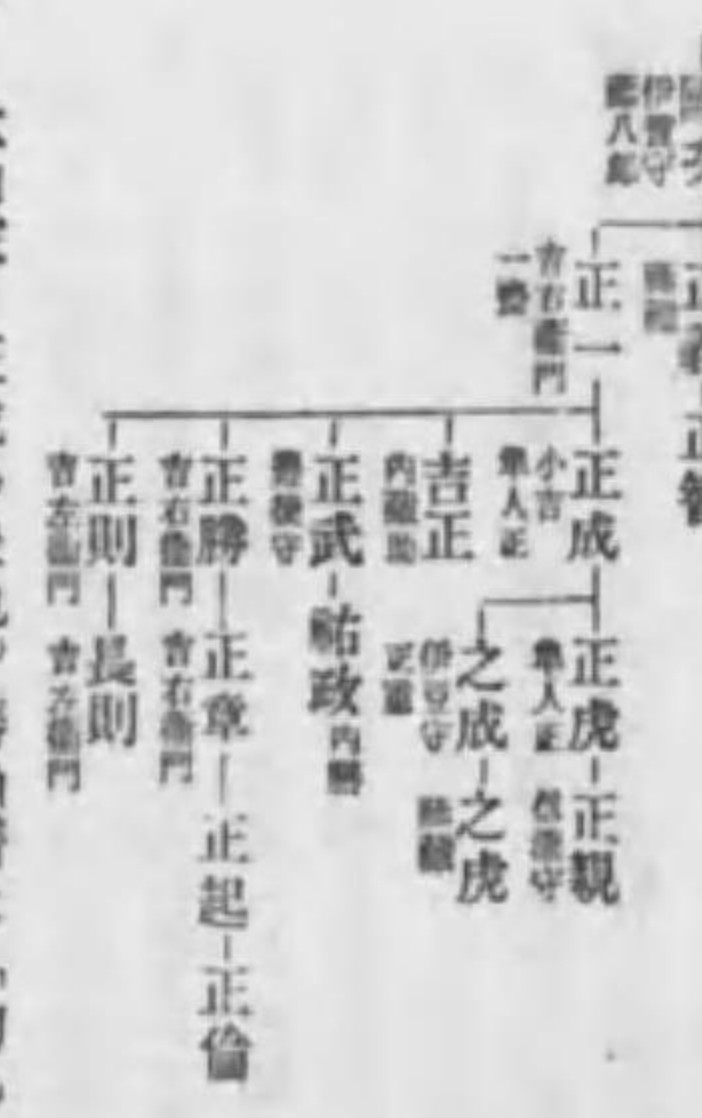
に戦ふ。正一・依田肥前守の手に屬して決戦高名す。北條・留めて采地を與へんと欲す。然れども其の年遂に三州に還る。後屢々功あり。關東移封の際、正一を以つて先づ武州鉢形城に入らしめ、武河衆、根來衆を附し、北武藏の制法を定置して、七萬石の代官を勤し、采地二千石を武州及び江州に賜ふ也。慶長五年、奥州御陣、正一を以つて台徳院殿に附せられ、御旗奉行を仰せ付けらる。時に上方蜂起、台徳院殿・駕を廻す、此の時、正一・陣割を爲し、長子正成は大権現の旗下にありて、根來百人衆を屬す。天下一統の後、伏見城留守居奉行と爲る、所謂板倉伊賀守勝重、日下部兵右衛門定好、米津清右衛門、及び正一の四人也。後米津は泉驛政所と爲り、伊賀守も亦帝都に住し、定好と正一と之を勤む。其の後、松平隱岐守定俊を城代と爲し、公務は兩人連判、之を行ひ、大事は則ち隱岐守・判形を加ふ。又根來百人衆を正一に屬せらる。又江州淺井郡七萬石の代官を仰せ付けられ、板倉伊賀守と同じく訴訟を決斷す。元和六年六月二十八日逝去、享年八十三歳）。その子正成（幼名小吉、隼人正。尾州義

直細幼にして岐嶽、大権現の鍾愛日に爲し、八歳の時、尾陽に封じ、正成を以つて傳とす。九月國の制法を定めて駿府に還る。左右に定省し、正成・櫻務の外、又これを勤む。元和二年、大権現薨去、喪畢りて義直頼・國に就き、正成を以つて犬山城主と爲し、賜ふ所の采地、都合四萬五千石。此の外三千石を犬山城付とす。又平岩主計頭が郎從・一人も散ぜずして、悉く正成に屬して、與力同心と爲す。采地元の如く、尾州に往く時、參州の領地一萬五千石を次男之成に與へ、台徳院殿に奉仕せしむ。寛永二年正月十七日江戸に卒す、享年五十九。義直頼墓徳やまず、那箇屋城の南に一字を報め、白林寺と曰ふ。故に白林寺宗心居士と曰ふ。正成の弟（吉正（初の名勝吉、後内藏助、采地一萬二千石）、其の弟正勝（初の名右衛門、後に吉右衛門、領二千石）、其の弟正則（吉左衛門、尾州義直頼に仕へ、與力騎馬十人、足輕五十人を預り與へらる。采地二千石）、その妹は日下部大隅守宗好の妻也。

病に仕へて家老たり。國中の櫻務を主り、大阪御陣に先鋒の將たり。父正成の卒後、家を繼ぎ、犬山城主たり。采地及び與力同心等、父の時の如し、弟之成（幼名藤藏、後に從五位下に叙せられ、伊豆守に任ぜらる。台徳院殿に仕へ、父の讀與地一萬五千石也。慶長廿年夏大阪陣、諸人に先だち太刀打高名す。元和八年、根來足輕百人を預けられ、翌九年台徳院殿御上洛の時、御先乘と爲り、此の年千石を加ふ。寛永十一年將軍家上洛、先乘前の如く、此の年十月廿八日病死、三十九歳）、妹は板倉周防守重宗の妻と見ゆ。子孫以下各項にあり。

5 清和源氏新田氏族説 前項の氏は一に「新田氏の族大館家氏の孫氏明、其の曾孫七郎忠房・三河に到り鳴瀨に住す。曾孫彌兵衛國重・實は二條良基五世の孫藤右衛門國平の子也」と云ひ、又「大館彌三郎氏義—太郎兵衛氏親（酒井忠明養子）—忠房（成瀨七郎）—忠頼（小七郎、大藏、二條家侍）—忠勝（左近允）—國重（彌兵衛、三州安祥討死）」

6 犬山家 正成の後也。藩論譜に「初め大御所の御時に、右兵衛督殿、常陸介殿に、同じく五拾萬石の地を參らせらる。其の餘隣國の人々をつけらる。是を寄騎





錢の御用を仰せ付けられ、相勤め申候。兵庫一子、七代目、鳴海平藏賢重。平藏一子、八代目、同平藏範明。同一子、九代目、同平藏範重。同一子、十代目、同平藏範賢。寛政十年二月、鳴海平藏、鳴海榮藏」と。

4 奥州の鳴海氏 南北朝の頃、鳴海三郎太郎あり、南部師行に従ひて勤王す。

5 雜載 その他、田中藩知行割帳に「四百五十石、鳴海六左衛門」を載せ、又津輕、豐前、信濃等にも存す。

成見 ナルミ 前條氏に同じきか。小田原大久保藩用人にあり。

成谷 ナルヤ ナリタニ 香宗我部家臣に成谷祐八、成谷助左衛門等見ゆ。又地檢帳にあり。後に谷氏と云ふ。

鳴矢木 ナルヤキ カブラギ 桓武平氏千葉氏族にして、千葉系圖に「胤正—胤時—胤定(家敏・鳴矢木)」と。カブラギ條に詳か也。

名禮 ナレ 馴馬 ナレムマ 常陸に此の地名あり、興國中、春日顯國・之に據る。

奈和 ナワ 和名抄、伯耆國汗入郡に奈和郷を收む。次條氏に同じ。

名和 ナワ 前條奈和は後世多く名和と書

す。その他、尾張、上野等に此の地名あり。

1 村上源氏 伯耆國汗入郡奈和郷より起る。有名なる名和長年を出したる氏にして、普通は村上源氏と稱す。即ち伯耆之卷に「人王六十二代村上天皇第六皇子、具平親王十三代の後胤・村上又太郎源長高(長田又太郎とも號す。又奈和又太郎とも號す。東市正・後醍醐帝の勅定により、元弘三年閏二月二十九日の夜、左衛門尉に任ぜられ、年の字を給はり、同三月三日、伯耆國を給はり、從四位下村上伯耆守源長年と號す)」と。

また那波系圖に「家紋帆掛船。右大臣顯房—丹波守季房—忠房(住伊勢)—大夫憲房—兵部少輔憲政—豪運(山徒、攝津野者)—昌運(山徒、斐子。實は豪運の弟小野七郎—小野房)任房の子小野憲七郎行房の子也)—昌明(山徒、大惡僧、常陸房)—行明(山徒、但馬房、承久亂忠實に依り、伯耆長田の領主)—行盛(山徒、但馬禪師)—行高(小太郎、法名清心、至徳元年卒、七十二)—長高(伯耆小太郎、那波伯耆守と號し、名を長年と改む、從五位下、建武三年七月十三日討死)」とあり。

又事蹟通考に「村上天皇—具平親王—師べし。そは伯耆の卷に「其の日は茂の刻に、長高を間近に召され、勅定有けるは、村上と申すは、何れの流れぞと、御尋ね有りければ、長つて申しけるは「さん候、村上天皇の御子の中に、六郎王子、七郎王子とて、二人の盛王子御座候ひき。七郎王子は播磨國明石浦にて、物を仰せられければ、夫より召し返させられ給ひ、六郎王子は、但馬國八木、朝倉、小野、二見方、二方、上頭、下頭、淺子、此の内御殿を建てさせられ、御座し給ひしが、是れも後には、物を仰せられけれども、都べて御歸り有まじとて、但州一國一圓に知行仕り弟に給ふ。(弟の字術か)。此の御末・小野憲四郎と申す者、上頭の領家、御室の御代官を七度迄打殺し候。其の罪科に一圓は召されて、屋敷所十七ヶ所・残りたる。其の後二方太郎と申す者、京都に候ける折、山法師陣頭に御興振る事候ひき。此の二方太郎に仰せ付けられ察がせられ候。築地の上に上り、一手矢頭を以つて鎧武者二人を射殺し、多の衆徒等を追ひ斬す。夫より彼の者の末にいては、七代迄弓箭の道を免させ給ふとの勅定にて、成し下され、繪旨の家

房(始名資定)—俊房—顯房—秀房(丹波守)—忠房—某(小野房)—某(惡四郎)—行勝—行秋(承久の役、皇師に隨ひて、關東の賊軍を宇治に防ぐ。故を以つて北條義時の爲に領色を奪はる。)—但馬守行盛—長田小太郎行高(道覺)—長年」と。

2 出自上の疑惑 されど此等は後世の作にて、村上天皇と云ふ事より、久我家の系圖に結びつけしものと考へらる。思ふに名和系圖に「行盛(村上天皇第六皇子源平親王十一代の後胤、但馬禪師、伯耆國—流され、長田を給ふ)—行高(長田小太郎入道、元徳元六月十九日逝去、七十二歳、法名道覺)—長年(長田又太郎、伯耆太守、東市正。村上太郎左衛門尉。從四位下。本衛長高。後醍醐天皇の勅定に依り、元弘三年閏二月二十九日の夜、左衛門尉に任ぜられ、年の字を下さる。同三月三日、伯耆國を宛て下され、從四位下村上伯耆守長年と號す。御治世の後、因幡國を宛て下さる。因幡兩國の城主、建武三年六月晦、京内野に於いて自害、法名釋阿)」とある方。古き形ならん。

されど源平親王なる方なければ、此の出自・甚だ疑はしく、猶ほ一步譲りて前引諸に傳へて候。其の由来にや、承久に君の御方を申して、屋敷十七ヶ所をも召され候て、末葉等皆々牢籠仕り候ひて、女子分は僅なる所を傳へて、數輩の者共に候。其の家傳長高にて候」と申しければ、君此の由を具に聞し食され、あな不思議や、さる事あり、げにもかゝる事なればこそ、悉くも生會進せられたるなれ。尤も但馬國を先規に任せ、一圓に下さるべし。御代召されし後は、何事にても所望に依るべし」と勅定ありけり。其の夜左衛門尉に任ぜられ、如何が思し召されけん「長く高きものは危き事有り、長高を長年と改め申せ」との勅定に依りて、長年と號す。三月三日、伯耆國を給ひて伯耆守に成る」と。

系圖の如く、望を具の誤として、久我、中院等の諸家と同族かと考ふるも、秀(季)屋以下の系は全く尊卑分脈以下、村上源氏の諸系圖に見る處なし。此の流は雲上家として大いに榮え、攝家、閑院家と共に勢力を争ひしなれば、其の一族、諸書に所見多し。されば、その末流ならば兎に角、顯房の子に季房を納るゝが如き、最も信ずべからず。又顯房には雅實以下八人の公卿、相覺以下九人、及び中宮賢子(堀河天皇御母)以下三女、即ち十七男三女あれど、季房、或は秀房に類する名を見ず、この點より見るも、後世の偽系たるや著しきか。當時末だ父子通字の風習なければ、爾後、此の系圖が季房、忠房、憲房など云ふも甚だ怪しむべし。殊に後世、村上を氏名とする如き、又偽系なるの一證たらんか。蓋し村上氏を稱するより村上天皇裔と思ひに過ぎざらん。然らば此の氏は如何なる氏族か、次を見よ。

3 開化天皇後裔品治君姓 思ふに此の家は山陰第一の大族、丹波道主家の後裔にして、但馬の日下部、朝倉等と同族なる

云つたからに外ならないのであつて、此の傳説は、唯某天皇の二王子と云ふに過ぎなかつたと思はれる。天皇の後裔が、其の天皇の御諡號を苗字とする如きは、有るを得ない現象と云はねばなるまい。それならば、彦王子の傳説は、何から来たかと云ふに、これは垂仁天皇の皇子豊津別命に關する話の變形であらうと考へられる。記紀の傳へに據ると、豊津別命は御成長なかつても、物を仰せられなかつたので、出雲の神を拜する爲に、曙立王、菟上王の二王を副へて出雲へ遣はされたとある。

そして其の道々に豊津部(品治部)と云ふ皇子の名を貰うた部の民を置かれたが、その品治部と云ふ御名代部は、但馬にも置かれ、後世まで品治部君と云ふ氏がこの國に残つて居る。豊津別命には子孫がなかつたけれど、此の傳説は其の御名を貰うた品治部によつて傳はつた。それが此の名和氏傳説の根柢となつたものと思ふ。然らば二王とは如何なる方かと云ふに、これは曙立、菟上の二王の事で二王が其の品部の長となつた、それを混淆したのであり、又播磨云々は播磨にも品

治部君があつたからであらう。

一體、この曙立、菟上二王は、開化天皇の皇子彦坐王の孫に當る方であり、又豊津別命は彦坐王の女狭穗姫皇后の腹である故、豊津別命と二王とは従兄弟の間柄である。そして此の但馬國造も、やはり彦坐王の後で、同族の關係がある。斯う云ふ風な縁故から、豊津別命の御名代として定めた品治部の支配者は、多く此の一族が占めて居る。其の内、特に吉備には品治國造と云ふのがあつたが、それは此の但馬國造から、別れた一族である。又播磨風土記に、應神朝の人で、當麻品治部と云ふ人が見えるが、此の當麻は大和の地名で、但馬と極めて密接な地である。斯様に品治部と、彦坐王後裔氏族と、此の但馬の國との三者は、密接な關係を持つて居る。そして名和傳説に『但馬國八木、朝倉云々』とあるが、これ等は、何れも彦坐王の後裔氏族で、但馬國造の族類なのである。つまり名和氏は開化天皇の後裔、但馬國造の一族で、豊津別命の御名代部なる品治部を支配して居た品治部君の子孫である故、その先祖に關する話を斯様に形を變へて傳へたものと考

へられるのである」と。

要するに名和氏は品治部君にして、但馬の目下部、朝倉等と同族なれば、後者が孝徳天皇の皇子目下部表米の裔とすると同様、古き事實を忘れ、後世の天皇の御裔とせしに外ならざる也。その他は品治部、鳥取部、目下部等の條を見よ。  
4 名和氏の勳王と一族 長年の勳王事蹟は、皆人の知る處なれば、これを簡単にし、系統的事實を窺はんが爲に、主として伯耆卷により、他は後に一二述ぶべし。同書に「元弘二年三月十七日、主上・京都を御出で有りて、路次にて日敷を送り給ひければ、四月廿一日、出雲國三尾關より御船に召され、隱岐國へ遷幸なされ、國分寺へ入れ進らする。隱岐、出雲、兩國の軍勢を以て警固しかりけり。其の年も既に暮れぬ。翌年二月始め比にや、京都より供奉仕りける成田入道を召して、仰せ下されけるは、思召し立たる事あり。此の番衆の中に、誰をか御頼み有るべきかと勅定有りければ、土屋又四郎と申す者を召して參る。六條少將殿を以つて、汝を頼み思召さる由、仰せ下されければ、小分限者にて叶ひ難く候。

但し伯耆國奈和庄地頭に、村上又太郎長高と申す者こそ、弓箭を取つては、機噲、機長にも劣らじと思ふ仁にて候。其の上家富み、一族も多く、手柄の者共に候。是を御頼みあるべく候。近國には、是より外には候はずと申して、御前を罷り立ちぬ」と。その他のものも皆斯く云へりとぞ。  
その後、主上・隱岐を連れさせ給ひ、「成田小三郎入道を召して勅定・有りけるは、奈和庄地頭・村上又太郎長高が體を尋ねて、丸・是れに御着有り、頼まれ進らせよと、仰せ下されければ、畏りて御前を立ちぬ」と。かくて長年・天皇を奉じて船上山に登り、一族近國の者を集めし事は、人の皆知る所也。  
伯耆卷に「次男孫三郎基長(後に三郎左衛門と號す。二十歳にて出家)、長高の舎弟忠五郎助高(後に左衛門尉と號す)、從弟小太郎信貞(建武三年六月晦日、京都六角猪熊に於て討死し畢ぬ)、執事内河兵衛三郎入道直信(實は長年の從弟也。後に念西と號す。建武三年六月五日、山門四坂本に於いて討死し畢ぬ)、以下同心申しける」と。最も早く天皇に味方し奉

りし士なり。  
かくて「長高を始めとして、二男孫三郎基長、三男乙童丸(後に正六位四郎左衛門尉高光と號す。建武三年十一月一日、四坂本に於いて逝去す、廿二歳)、長年舎弟忠五郎助高、甥に六郎太郎義氏(行氏の嫡男、正五下、安藝守と號す)、從弟小太郎信貞、同次郎三郎實行、雙に彦次郎忠秀、鳥屋彦七宗家、内河彦三郎義直(後に建隆允左衛門尉と號す)、備中守義直、此の外若黨等、都合廿餘騎。一族・相繼すに及ばず、折箭・在り合ふ輩、大坂の湊へ鞭を掲げて馳せ參る」と。天皇を御迎への爲に湊へ馳せ參る也。  
船上山に登りて後、主上「長高は一族多き由、聞し食されたるが、など人數のなからんと勅定有りければ、長高「さん候、兼ねて存知爲したる事にて候はねば、一族共に通づる事も候はず、此の事承り候はゞ、此の邊に候者共、只今馳せ參るべく候。出雲、因幡などへ人を遣はし候ひしかば、程なく馳せ參るべく候」と申す」と。一族の多かりしを察すべし。  
「然る處、長高・家の子、若黨等、追々馳せ來りて、程なく百五十騎計りに成

りにけり。主上・長高を召され、京都へは使を遣はしたるが、嫡子義高(左京大進、後に正五位、伯耆大夫判官と號す。延文三年五月二十二日、和泉國堺浦に於いて、卅七歳にて討死)は云々と。當時嫡子は在京せし也。  
その後「大仙の衆徒、長高の舎弟信濃房源盛、同宿十餘人を相具して、のけ甲に成りてぞ參りける。此の由を奏す」と。  
又「源盛(後法眼、正平十三年十二月十三日、肥後國八代に於いて五十歳にて逝去)、また「大方殿(内河右頼の息女、長高の妻女、義高基長の母儀也)」、「基長の乳母、藤三郎近清」、また「長高一族に日野三郎義行(平氏、日野太郎、掃部左衛門、長門權守)、子息又三郎義泰、縁者に河追兵衛三郎義貞、已下十餘人馳せ參る」と。  
稻井源五郎三郎弘義は使を追ひ返し、佐々木清高に「隱岐の帝をば、奈和庄地頭村上又太郎長高が取り奉りて、船上山へ楯籠り候。彼等は手柄の者、其の上、一族多く候也。延々にては難儀たるべく候。方々より一族馳せ參り候はゞ、縱ひ日本國の勢を以つて攻められ候とも、一旦は

叶ひ候まじ」と。加茂堀岡入道も從は  
 かくて清高・船上山に押し寄す。船上城  
 にては「大手東の城戸には、長高の二男  
 孫三郎基長、同弟乙童丸、一族日野三郎  
 義行、子息又三郎義泰、長高の甥六郎太郎  
 義氏、内河彦三郎義真、一族六人、若黨  
 中岡三十人には過ぎざりけり。搦手に向  
 ふ輩・長高の弟鬼五郎助高、同信濃源  
 盛、從弟小太郎信貞、同次郎三郎實行、  
 おなじく彦三郎忠秀、一族五人、大佛寺  
 衆徒、源盛同宿若黨等、廿七八人には過  
 ぎざりけり」と。されど「基長、義行、  
 長高、甥村上右衛門尉義重(後に兵庫允、  
 延元三年五月廿二日、判官義高と同所に  
 て討死し畢んぬ)、乙童丸、義真、義氏」  
 等、大敵の中に入り奮戦す。

て自害し畢んぬ)、從弟村上孫三郎直行  
 (後に筑後守)、同四郎助貞(元弘三年四月  
 八日、西京二條大宮に於いて討死、上神  
 を名乗る)、同五郎左衛門尉惟村(後に鏡  
 を名乗る)、同九郎行真(備中守、後に行  
 貞と改む。正平七年四月三日、伯耆國に  
 於いて討死)、同十郎行義(後に肥後權  
 守)、長年執事内河兵衛三郎入道眞信、同  
 新三郎眞員(建武三年四月、京都二條大  
 宮に於いて討死)、同四郎太郎泰近、土屋  
 孫三郎宗重(後に備前左衛門尉、出雲  
 守)、子息彦三郎、同彦五郎信貞が弟に阿  
 陀伽井小治郎長貞(後に加賀守)等ぞ參  
 りたりける。

共、二千餘騎は候ふ覽と申す」と。追々  
 軍兵集り、三月九日京都より長年が嫡子  
 義高・參着したりけるを、長年・具して  
 參内す。主上・觀覽ありて悦ばせ給ふ。  
 同日、長年の弟與一高則(後に左京進、  
 備中守)參着す」と。

かくて「頭中將殿に、長年が弟村上判官  
 高重、同信濃法眼源盛を、兩大将にて一  
 族相ぐし、京都討手に差し向けらる」と。  
 四月八日に六波羅合戦ありて「長年の弟  
 村上判官高重、同信濃法眼源盛、長年の  
 從弟村上小次郎行村(村上小次郎入道道  
 教が嫡子也。左衛門尉、後に大石豐前守  
 と號す)、同上神四郎三郎助貞、一族内河  
 新三郎實貞等は、是(頭中將の討ち負け  
 たる)を知らず、終日戦ひ暮しける中に、  
 村上小次郎行村と、備中の陶山義隆とは  
 知人にて、互に名を馳じ、行村は義隆と  
 組んで勝負を決せんとす」など戦せ、最  
 後に「長年の甥大井太郎左衛門尉長重(長  
 年の弟長義の二男、後に大藏少輔、其の  
 後、大井能登守と號す)の後村上天皇を  
 馬に乗せ奉り、賀名生の御所に著せ給ひ  
 し事見ゆ。

其の他、梅松論には「御座船は伯耆國奈

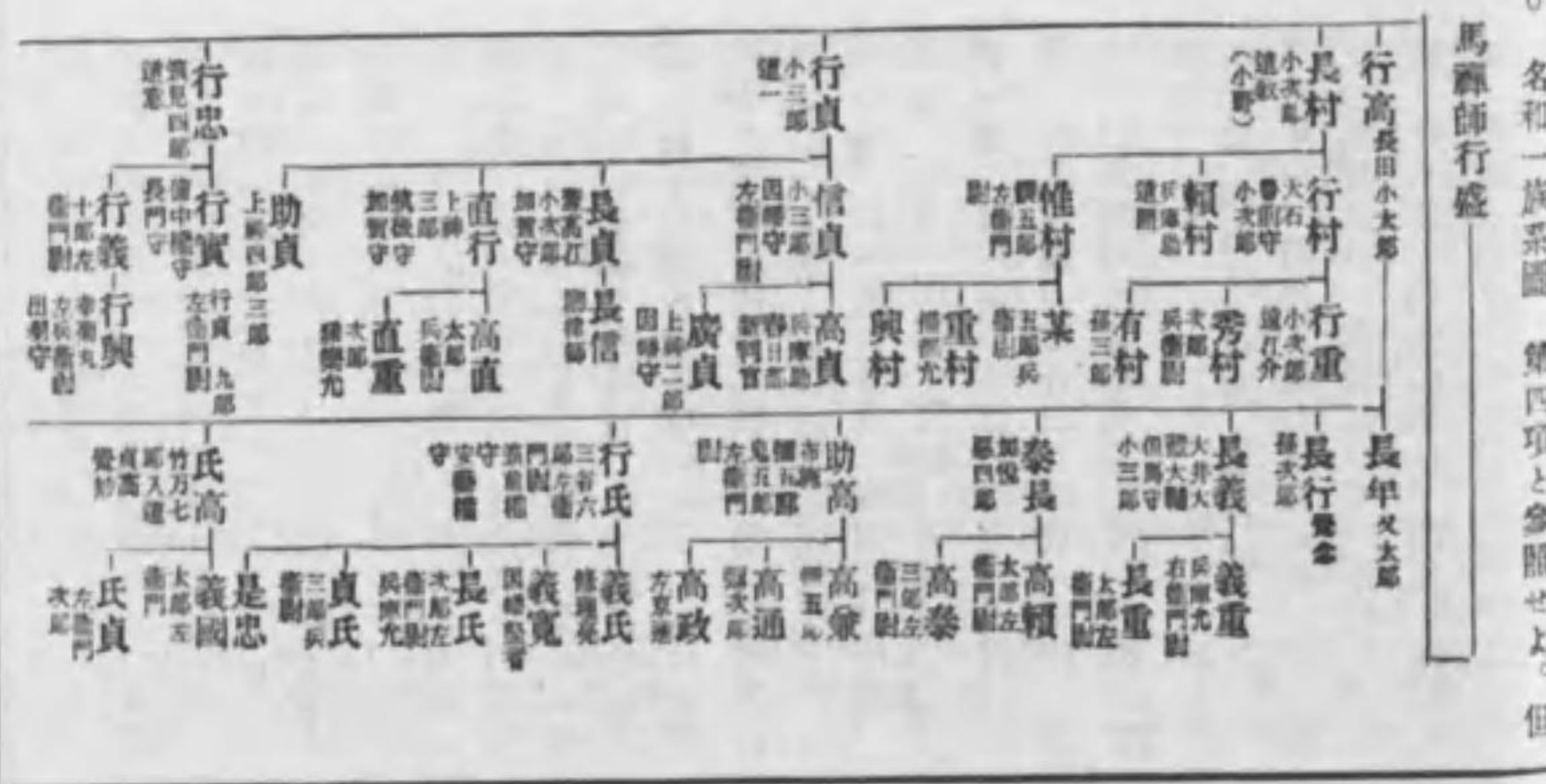
和庄野津浦と云ふ所に著せ給ふ。御船に  
 仕へける男・申して云ふ、此の所に奈和  
 又太郎と申す福祐の仁候。一所にをいて  
 討死仕るべき親類の一二人も候はん。御  
 頼み候うて御覽候へかしと、申し上げけ  
 れば、やがて汝しるべ仕れとて、彼の者  
 を先にて、勅使忠顯朝臣を遣されて、  
 一向頼み思し召さるゝ趣なり。この奈和  
 又太郎と申すは、後には伯耆守長年が事  
 也」と見ゆ。

又太平記卷七、先帝船上臨幸の際に「御  
 船は時の間に、伯耆の國名和津に著きに  
 けり。六條少將忠顯朝臣一人、先づ船よ  
 りをり給ひて、此の邊には何なる者か、  
 弓矢取りて、人に知られたると聞はれけ  
 れば、道行く人立やすらひて、此の邊に  
 は、名和又太郎長年と申す者こそ、其の  
 身、指して名有る武士にては候はね共、  
 家富み、一族廣うして、心がさある者に  
 て候へとぞ語りける」と。

其の他「名和又太郎長年、舍弟小太郎左  
 衛門尉長重、長年が一族名和七郎、小次  
 郎長生」等以下頗る多く、又卷十六に「名  
 和伯耆守長年、同太郎判官長生」、三十三  
 に「故伯耆守長年が次男、名和伯耆權守

長秋、三男修理亮)など見ゆ。  
 次に増鏡、月草の花巻に「二十五日、伯耆  
 國稻津浦(うづらせ給へり)。この國に奈  
 和の又太郎長年といひて、あやしき民な  
 れど、いとまうに富めるが、頼みろく、  
 心もさかしく、むねくしきものあり」  
 と載せ、又船上録に「警固の武士名和忍  
 四郎泰長」を擧ぐ。

5 其の後の伯耆名和氏 正平七年、伯耆  
 國名和一族・船上山に據りて近國に勢を  
 振ひしが、同四月、名和備中權守行實、美  
 作守、左衛門尉、同左京進高政、同興村  
 等戦死す(總雲記、南山巡狩録)。また「長  
 一信、高政、五郎、及び弟興村、行貞等皆  
 戦死」と。前項の如く名和氏一族多けれ  
 ど、南北争亂の間、殆んど思死して其の  
 嗣絶ゆ、惜しむべきかな。村上條、及び  
 以下各項を参照せよ。名和文書興國元年  
 六月左中將判書に村上兵庫允・見ゆ。  
 名和氏記事に「名和氏の舊趾は坪田村に  
 在りて、長者原と云ふ」とぞ。又現今西  
 伯郡名和村に名和神社ありて、名和長年  
 を奉祀し、名和氏の裔名和長憲・その宮  
 司たり、名族なるを以つて男爵を賜ふ。  
 第九項氏の後也。







隼。而して他に考證なし。姑らく此に附くと。この説・猶ほ考ふる要あらん。

七代 義興・教長の子。伯耆守、從五位下。足利義政・名の一字を授く(家系圖)。長祿三年十二月十三日生害(蜂須賀舊記)。

法名榮傳棟公(家系)。室は阿蘇大宮司惟郷の女(蜂須賀舊記)。

八代 顯忠・義興の子。幸松丸(洞然長狀)、彈正少弼、伯耆守、正五位下。義興卒し、子無し。故に養子と爲りて家を繼ぐ。(家系、本書には實父の名を闕く)と。系圖に「教長の弟有尊の子」とす。阿蘇大宮司惟忠・名の一字を與ふ(蜂須賀舊記)。永正元年二月、八代城を相良長毎に譲り、顯忠父子は木原城に移り、同年又宇土城に遷り居ると。これより前、文明年間、名和氏・相良爲繼と争ひ、十五年冬、爲繼・古龍城を攻め、十六年三月七日、敗北・城を棄つ。相良條參照。一に「武顯に作り、明應二年龍城を退去す」と。後宇土爲光を討ちて、代りて宇土郡、及び飽田中郡、及び益城郡宇富莊等を領すと云ふ。法名信山紹契(家系)。

九代 重年・顯忠の子。伯耆守、從五位下。法名俊紹貞(家系)。年は一に後に作る。

訓。相通ず。按ずるに、文明十七年十二月、重年・臣蜂須賀家親に與ふる感書あり。蜂須賀條參照。又洞然長狀、八代信眞寺記、蜂須賀舊記等に永正元年に顯忠を載す。文明より永正に至る其の間二十年なり、感書・疑ふべし。然れども其の文中事・洞然長狀と相符合し、且つ文製、書體・今時の贋物に非ず。然るときは則ち八代没落の比にして、重年より先づ感狀を與ふる乎。訂改未だ詳かならず。又洞然長狀、永正十三年に伯耆守長照あり、恐らくは重年・後に長照に改む歟。

十代 武顯・重年の子。彈正大弼、伯耆守、從四位下。宇土郡椿原村宗福寺に位牌あり。銘に「前伯州大守從四位下彈正大弼大仙紹果庵主、天文十五年丙午六月十一日逝去」と、家系亦之に同じ。室は阿蘇大宮司惟憲女。蜂須賀舊記にあり、本書に則に作るは誤也。憲と則とは音通ず。

十一代 重行・武顯の子。伯耆守、從四位下。法名熊度一卓(家系)。限府に於いて元服、菊池重治・名の一字を授く(家系、蜂須賀舊記)。室は阿蘇大宮司惟憲女(蜂須賀舊記)。

十二代 行興・重行の子。伯耆守、修理大

夫、正五位下、從五位下。實は重行の弟、養はれて嗣と爲る。是れより宇土を家號と爲す。所藏文書に「上郷按察中納言。天文二十二年五月二十一日宣旨。宇土伯耆守行興・宜しく修理大夫に任ずべし。藏人權右少辨藤原元奉」と。又「上郷廣橋大納言。弘治二年四月十四日宣旨。正五位下源行興、從四位下に叙すべし。藏人左中辨藤原淨元奉」と。宇土郡椿原村宗福寺に位牌あり、銘に「前伯州大守從四位下修理大夫源朝臣英與道宗居士、永祿五年壬戌三月十三日逝去」と。家系・これに同じ。

十三代 行憲・行興の子。宇土十郎。早世。法名空山順性(家系)。松橋醫宮田某が系圖に行憲の庶弟に「土屋右馬助顯定、本郷市左衛門顯正」あり、宮田は其の裔なりと。信ずべからず。

十四代 行直・行憲の嗣。伯耆守、從五位下。實は行興の弟也。行憲に子無し、故に行直・家を繼ぐ。法名昌翁自繁(家系)。益城郡夢崎村福城寺に位牌あり、銘に「前伯州太守昌翁院自繁公山主」と。

十五代 顯季・行直の子。宇土左兵衛佐、從五位下。始め大友家に屬し、天正七年、

島津家の麾下と爲る(島津家傳、同世錄記)。此の年冬、島津義久・太田神崎三百町(宇土郡の地)を以つて顯季に授く(世錄記)。十五年夏、豐臣秀吉・征四の時、從ひて先鋒と爲り、凱旋後、本領を賜ふ。佐々成政の隈部、和仁等を討つや、顯季、兩端を持して、兵を出さず。亂平ぐの後、大坂に趨き秀吉に謁し、一撥の黨に在らざるを陳ず。時に弟顯輝・宇土に反す、故を以つて領地五百町を除かる(佐々傳記、島津家傳、藩翰譜)。慶長十三年十一月二十五日卒、法名勝庵大殊(家系)。

十六代 顯武・顯季の子。龜之助、村上右近大夫。正保二年三月二十七日、球磨に死す、年五十、法名郡翁宗耶。號長松院。母は朽網三河源經康の女。弟長興は兄の嗣となる。其の妹は大矢野民部大輔種基の妻、大矢野系圖に見ゆ。其の弟顯貞は龜之助、寛永十四年三月十六日死、年三十四、法名月照一峰。以上母は顯武に同じ。次に「顯輝―長興(猪之助、正次郎、伯耆太郎兵衛。立花宗茂に仕ふ。剃髪して雪入と號す。貞享元年十一月二十四日死、法名了道宗覺)―長盛(伯耆十左衛門、貞享三年九月九日死、法名秋室彈月)」

右の系圖は柳川伯耆家の所藏なりと。また顯季の弟顯輝は肥前郡、天正十六年春、顯季の大坂に至る時、顯輝を留めて宇土を守らしむ。時に毛利勝信、黒田孝高等、秀吉の命を奉じ來りて國內の亂賊を匡亂す。顯輝、出で、謁せず。勝信等、之を秀吉に告ぐ。秀吉命じて之を討つ。顯輝、城を閉じて堅守す。然れども兵の寡くして運を開くべからざるを謀り、四月十六日の夜、密かに城を除いて薩摩に走り、出水に匿る。島津義弘、これを聞き、兵を遣はして之を攻む。顯輝、強戰數合、遂に自殺す、年十九、薩人・其の膽勇を感じて建廟を出水に建て、之を祭ると云ふ(佐々傳記、藩翰譜、島津家傳)。傳記には年月を書かず、藩翰譜には十六年となし、家傳、及び家系には十六年四月十六日と爲す。肥後地志略、名和傳譜には秀吉が征四の時と爲すは誤也。弟行良は伯耆角左衛門と稱す。

その他の事は、宇土、伯耆、蜂須賀、相良等の條に多し。

10 末裔 長興の後は、その子「長盛(伯耆十左衛門)―長治(伯耆太郎左衛門)―長則(伯耆太郎兵衛)―長庸(名和十左衛門)

門)―長之(名和太郎兵衛)―長恒(名和十左衛門)―昭興(名和十郎)―長靖(名和十郎)―(名和氏紀事、將士軍談)。

又姓氏分脈に「名和顯高・肥後國飽田郷櫻木郷に居る、因りて櫻木次郎太郎と稱す」と。又立花家臣に名和勘介・見ゆ。

11 豐前の名和氏 下毛郡の豪族にして、應永正長の頃、名和寂心あり。應永戰覽記に「下毛郡司名和入道寂心」と。

12 清和源氏今川氏族 今川貞世の子貞繼名和と稱す。

13 秀郷流藤原姓瀧名氏族 上野國佐波郡より起る。北越軍記等、この字を用ふ。ナハ條、及び次條を見よ。

14 藤原姓 美作の名和氏にして、眞庭郡月田邑の名族なり。傳へ云ふ。二階堂行高の子長高、廣繩、廣虎等、伯耆國汗入郡名和湊に居住し、名和を氏とす。兄弟共に後醍醐天皇に奉仕し、名を長年、長重、長生と給はり、忠勤を勵む。長重より後、名和加賀守輝行に至り、毛利氏に屬し、感狀を賜ふ。其の後、名和又左衛門行勝の子行長等、天正年中、雲州高桂の城に戰敗して、家來と共に眞島郡月田郷に通れ來れるなりと云ふ。名和と那波

とを混同せし也。第一項以下、及びナハ  
條參照。

15 雜載 その他、信濃に此の氏存す。  
那和 ナワ 上野、伯耆、播磨等に此の地  
名存す。

1 秀郷流藤原性淵名氏族 上野國那波郡  
より起る。那波氏に同じ。源平盛衰記に  
「上野國住人那和太郎弘澄」と見ゆ。ナハ  
條を見よ。

2 大江姓 これも那波氏に同じ。太平記  
卷十三に那和左近大夫、見ゆ。

3 村上源氏 伯耆の名和氏も、此の字を  
用ふる事あり。太平記卷十四に那和伯耆  
守長年と載せたり。

4 和泉の那和氏 細川家の家臣にして、  
享祿天文の頃、守護代として岸和田城に  
據る。

南和 ナワ 太平記卷九、六波羅の士に「南  
和五郎、同又五郎」等を載せたり。

名和田 ナワタ  
奈和利 ナワリ 伊勢に奈和利御厨あり。

### ニ (二)

ニ	ニイ	ニウ
ニエ	ニオ	ニカ
ニキ	ニケ	ニサ
ニシ	ニセ	ニタ
ニチ	ニテ	ニナ
ニニ	ニネ	ニハ
ニヒ	ニヘ	ニホ
ニミ	ニム	ニメ
ニヤ	ニユ	ニラ
ニル	ニレ	ニワ
	ニロ	ニリ

似ニ 安藝に似島あり、關係あるか。

新居 ニキ ニヒキ ニイノヘ ニヒノミ  
アラキ 和名抄、河内國古市郡に新居郷を  
收め、又同國河内郡にも新居郷を收む。後  
世新家邑存す。猶ほ同國石川郡に雜居郷あ  
り、高山寺本に新居郷に作る、後に新家邑  
あり。次に伊賀國阿拜郡に新居郷あり、後  
世新居庄興り、又新居邑存す。次に駿河國  
益頭郡に新居郷ありて、爾比井(爲)と註  
し、同國有度郡にも此の郷を收め、爾比井  
(爲)と訓ず。次に伊豆國田方郡に新居郷、  
武藏國榛澤郡に新居郷、上總國武射郡に新

居郷、新井田邑存す。次に下總國葛飾郡新  
居郷、常陸國鹿島郡新居郷、同國多珂郡新  
居郷、近江國淺井郡に新居郷ありて爾比井  
と訓じ、後世新井邑存す。次に美濃國不破  
郡に新居郷、次に阿波國勝浦郡に新居郷、  
爾比乃井と註す。次に讃岐國阿野郡に新居  
郷ありて、爾比乃美と訓ず。後世も新居邑  
存す。次に伊豫國に新居郡あり、古くは神  
野郡と云ひし地にて、和名抄に仁比井と訓  
じ、郡内に新居郷を收む。又新居庄起る。  
次に筑前國席田郡に新居郷ありて、爾比井  
と訓ず。次に筑後國下妻郡にも新居郷、次

に肥前國高來郡に新居郷、爾比井と訓ず。  
その他、天平十二年濱名郡輪租帳に「濱名  
郡新居郷、戸一百十、口六百七十七、管口  
分田九十七町二百五十三歩」と見ゆ。また  
伊豫に新居大島、土佐にも此の地名存す。  
論以下數條、及びニヒヤ條を見よ。

1 綾姓 讃岐國阿野郡新居郷より起る。  
羽床氏の族にして、綾氏系圖に「羽床庄  
司資高—資光(新居藤大夫)—資幸(同上)  
—資員(刑部次郎)—幸實(同刑部丞)—資  
經—資綱—資盛(備四郎)—資長(次郎)—  
顯資(顯次郎)」と載せ、又資員の弟に福  
家次郎資基、資盛の弟に大手鳥三郎資信  
等を擧ぐ。

又讃州藤家系圖に「紋三笠松、並に根葉。  
家成—章隆(藤大夫、母は讃州綾大領貞  
宣の女)—資高—資光(新居藤大夫、香四、  
福家、四隆寺等の祖。元暦年中、資光、  
綾の藤家二千餘人に將として、平氏を捨  
て源氏に參り、備中國を破つて上京し、  
院の御所を警衛す、賴朝卿の下文あり)  
—資幸(藤大夫、福家氏祖)」と。以下福  
家、四隆寺、香四等の條を見よ。  
資光は東鑑、元暦元年九月十九日條に「讚  
岐國御家人。注進す、平家當國屋島に落

付御所すを捨て、源氏御方に參り、京都  
に參り奉り候御家人交名の事。

藤大夫資光、同子息新藤大夫資重、同子  
息新大夫能員(資)、藤次郎大夫重次、同  
舎第六郎長資、藤新大夫光高、三野(野)  
三郎大夫高包、橋大夫盛資、三野首領盛  
資、仲行事貞房、三野九郎有忠、三野首  
領太郎、同次郎、大藤藤太家人。右度々  
の合戦に源氏御方として、京都に參り候  
の由、鎌倉殿の御見參に入れん爲、注進、  
件の如し。元暦元年五月日」と。

又南海通記に「讚州藤家は鳥羽院の御宇、  
中御門藤中納言家成卿の胤子也。新大納  
言成親卿の隠謀露顯の時、家兄周防守親  
高を清盛に殺さると云へども、平氏の權  
威に壓せられて、過ぎ行きぬ。賴朝・東  
國に起り給ふを聞きて、伊豫河野と隠し  
合せて、源氏の方人として旗を揚げ、氏  
族相議して曰く、今平家一谷の役に不參  
して、源氏方に參りなば、其の驗し無き  
は有るべからず、先づ平家方に手切の矢  
一つ射て、源氏方に參ずべしとて、門脇  
中納言教盛卿、越前三位通盛、能登守教  
經、父子三人が山陽道を服さんとて、備  
中國下道郡に在りと聞きて、藤大夫資光、

旗頭として氏族十餘人、其の兵二千餘騎、  
兵船三十餘艘を以つて、備中國に押寄せ、  
関を作つて攻めかゝる。能登守殿大に怒  
り、昨日まで當家に僕従たりし奴原、今  
日變ぜしさま有るなるに、當家に向て弓  
を挽くの條奇怪なり。一人も洩さじとて  
兵船を指し下し、海上に浮べて追ひ驅け  
たり。敵は素より矢一つ射て騒とし、源  
氏方に參らんと思ふに、能登殿手強く追  
ひ欠ければ遠く引かして淡路國福良泊  
りに著きにけり」と。又四履府志に「新居  
藤大夫資光。功を以つて綾の郡司に補せ  
らる。資光の子資村・承久の亂に功あり  
て、香河の郡司になし給ふ」と。カウサ  
イ、カガハ等の條を見よ。



讚岐藤家、左留靈公之孫  
新居(ニイノヘ)

2 構姓 伊豫國新居郡より起る、この地  
は古く神野郡と云ひし地にして(カミノ

傳參照)靈異記の末文に「伊與國神野郡郷内に山あり、名を石槌山と號す。是れ即ち彼の山に石槌の神あるの名也。帝姫阿倍天皇の御世、彼の山に淨行の禪師ありて修行す。其の名を寂仙菩薩と云ふ。禪師・命を終るの日に臨み、録文を留め、云々」とて、德行を積みて、國王の子に生變はるとの話を載せ、文徳實錄にも「故考相傳ふ、伊豫國神野郡に昔高僧あり、名は灼然、聖人たりと稱せらる。弟子あり、上仙と名づく、山頂に住止し、精進修行・灼然に過ぎ、諸鬼神等、皆頭指に隨ふ云々」と載せて、靈異記と同様の話を傳へ、又「是より先、郡下橋里に孤獨の姥あり、橋邊と號す。家産を傾盡して、上仙に供養す」と。

こは當郡々名神野が嵯峨天皇の御諱に同じく、檀林皇后の本姓、橋氏が、當郡立花郷(橋里)と音の通ずるより、佛説の再生説を以つて、妄りに怪奇の附會説を流布せしめて、もとより偽説なるや明白なるも、當郡は賀茂族の榮えし地なれば、カモ條(カモベ條參照)、灼然、上仙など云ふも、大和葛城なる賀茂の役行者、若しくは久米仙人など云ふと同系統の人と思

はれ、此の話は賀茂族研究の有力なる資料たるのみならず、後には、此の橋邊の傳説、及び橋里など云ふ地名とより、當地の大豪族新居氏は、何時とはなく橋姓と稱するに至れり、タチバナ條を參照せよ。又當郡一宮社記、及び矢野系圖の如き、何れも此の再生説を擧げ、以つて當地橋氏の起原とするは、此の消息を傳ふるものと云ふを得ん。

さて此の橋姓新居氏の出自を探るに、諸説あれど、蓋し賀茂伊豫朝臣、伊豫賀茂朝臣の後にして、更に溯れば、景行皇子武國凝別命の裔なるが如し。先づ舊説を擧ぐべし。

3 越智姓河野氏族説 豫章記に「守與の子・玉興(散位、伊大夫、伊豫大領と號す、人王四十二代文武天皇の御宇三年己亥(此の時年號、これ無し)、役優婆塞・葛城山に久米岩橋を懸くとて、諸神咒寄、一夜中に渡すべき約束有けるに、渡すを得ず、夜明ければ、行者怒りける事有り。或る哥に云ふ『岩橋の夜の契りも断えぬべし、明るるわびしき葛城の神』と云ふも、此の心也。諸神腹立たして、行者を譴責申されければ、御道儀有りて、行者

を流刑に處せらる。玉興・行者に御過無き由を陳じ申しければ、同罪に行はれける。去る程に、玉興・行者と同道にて、攝州へ下り給ひて、難波邊に流瀆し玉ふ。昔は王命重き故に、勅勘の人などには舟を借す人も無かりければ、徑に徘徊せられたり。其より此處を三島江と云ふ。さて「行者は何方へ行き玉ふべきや」と問ひ玉へば、「伊與國に見し島有り、彼へ便船を尋ぬべし」と宣ふ也。伊與島は、加茂領也、行者は加茂の再誕也、其の儀かと覺ゆ。其の時迄は、攝州中島はなくて、此の邊迄海岸なれば、常に唐船なども着きぬ。故に唐崎と云ふ。爰にも亦唐船二艘見へたり。玉興・便船を乞ひ給へば、其の國に入れば、其の國の政に隨ふべきなれば、勅勘人には如何んと借さざる也。今一艘は御使事有りければ、御頼あるを甲斐なく申し放つべき哉とて、即ち領掌して解纜す。兩人を乗せて、漫々たる四海を差して、漕ぎ出で玉ふ。津々にも勅命を恐れて寄らざりければ、水濁れ苦しき間、備中の仲にて玉興・御母の冑を以つて海潮をかき廻し、此の内に水有るべし、呑ん

らる。平家物語十一卷、長門國赤間關、平家方より伊豫國の住人新居橋(喜)四郎とて、和田太郎義盛の矢を射返しけるに、義盛が矢道に三段計り射越えて、弓楯の名を擧げたりけると有り。新居と云ひての後、二三代過ぎて兄弟の別有りけるを高市と云ふ」と。以下、高市、吾河、井門、華嚴等の條を見よ。

次に「新居の一黨も、八ヶ村有り。所謂の周敷、越智、今井、松本(木)、難波江、徳永、高部、新居の八ヶ村也。茲枝子葉繁茂、多々なれば之を記すに遠あらず」とあり。此の諸氏を新居黨と稱す。

越智系圖も同様にして(ヲチ條九八三頁、九八四頁を見よ)、周敷、今井、越智、難波江、徳永、松木、高部、新居を新居の八氏とす。

次に一宮社記に「當社神主、昔越智宿禰守興が第二の子にて、越智宿禰玉守と號す、是れ元祖也。父守興・異賊退治の爲め、在唐の時、兄玉澄・玉守と同じく彼の土に生るゝ也。守興歸朝の後、二子・守興を追慕し、各々一船を營みて日本に渡りて、守興を尋ね、難波津に漂泊して數日に及ぶ。此の時、越智守興の長子玉興(守興、

で見よと宣ひければ、船擧つて是を呑めば、即ち清水也。各々渴を止めて蘇生の心地しける。其より此の沖を水島の渡と云ふ也。

此の時、玉興・船主に向ひて「是れ程難義を極めたるに、不意の便船に依りて、今の命存せる事希代の縁也。さて何の國の人ぞ」と問ひ玉へば、船主答へて「我は唐土越の國の者也。我が母は遊女なりしが、一年日本より蒙古退治のために、御渡り有りし大將軍伊豫の大領守興と申す人、我が母と御妻愛有りて、程なく懐妊する也。守興御敵を退治し御歸り有りて、母は越國にて二子を儲け候也。日本を戀ひ忍べ共、甲斐なく年月を送る也。母さへ逝去する間、孤子と成りて有る程に、越國の住居も懶く、樓々に思ひ立ち、此の地に渡り着けども、案内を知らざる間、尋ね寄るべき方もなく、徒に日を送る處に、便船の御頼に依りて此の如く也。今一艘辭退せしは、我が兄也。父御前にも逢ひ奉らばやと、諸共に契りたり。今は我を待たるべき也」とて、跡を返り見て、涙を流しけり。

玉興はつくづくと聞き玉ひて、「扱は我が

弟也。何の驗し有るか」と宣へば、「御重代有り」とて、御領等、并に御手跡なども有り」と云ひて、取り出し、御目に懸ければ、疑ひ無く守興の御手跡也。誠に宿縁潤熱、相逢ふ事も、併せて義祖の御引合せなり。我年老ひたり、續がすべき世子なし。所詮一跡を相續せしめ、國家を譲るべし」とて、堅く御契約あり」と。

この舟主は即ち河野氏の祖玉純(澄)にして、その兄にて舟を貸さざりし人は、此の新居の祖と傳ふるにて、次に三島社、河野氏の事を載せたり。ミシマ、カモ等の條を見よ。又玉純(澄)に關しては「姓をば越智と稱す、玉澄・河野に御座す」云々と。即ち越智姓、河野氏の祖先と傳ふ、ヲチ、カウノ條に詳か也。

次に便船を貸さざりし兄の事を載せて、「彼の唐崎にて便船を進めざりしは、家の兄なれども、其の時の恨に依りて、玉興と御中違ひ也。然れども玉澄・心得、當國に渡り、新居郡に居住して新居と申しける。明神・河野をば朝日彌高、新居をば夕日彌入と仰せけるを恨み申し、其の比、橋長者清正と云ふ人・當國の司にて下りけるに、契約し、姓をさえ橋と改め

る。平家物語十一卷、長門國赤間關、平家方より伊豫國の住人新居橋(喜)四郎とて、和田太郎義盛の矢を射返しけるに、義盛が矢道に三段計り射越えて、弓楯の名を擧げたりけると有り。新居と云ひての後、二三代過ぎて兄弟の別有りけるを高市と云ふ」と。以下、高市、吾河、井門、華嚴等の條を見よ。

次に「新居の一黨も、八ヶ村有り。所謂の周敷、越智、今井、松本(木)、難波江、徳永、高部、新居の八ヶ村也。茲枝子葉繁茂、多々なれば之を記すに遠あらず」とあり。此の諸氏を新居黨と稱す。

越智系圖も同様にして(ヲチ條九八三頁、九八四頁を見よ)、周敷、今井、越智、難波江、徳永、松木、高部、新居を新居の八氏とす。

次に一宮社記に「當社神主、昔越智宿禰守興が第二の子にて、越智宿禰玉守と號す、是れ元祖也。父守興・異賊退治の爲め、在唐の時、兄玉澄・玉守と同じく彼の土に生るゝ也。守興歸朝の後、二子・守興を追慕し、各々一船を營みて日本に渡りて、守興を尋ね、難波津に漂泊して數日に及ぶ。此の時、越智守興の長子玉興(守興、

豫州に在りて生む所の子にて、玉澄、玉守が異母の兄也。京に在りて聊か逆隣に遇ひて本國に退んかんと欲して難波津に至りて、便船を求む。偶ま玉澄、玉守に遇ふ、然りと雖、其の異母の兄弟なるを知らず、玉興・先づ便を玉守に請ふ、之を許さず、又玉澄に請ふ、玉澄之を許して便を解きて備前の海上に至る。時に風雨に遭ふ、數日止まず、舟中水に渴す、二船甚だ之に窮困す。玉興・丹心を起して神明に祈り、且つ本國守護神三島大神に誓して、冥助を請ふ。時に一少船ありて、老翁二人・其の中に在り、一人は矛を携へ、一人は弓矢を持ち、船舷に寄りて曰く、汝等必ず水に苦しむ勿れ、吾當に水を授くべし、云々。矛を携ふる老人、吾は是れ伊豫國越智郡三島に住む所の神にして、汝家の守護神也」と。また矢を持つ老人・語りて曰はく「吾は是れ伊豫國神野郡王圓濱に住む所の神也」と。(以下・矢野條を見よ。次に前引豫章記と同様の記事あり)。

也。然れども玉澄・常に之を歎き、玉興に請ひて和睦せしめ、神野郡に住して玉守と號す。姓は玉澄と同姓越智と爲す。爾來代々神野殿と號して武事を兼ねて新居字摩の二郡を管領する也。聖武天皇の御宇、大宰少貳廣嗣謀叛の時、玉澄、玉守、勅を奉じて西府に向ふ」と。

矢野系圖もほゞ之に同じく、玉守の子を益興、その子益連、益連に二子あり、兄は實連、弟千壽丸は前達せし上仙法師なりと。次に實連の長子實遠は、社記に「玉守五代の孫實遠は、神野殿の家名を改めて、新居殿と號す。これ神野郡を改めて新居郡と改むるの故也。又五十二代嵯峨天皇云々、實遠・正五位下に叙せられ、越智姓を改めて、橋姓と爲る也」と、タチバナ條參照。その男實幸、その男實保、實保に二子あり、兄は貞保にて、弟基保は、是れ高市氏の祖、貞保の子は、彼の橋遠保なりと云ふ。

又守興の二男「新居大夫玉男は、後に諱を改めて玉守とす」と云ひ、又新居の一族を「橋、金子、眞名部(眞鍋)、高市、武市、武智、井門、岡田、香川、三谷、越智、周布、今井、松木、徳水、難波江、

高部、遠藤、近藤、藤田」等とす。思ふに、豫章記の説は、一見・荒唐無稽の如く見ゆれど、古傳説の名残を多く傳へて探るべき點影からざる也。これに反して、一宮社記、矢野系圖の如きは、後世のものにて、價值も數段下り、殊に矢野氏を以つて、新居族の宗家とする如き、最も悪く、又「越智姓、矢野氏」とする如き、後世の追加なるや必せり。又その系圖も探るべきにあらず。されど遠保は恐らく新居橋氏の裔と考へらる。又矢野氏が遠保の裔なる事は、他にも徴證あり。

4 越智姓三大夫説 前項と同様、越智姓と云へど、前よりは時代下り、越智姓に上中下の三大夫ありて、新居、別宮、河野の三氏に分れたりと云ふ也。此の説は、恐らく新居系圖に據りしにて、同系圖に「玉澄—直澄(經數代)……………」

爲世 上大夫 新居  
爲頼 中大夫 別宮  
爲時 下大夫 川乃

豫州越智氏  
本八重之御 如下向豫州  
村上之五下大夫云々

新居  
自此已前不知  
爲世上大夫之子  
又一本河野系圖、及び土居系圖に「鴨部益躬(伊豫守)—益永(大夫、從五下)—玉躬(大夫、從五下)—玉澄(大夫、從五下)—玉氏—氏澄(大夫)—爲澄(大夫)」

爲世 上大夫 新居の祖  
爲頼 中大夫 別宮の祖  
爲時 下大夫 川乃の祖

と。爲世以後の事は、比較的證據すべき系圖の存するあれば、恐らく史實ならんも、新居系圖にも明記する如く、爲世以前の事は詳かならず。又同系圖が「玉澄—直澄……………」とあるは、當時の傳説にして、新居、別宮、川乃三氏の祖を兄弟とする如きも確實性・乏しきにあらずるか。

5 藤姓浮穴氏族 伊豫親王の御子爲世の後とするものにして、系圖に「爲世—經世(藤大夫)—季成(浮穴五郎大夫)—頼成—綱水—成俊(新居氏)」とあり。その非なるは、ウキアナ、ヲナ、カウノ等の條を見よ。

6 橋姓遠保流 大日本史氏族志に「伊豫橋氏あり、系・遠江橋遠保より出づ。そ

の後裔に仁井、小鹿島等の族あり(小鹿島は東鑑に據る)。仁井親清は橋四郎と稱す。平氏に屬して善射を以つて聞ゆ(源平盛衰記)。橋四郎は如白本平家物語に據る。諸本平家物語には仁井・或は新居、または新井に作り、親清は一に親家に作る」と。

此の説にも採るべき點多けれど、遠保を以つて中央橋氏の族とするは非ならん。タチバナ條を見よ。

7 御村別姓説 大倉桑馬氏の説にして、「景行天皇皇子・武國擬別皇子の後裔と云ふ也。皇子は伊豫國御村別の大祖にして、新居郡伊曾乃神社に奉祀す。その裔孫は圓珍の和氣系圖に見え(御村條參照)、又天平實字二年紀、及び神護景雲二年紀に見ゆる賀茂直も、此の子孫にして、當時、賀茂伊豫朝臣、伊豫賀茂朝臣を賜へり。(カモ條參照)。伊豫としては最初の朝臣姓にして、尊貴を極めし氏なれど、その後裔・史上に明白ならず。

されど南海通記に「豫州御村の姓・永く近世に來由す。其の苗裔・御の字を改めて三となす。是れ其の上を借するを恐るゝ所也。高市、七森氏も、此の遠孫と聞

ゆる也」と載せたり。蓋し三村を御村別の後裔とするは、音の類似より來りしものならんも、高市氏は諸系圖・皆越智姓と爲すに關はらず、本書が御村別の裔とするは、反つて有力なる史實の斷片と見ざるべからず。(猶ほミムラ條を見よ)。

而して高市氏は、新居系圖、及び豫章記以下の越智河野の諸系圖・何れも、新居氏族中の大族とし、新居氏と同姓なるや疑ふの餘地なければ、他の同族が其の本姓を失ひし後、此の氏・ひとり其の起源を忘れずして、御村別の裔孫と傳へしものなるや明白ならんか。即ち新居族は御村別の後にして、伊豫賀茂朝臣、或は賀茂伊豫朝臣を本姓となすべき也」と。

此の説は頗る傾聴するに足るべく、予輩も左祖するに吝ならざれど、更に進んで新居系圖全體を信じ、新居、別宮、川乃の三氏を、同姓とすべきにあらずと愚考す。河野氏が伊豫郡神崎庄の靈宮を宗廟とするは、古き信仰より來りしものにして、新居族の發祥地と全く別なれば、系圖等によりて、此の根本的差異を動かすべきにあらずればなり。

思ふに新居系圖が「爲世以前知れず」と

載せながら、巻頭玉澄、直澄等を載せた  
るは、他の別系統の系圖に譲りしもの  
にして、新居氏の祖を川乃氏祖の兄とする  
は、豫章記と同一の傳説に據るに過ぎざ  
るべし。猶ほ本系圖に「本紫之弁、初め  
て奥州に下向す」など云ふも、此の氏の  
起原を探らんとする努力ならんか。

8 肥前紀(橋) 予體の舊説にして、  
石槌山を中心とし、當國に廣大なる地域  
を占めし仁和寺御領の庄司として、筑紫  
より橋氏、紀氏等の族が當國に移りて此  
の族となりしと云ふ也。今は捨てたれど、  
その大略を云へば、かの基聖寛運・橋良  
利が仁和寺領なる、肥前藤津御庄に生れ  
て、仁和帝(宇多天皇)に仕へてより、藤  
津庄豪族は御室領に於いて有力なる地位  
を占め、その後、刀伊入寇の際、最も偉  
功を述べてたりし平爲賢(イサ條參照)の血  
を交へ、一方密殿上人覺護の如き名僧を  
出すと共に、庄司或は押領使となりて、  
各地の御室御領に榮えしなれば、當國仁  
和寺領に來りしも早く、爲世の如きも其  
の一人にて、當國古族の家を嗣ぎしもの  
かと考へぬ。

野氏の如きも、早く彼の地の文書に表は  
れ、又肥前大村氏の如きは、新居系圖と  
同様、「直澄の裔」と云ひ、「豫州大洲より  
來る」と傳ふ、但し直澄を師澄の子とす。  
多少理由なきにあらざるも、既に捨てた  
る説なれば、精しくは云はず。第十一項  
を見よ。

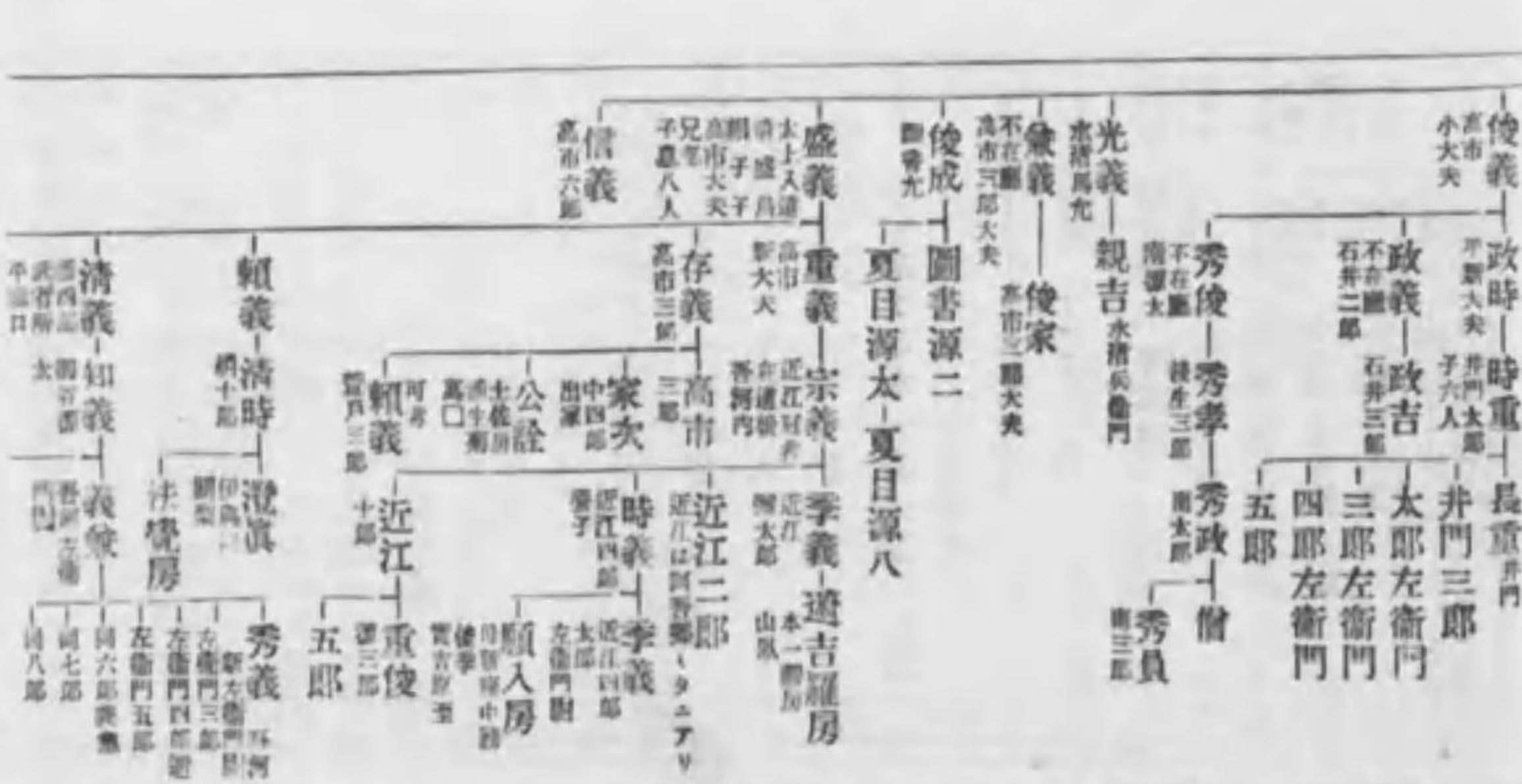
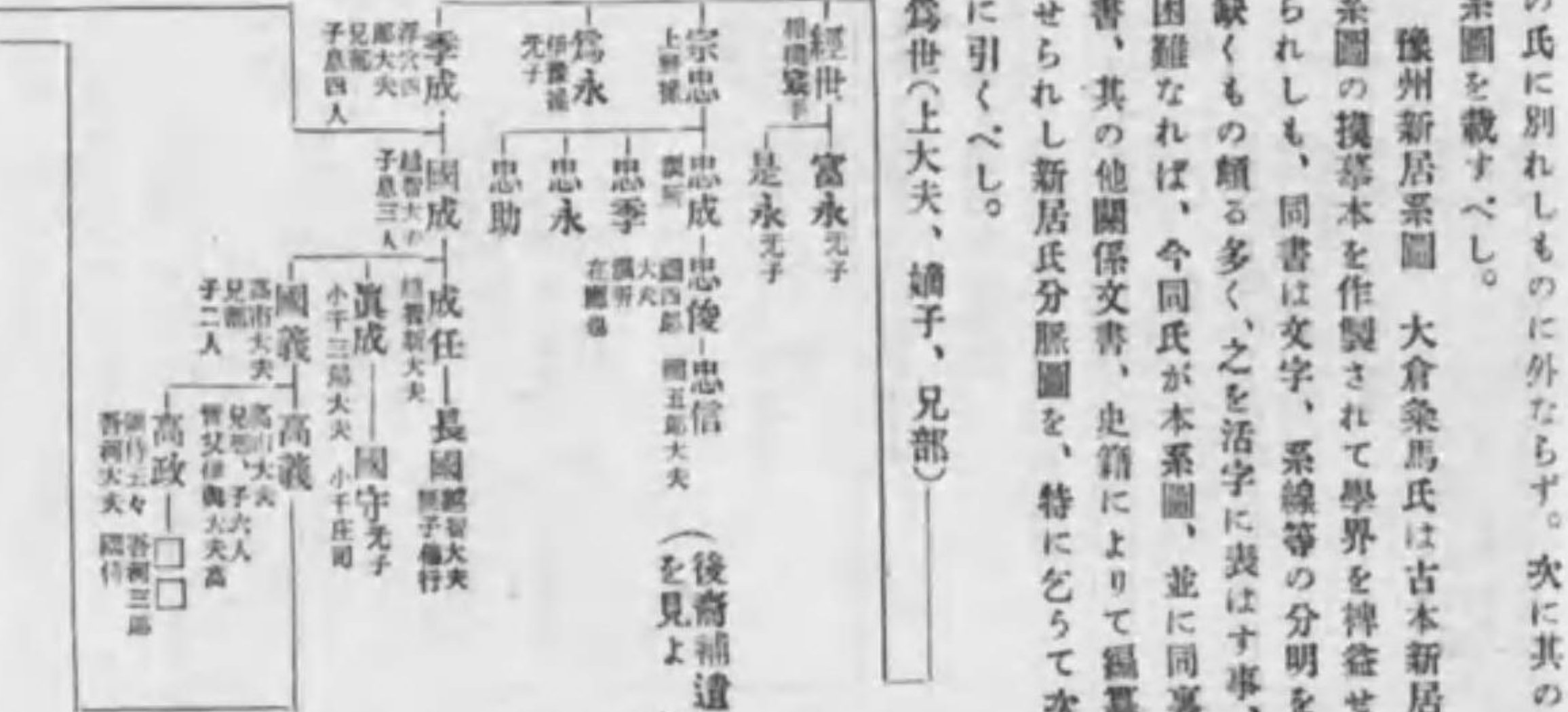
9 源平時代の新居氏 平家物語に「伊豫  
(二本伊勢に誤る)國住人・新井紀四郎親  
清」を載せ、卷十一遺矢條に「和田小太郎  
義盛・殊に遠う射たると覺しき矢を、其の  
矢・給はらんとぞ招きける。伊豫の國の  
住人仁井紀四郎親清・此の矢を賜はりて  
射返す。是れも三町餘を一一射渡して、和  
田が後一段許に控へたる三浦石左近太郎  
が弓手の肘に、健にこそ立ちたりけれ。  
三浦の人共密合ひて、あな悪や、和田小  
太郎が、我程の精兵なしと心得て、恥か  
きぬるをかしきよと笑ひければ、義盛安  
からぬ事なりとて、今度は小舟に乗りて  
漕出し、平家の勢の中を、差詰め引詰め  
散々に射ければ、者共多く手負ひ射殺さ  
る。良有りて澳の方より、判官の乗り給  
ひたる船に、白鷲の大矢を一つ射立てて、  
是も和田が様に、其の矢・賜はらんと招  
きけり。判官・此の矢を抜かせて見給へ  
ば、白鷲に山鳥の尾を以つて作りたる矢  
の、十四束三伏有けるに、巻巻より一束計  
りおいて、伊豫の國住人仁井紀四郎親清  
と、漆にてぞ書き附けたる」と見ゆ。  
新井は一本新居、或は仁井に作り、紀四  
郎は橋四郎、親清・一本に親家とあり。  
長門本には「伊豫國住人新井紀四郎親家」と  
載せたり。

10 阿波の新居氏 當國勝浦郡に、新居郷  
(爾比乃井)、名方東郡に新井郷(爾比乃井)

築あれば、それ等より起るか。されど、  
故城記、郡東部分に「新居殿。越知氏、紋  
二連錢立引龍六ツ」と載せて、伊豫新居  
氏の族とす。同書なほ古津、池田、高市  
を同族とすを見れば、恐らく是なるか。

11 結論 以上諸説を擧げたれど、第七項  
大倉氏の説・最も正しきか。蓋し新居郡  
には前述の如く、古くより橋傳説の存す  
るより、遠保の家は、早く中央の大族  
橋氏の家人となり、天慶の亂に大功  
を建て、天下に其の名を擧げ、一族天下  
に蔓延(橋條參照)。楠木氏の如きも其  
ならん(タスノキ條を見よ)。源平時代の  
橋四郎の家が、此の遠保の血を引きしか、  
否かは、不明なるも、同族なるや察する  
に難からず。次に新居系圖に見ゆる氏々  
は、同族なれど、更に別流にして、早く  
國府所在地なる越智郡に移り、在廳諸豪  
と婚を通じて一家の如くなり、更に居住  
の地名を稱號として、越智、高市、拜志  
等を稱號とせし爲、河野等と同様に、全  
く越智姓と思惟するに至りしものと考へ  
らる。

12 豫州新居系圖 大倉兼馬氏は古本新居  
系圖の撰纂本を作製されて學界を裨益せ  
られしも、同書は文字、系線等の分明を  
缺くもの頗る多く、之を活字に表はす事、  
困難なれば、今同氏が本系圖、並に同裏  
書、其の他關係文書、史籍によりて編纂  
せられし新居氏分脈圖を、特に乞うて次  
に引くべし。  
爲世(上大夫、嫡子、兄部)





江國城岡郡に新井郷を収めて爾比井と註し、高山寺本には爾比井に作る。風土記傳に今の大新井に當ると云ひ、又大日本史に今新居郷・濱新井、大新井等五村を領すとあり。次に伯耆國汗入郡に新井郷、次に阿波國名方東郡に新井郷を収め、爾比井と註す、今の新井邑に當るとぞ。その他、遠江(濱名郡)、武藏、上野、丹波、因幡等に此の地名存す。その他はアラキ條を見よ。

1 新井宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

2 橋姓 前條に云へり。

3 雜載 その他はアラキ各條を見よ。源姓、藤姓以下流多し。今足らざるを補ふ。武藏國横見郡今泉村の名族にもあり。先祖小五郎入道善光は元松山の城主上田氏に仕ふ。落城の後に當村に來りて開墾すと云ふ。二三一頁參照。又寛政三年に加賀侯太政公(十一世治脩)・家臣新井白蛾(名は祐登)に命じて、明倫堂、經武館の二校を經營せしむ。また相模國高座郡植木に新井筑後守君美の墓あり。白石の事は二三一頁、二三二頁、及びニツタ條を見よ。その子に明倫(傳藏)、宣輪(平藏)の二子あり。武藏の新井氏はアラ

キ條、及び四尾條を見よ。又下り藤、丸に四ツ目を家紋とするあり。

仁井 ニキ 前後數條と通じ、又岩代、羽前、周防等に此の地名あり。

1 橋姓 一に新居に作り、又新井とも云ふ。伊豫國新居郡新居郷より起る。伊豫橋氏の族也。平家物語に「伊豫國の住人仁井紀四郎親清」と。新居條に詳か也。

2 清和源氏武田氏族 甲斐發祥の名族にして、武田系圖に「晴信―勝童(盲人、海野龍芳)―道快(長遠寺)―信政(仁井、又號二位。慶長十八年七月、豆州大島に配流)と載せたり。

仁位 ニキ 對馬國の名族にして、當國仁位郡より起る。天文十五年、宗氏の族にして、當郡にあるものを改めて、仁位、峰、吉田、波多野等の諸氏となす事、宗氏家譜に見ゆ。その後、文祿元年、仁位民部智信あり、仁位郡代に補せらる。又徳川時代、宗藩の重臣たり。

二位 ニキ 仁井條を見よ。

二井 ニキ フタツキド

乳井 ニキ ニオキ條を見よ。

丹伊田 ニイタ 岩代國田村郡丹伊田邑より起る。藤原南家伊東氏の族と云ふ。

仁井田 ニキタ 常陸、岩代、磐城、羽前、羽後等に此の地名存す。

1 桓武平氏千葉氏族 岩代國安積郡(安達郡)仁井田邑より起る。高倉國分氏の庶流にして、仁井田右衛門四郎は國分氏の庶流、荒井木工允の弟なり(館基老)。

2 磐城の仁井田氏 磐城郡仁井田邑より起る。豐田條を見よ。又田村郡にも存す。田村家臣裔なりとぞ。

3 佐々木氏族 和泉國の豪族にして、佐々木義清の末胤也。仁位田肥前守元氏に至り、松浦邑に居る、子孫・松浦條を見よ。

4 雜載 紀伊の儒者に仁井田好古(南陽)あり、紀伊國續風土記編纂に功多し。又江戸の俳人に仁井田堆嶺(九十九坊)あり。又仁井田内膳あり、南部條を見よ。

仁位田 ニキタ 前條氏に同じ。

新井田 ニキタ 上總、岩代、陸前、陸奥、羽前等に此の地名あり。

1 清和源氏 陸前國玉造郡新井田より起る。ニツタ、及びニヒタ條を見よ。

2 同上南部氏族 陸奥國三戸郡新井田邑より起る。ニツタ、ナンブ條を見よ。

3 雜載 松前藩の時、蝦夷地なる有珠郡

宰に新井田淺次郎あり。また新井田兵作、頼崎久五郎は靜井郡を分宰し、又新井田嘉内は吉平郡に宰たり。又新井田金右衛門は北見常五郎と共に茅部郡を分宰せりとぞ。

仁多 ニイタ ニタ條を見よ。

新今 ニイマ ニヒイマ

仁宇 ニウ

1 上野の仁宇氏 上野國丹生郷より起る。平家物語、壇浦合戦條に「上野の住人仁宇四郎」と見ゆ。

2 湯淺氏族 阿波の仁宇氏にして、那賀郡仁宇邑より起る。故城記、那四郡分に「仁宇殿、湯淺、藤原氏、家紋大文字下に丸連錢」と見ゆ。

似内 ニウチ

仁枝 ニエダ

仁尾 ニヲ 讃岐國三野郡仁尾邑より起るか。大内家臣にして、應仁記卷三に「周防には大内新介伯父に道順と云ふを二尾加賀守と云ふ者、新介の留主に執り立て、引起けり。二尾加賀守の子十郎、同七郎兄弟は在京す」と。その後、徳川時代、徳島縣須賀藩年寄に此の氏あり(武藏)。

乳井 ニオキ 陸奥國津輕郡乳井邑より起る。

1 清和源氏 前述乳井より起りしにて、津輕六奉行の一と傳へらる。大浦、波岡等の條を見よ。北孫三郎宗實の後也、キタ、ダイクワウジ等の條を見よ。

2 富士氏族 同上乳井より起る。奥南舊指録に「甲州御請代、福士、本姓不知、後輪岡となる、乳井に別る」と。各條、及び南條條を見よ。又津輕藩史に「乳井建清は大隅と稱す。福王寺支蕃の子也。支蕃はもと修驗僧にして、歴世、乳井多間堂、及び猿賀深砂祠に主たり。而して二社近傍の地を領して武門と肩を比ぶ、天正中の人なり」と。

一統志に「天正の頃、平賀の郡に乳井福王寺と云ふ領主あり。其の由来を尋ぬるに、根元は役の小角の餘流を汲み、有驗の碩學也。妻帯にて數代相續し、且つ猿賀山深砂大権現の別當職をも兼帯したりける。東奥擾亂の頃、衆を懐けて領主と成り、割へ慈悲忍辱の衣の上に、惡魔降伏の六具を帯して、其の頃武門にたち並びしかば、時の人、乳井殿とぞ稱しける」とあるもの之れ也。

3 大内氏族 大内正清に至り、此の氏を

稱すとぞ。

二岡 ニヲカ ニタヲカ

仁賀 ニガ 安藝國の名族にして、賀茂郡仁賀邑より起る。仁賀藤左衛門は片山城に據る(發藩通志)。

仁階 ニカイ ニシナ 石見に存す。

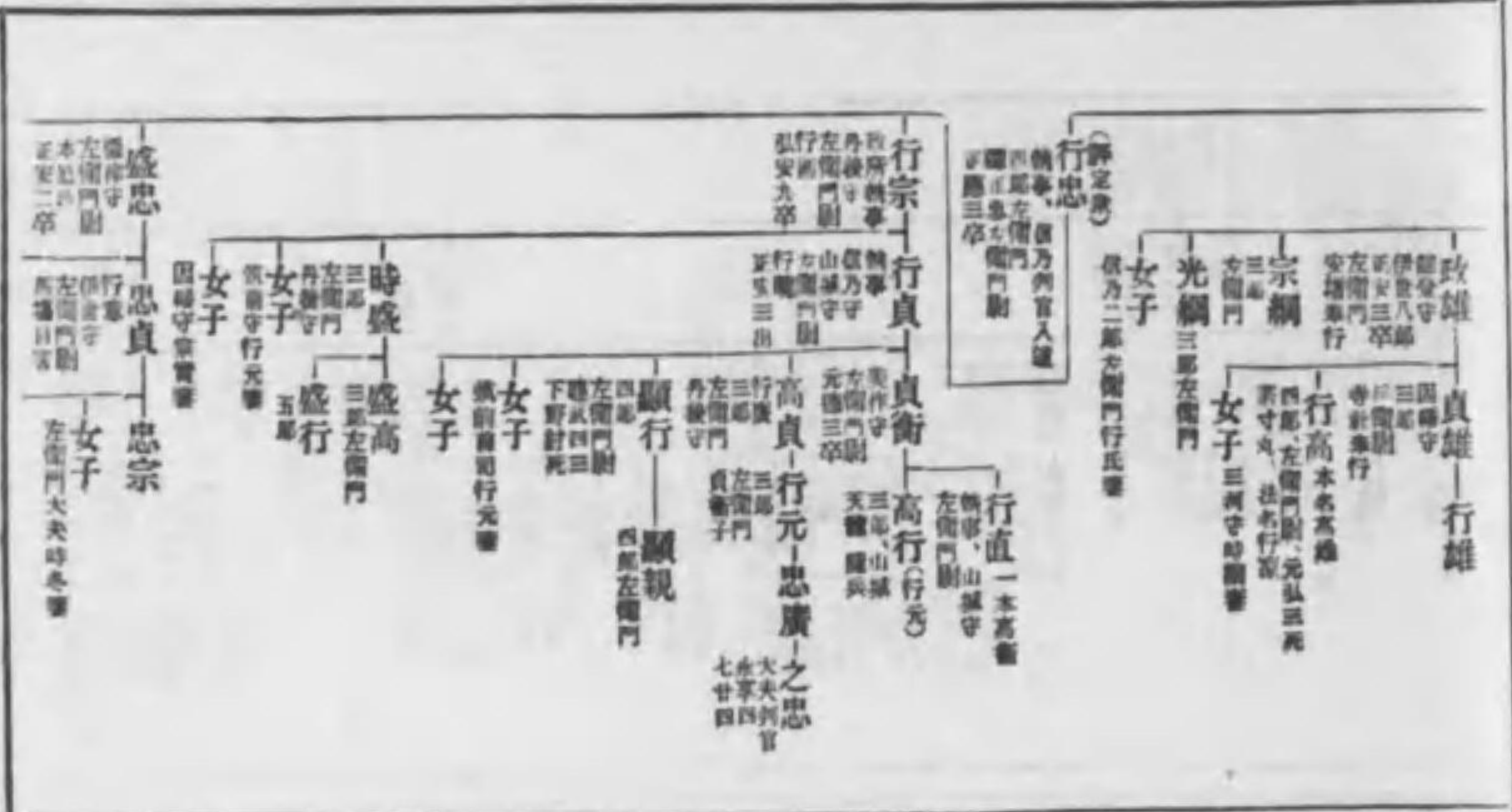
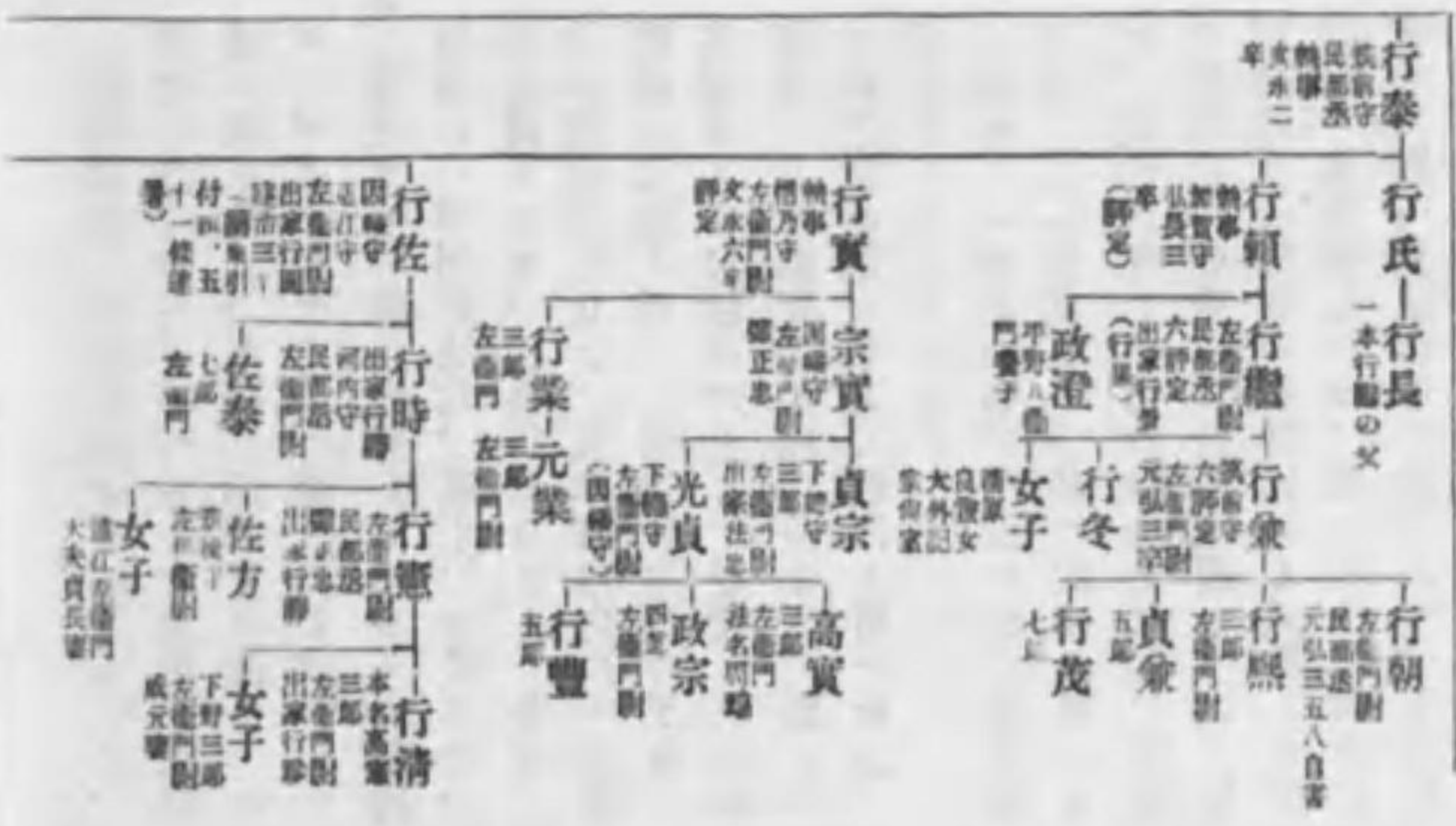
二階 ニカイ ニシナ 土佐の豪族にして元親記に「二階孫左衛門・十七歳にて、穴内の城外木戸口にて、有澤と云ふ者と鎗を合せ、有澤を討取る」と。

二階堂 ニカイドウ 大和、相摸、越前、岩代等に此の地名有り。

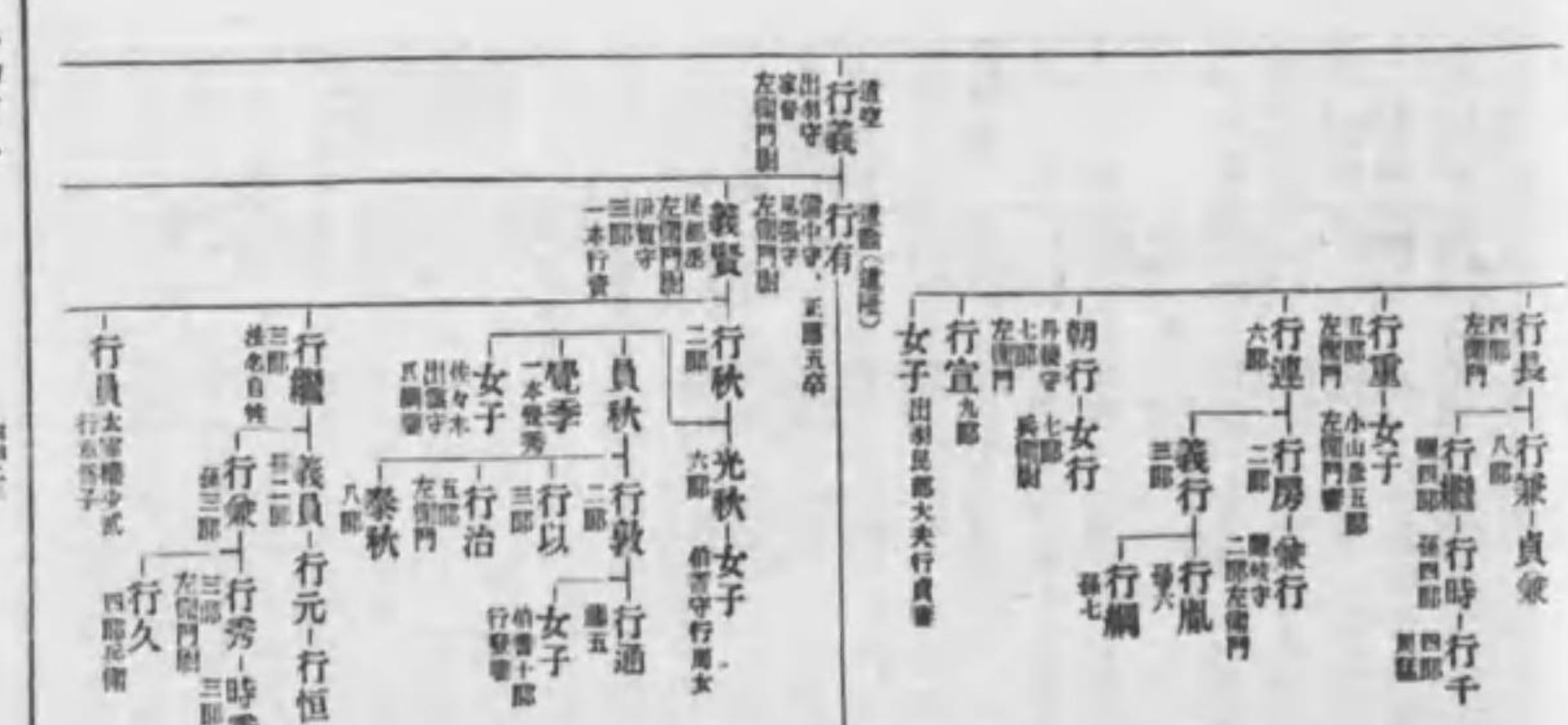
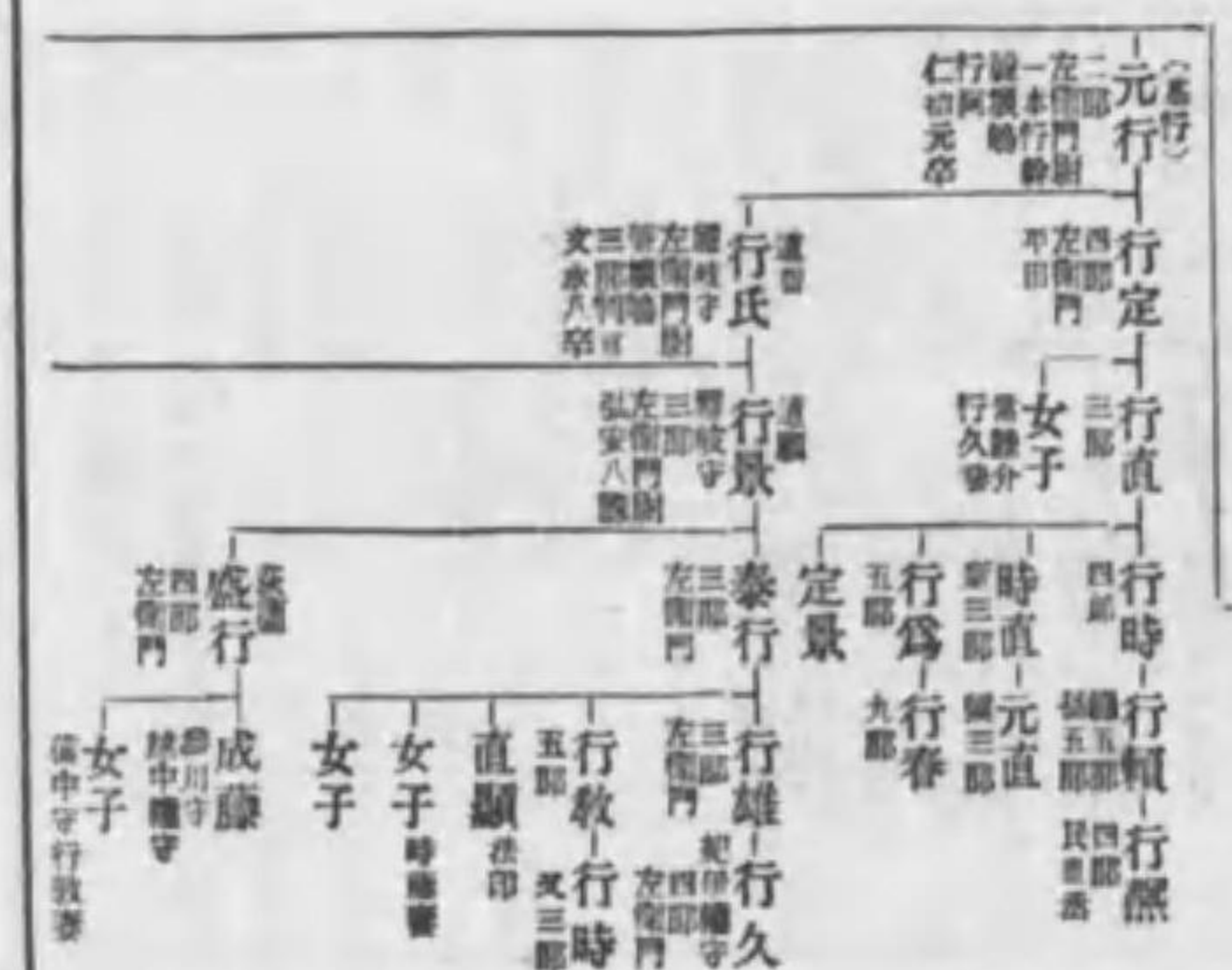
1 藤原南家伊東氏族 相摸國鎌倉郡二階堂(鎌倉の内)より起る。鎌倉以來の大族にして、工藤氏より分る。尊卑分脈に「工藤大夫爲憲―時理(從五下)―時信(駿河守)―維遠(駿河守、從五下)―二階堂流祖)―維兼(從五下)―維行(駿河守、從五下、號波梨入道)―行遠(從五下、白尾三郎、大夫)―行政(號白尾三郎)―行光―行盛―行忠―行宗―行貞―貞衡―高行」と載せ、また工藤二階堂系圖に「爲憲―時理―時信、弟維遠(遠江守)―維光(同)―維行(同)―行遠(同)―行政(政所)―行盛―二階堂山城守)―行光(政所)―行盛」など

見ゆ。  
又二階堂系圖に「行政（民部大輔、山城守、本は白波四郎左衛門尉と號す）一（行光（信濃守、民部大輔）、弟行村（使、隱岐守、評、五十一條連署）、妹（左馬介範俊妻）と載せ、又相良系圖に「岡部權守清繼（山城守清定一景村（秋田城介、二階堂祖）」と見ゆ、一異説とす、サガラ條参照。  
山城守行政・元暦元年公文所の寄人に列せられ、建久元年、公文所の政所と改まるに及んで執事となれり。長子行光は信濃執事と稱して子孫大いに榮え、次子隱岐守行村（山城判官）も亦、建保元年、和田義盛の亂に、これを討ちて功あり、相摸大井莊等を賜ひて子孫繁昌す。爾來鎌倉室町兩時代を通じ、幕府の重職を占め、關係する處多ければ、以下項を分ちて述べし。  
2 系圖 行政（大將家政所執事、從五下、山城守、出雲權守、民部大輔、主計九。母は季範の妹。白尾三郎と號し、一に白波四郎左衛門尉・大山城と號し、又生尾沙門と號す）一（行光（信濃執事、從五下、信乃守、兵衛尉、民部丞。承久元九六。執事

を辭し、同八日卒）一（行盛（執事、從五下、紀伊權守、左衛門尉、民部丞。嘉祿元年七十一に出家、行然、二位の事に依る。建長五・十二・八卒、七十三）



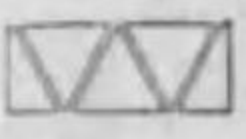
次に行光弟「行村（隱岐。從五下、圖書頭、大隅隱岐守、使、左衛門尉、建保七正廿七出、行四。曆仁元六。伊勢國益田に於いて卒。五十一條連署。妹は平光宗の母なり）」







照。同四年正月十一日、室町殿に於いて之を行ふ、二階堂中務少輔入道。應永十年正月十一日、二階堂山城左衛門尉、山城左衛門尉等見ゆ。なほ中條條參照。次に永享以來御番帳に「文明十二年比外條衆・二階堂大夫判官政行」を載せ、文安年中御番帳に「二番・(二階堂)深谷矢部源成入道。評定衆・二階堂。外條衆・二階堂山城判官」を擧げ、長享元年常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到に「評定衆・(江州)二階堂山城判官。二番衆・二階堂源兵部源成守」等見ゆ。永祿六年諸役人附に「光源院殿御代當參衆。外條條衆・二階堂左衛門尉。御小袖御番衆・二階堂山城守。二階堂右馬助。御部屋衆・一色駿河守孝秀(初號二階堂)。奉行衆・二階堂山城守晴泰」等を擧ぐ。又歴名土代に「(二階堂)藤政行(文明十九、正、廿二、從四下、長享二、九、十七、中務權大輔)等あり。以下各項を見よ。



二階堂山城判官政行評定衆



二階堂家紋

4 家紋 見聞諸家紋に

見よ。又八槻郡々古別神社舊社家八槻氏は二階堂氏也。

11 須賀川二階堂氏 岩代國岩瀨郡を領せし豪族にして、第一項の族也。須賀河城に據る、スガガハ條參照。此の地は、二階堂氏が世襲の領にして、行朝入道行珍は行政が七代の孫にて、政所執事たり。山城守顯行も行政が七代の孫にて、行珍が女を妻とせり。二人は共に鎌倉幕府にて吏務に熟達なりしが故に、奥州の國府にも召仕はれしならむ。共に建武年間記に見えたり。又白河文書に據るに、奥州國府の評定衆、式部少輔藤原英房、此の時、岩瀨郡河東郷大栗、猪森の兩村を賜はりてありしに、二階堂左衛門尉時藤入道道存(貞藤が兄)が家人矢部又次郎といふ者、兩村を白河の結城親朝(檢斷職)より預け置かれたる地なりと稱して、英房が代官に渡さざりしにより訴へらるゝ事あり(伊達行朝勅王事歴)。その後、應永十一年、當地方大名連署に須賀川刑部少輔行副を載せ、更に下りて、永享十一年二月十日、二階堂伊勢入道、同民部少輔等、討死し、二階堂信濃守は

と。また長倉追討記に「たてつなは二階堂」とあり。5 相摸の二階堂氏 此の氏の發祥地に於て、その後、鎌倉大草紙に「應永五年、管領は上杉中務禪助承之、引付頭人二階堂野州入道清春、越訴の奉行二階堂山城宮内入道行康」と載せ、又「持氏御方二階堂下野守、並に南一揆」、又「持氏の寵臣二階堂三河守は逸見縁者なれば、是を頼み、色々甲斐の事を望み申しける」など多く、また明德應永の頃、二階堂出羽守政貞は足柄郡篠窪を領す。大井、篠窪、山城等の條を見よ。

6 武藏の二階堂氏 二階堂遠江守の苗裔佐々木左衛門佐の子秀田は足立郡芝村長徳寺を草創すと傳へ、又小田原北條家臣二階堂右衛門督實朝は、天正十八年の落城後、舊領當郡文藏村に落來り、十餘年住居し、後駒場村の内、本丸と云ふ所に移住し、佛門に入るとぞ。又高麗文書に二階堂殿・見ゆ。7 上總の二階堂氏 町村誌に「有木城址は海士村字有木に在り。二階堂實綱・之に居り、當時蟻木城と稱す」と。天文天正の亂の頃の事也。又千葉系圖に二階堂

行方知らず落行けり(相州兵部記)と。この時、此の二階堂氏も中絶したるか。その後、御内書案に二階堂次郎あり、これ中興の參河守爲氏かと云へど、猶ほ考究の要あらん。又御内書案、長祿中に二階堂小瀧四郎、二階堂須賀河藤壽を載せ、又鎌倉大草紙に二階堂小瀧云々(小瀧條參照)見ゆ。仙道表鑑には「鎌倉公方持氏の時、奥州磐瀨郡を二階堂參河守に恩賜あり。則ち須賀川城を築きて在住す。其の子爲氏は遠江守と云ひ、嘉吉三年相續せしも幼少なれば、一族二階堂治部、北澤(一に濱尾)民部を代官として、須賀川へ下す。然るに治部等に私あること顯露し、文安元年、爲氏・鎌倉より追伐として下向し、直に須賀川に押寄せしも、爲氏の軍利なくして、和田村に陣を張る。川東の郷兵共之に加はり、和田林、妙見の山麓、岩間、暮谷澤などに合戦の事もありしが、爲氏、終に本意の如く須賀川城を攻め取り、治部は自害し、濱尾民部は援を以つて歸參す、文安五年正月の事とかや」と見ゆ。而して「遠江守爲氏(文安の比)一中務大輔政行(應仁文明の比)一遠江守晴行一駿

將監・見ゆ。8 常陸の二階堂氏 建曆中、二階堂行光、同行村等、當國那珂郡の沙汰人たり。又建武中興の初、久慈郡を二階堂行珍に附與せしが辭退す。また佐竹九代行義の母は二階堂出羽守行義の女、即ち岩崎腹なり、第二項、及び佐竹條を見よ。又十代貞義の母は岩瀨二階堂下總守頼綱の女なりき。第十一項を見よ。また二階堂出羽守行義の子・伊賀守義賢は、當國久慈郡加志村を領し、その孫孫二階堂義員・其の地頭たりしより加志村氏を稱し、又那珂郡酒戸郷を領す(吉田社文書)。その後の事はカシムラ條、及び第二項の系圖を見よ。9 二階堂大先達 トムラ條を見よ。10 磐城の二階堂氏 應永五年卯月二日、小高太郎貞光、二階堂三河守・石川安藝守入道道悦と、金波村を相論する事ありて、その文書に「二階堂三河守が一族小高三郎太郎貞光・掠め申し入部するは謂れなし」と。金波村は、川邊村と中野村との間に在りて、曲木氏の領地也。二階堂三河守は俗名不明なれども、爲氏の父爲治ならんかと云ふ。小高條、石川條を

河守輝行一遠江守盛義」とし、須川鑑には「爲氏・寛正五年に卒し、其の子山城守行光(文明九卒)一行詮(明應六卒)一彈正照行(天文六卒)一信濃守行直(照行の弟にて享祿元年)一信濃守盛義(天正九卒)一次郎(天正九卒)」とす。されど古文書によれば「天文五年十月七日、續義(判)石井上總殿、十一月二十七日、藤原照行(花押)、謹上白川殿」など見えて、照行は盛義の父なり(地名辭書)と。又奥羽永慶軍記に「須賀川の城主遠江守藤原盛義は、二階堂出羽入道道顯より八代の末孫にして、累代陸奥に居住すといへども、盛衰たび／＼有りて、今は繼に五十餘郷を領す、それさへ隣郡三春の田村清顯と争ふ處の地二三ヶ所あり。抑も須賀川盛義が父前彈正少弼輝行代に、今泉の古城に家臣を置きて三春を押をさせしに、清顯は叔父田村月齋を大将として、三百餘騎を率し、今泉の城を攻めければ、輝行・之にかけ合ひ、野木村にて散々相戦ひ、矢田野にぞ引取りける。其の後、輝行卒し、其の男盛義の代に至りて今泉を取返さんとすれど果さず、のち嫡男盛隆を以つて、藤名家を相續させ

ければ、須賀川の味方・大勢と成り、盛義・數年の憤、今日一日の合戦に散じて、今泉の城には濱尾千齋を居え置きて奥力百騎を指添へたり。かくの如く、會津仙道七郡味方なれば、近日三春領に攻入りて、田村一家を退治せんと催しける所に、其の年天正九年の秋、病卒す」と。盛義（盛行）の卒後、その寡婦（伊達種宗の女）、蘆名氏に屬して、命脈を保ちしが、天正十七年十月、伊達政宗に攻められて全く亡ぶ。

これより前、養名盛隆・實は須賀川二階堂遠江守盛義の子なり。盛氏の子盛興・早世せしに因り、其の後室に配し、盛氏の家督を嗣がしむ。天正九年三浦介に任せられ、同十二年十月、鑾臣大庭三左衛門某に試せらる（新編會津風土記）。

須賀川に岩瀨大明神あり、二階堂氏の祖藤原鎌足を祀る、大和多武峰より勸請すとぞ。又長藤寺は、長藤元年、二階堂爲氏の創建にて僧月窓を開山とす。享祿四年四月八日の鐘銘に「大檀那藤原繼義、本願須田備前守」などありしと云ふ（新編會津風土記）。その他、北澤、小瀧、稻村、濱尾、保土原、大立目等の條参照。

12 陸前の二階堂氏 和田義盛滅亡の時、二階堂民部太夫行光・功ありて、その間岡中、栗原郡中三迫を賜ふ。三迫條参照。又餘目舊記に「奉行人二階堂殿見ゆ」。

13 出羽の二階堂氏 二階堂山城守忠行が七代河内守某・羽後仙北六郷を領して六郷氏と稱す。

14 駿河の二階堂氏 登頭郡（志太郡）葉梨邑に二階堂維行の墓あり。土人呼んで入道塚と云ふ。維行は源頼朝に仕へて功あり、後に祝髪して此の地にありて、葉梨入道と號す。

15 甲斐の二階堂氏 二階堂出羽入道道繼（三郎左衛門尉貞藤）は、山梨郡牧庄を食み、惠林寺を建つ。其の次、四郎左衛門尉宗藤、五郎左衛門尉雅藤、七郎藤村等あり。第二項を見よ。又山梨郡淨居寺城は安田の居址なりしを、弘安中、二階堂氏・修築すと傳へらる。

16 美濃の二階堂氏 新撰志、厚見郡岐阜條に「建仁年中二階堂山城守行政・城郭を築きて住みしより、このかた繁榮す。二階堂行政は鎌倉右大將家の政所執事にて、從五位下、山城守、主計九、また生尾沙門と號しけるよししるせり。その子

伊賀守朝光、その子治部左衛門光宗、弟光資・此處に居る」と云ふ。その後の城主二階堂出羽守行藤は、名細記に「正元の頃に當城にすみて、乾元元年卒せしよし」しるし、關東評定傳、弘安五年同六年、同七年の條に「引付衆・二階堂左衛門少尉藤原行藤云々」と見ゆ。また本巢郡船木村十七條城は、明徳中、二階堂三藏、その子二階堂安右衛門、舟木庄を領して、當城に據る。

17 江州中原氏族 前數項とは別流にして崇峻天皇の後裔と稱す。中原條を見よ。江州中原系圖に「甲良太郎信忠―利部丞信宗



用書、云々」とあり、クツナ條を見よ。26 桓武平氏大橋氏族 大橋貞一の子民部大輔貞憲、二階堂と稱すと。オホハシ條に詳か也。

27 紀伊の二階堂氏 那賀郡の名族にして續風土記、金屋村舊家地士二階堂權七條に「家傳にいふ、其の祖を二階堂補法大夫といふ。遠江守爲憲の末葉、楠左衛門爲行の子なり。天正年中、根來寺惣分に屬し、慶長年中、淺野家に仕へ、彦次郎大夫と改む。子孫代々當村に住す」と。又熊野本宮中座に二階堂内藏之丞あり。

28 薩摩の二階堂氏 阿多郡李禮ヶ城（田布施、池邊村）は、文永中、二階堂隆岐守・當地に宰として居る。先祖・相模の内を領せしが、隱岐守に至り、阿多北方の地頭に命ぜられ、文永中、當郷に下り、世々傳領して渡唐船の事を司ると傳ふ。又田布施の金峰山妙音寺は「建久中、頼朝、二階堂土佐守に命じて再興す」と、應永十二年、伊作久義に攻められ、敗れて市來に通る。猶ほ横山、伊作條を見よ。又肝付郡高山神宮寺の社職に二階堂氏あり、本山派修験の家筋なりき、宇都宮條参照。

根本當方被官に二階堂を載せたり。

18 伊勢の二階堂氏 東鑑、嘉祿四年二月十六日條に「從五位下行隱岐守藤原朝臣行村法師（法名行四）卒す。時に伊勢國益田庄に在り」と。又分縣に「行村七世孫行久・伊勢國深矢部郷地頭」と載せたり。子孫深矢部條を見よ。

19 越前の二階堂氏 丹生郡二階堂邑より起り、利仁流藤原姓かと云ふ。丹生郡に二階堂義信の館跡あり。

2) 秀郷流藤原姓 波多野氏の族にして、觀井家記に「秀治公御弟二階堂伊豆守秀香と申すは、荒き御大將にて、武道第一に御吟味なされ候へば、諸人、恐をなし申し候」と。丹波國多紀郡大路城（大路村、又玉地山城）は、此の二階堂氏の居城にして、「二階堂伊豆守殿、是は屋形の御方、大路の城主にて候」と見ゆ。後油井左京亮幸貞の二男秀香・此の氏を嗣ぎ、二階堂伊豆守と云ふ。

21 因幡の二階堂氏 法美郡十石村に二階堂屋敷あり、道祖の屋敷跡と傳へらる。22 美作の二階堂氏 東作志に「土御門天皇の御宇、二階堂法眼・作州小吉野の庄を賜はりて領す。地頭代として、二階堂

29 雜載 江戸幕臣に二階堂平堪(慎叟)あり、評定所に仕ふ。又喜連川家重臣、鹿兒島津藩用人、足守木下藩側用人、沼田土岐藩重臣等に此の氏あり。

苦竹 ニガタクエ 陸前國宮城郡苦竹邑より起りしか。清和源氏小笠原氏の族にして、家紋三階菱也。寛政系譜に「權藏重繼—權十郎介繁—時繁」等見ゆ。

荷川 ニガハ 越中に荷川邑あり。尼ヶ生 ニカフ アマカフ 大和國吉野十八庄司に尼ヶ生庄司あり。舊事記に「尼ヶ生庄司(御料庄、加藤氏)」と見ゆ。

仁嘉保 ニガホ 次條氏に同じ。仁賀保 ニガホ 鳥海氏族 羽後國由利郡(飽海郡)仁賀保より起る。矢島記に「仁賀保鳥海彌三郎殿云々」と。鳥海條を見よ。

2 清和源氏小笠原氏族 前項氏の後を受けて仁賀保にありし豪族にて、由利十二黨の旗頭也。小笠原大和守重舉を祖とす。傳へ云ふ、初め前項鳥海氏滅亡後、由利の地大いに亂る。土人これを憂へ、應仁元年鎌倉に訴へて地頭を置かんと請ふ。幕府・乃ち信濃の名族十二人を遣して郡内各地に封じ、其の地頭とす。仁賀保、

矢島、赤尾津、子吉、芹田、打越、石澤、巖屋、湯保、鮎川、下村、玉前の十二にして、是を由利十二頭と稱す。内、仁賀保大和守重舉(伯耆守友舉)・最も鉅族たり。子孫世々大和守と稱す。仁賀保系圖、永慶軍記、十二頭記等に見えたり。

その歴代は仁賀保系圖に「大井朝光の末裔・四郎友光—伯耆守友舉—仁賀保大和守重政(三郎二郎)—大和守舉久(三郎次郎、一に明重)—次郎舉長—大和守重舉(宮内)—大和守重晴(八郎、兵庫頭)—兵庫頭舉誠—藏人良俊—内膳政政(寅之助、澁吉)」と載せたり。家紋一文字三星也。寛政系譜に見ゆ。



仁賀保孫九郎

天正の初め、仁賀保次郎・叛臣に殺され、弟宮内少輔嗣ぎ、又男なく、十一年、子吉氏を婿とし、死して十四年赤尾津氏の子嗣とす(十二頭記)。各條を見よ。野史に「天正四年二月(四月)、大和守舉久・矢島滿安と根井の古郡に戦ひて死す。舉久の臣・菊池、上門、布施、小松等、其の遺孤二郎丸を奉じて後とす。是を大和

守舉長(或は作る安重)と爲す。天正五年八月、舉長・兵を起して矢島を伐つ、克ずして死す。

從父弟・院内重舉・其の後を繼ぎて宮内少輔と稱す(仁賀保家譜には舉長の子重舉・大和守と稱し、始め宮内と稱すと)。十一月七月、上門、氷川等、矢島の兵を引きて、重舉を城内に弑す。重舉に女ありて男なし。乃ち一族・子吉兵部少輔の二男八郎嗣ぎ、名を重晴(一に重勝)と曰ひ、大和守と稱す。天正十四年十月、兵を起して矢島を攻む。滿安・道へ舉ち、舉晴これに死す。是の時に當り、最上義光・令を平田利胤に傳へ、赤尾津道俊の二男をして、舉晴の後を繼がしむ。これを兵庫頭舉誠(一に勝俊)とす。陽に滿安と和睦せしが、後また屢々戦ふ」と。

その居城は院内に在りて、院内館とも、根城とも云ふ。永祿三年より矢島氏と争ふ事二十餘年、院内の禪林寺、矢島の高建寺の兩僧、往來數次にして、僅に互に人數を引揚げ、小康を得たり。後又約を變じて合戦に及ばんとす。時に太閤秀吉の陣觸にて、由利十二黨は、最上義光の下知に隨ふべきの御下文あり。續いて朝

鮮征伐の事起る。矢島滿安・病を稱して出陣せず。由利の諸將・協力して矢島を攻め落す。是により由利仙北の争亂また起る。已にして慶長八年、由利郡を最上義光に附せられ、仁嘉保舉誠(勝俊)は常州武田に移され、五千石の領主となる。

其の後、最上氏亡び、元和九年十月、舉誠・舊領仁賀保に於て、一萬石を賜ふ。依りて院内城跡を檢するに、荒廢して修理爲し難きを以つて、鹽越村に新城を築く。寛永元年二月卒し、長子藏人良俊(晴誠)・遺領をつぎしが、寛永八年卒し、爵程もなく除封、庶流平澤三千石を領して明治に至る。良俊の弟・内膳政政は二千石、内記誠次は千石、子孫寛政系譜にあり。

3 雜載 その他、笠岡牧野藩年寄に仁加保氏・見ゆ。仁加保 ニカホ 前條氏に同じ。仁謙 ニカマ 武藏國入間郡入曾十二衆の一に此の氏あり。又仁神山城・見ゆ。二瓶 ニカメ フタツカメ條を見よ。仁瓶 ニカメ 中興系圖に「苦桃。清和源氏、本國上野、桃井直常の舎兄六部貞賴

鮮征伐の事起る。矢島滿安・病を稱して出陣せず。由利の諸將・協力して矢島を攻め落す。是により由利仙北の争亂また起る。已にして慶長八年、由利郡を最上義光に附せられ、仁嘉保舉誠(勝俊)は常州武田に移され、五千石の領主となる。其の後、最上氏亡び、元和九年十月、舉誠・舊領仁賀保に於て、一萬石を賜ふ。依りて院内城跡を檢するに、荒廢して修理爲し難きを以つて、鹽越村に新城を築く。寛永元年二月卒し、長子藏人良俊(晴誠)・遺領をつぎしが、寛永八年卒し、爵程もなく除封、庶流平澤三千石を領して明治に至る。良俊の弟・内膳政政は二千石、内記誠次は千石、子孫寛政系譜にあり。

の男、兵部大輔直信これを稱す」と見ゆ。仁旗 ニキ 石見に此の氏あり。仁木 ニキ 新くも訓めど、便宜上ニツキ條に收む。

二木 ニキ 同上。仁義 ニギ ニンギ ジンギ 仁城 ニギ ニシロ 熟蝦夷 ニギエミシ ニギエツ 蝦夷族の一種にして、齊明紀、五年條引用伊吉連博

一種にして、齊明紀、五年條引用伊吉連博德書に「蝦夷は幾種ぞや。使人・謹んで答ふ、類三種あり云々。近は名を熟蝦夷、今此の熟蝦夷は歲毎に本國の朝に貢す」と。

饒石 ニギシ 能登の豪族也。次條に同じ。仁岸 ニギシ 能登國鳳至郡仁岸邑より起り、馬場城(仁岸郷馬場村)には、饒石石見守・居たりといへども、年曆未だ考へずと。又仁岸石見に作る、齋藤條、長條を見よ。後、加賀藩給帳に「百五十石仁岸宗右衛門、三十五倭外七人扶持仁岸純之助」等見ゆ。仁木嶋 ニキシマ 紀伊に此の地名あり。和太 ニギタ 和名抄、和泉國大島郡和田郷(爾木多)とある地より起る。

1 和田首 紀國造の族にして、前邊和泉の和田の稱置なるべし。姓氏錄、和泉神別に收め、和田首 同上(神魂命五世の

孫・天道根命の後也」と見ゆ。2 和太連 前項とは別に、中臣氏の族也。和泉の和田郷より起る。姓氏錄、和泉神別に「和太連。同上(大中臣朝臣同題)」と載せたり。

和田 ニギタ 前條、及びワダ條を見よ。饒村 ニギムラ 和山守 ニギヤマモリ イツミノヤマモリ

和山守首 紀國造族にして、姓氏錄、和泉神別に「和山守首。同上(神魂命五世の孫・天道根命の後也)」と見ゆ。和は和泉の下略なるべし。

釋迦牟尼佛 ニクルベ ミクルベ 日用重寶記に此の訓・見ゆ。相摸國足柄郡釋迦牟尼佛邑より起る。中興系圖に「釋迦牟尼佛。藤原」と見ゆ。詳細はミクルベ條を見よ。二荒 ニクワウ フタアラ條を見よ。日下石 ニゲイシ 磐城に此の地名あり。仁子 ニコ ニツコ 爾後 ニゴ 二澤 ニサハ フタザハ條を見よ。二三味 ニサミ 六郷衆の一に、此の氏あり。爾散南 ニサンナン ニサナム



する氏なのである。大伴一族にも、此の日奉部を支配した氏がある。其の故、日奉連と云ふ氏が出来たのである。けれど日奉氏全部が大伴氏一族と云ふ譯ではない。

さて關東の日奉は如何であるかと云ふに、武藏に近い下總の大島郷榮老五年の戸籍に日奉舍人部と云ふ氏が見え、又正倉院文書や、萬葉集に、上總海上郡に海上國造他田日奉部直と云ふのが見える。他田と云ふのは、此の日奉部を設置せられたと云ふ敏達天皇の都名で、舍人と云ふのは、天皇に近侍して雑役に仕ふる者である。即ち國造の子弟が若い内は都に上つて、此の舍人になつたものである。そこで此の日奉舍人部と、他田日奉部と云ふのと併せ考へるに、此の邊の國造の先祖の或る者が、敏達天皇の朝、都に上り、舍人として仕へたものがあつたとせねばならぬ。そして此の朝に設置された日祀部となり、此の部として定められた日奉部の民を率ゆる特典を與へられたのである。直と云ふのは、國造の姓であるから、他田日奉部直とは、敏達天皇の宮名を負ひ、日奉と定められた人民を率ゆる國造

一族の人の意に外ならない。

さて此の地方の日奉氏は、上總に前述の他田日奉部直があり、下總に日奉舍人部、而して此の武藏に日奉氏がある。其の他にもあつたらうが、此等此の地方の日奉部に一の聯絡があつて、前述海上國造他田日奉部直が支配して居たか、又は夫々別で、各々その國の國造、又は其の一族が支配して居たかは詳でないが、此の海上國造と云ふのは、上總にも、下總にもあつて、共に武藏國造と同一族なのである。それ故、この武藏の日奉部は、以上二者の説明の孰れによるも、武藏國造族が支配して居たに違ひない。けれど其れ丈云つた丈では、此の七黨の日奉が日奉部の後か、日奉部の支配者なる日奉部直の後か詳かでないが、平安朝になつて、此の地方の有力な武士として立つのであるから、唯の平民とは思はれない。武士が多く古來の土家である事は屢々云うた。つまり此の四黨と云ふ日奉氏も、横山、猪股と同様に、武藏國造族と云ふのが眞に近いのである」と。

東鑑に「武藏在藤散位日奉直弘持」など載せたり。此の一族に外ならず。

8 四黨 前項四氏の族類を總稱して云ふ。平山氏・最も有名也。其の族は、四、長沼(長澤)、上田、小河、稻毛、平山、川口、由木、四宮、由井、中野、田村、立川、泊江(沼江)、信乃、高橋、清恒、平目、田口、二宮等なり。各條を見よ。

9 清和源氏 三宮中務大輔國政の二男に四又十郎あり。元龜三年文書に見ゆ。三内、三宮條を見よ。

10 鎌倉時代の四氏 前後各條參照。東鑑卷五に四太郎、九、十、十一、十四、十五、十七に四六郎忠時、十に四小大夫等を載せ、又太平記卷二十九に「執事(高師直)の子息武藏五郎をば、四左衛門四郎・是を生處つて高小手手に禁しむ」と。

11 清和源氏東氏族 信濃發祥か。尊卑分脈に「滿快—東伊豆守行賴—行廣(四二郎) —太郎廣景、弟又二郎行宗、弟三郎廣季、弟四郎行重—又太郎重安—彌太郎安行」を載せ、又重安の弟に、四二郎重吉を載め、又伊奈系圖に「行賴(伊豆守、從五位下)—行廣(四次郎)」と載せ、中興系圖に「四。清和源氏、東伊豆守行賴の男次郎行廣これを稱す」と見ゆ。

12 江戸幕臣源姓 寛政系圖に、前項奇な

る四氏一家を収む。家紋・三星、三蓋松。「文右衛門兼信—理右衛門兼之(六兵衛、文右衛門)—文九郎兼豐」を載せたり。

13 秀郷流藤原姓 上野國佐位郡より起りしにて、サイ氏也。源平盛衰記卷二十七に「上野國の住人、四七郎廣助は、云々。上野國の住人、四の七郎廣助、音にも聞くらん、目にも見よ。昔朱雀院御宇、承平に將門を討ち平けて、勳賞を蒙りたりし、後藤太秀郷が八代の末葉、高山黨に、四の七郎廣助とは我が事也」と見ゆ。サイ條、及び宮部、高山等の條に詳か也。

14 上野の四氏 前項と關係あるか。戰國の頃、新田郡の士に四右馬助あり。

15 下總の四氏 枝モギ、丸に(木ノ字ハヲ取りタルモノ)を家紋とす。

16 桓武平氏相馬氏族 磐城國相馬郡の豪族にして、(高平)九郎左衛門尉胤直の後也。高平條を見よ。

17 常陸の四氏 六地藏過去帳に四孫太郎を載せたり。

18 陸前の四氏 世次考、永正十五年伊立種宗列書に「西美作より買ふ所の地・藤立郷(陸前柴田郡)云々」と。また同七年列書に「四新十郎よりの買地上足立郷」

19 清和源氏新波氏族 陸中國紫波郡の豪族にして、四御所と云ふ。シバ條を見よ。又越前新波族の倉谷安藝守を四安藝と云ふ、倉谷條參照。

20 清和源氏佐竹氏族 佐竹藩重臣にして比内大館(北秋田郡)に居り、一萬三千石を領して四殿と稱す。現今男爵。佐竹、小場(一〇二七頁)、御北等の條を見よ。維新の際、佐竹義純、南部勢と戦ひ、奮戦して死す。

21 清和源氏南部氏族 東條を見よ。

22 藤原氏 江戸幕臣にして、家紋櫻、九枚笹。醫家なり。寛政系譜に「規弘(玄哲)—虎之助保久(玄長、玄柱)—定寧」等見ゆ。

23 安藝國の四氏 第十一項の裔なりと。藤藩通志、賀茂郡條に「四氏。四日市。源滿快次男、四次郎行廣の裔、四氏を以つて氏とす。行廣が十七世の孫四與三左衛門・文龜年中、當郡高屋庄に來り、平賀與貞に屬して戦功あり。其の子を孫太郎と稱し、小早川家に仕ふ、孫太郎が二男與右衛門直恒、此の地に來り農となる。家に平賀氏の感狀、及び太刀槍を藏す」

24 清和源氏湯川氏族 紀伊熊野の豪族にして、太平記卷二十二に「四四郎以下の熊野人」と。脇屋義助に従ひて勤王す。此の族か。

續風土記、李婁郡三村郷相須神丸舊家に四茂左衛門を載せ、「新羅三郎の末葉、湯川氏、愛洲氏等の同族なり。古き家系を藏す」と。湯川、愛洲條參照。又同郷和氣村本龍寺條に「寺内に古き石塔あり。正面に『光照院四翁源伊居士、永享十二年申十二月五日、俗名四伊賀守』と刻めり。村中四與茂七といふもの、先祖の墓といふ」と見ゆ。又新宮社家に四東光坊、四林廣坊等あり。

25 山東氏族 山東條に詳か也。

26 紀伊の四氏 前二項參照。又那賀郡貴志莊開發者に、四太郎左衛門尉信清あり、四川條を見よ。又續風土記、那賀郡尼寺村首塚條に「貴志莊に、番頭といふもの十二人ありて、内二人を沙汰人として、其の長とす。其の一人、四利部信重・元龜天正の頃、雜賀勢の首百六級を撃ち取り、其の首を埋めし所といふ。四氏の裔。今四小村に住す」と見ゆ。

又野上莊別院村の地主に西總助、安樂川莊上野村の地主に四金右衛門、又名草郡和佐莊古士に四與助ありて土姓舊事記に見えたり。

27 土佐の西氏 新田五人衆に西氏あり。又天正頃の奉行に四左近右衛門・河内八幡宮権札に見ゆ。又香宗我部家臣に西右衛門、四左近右衛門等あり。

28 大友氏族 大友系圖に「利部大輔氏時(源氏の姓を賜ふ)一親國(四五郎)」と載せ、淺羽本には四殿と見ゆ。一本に「親國・始の名親有、四五郎」とあり。後大友家臣に四左近領兼あり、筑前國怡土郡長石城を守る。永祿十年九月十日、原田氏に攻められて落城、一貴山嶺に據る。原田隆種・追つて之を攻む。鎮兼また雷山旗振嶺に籠りしが、遂に敗れて自殺す。

29 安曇姓 筑前國怡土郡世戸村天下天神社、天文十五年の棟札に「安曇朝臣西長門守安曇朝臣豐國」を擧ぐ。一に四豊前守に作る。

30 嵯峨源氏 肥前の豪族にして松浦藩の

一也。津吉邑古城に據る。當邑金立神社(妙見社)記に「弘安六癸未、比羅之島大津津の地頭西長者の子胤、西但馬守源朝臣致、云々」と載せ、これより「以前は西氏・神武兼備の有職也」と云ひ、また元亨三年に西但馬貞を擧げ、又妙見社口銘記に「延文二年二月日、西但馬守源朝臣定」、また熊野社口銘記に「長享三年五月日、西但馬守源朝臣之泰」等見ゆ。

その他、永享元年に西幾陸、松浦家略傳に「文明年間、但馬守後胤源泰之・松浦家と戦ひ、大いに雄を争ひ、十九世正林公勝、二十世春江公・防戦して死す」とあり。

松浦家臣傳には「四宮内秀昌は其の先、詳かならず、世々津吉中居馬を食す、今に西屋敷と稱するあり、是れ也。覺翁公・津吉氏と戦ひて之を降す。蓋し此の時に當りて西氏も亦降り從ひしか。有馬貴純等、平戸を侵すや、覺翁公・退いて箕坪城を保つ。秀昌亦これを開き馳せて城に入り、後に感書を賜ふ」と。又陰徳太平記に「天文中、西支藩」を擧ぐ。此の氏・大感以南の地を領せりと傳へ、又津吉邑

外三村を領すとも云ふ。古城は今に四殿山と呼び、外堀、内堀、馬場等存す。宮内以後の系は「宮内一玄藩一加賀一常陸(黒島全體を領し、朝鮮征伐の際、文祿元年六月十一日戦死)一清右衛門(同上役に旗奉行)一清右衛門」也。家紋丸に大の字(松浦鎮信より賜ふ)、三本御幣。

31 肥前の西氏 前項の外、河上神社文書に「西良所領家方」と見え、また戦國の頃、松浦郡士に四三郎左衛門、又多久の儒者に四賢あり、忠能の子にして、鼓岳と號す。又大村藩に存し、又長崎の名醫に西三博(法眼)、西支甫(法眼)等名高く、又長崎譯官に西吉兵衛、また近き世、西松二郎あり。

32 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池系圖に「菊池七郎經直弟出田經信一經道(四入道)、弟經親(小二郎)一經俊一經繼」と見えたり。又武朝の弟に「兼秋(西左馬助)」を載せ、又一本に「武朝一兼朝一武明(西左衛門尉)」を擧げ、又一本高瀬系圖、右京大夫武弘の兄に西左衛門武者を載せたり、高瀬條を見よ。又小代氏文書に、西兵庫頭あり。

33 藤原南家相良氏族 これも肥後の豪族にして、相良系圖に「近江守長每一伊勢守長波一三河守長時(號四次郎)」と云ひ、また相良家譜に「長毎の弟長波・四を稱す」と見ゆ。又中興系圖に「四・藤原性、相良太郎長毎の男、伊勢守長敏、これを稱す」とあり。

一本、これより前「長賴一賴親、第九郎賴員・四氏は此の裔也」と載せ、又事蹟通考に「長波・伊勢守、四と稱して家臣となる(大成武鑑)。八代關城の主領たり(古城主考。古鹿城の北に在り、一里餘・興善寺村山)。墓は岡小路村蓮華寺跡に在り(關城北に在りて、今藥師堂存す)。墓碑の銘に『華嶽蓮華居士、天文二十二癸丑載二月十七日』と。又辭世の歌に『こゝをさり、かしこに行くも、身ひとつの、もとの生れは、もとにこそあれ』と見ゆ。

34 阿蘇氏族 阿蘇家臣にして、阿蘇文書天正十八年五月二十日の連署に、西源介惟賢を擧ぐ。

35 名和氏族 名和系圖に「彈正少弐教長一義興一顯生(西左衛門尉、與次郎、三河守)一顯元(與次郎)」と見ゆ。

35 雜載 その他、五條家文書に四中新大輔・見え、又「四殿御自筆云々」と。また徳川時代、小泉片桐藩中老、小城鍋島藩重臣、府中毛利藩重臣、新田細川藩重臣、鹿兒島津藩御用人等たり(武鑑)。又幕臣に「西與一左衛門一内藏助」等見え、また美作縣令に四與一左衛門(賈水二年より、東作志)、京極殿給帳に「三百石四七郎左衛門、二百石四三左衛門」を載せ、又小倉藩醫に四一鳴あり。

又神宮祠官(内宮)にも存し、又日御碕社社官、神樂男に見え、又國學者に西道智(宗庵)あり。又幕末、石見津和野の國學者に西經太郎(脩亮、後周助、更に周)あり、後幕臣となり、更に維新以來功多く、特に男爵を賜ふ。その子四神六郎也。又鯖江藩に西成度あり、もと幕臣也。又備前の人西毅一はもと雷山久之助と云ひ、池田藩士なりしとぞ。

又志摩、周防、長門、岩磐等にも存し、又薩摩島津藩士四徳二郎は、明治時代、功多く男爵を授けられ、又四寛二郎は將軍として名高く、男爵を賜ふ、その子西

陽之助也。

仁志 ニシ

仁字 ニジ

西厚 ニシアツ 土佐の名族なりと。

西穴生 ニシアナフ 大和に西穴生庄あり。

西渡 ニシアヤ カハチノアヤ條、及びアヤ條を見よ。

西漢人 ニシアヤビト カハチノアヤビト條を見よ。

西居 ニシキ 越前の名族なりとぞ。

西井 ニシキ

1 神家族 家傳に「其の先は大田の庶流にして、信濃國高井郡大熊に住せしより稱號とす、中世に至り外家の號・西井に改め、大熊甚三郎顯朝が家も同祖にして、子孫にいたり、神家と改む」と云ふ。大熊條參照。家紋鷹羽。寛政系譜に「安大夫英昌(平内)一安太郎英榮」と見ゆ。

2 清和源氏太田氏族 前項參照。一に太田資清の男資徳・西井と稱せりと云ふ。

3 雜載 神宮(内宮)社家に見え、又志摩に存す。

西池 ニシイケ

1 賀茂縣主 上賀茂社の社家にして、若宮社禰宜從四位下西池左兵衛尉氏徳、大田

社調宜從四位下西池備中守季周等見え、又近世奈良社説也。

2 鎌載 光照院家司に西池主膳、野宮家侍に此の氏あり。

西五辻 ニシイツツジ もと興福寺中の一院主にして、舊二百五十四石也。名家の故を以つて、西五辻文仲は男爵を授けらる。

西泉 ニシイツミ 肥前の豪族にして、河上院姫社元亨三年九月文書に西泉關四郎政茂、見ゆ。

又筑後高良山神領檢地帳、永祿十三年に西泉兵部左衛門を載せたり。

西飯 ニシイヒ 志摩に此の氏存す。

西院 ニシキン ニシノキン、サイキン等の條を見よ。

西入 ニシイリ ニシノイリ條を見よ。

西宇 ニシウ 蜂須賀藩創業文武有功の士に此の氏見ゆ。

西内 ニシウチ ニシノウチ

1 清和源氏足利氏族 細川讚岐守頼春の子右近將監詮春の後、則英を祖とす。其の子を義教と云ふ。

2 日奉姓西黨 西氏系圖に「宗忠(西内大夫)」と。四條を見よ。

3 土佐の西内氏 ニシノウチ條を見よ。

4 雜載 その他、攝津、大和、武藏等に存す。

西梅枝 ニシウメガエ 桓武平氏三浦氏の族にして、一明を祖とす。家紋三引籠。

西浦 ニシウラ 三河、伊豆、常陸、陸奥、若狭、越後、安藝等に此の地名あり。而して志摩、伊勢、備前等に此の氏存すとぞ。

螺江 ニシエ サマエ條を見よ。

西江 ニシエ

西尾 ニシフ

1 十市氏族 大和國十市郡の名族也。十市條を見よ。又十津川郷館役由緒書に林村庄屋西尾加茂助を擧ぐ。

2 河内の西尾氏 安宿郡國分村の名族にして、其の祖西尾五良右衛門・西光寺を再興す。又若江郡八尾の名族たり。

3 攝津の西尾氏 西成郡北野村の名族、その他にも存す。

4 伊賀の西尾氏 名賀郡北山(上津村)西尾城に據る。名賀郡志に「西尾城は西尾太左衛門大夫長利の保地なり」と云ふ。傳へ云ふ、西尾氏は寛正年中の人、島山内証の亂に、義就を河内の金胎寺城に圍み、大いに忠戦し、將軍の感状を受く。永祿年間、三好松永の反亂に、長利の曾孫左

馬助藤長は、郎黨百五十人を率ひて之に向ひしも、遂に敗れて戦死す。子孫・難を避けて郷里北山に走り居ると。今同村大字下川原にある西尾氏は此の裔なり」と傳へたり。

5 佐々木氏族 佐々木經方の子兵庫助行定(佐々木宮神主)の二男五郎大夫行龍を祖とす。刑部高義・始めて深尾を稱せしが(フカヲ條を見よ)、其の後裔正廣の子伊兵衛正義に至り、西尾に改むとぞ。家紋丸に鞠狹、四目結。

寛政系譜に「右衛門尉行龍—定時(眞野源二)—定平(新村仲四郎)—重定(新村仲小太郎)—信泰(馬允)—定泰(太郎)—時泰(二郎)—定義—刑部高義—刑部行信—宮内定廣—右衛門尉廣泰—宮内定利—兵部定正(道悦)—伊兵衛正廣(佐々木承禎に仕ふ)—伊兵衛正義—加右衛門正保(正信)—市郎右衛門正利(加右衛門猪二郎)—伊兵衛正忠—同正興」等を載せたり。その他、京極殿給帳に「三百石西尾利左衛門」見ゆ、此の流か。

6 美濃源姓 治承の頃、西尾某ありたりと。遠山條參照。その後、船田前記に「西尾氏・前庭となり、西尾氏某等戦死三人」

と。又新撰志、多藝郡條に「野口村。西尾伊豆守信光は、觀井兵庫頭源光秀の子にて、參河の西尾より、こゝに移り住みて、三千貫を領す。船田前記に「西尾直教・齋藤持是院公性に仕へて忠功あり。明應甲寅冬、石丸利光・逆謀をもつて、主君公性を弑せんとはかりしを、直教ひそかに公性につけて、其の難を免がれしめしよし」しるしたる直教は、此の伊豆守の事なるべし。その子豐後守光教・幼名小六郎、また奥三左衛門は、氏家ト全に屬して、こゝに住めり。のち信長及び秀吉兩公に仕へ、また東照神君に屬して、慶長五年十一月、排斐の城を築いて移り、三萬五千石を領知し、元和元年十一月十九日、駿河の府中にて卒す。法號常照院宗岳圓光」と。

又安八郡曾根村條に「西尾豐後守光教は、天正十三年、野口より此の城に移り、二萬石を領し、慶長五年排斐に移る」と。又永祿の頃、神籠領主西尾宮千代丸・見え、此の「西尾氏の子孫は名古屋に仕ふ」と云ひ、又西尾氏宅跡條に「西尾喜兵衛、おなじく文藏等、代々當村を領す」とぞ。又一に兵庫頭光秀は參河の人、去りて美濃に移る。其の子信光・實は根井光長の男なりと、されど前述の如く、古くより美濃に西尾氏の存するあれば、此の説・非也。次の參河西尾氏と混同せしや明白ならん。

信光の男光教に至り、織田、豊臣に仕へ、關ヶ原後・徳川に從ひ、美濃排斐三萬石を領せしも、其の子嘉教に嗣なくして絶ゆ。家紋松葉・丸に松葉也。藩翰譜に「西尾豐後守源光教は、出雲守信光が子にて、兵庫頭光秀が孫なりけり。兵庫頭光秀・本國は三河の者、美濃に移り隣境を打從へて、終に曾根の城に住す。男子なかりしに依りて、外孫なれば丹波國の住人觀井西後守藤原光長が男に家ゆづる。出雲守信光・是なり。光教・父に繼いで當國の守護齋藤山城守利三に仕へ、齋藤が家亡びて後、織田殿に從ひて、また豊臣家に仕ふ。

或る記に「光教が祖父兵庫頭光秀・元は丹波國の守護波多野が被官にて、元觀井と名のれり。光秀・本國を去りて、三河國西尾に住しければ、西尾とは名のれるなり。其の子信光・美濃國野口に徙りて、光教が時に至る。光教・排斐の城に移り、初



右馬助長身なり。二三の丸に籠りたる相良、秋月、高橋の三氏、既に東軍に服従せしかど、長身・本丸に在りて固守降らず。諸軍之を攻めて三日二夜に亘る。九月廿三日、光教・矢文を遣り、其の利害を陳せしかば、長身・反覆熟慮、遂に城を致して朝熊山に通るといふ。

戦後、一萬石を加へ、三萬石を領し、元和二年十一月十九日、七十三歳にて卒す。息男信濃守教次・年廿一歳にして、慶長十三年五月六日、父に先立ち、外孫、木下大膳大夫吉成の子出雲守高教・光教が家を繼ぎ、元和九年四月二日、三十四歳にて卒し、家絶え、弟主水氏教に五千石を興ふ。新撰志には「慶長五年十一月、曾根より揖斐に移り、新に城を築いて居り、三萬五千石を領知す。元和元年十一月、駿府にて死す。光教の弟四尾修理光重は五千石を領し、當村長源寺の地に住みしと云ふ。

又四尾豊後守政照は、光教の養子、實は木下淡路守の子也。光教卒去の後、政照、家を續ぎて、三萬石を賜ひ、當村に住めり。弟主水忠知は當郡中之元五千石を領し、子孫代々御旗本に列す。政照は元和

九年四月卒し、亂心たるによりて、家名斷絶す」と。寛政系譜に「兵庫頭光秀―出雲信光―豊後守光教(小六)―豊後守高教(小六、出雲守)、弟主水氏教―備前盛教―八兵衛包教―左吉邦教―助市菴教―富三郎茂教―勝次郎教休」と見ゆ。四百石。



四尾勝次郎

7 清和源氏吉良氏族 三河國幡豆郡四尾

邑より起る。東條持廣(吉良條參照)の子小三郎吉次(義次、小左衛門)・織田氏に質たり。後織田豊臣二氏に仕へ、關ヶ原役後家康に従ひ、美濃一萬二千石を領す。其の子忠永(實は酒井重忠三男)なりと。次項を見よ。

8 清和源氏頼井氏族 前項氏は、一説に源頼信の次男頼清の孫清景・丹波國に住す。其の十六世孫頼井光秀・三河四尾に來り、吉良家に屬す。其の孫吉次也と云ふ。藩論譜に「四尾丹後守源忠永は、隠岐守吉次の男、實は酒井河内守重忠が二男なり。吉次・初め小左衛門と申す。三河國の住人、徳川殿に従ひ關東に移り給

あり、その子内膳助重次也。



四尾

9 清和源氏今川氏族 今川氏眞の子安信・四尾を稱し、其の兄範以の子以廣も亦四尾と云ふ。

10 遠江の四尾氏 山名郡(周智郡)下村の名族なりと。

11 武藏の四尾氏 足立砂村陣屋(砂村)は、徳川氏入國の際、地頭四尾彦四郎が知行を賜はりて陣屋を置きし跡也。又新編風土記足立郡四尾氏陣屋(上尾下村)條に「村の南にあり。當所は四尾隠岐守吉次、其の子丹後守の二代、こゝに住せり。吉次はじめ小左衛門と稱せし頃、天正十八年御打入の後、御邊にて食糧五千石を賜はり、こゝに住し、其の後、丹後守・元和四年常陸國土浦へ轉ぜしとき、當所の陣屋は廢せり」と。又上村陣屋も四尾隠岐守陣屋と云ふ。

12 阿波の四尾氏 蜂須賀藩創業文武有功士に四尾氏ありて、武鑑、同藩年寄に此の氏見ゆ。

13 因幡の四尾氏 八上郡稻常村古城は四

ひし時、武藏國原市の地五千石を賜ふ。一説に、上總の國の内にて賜ひしとも申すなり。慶長十一年八月廿六日、七十七歳にて卒す。實子あり、藤兵衛尉利氏(實は鶴見利政の子)といふ。如何なる故に丹後守忠永を養ひしにや、詳なる事を知らず。また吉次が事、其の家の系圖にも精しからず。當家の事しるされし諸書にも見る所多からず。たゞ家忠日記に、徳川殿・初めて秀吉關白に御對面のため、御上洛ありし時の供奉人の内に註せり。また小田原陣の御備定の記にも、吉次・御右の脇備たるよしをしるせり。戰國の時當りて、戦功少かるべきにもあらず。諸記に漏れぬること惜むべし。又按ずるに、丹波國の頼井・三河國に來りて、四尾に住し、改めて四尾と名のる。其の後、また美濃國に移り、信長秀吉に仕へて、關が原の時、當家に從ふ、四尾豊後守光教これなり。此の兩家、同じ流と見え。其の家の系圖詳なる事を載せざれば、暫くこれを略す」と。

主水吉次は慶長八年三月叙爵、丹後守、元和三年常陸國土浦城二萬石、同六年正月十四日三十七歳にて卒。嫡子丹後守忠

尾伯耆守の一族・當所に來住すと。近縣赤子田國安の百姓・四尾を稱して氏とす(因幡志)。次項參照。

14 桓武平氏 因幡國法美郡の名族にして、因幡志に「國益村百姓四尾九郎兵衛は、平家の侍越中次郎兵衛が末孫なり。今此の里に四尾氏と稱する者、十に七八、成繼の後と云ふ。傳説に盛繼の次男通稱清右衛門と稱するもの、越中の姓を憚りて四尾に改む。又三男定政は刑部と稱せり」とぞ。越中條參照。

15 雜載 その他、宇喜田直家々臣に四尾六五郎、井伊藩用人、綾部九鬼藩重臣、山内支藩重臣等に此の氏見え(武鑑)、又秀康御給帳に「七百石四尾仁左衛門、四百石四尾谷左衛門」を載せたり。

又加賀藩給帳に「四千三百石、内三百石與力知、紋飾松形、人持、四尾仲進」を載せ、又吉川惟足先祖書に四尾七兵衛教里、四尾出雲守教榮、又津山藩分限帳に「百五十石四尾早太」見え、又歌人に四尾定靜(仲憲)、石州流茶人に四尾重兵衛教安、共に名あり。又武藏、豊前、岩盤、伊勢、志摩、信濃、尾後、薩隅、豊前等に存す。

照繼ぎ、慶安二年二月十一日、駿河國田中の城に移り、二萬五千石を領し、承應三年十月廿六日卒、四十二歳。其の子隠岐守忠成は二萬石、忠照が弟主水忠知に五千石を分つ。延寶三年忠知卒して子なければ、其の所領を忠成に返し、又二萬五千石を領し、信濃國小諸城にあり。その後は寛政系譜、及び武鑑に「隠岐守吉次―丹後守忠永(實は酒井河内守重忠の三男)―丹後守忠昭(忠照)―隠岐守忠成―隠岐守忠尚(播磨守、侍從。三萬五千石)―主水正忠(四品、實は京極若狭守高成の二男)―隠岐守忠移(山城守。横須賀城主)―隠岐守忠善(右京亮、實は牧野備後守貞長二男)―隠岐守忠固(豊後守)―隠岐守忠受(實は酒井雅樂頭忠學養方弟)―隠岐守忠萬―藤十郎(大關能登守増徳養子)と載せ、遠江橋須賀三萬五千石。後安房花房、三萬五千石、明治一萬四千五百七十石にして、現今子爵なり。家紋榊松、稻穂、飯嶋酸草。

一族・寛政系譜に十一家を載せたり。内藤兵衛利氏の後は「利氏―藤兵衛政氏―同政教―同政長」、また忠永の弟因幡守吉定の男小左衛門重長は射術家として名聲

西岡 ニシヲカ 山城以下此の地名多し。

1 菅原姓 紀伊國那賀郡岡田村の名族にして、糠風土記岡田村菅原西岡文次郎條に「家傳にいふ、其の祖を西岡左衛門佐長頼といふ。菅原家の末流なり。故ありて浪士となりて、城州相良郡西岡郷に居る。元弘年中、後醍醐帝・笠置に潜幸の時、官軍に屬す。南北和平の後、子孫。西岡大學資基といふ者、當村に來り住す。其の子を菅太郎資光といふ。莊中に菅神社を草創せり。天正年中、子孫左衛門太郎資村といふもの、鈴木重幸に屬す。其の後根來の一亂に、泉州千石堀に於て戦死す。其の子を彌三郎資勝といふ、所領に放つて農民となる。子孫代々當村に住す」と。

2 山城の西岡氏 前項を見よ。細川兩家記に「西岡難冠井方より注進候なり云々」と。

3 賀茂縣主姓 京都上賀茂社々家にして、氏人の一たり。

4 秀郷流藤原姓足利氏族 西場伊豆守行成の子四郎成吉・下野國安蘇郡西岡に居住して、西岡舍人助と稱す。「舍人助成吉一四郎喜房(河内守)一出羽入道盛元(篠



2 藤原北家四條家流 雲上家の稱號にして、鷲尾隆衡の子隆綱の孫隆政を祖とす。

「隆綱—隆行—隆政—隆有—隆持—隆仲—隆躬—隆富—隆範」に至り絶ゆ。分脈に「(四條)隆衡(權大納言、母平清盛公女)—隆綱—隆行(以上四條條を見よ)—隆政(内藏頭、春宮亮、右京大夫)—隆有(參議)—隆持(權中)—隆仲(權中)—隆躬(右少將、早世)—隆富(參議)—隆範(左中將、參議、文明九過世)」と見ゆ。

3 同上日野家流 その後、廣橋總光の二

山と號す)大膳大夫盛國—太郎盛行(出羽守)—大和守盛信—太郎盛行(出羽介)—太郎行定(出羽介)—大膳助行盛—太郎盛氏」にして、行定は成田氏と戦ひて敗れ、行盛は佐野氏に仕ふ。

足利郡大前邑の勤王家に西岡邦之助(彦三郎)あり。此の流か。

5 攝津の西岡氏 豐島郡の名族にあり。當郡藤原村住人西岡與八は本願寺證如に歸依し、忍法寺を創立す。

6 雜載 讀本の能吏義人に西岡某あり、事實文編に見ゆ。又三河吉田藩儒に西岡善助あり、又豐前、伊勢、志摩、播磨、備前、肥後等に存す。

又香宗我部家臣に西岡次郎、西岡孫七郎、また香宗我部氏記録に醫者西岡良喜、郷士八郎衛門代西岡源作、郷士西岡作右衛門、郷士西岡熊衛門等を擧ぐ、土佐の名族也。香宗我部條參照。

西岳 ニシヲカ 大村藩に此の氏あり。

西大須賀 ニシオホスガ 下總國香取郡西大須賀邑より起る。東國戰記に西大須賀六郎あり、大須賀條參照。又此の村に今東三井寺ありて、平將門の妾桔梗の前の遺説と云ふを傳ふとぞ。

男隆綱・前項家名を再列す。知 拙記に「隆繁(改隆範)—隆綱(左少將、總光男)—隆平」と。其の後は「隆平—隆榮—隆業—隆廉—隆共—隆長—隆明—隆枝—隆意—隆脩—吉光」にして、徳川時代、羽林家、新家、四條流。百石。(明治二百五十三石)。島山町今出川上ル。寺は黒谷龍光院。外樓。現今子爵。



西大路



4 秦宿禰姓 山城伏見稻荷の祠官にして、秦公伊呂具の子山守の後也。その系大四條に詳か也、一二六四頁を見よ。猶ほイナリ條參照。

5 菅原姓 北野天神社の社家にして、景行天皇の御裔と稱す。東十川家の分流也。

西大音 ニシオホオト ニシモリナイ條を見よ。

西大西 ニシオホニシ 山城稻荷社の社家にして、大西家より分る。親清の二男清良の後也。大西、稻荷等の條參照。

西小野 ニシヲノ

西郷 ニシガウ サイガウ條に云へり、今足らざるを補ふ。

西大友 ニシオホトモ 筑前の豪族立花氏を云ふ。豊後の大友氏に對しての號也。

西大立目 ニシオホタチメ ニシオホタツメ オホタツメ、及びニシモリナイ條參照。

西大路 ニシオホチ ニシノオホチ 山城、近江等に此の地名あり、その他にも多からん。

1 中原姓 中原系圖に「中原有象—致時—師平—攝津守師遠—師清(西大路。直講、少外記、承元二年二月廿五日卒)—師盛(少外記)、弟師直(大外記、攝津守、建久九年十一月六日卒、七十二)—師澄(周防守、從五位下)、弟師方」と。ナカハラ條參照。

又一本に「師清(西大路。少外記、從五上、直講。承元二十五年卒、四十三)」



1 宇都宮氏族 豐前國の豪族にして、宇都宮大系圖に「宗房—利部左衛門對業政(四郷、建久三年八月二日、右大將家近侍)」と載せ、又その後、信元の子房長も四郷氏を稱す。その他、四郷吉綱(義綱)、同高頼(天正)、また天文の頃に四郷愚閑、その子「盛正—貞政—政行」なりと。その他の事はサイガウ條第六項(二四三六)頁を見よ。猶ほウツノミヤ、城井等條參照。

2 雜載 鹿兒島島津藩用人に四郷八郎次あり。また井伊藩側役に四郷源兵衛、松平戸田藩家老に四郷八郎左衛門・見ゆ(武鑑)。

西垣 ニシガキ

1 酒井氏族 丹波國多紀郡の名族にして、平井貞重の孫、又次郎の子・西垣又次郎と稱す。その男龜丸は、天文二年十一月廿六日、西福寺よりの田地賣卷に、油井西垣と見ゆ。酒井、平井、油井等の條を見よ。

又氷上郡の名族にもありて、丹波志に「西垣氏、子孫嶺山谷五ヶ野村。子孫・庄屋彦次郎、代々太郎大夫、墓所に先祖を新古權現と祭る、石碑あり」と。

2 因幡の西垣氏 法美郡熊山城(町屋村)

ニシカキ—ニシカタ

は四垣長兵衛と云ふ國侍の居城なりと。又吉見氏配下に四垣氏あり(因幡志)。又小代庄の名族たり。

西垣

西頭

西方 ニシガタ サイホウ 遠江、下野、岩代、若狹、備中、薩摩等に此の地名存す。又日向に西方島津庄あり。

1 清和源氏平賀氏族 越後の豪族にして、尊卑分脈に平賀氏の族「金津小二郎資義—三郎信實(新津西方)」と載せ、又諸家系圖纂に「信實・西方三郎」と見ゆ。子孫第四項参照。

2 宇都宮氏族 下野國都賀郡西方邑より起る。宇都宮系圖に「景綱—景泰(西方遠江守、京にて烏丸殿と云ふ)」と見え、又一本に「景綱—泰宗(武茂常陸介、武茂西方、大山田、狩野、大久保等の祖)」と載せ、又武茂系圖に「泰宗—景泰(遠江守、從五位下。母は大宮兵部丞平胤景の女。京都守護と爲り、烏丸に住す)—綱景(遠江守。都賀郡西方十餘郷を領す。西方氏の祖)—綱泰(太郎左衛門尉。實は綱景の兄宗泰の二男)」と見ゆ。その後、西方綱吉・芳賀郡赤羽に傳す。

3 秀郷流藤原姓佐野氏族 鹿沼左馬頭行安の男・宗高・西方左京と稱す。その子「信高(西方太郎左衛門、能登)—信安(太郎右衛門、支蕃)」なりと。

4 越後の西方氏 第一項参照。越後國魚沼郡の名族にして、新編會津風土記に「小千谷組千谷村熊野宮神職・西方但馬、安永中、但馬定齋と云ふ者、神職となりき。今の但馬定政が祖父なり」と云ふ。

5 清原姓 京都鴨社神工に此の氏あり。雜載。その他、信濃等に存す。

6 西堅 ニシカタ

西瀧 ニシカタ

西海 ニシカタ 越後に此の氏あり。

西形 ニシカタ

西片 ニシカタ

西勝 ニシカタ 岩代會津の名族にして、一族・出羽に奔るものあり。

西門 ニシカド 藤原姓なりと。

西ヶ野 ニシカノ 日向記に四ヶ野善六・見ゆ。

西河 ニシカハ サイカ 次條氏に同じ。その他、太平記卷三十三に西河兵庫助あり。

ニシカタ—ニシカハ

文祿元年三月七日文書に「西方太郎左衛門綱吉」とあり。

3 秀郷流藤原姓佐野氏族 鹿沼左馬頭行安の男・宗高・西方左京と稱す。その子「信高(西方太郎左衛門、能登)—信安(太郎右衛門、支蕃)」なりと。

4 越後の西方氏 第一項参照。越後國魚沼郡の名族にして、新編會津風土記に「小千谷組千谷村熊野宮神職・西方但馬、安永中、但馬定齋と云ふ者、神職となりき。今の但馬定政が祖父なり」と云ふ。

5 清原姓 京都鴨社神工に此の氏あり。雜載。その他、信濃等に存す。

6 西堅 ニシカタ

西瀧 ニシカタ

西海 ニシカタ 越後に此の氏あり。

西形 ニシカタ

西片 ニシカタ

西勝 ニシカタ 岩代會津の名族にして、一族・出羽に奔るものあり。

西門 ニシカド 藤原姓なりと。

西ヶ野 ニシカノ 日向記に四ヶ野善六・見ゆ。

西河 ニシカハ サイカ 次條氏に同じ。その他、太平記卷三十三に西河兵庫助あり。

ニシカハ

九州の豪族にして、武家方の將也。サイカ條参照。

西川 ニシカハ 播磨に西河庄、その他、三河、近江、岩代、越後、美作、備後、紀伊、土佐等に、此の地名あり。

1 大和の西川氏 吉野郡の豪族にして、四河村(川上邑)より起り、峰川戸島に據る。國民郷土記に「峰川戸山城、西川兵庫」と載せ、又「西川兵庫(征西の宮に從ひ、西國にて討死す)、西川但馬」と(大和志料)。後、宇智郡五條驛の甲頭に西川館あり、桃源と號す。

2 藤井姓 下鴨社神官にあり。

3 清和源氏 鳥ヶ原一族にして、家紋三星に一文字。シマガハラ條を見よ。

4 伊勢の西川氏 名僧眞盛の母は此の氏人也。

5 藤原姓 近江の名族也。家譜に「先祖は武藏見玉に住す。正慶建武の頃、近江に移り、佐々木氏に從ひ、久徳氏を稱せしが、久徳三河守光時の子秀範に至り、西川と云ふ。家紋龜甲」と載せ、寛永系圖には「秀範を蒲生郡西川孫右衛門廣清の男」とす。當國西川氏は、蒲生郡史に「蒲生郡西川村より起る。應仁亂日記に西川

備前守あり」と見ゆ。また伊香具神社誌銘に「江州長濱鎗師四川治兵衛尉」等あり。秀範の裔は、寛政系譜に「秀範(上人、足利義政に仕ふ)—慶順(上人、滋賀郡四家の人四川光行男)—賢珍(光行の孫、光綱の男、津守氏)—弟診(阿闍梨)—朝賢(上人)—舜興(法印)」と見ゆ。又當國の儒者に四川胡(子聰)あり、國華と號し、綾部侯に仕ふ。

6 美濃源氏 家紋雁金、九曜、六枚笹。寛政系譜に「仁右衛門貞則(美濃大野邑領主、信長に仕ふ)—仁右衛門貞景—貞左衛門貞重(興作)—仁右衛門貞政」と見ゆ。

7 清和源氏村上氏族 信濃國の豪族にして、尊卑分脈に「上野三郎康宗—列官代家清—藏人基清(號四川藏人)—家長」と載せ、中興系圖に「四川。清和源氏、本國信濃水内郡、上野家宗六代藏人基清、これを稱す」と載せ、又「四川。清和源氏、仲政裔吉田冠者家季孫藏人列代官家清・之を稱す」の二を擧ぐ。

8 幕臣源姓 寛政系圖、清和源氏支流に此の氏一家あり、前項流か。家紋井桁の内に九曜、九曜。「清左衛門—清左衛門正

榮(權十郎)—同正義(無入)—同義郡(平右衛門)—清兵衛義惟—清左衛門義武(次郎吉)—久之丞義徳」等見ゆ。

9 武藏の四川氏 第五項参照。又多摩郡の名族にして、新編風土記に「宗圓寺の門前に住する醫師に四川氏あり、先祖北條家の醫師なりと云ふ」と。

10 下總の四川氏 小金本土寺過去帳に、「四川入道、天正十八庚寅八月」を載せ、又船橋の名族に見ゆ。後藤間勘兵衛の門人藤間勘助(芝居振付師)、其の家を興し、四世四川福藏と稱す。

11 酒井氏族 丹波國多紀郡の名族にして、矢代酒井氏の庶流也。又水上郡に存す、丹波志に「四川氏。子孫田井繩村。先祖由良村別所豐後守・落去の浪人、子孫藤兵衛」と見ゆ。

12 森氏族 美作國善田郡綾部邑の名族にして、森侯の分裔森萬右衛門正忠・鶴川妙願寺に在りて、當邑四川の埋地を賜ふ。その二子長右衛門正重、重右衛門正勝の裔也と。

13 清和源氏 紀伊國牟婁郡の豪族にして、第七項氏の族也。續風土記、七川谷郷四川村條に「舊家源大夫。多田滿仲の裔村

上藏人顯清四代孫利部少輔清重の後也。承久三年、官軍に屬し、戦破れて當莊玉山に蟄居す。後當村を開墾し、自ら近郷を領して四河莊司と稱す。其の孫清定・永和中、南朝に屬し、其の裔源之丞といふ。土人、此の家を呼びて、坊といふ。今大いに零落すれども、餘風猶ほ存せりと。

また七川谷郷四川村條に「十二社權現社。承久三年、源清重・當村に蟄居し、當地を開墾し、元仁元年、當社を勧請す」と載せ、「神主朝日主馬。祖詳ならず、慶長十四年吉田家より興ふる傳受書を藏む、代々神職を勤む」とあり。

14 貴志黨 これも紀伊の名族にして、那賀郡新莊村舊家地士に四川安兵衛あり。「其の祖を西太郎左衛門尉信清といふ。西左衛門四郎の末孫なりとぞ。當郡貴志ノ莊開起の家筋なり。舊貴志の莊中に十二人の番頭あり。其の内、二人を沙汰人といひて、莊中の事を支配す。當家は其の一人なり。其の頃、根來寺・貴志ノ莊を押領せんとす。信清・衆徒を率ひて、根來の衆徒と戦ひ、終に戦死す。信清の子を太郎左衛門信高といひ、信高の子を刑

部信重といふ。信重・雜賀孫七と戦ひて、首百六級を得たりといふ。其の首塚は尼寺村にあり。信清より信重にいたるまで、帶せし大刀二振、今貴志宮村八幡宮に藏む。子孫四川と號し、世々當村に住すと。

その他、西山村地土に、西川藤五郎あり、新莊村西川氏の分家なりと。又同郡小倉莊大垣内村地土に西川喜右衛門、新莊村西川安兵衛の分家なりと云ふ。又海部郡地土に西川小次郎、また日高郡阿田木村下愛徳六社權現社の神主に「原河村西川氏」見ゆ。

- 15 伊豫の西川氏 當國の豪族にして、南海通記等に見ゆ。字和郡西川城主なりと。
- 16 肥後の西川氏 永正元年菊池政隆侍帳に、西川次郎左衛門友政・見ゆ。
- 17 秀郷流藤原姓結城氏族 肥前の名族にして、大村藩士系帳に「結城親光庶嫡にて、藤原親秀(結城六郎)一秀氏(西山次郎)」と見ゆ。
- 18 薩摩の西川氏 薩摩郡原之城は、東郷若狹守重親が時に、國司方の將西川某、尖野某、烏丸某の三人・守りしを、重親・屢々攻戦すといへども、城堅固にして陷

ちず。一夜不意に攻めて、城遂に陥るといふ。

19 秀郷流藤原姓 伊豫氏の庶流にして、家紋丸に釘抜、梅鉢「半助正道」正陸「正保」也。

- 20 備前師西川氏 元祖西川伊三郎は浪花の人にて吉田氏也。禁裡に召されて裏菊に一文字の紋を賜ひ、後に菊菱となすと傳へ、又二條殿より冠二の名を賜ふとぞ。二代は萩野忠二郎、傳へて五世にて明治に入る。
- 21 村上源氏 佐州役人帳に「村上源氏・西川長左衛門」と。佐々木氏の族か。又「清和源氏・西川藤藏」と云ふも見ゆ。
- 22 畫師西川家 浮世畫師西川祐信は京師の人、初め左京、祐助と云ふ、寛曆元年卒。その子祐尹・得祐齋と號す。
- 23 雜載 片桐且元配下の將に西川八右衛門あり。又秀康繪給帳に「二百石西川兵八」を擧ぐ。又會津松平藩重臣、伯太渡邊藩用人、赤松藩藩用人等に存し、又甲斐、伊勢、志摩、備前、美濃、越後、信濃、安藝等に多し。
- 又藤樹門の圖者に西川季格あり、實は清水氏なりと。又廣島淺野藩に西川氏あり、

宮川條を見よ。又長崎の譯官に西川忠英(如見)あり、求林齋と號す。又堀尾山城守給帳に「百七十四石西川三九郎」を載せ、知恩院用人に西川内匠、詩人に西川景義あり、李舜園と稱す。

又儒者に西川忠次郎正體、裝製彫工に西河正成・鏝の名工也。關忠恭傳に西川權、鯖江藩に西川繁藏あり。又京都三條の書師北村太助の子太七は、本姓を稱して西川耕藏直純と云ふ、勤王の士也。又阿波徳島藩の人西川市は勤王家、後大坂にて大阪日報社を起す。

- 西河井 ニシカハキ 播磨に西河井庄あり。
- 西河内 ニシカハチ ニシカウチ 香宗我部文書に大忍庄西河内行宗名・見ゆ、關係あるか。又下野に西河内郡あり。
- 西河原 ニシガハラ 伊勢度會氏の族に此の氏ありて、度會二門系圖に「長晴一廣平一廣行一晴貞一貞行一晴行一晴良(從四上、權備宜)一延行(正上、三備宜。西河原。母は常雅の女。在任廿四年、建久二補任、建保二七廿一行能讓出家)一行能(西河原。一備宜、正四上、在任四十年、執印十八年)一行能(紋時、前權備宜)一行忠(一備宜、正

四下。西河原。新後撰、續千載等の作者)一行尙(四備宜、正四上)一行郷(三備宜)一行富)と見ゆ。その他、行繼の弟に正備宜行茂、行尙の弟に六備宜行宗、行郷の弟行長、その弟「行廉」忠祐、弟忠仲」等あり。

西貝 ニシカヒ 次條氏に同じきか。蟀貝 ニシカヒ 甲斐の名族にして、身延過去帳に「西郡富田郷蟀貝右近進」見ゆ。又陸奥に虹貝の地名あり。

西上 ニシカミ 藝藩通志、廣島府故家に「御堂町掛物屋。先祖西上勘左衛門は、美濃の人、元和中來りて倉吏となる。子保兵衛より市人となる。今平助まで五代」と載せ、又備前等に存す。

西上條 ニシカミテウ 宇都宮氏の族にして、尊卑分脈に「彌三郎賴綱一石見守宗朝一中山肥後守朝定一四郎左衛門尉重朝一朝任(六郎左衛門尉)」と載せ、また宇都宮系圖に「賴綱一多劫五郎宗朝(號小山四上條、子孫あり)」と見え、また一本に「宗朝(四上條多劫五郎、石見守)一葉朝(葉三郎左衛門)一弟朝繼一朝經一景宗一宗秀一宗冬」とあり。その他見山、多劫條を見よ。

郡青木城(大多田村)は、西龜織衛といふものゝ所居といへど、詳ならずと。藝藩通志に「大多田村西龜氏。先祖西龜織衛は、天正文祿の間、當村中に住す。織衛が次男五郎左衛門・農となり、元龜年中里正となる」と見ゆ。

西ヶ谷 ニシガヤ 駿河の名族也。豊積條を見よ。又信濃に存す。二色) ニシキ 和名抄、志摩國美濃郡に二色郷を收む。後世、紀伊國北牟婁郡に屬す。丹敷 ニシキ 紀伊の古大族也。

○ 丹敷戸時 神武紀に「熊野荒坂浦(亦の名・丹敷浦)に至る。因りて丹敷戸時なる者を誅す」と見ゆる丹敷は、今の北牟婁郡錦浦、古の志摩國二色郷の地の土豪たりしなり。

續風土記、牟婁郡長島郷條に「上古丹敷戸時の領せし地ならん。後世、堀内氏勢・大にして、當莊に至る迄、其の領となる」と云ひ、又曾根莊條に「當莊より以東の諸莊の地は、上世丹敷戸時の領せし地なり。丹敷は今長島郷錦浦にありて、其の邊の大名にして、丹敷戸時・神武帝の御軍を防がん」と、此の地に來り、帝の爲に誅せられしなるべし。成務帝の御世、熊野國造を置き給

ひ、此の邊・熊野國に誅す」と。西木 ニシキ サイホク 太平記卷廿一、新田義宗、義治に従ふ士に西木七郎あり。又相摸、武藏等に存す。錦 ニシキ ニシゴリ 錦織部、及び其の伴造の裔也、ニシゴリ條を見よ。但し地名を眞ひしもあらん。1 錦村主 倭の漢氏の族にして、錦部村主と云ふに同じ。正倉院寶龜九年文書に、近江國の人「錦村主特万呂、錦村主田主、郷長錦村主三田」等見えたり。又貞觀六年九月紀に「淺井郡人錦村主清常刀自に位二階を叙し、同戸の課を免じて、門閭に表す」など見ゆ。2 錦曰佐 倭の漢氏の族にして、近江國淺井郡錦織郷の曰佐也。延暦六年七月紀に「淺井郡の人・錦曰佐周興、蒲生郡人錦曰佐名吉等に、志賀思寸を賜ふ」と。志賀條を見よ。3 米錦連 類聚符宣抄第七等に見ゆ。4 錦宿禰 百濟族にして、錦部宿禰に同じ。錦部條參照。類聚符宣抄第七卷に出づ。貞元二年に至り、三善朝臣姓を賜ひ。「漢東海王の後・波能志より出づ、云々」と見ゆ。三善條に詳か也。又姓名錄抄、

拾芥抄にも収む。

5 無戸の錦氏 錦織部の裔か。正倉院天平十八年文書に出づ。その他、齊衡二年九月紀に「僧正長訓大法師卒す。長訓は、俗姓・錦氏、近江國滋賀郡人也」と。此の僧は元亨釋書卷三に「釋長訓。姓は錦氏、近州滋賀郡人」と見ゆ。

6 讃岐の錦氏 寛弘元年の大内郡戸籍に錦今町女を載せたり。

7 雑載 文華秀麗集に錦彦公を載せ、又下りて徳川時代、戯曲家に錦文流、又化政の頃に錦久留丸あり。又伊勢等に此の氏存す。

錦綾織 ニシキアヤオリ 職業部の一にして、令集解、染戸の條に「別記に云ふ、錦綾織百十戸、年料一人、錦一疋、綾一疋を織らしむ。但し貴錦一疋を織らしむ。錦綾は世四枚なり。品部と爲して、調を取り、播役を免す」と載せたり。ニシゴリ條参照。

錦織部 ニシキオリベ ニシゴリベ條を見よ。

錦木 ニシキギ 石見に此の氏存す。又羽後に錦木塚あり。

錦光山 ニシキクワウザン キンクワウザン 正訓不明。

錦郡 ニシキゴホリ ニシゴリ條を見よ。

錦嶋 ニシキジマ 伊勢に錦島御厨あり、關係あるか。

錦谷 ニシキタニ

錦民 ニシキタミ 四四五頁を見よ。

錦戸 ニシキド ニシキベ ニシゴリベ條参照。

1 清和源氏山本氏族 近江の豪族、錦織氏の族にて、休養祥景の三男權藤某の後也。

2 秀郷流藤原性 奥州御館流の一稱號にして、尊卑分脈に「秀郷八世の孫・秀衛一頼衛(錦戸太郎。文治五二十五、兼衛。之を誅す)」と。又その兄弟なる西木戸國衛も錦戸に作る、兩者の通ずるを知るべし。

西木戸 ニシキド ニシキベ 前條と通ず。

1 秀郷流藤原性 陸中國磐井郡西木戸邑より起り、一に錦戸に作る。尊卑分脈に「秀郷九世孫鎮守府將軍秀衛一國衛(西木戸太郎)。末弟頼衛(錦戸太郎)」と見え、秀郷流系圖、及び奥州御館系圖には「國衛(西木戸太郎)」と載せたり。

この人、東鑑卷九、文治五年九月十七日條に「西木戸に嫡男國衛の家あり、同四

男隆衛の宅・これと相並ぶ」と。これより前、八月七日條に「異母兄・西木戸太郎國衛を大將軍と爲す」云々。また十日條に「西木戸太郎國衛は、出羽道を経て、大關山を越えんと欲す」と。討死の事はオホクシ條一一二九頁を見よ。

仙臺領古城書立に「葛岡村古城、西城戸太郎國衛・取り立つ、要害の由、東鑑に多賀波場城とも申し候」と。又新編會津風土記、會津郡「檜原墳墓。文治五年九月、西城戸太郎國衛の首を埋めし處なり」と見ゆ。又語傳仙北次第に「頼朝公・西城戸一門を破り候云々」など多し。

2 雑載 播磨惣社記に西城戸名主殿・見ゆ。

錦小路 ニシキノコウチ 京都の町名也。

1 丹波姓 雲上家、醫道の家にして、小森本丹波氏系圖に「頼基—長基—季康—忠頼—忠景—忠行—頼景—季景—季長—頼豐—頼秀—錦小路と載す。越前國小森保地頭職)一頼景—頼直—頼景—頼度—頼元—頼中—頼重—頼房—頼季(號小森)」と見ゆ。以上詳細は丹波條、及び小森條に在り。

また丹波系圖に「典藥頭頼基—同長基—

同頼季—同光基—同篤基—同長直(錦小路)一同篤直—同重直(季直)一同頼直(幸基)一治部卿篤忠—定基—秀直(文明侍醫、延徳典藥頭)一盛直(天文十七正、相摸國逝去)に至り中絶す。後寛永四年、頼庸これの中興す。其の子、尙秀—頼尙—頼理—頼易—頼徳—頼言—在明)にして、徳川時代、舊家、丹波氏。御藏米(舊三十石三人扶持。明治二百五十四石餘)。富小路丸太町。寺は東山高雲寺。醫道。現今子爵。



丹道家 醫道御家 錦小路



印合御

又五輪繪を家紋とす。頼徳は勤王家にして七瀬毒の一人也。

2 清和源氏足利氏族 頼太平記に「錦小路殿」と。これは尊氏の弟足利直義の事也。その他、臥雲日件録、鎌倉大草紙等に多く見ゆ。

錦服 ニシキハタ ニシゴリ條を見よ。

錦幡 ニシキハタ 寛弘元年の讃岐國大内郡戸籍に錦幡町女見ゆ。或は錦の幡町女か。

錦邊 ニシキベ

錦部 ニシキベ 職業部の一也。ニシゴリ

條を見よ。

錦戸 ニシキベ ニシキド條を見よ。

錦見 ニシキミ 尾張にありとぞ。

西口 ニシクチ

1 肥前の西口氏 鎌西要時、暦應元年條に「肥前西方郡主、武家方に西口藤三郎」見ゆ。西郷の誤寫か。

2 雑載 その他、備前、志摩等に存す。

西國 ニシクニ サイコク 陸前留守家文書に「宮城郡五日市場西國彌次郎(正安二年)」見ゆ。

西首 ニシクビ

西久保 ニシクホ 次條に併せ云へり。

西窪 ニシクボ 駿河、上野、岩代等に此の地名存す。

1 上野の西窪氏 吾妻郡の西窪邑より起る。吾妻六頭の一にして、羽尾記等に見ゆ。羽尾、海野等の條参照。

2 大和の西窪氏 藤姓と云ふ。宇陀郡の名族にして、赤堀系圖等に見ゆ。

3 雑載 その他、肥前の名族に存す。

西窪田 ニシクボタ 豊前等に存す。

西藏 ニシクラ

西倉 ニシクラ 備江藩に西倉雲五郎あり。

西椋橋 ニシクラハシ 攝津國河邊郡に西

椋橋庄あり。

西光明院 ニシクワウミヤウキン 那智山社僧にして、紀伊清風土記に「妻帯僧眞言宗西座、西光明坊、右仙瀧院の分家なり」と。タマノ、ナチ等の條を見よ。

西仙龍院 ニシセンリウキン 熊野那智山社僧にして、續風土記に「清僧眞言宗西座、西仙瀧院」等と見ゆ。タマノ、ナチ等の條参照。

西小路 ニシコウチ ニシノコウチ

1 秦宿禰 山城稻荷社の社家にして、大西家の分流、親清の子清良の後也。イナリ、オホニシ等の條参照。

2 土佐の西小路氏 一條國司に従ひて下りし氏にて、「一條殿一門公家衆、西小路殿」と見ゆ。

3 林朝臣 尾張熱田神宮舊祠官にして、林朝臣姓也。アツタ條を見よ。

西越 ニシゴシ

1 清和源氏南部氏族 陸奥の豪族石龜氏の族也。舊指録等に見ゆ。石龜條参照。

2 雑載 兼草、鎌倉時代武士の所領を擧げて「三千町西越三郎經直」を載せたり。

西郡 ニシゴホリ 誤りてニシコリの次に収む。四四五六頁を見よ。

錦部 ニシコリ ニシキ條を見よ。又以下數條參照。

錦部 ニシコリ ニシコリへ 職業部の一にして、錦織部とも載せられたれど、錦織と通じ、普通には部字を訓まざれば、此の條に收む。錦を織る品部を云ふにて、雄略紀八年條に「錦部定安那錦」と云ふ者見え、更に溯りて、仁德紀、既に石川錦織首の見ゆれば、甚だ古くより存せしを知るべし。但し錦は支那渡來のもの也。ニシキアヤオリ、ニシキ、ニシゴリベ等の條參照。

- 1 新漢錦部 雄略紀に見ゆ。イマキ、アヤ等の條を見よ。
- 2 山城の錦部 神龜三年の出雲郡計帳に錦部飯手賢等十八名を載せたり。また東大寺奴婢籍帳に「山背國織喜郡山本里戸口錦部由福」を挙げ、又山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に、錦部刀自實など見ゆ。和名抄、當國愛宕郡に錦部郷を收め、爾之古利と註す。
- 3 河内の錦部 當國には此の部氏・甚だ多く、錦部郡、及び若江郡の錦部郷等の如きは、此の部氏の建設せる郡郷に外ならず。錦部郡は和名抄に爾之古里と訓ず、文武紀三年三月條に錦部郡とあるを初見

とす。これより前、仁德紀に石川錦織とありて、もと石川郡と一境なり。後世、南北朝の頃、東條郡の私稱あり。

- 4 和泉の錦部 錦部連等、當國に存す。後に云ふべし。
- 5 近江の錦部 天平十四年の古市郷計帳に錦部息島を載せたり。而して、和名抄、滋賀郡に錦部郷を收めて、爾之古利と註し、後に錦部庄・見ゆ。又淺井郡にも錦部郷を收め、爾之古利と見ゆ。又後に錦織庄・起る。この部の多く住みし地也。
- 6 美濃の錦部 可見郡に錦織村あり。此の部氏のありし地也。
- 7 信濃の錦部 筑摩郡に錦服郷(爾之古里)ありて、和名抄に見ゆ。而して貞觀六年二月紀に「高橋朝臣文室麻呂は、本姓膳臣、又の姓、錦部。信濃國人也。五代の祖膳臣金持、信濃國人錦部氏の女を娶る云々」と。タカハシ條に全文あり。金持の孫、倭の子美造、其の五男彦公は、五經に精通して備後掾正六位上に登り、嵯峨院の侍讀となる。その子は有名なる高橋文室麻呂にて、九歳にして嵯峨天皇に仕へ、琴師の號を賜はる。
- 8 美作の錦部 和名抄・當國久米郡に錦

織郷を收む。

- 9 阿波の錦部 板野郡田上郷戸籍に「錦部平實」等二十七人を載せ、猶ほ古く天平勝寶八年十一月五日の名方郡新島庄卷に「錦部志止福」など多し。
- 10 讃岐の錦部 慶雲四年五月紀に「讃岐國那賀郡錦部刀良云々等、各々衣一襲、及び鹽穀を賜ふ」と載せたり。
- 11 豐前(前)の錦部 ニシゴリベ條を見よ。
- 12 河上流の錦部 貞觀四年三月紀に「從五位下錦部淨刀自子に、姓を河上朝臣と賜ふ」とあれど、出自詳かならず。蓋し戸を省きしか。
- 13 錦部村主 倭の漢氏の族にして、錦部の伴造也。姓氏錄、山城諸蕃に「錦部村主。錦織村主と同祖。波能志の後也」と載せたり。次項を見よ。
- 14 近江の錦部村主 歸化錦部の首長にして、滋賀郡錦部郷、或は淺井郡錦織郷等を根據とせり。坂上系圖に阿智王に隨ひ歸化せし村主の一に收む。姓氏錄は右京諸蕃に收め「錦部村主。韓國人波努志より出づる也」と註す。承和四年十二月紀に、此の國の人・錦部村主藥麻呂等が、善長宿禰姓を賜ふ事載せ、後漢獻帝苗

- 15 美作の錦部村主 天平十年の播磨國正稅帳に「美作國主稻先位錦部主村石勝」なる者見ゆ。
- 16 錦部村主 錦部村主に同じ、ニシキ條を見よ。
- 17 錦部曰佐 錦部曰佐に同じ。
- 18 錦部首 物部氏の族也。蓋し山城錦部の伴造家にして、和名抄、山城國愛宕郡錦部郷とある地の稍置なるべし。當國の計帳に「錦部首廣羽實」など見え、姓氏錄も山城神別に收め、「錦部首。同神十二世孫物部目大連の後也」と註す。欽明紀に錦部首大石とあるは此の氏の祖か。物部氏が此の部と關係するに至りし起原は詳かならず。次條第五項參照。
- 19 錦部毘登 こは百濟族にて、河内國錦部郡なる錦部の伴造なりしが如く、此の毘登は首の略にて、錦織首と云ふに同じ。錦織條を見よ。天平神護元年に連姓を賜ふ。第廿四項を見よ。
- 20 錦部直 山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「月主錦部直福麻呂」等六名、及び「錦部直御富實」等を收む。
- 21 錦部公 錦部の伴造家なるべし。正倉

- 22 錦部行 前項氏に同じ。正倉院天平廿年文書に此の氏人見ゆ。行は公也。
- 23 錦部連 百濟族にして錦織連と云ふに同じ。天平勝寶九年四月七日の西南角領解に「錦部連乙万呂(河内國若江郡錦部里戸主錦部連足國の月)」と見ゆるは、此の氏人也。姓氏錄、河内諸蕃に收め「錦部連。三善宿禰と同祖。百濟國連古大王の後也」とあり。此の氏、その後貞觀五年九月紀に「河内國錦部郡人木工權少屬從七位上錦部連安宗、式部位子正七位上錦部連三宗麻呂等、本居を改めて左京職に貫附す」と載せ、同九年四月紀に惟良宿禰姓を賜ひ、「其の先、百濟國人也」と見ゆ。
- 24 毘登流の錦部連 前項と同族にして、天平神護元年十二月紀に「河内國錦部郡人從八位上錦部毗登石次、正八位下錦部毗登大島、大初位下錦部毗登眞公、錦部毗登高麻呂等二十六人に、姓を錦部連と賜ふ」とあるより出づ。
- 25 和泉の錦部連 百濟族にして、姓氏錄和泉諸蕃に「錦部連。三善宿禰と同祖」と

- 26 錦部忌寸 倭の漢氏の族にして、錦部村主の忌寸姓を賜へる者也。承和四年條に「近江國人錦部忌寸人勝」あり。善長宿禰姓を賜ふ。「後漢獻帝の苗裔也」と註せり。
- 27 錦部宿禰 百濟族にして、錦部連の宿禰姓を賜へる者也。政事要略五十六、賴聚符宣抄等に見ゆ。
- 28 錦宿禰 錦條を見よ、前項氏に同じ。
- 29 春原氏族 山城の名族にして、春原系圖に「小野之基一良之(栗栖野元祖、又錦部と號す)」と見ゆ。
- 30 賀茂縣主 京都上賀茂社の社家にして氏人の一也。
- 錦織 ニシゴリ 前條氏に同じ。但し後世なるは地名を貢ひし也。
- 1 無戸の錦織氏 敏達紀に錦織並と云ふ人を載せたるを始めとし、以下諸書に多く見ゆ。錦部に同じ。
- 2 美作の錦織 和名抄、當國久米郡に錦織郷を收む。錦部のありし地也。
- 3 淡路の錦織 貞觀三年十月紀に「淡路國浪人物部冬男・錦織廣人を開殺す」と見ゆ。

4 石川錦織首 河内國なる錦織部の伴造家にて、石川郡錦部、即ち後の錦部郡にありし氏也。仁徳紀に「石川錦織首許呂斯」なる者見ゆ。子孫は前條に多く云へり。

5 錦織首 前項と同姓なれど、こは山城の錦織首にて、物部氏の族と稱す。前條第十八項を見よ。舒明紀に錦織首赤猪なる人あり、此の流か。

6 錦織造 百濟族にて錦織部の伴造也。錦部造と云ふに同じく、河内國錦部郡を根據とす。天武紀十年條に、錦織造小分に連姓を賜ひ、次いで十二年に其の族・又連姓を賜ふ。次項を見よ。一族は前條に多し。

7 錦織連 前項錦織造の連姓を賜へる者にして、天武紀十年條に「錦織造小分に姓を賜ひて連と曰ふ」と載せ、また天武紀十二年條に「錦織造云々に姓を賜ひて連と曰ふ」など見ゆ。

8 近江の錦織氏 當國に多し、前條、及び錦部を見よ。後世滋賀郡錦部郷は錦織庄と稱し、源家と早く關係を結ぶ。寺門傳記補録三に「源賴義の錦織庄に館して其の身を終る」事を載せ、此の地の新羅明神は、その男・新羅三郎義光の首服を加

へし地也。從つて其の後裔諸氏の崇敬厚し。シシラ、シラギ、サダケ、タケダ、ヲガサハラ等の條を見よ。

9 清和源氏山本氏族 前項所載の原因により、近江國滋賀郡錦織庄に發祥せし源氏にして、尊卑分脈に「義光の曾孫山本冠者義經の子義明(其浦冠者)、弟義弘(山本判官代)、弟義高(錦織冠者と號す)——義繼(七條院判官)」と見え、又佐竹系圖に「義弘・錦織と號せしむ」とあり。

諸家系圖纂には「(山本)義經——義弘(錦織、錦織判官代と號す。壽永二十二二十一、右衛門少尉、使の宣旨を蒙り、元暦元正廿一、義仲に同意、關東の士入洛後、栗津原より逐電す)——義重」と。又義弘の弟「義高(號錦織)——義繼(七條院判官代)」と見ゆ。

氏人は、平家物語、源氏汝の條に「近江國には、山本、柏木、錦織」と載せ、源平盛衰記にも同様見え、又「近江國には、山本、柏木、錦織冠者義廣」とあり。次に東鑑卷三に錦織判官、卷五に錦織三郎(文治元年)、又卷二十五に錦織判官等を擧げ、承久記卷五に「錦織の判官代よりつね入道」と。こは次項氏かと云ふ。

此の後裔として、江源武盛に「天文七年四月十三日、錦織民部少輔常義に、志賀郡千貫の地を賜ふ。新羅三郎二十二世の孫なり。同十二年五月二十三日、志賀郡錦織源五郎・新羅三郎の系圖を上る。曾祖錦織源太郎・山門に戦死し、三世土民と爲ると。佐々木氏代々の印章あるを以つて、浦奉行とす。二十二年九月十二日、錦織常義卒す、年六十三、子なし。澤田兵部重宗の次子二郎丸を嗣とす」などを載せられたれど、偽書なれば果して事實なるや否や詳かならず。

10 河内の錦織氏 當國に此の氏の多き事前條、及び前各項に云へり。後世の錦織氏も、恐らく其の後裔と思はるれど、後には前項と同様源家と稱せしが如し。中興系圖に「錦織。清和源氏、本國河内錦織郡。新羅三郎義光が四代山本義經の三男冠者義高・之を稱す」と載せたり。

此の氏は、後醍醐天皇回天大業の最初よりの勤王家にして、太平記卷一に「錦織の判官代、足助次郎重成、勅定に應じけり」と見え、笠置行在所にて奮戦す。同國人楠木正成・本國赤坂城に義兵を擧げしも、不幸にして、六波羅兵・行在を陷

れ、判官代錦織俊政、飛騨守石川義純、及び子義右等皆死す。太平記に「錦織判官代・官軍の過ぐるを見て、賦き人々の振舞かな。十善の君に懸れ進らせて、武家を敵に受くる程の者共が、敵大勢なればとて、戦はで逃る様やある。いつの爲に情しむべき命ぞとて、向ふ敵に走り懸り、走り懸り、大はだぬぎに成りて戦ひけるが、矢種を射盡し、太刀を打ち折りければ、父子二人、並に郎等十三人、各々腹かき切りて、同じ枕に伏して死にけり」と。又南方記傳には「元弘元年八月廿日、笠置の寄手・陶山、小見山夜討して、官軍敗亡。錦織飛騨判官源義繼、息義右、以下十三人・城中に於いて自害」と。その壯烈・鬼神を泣かしむ。

中興系圖に又「錦織。清和源氏、今川家庶流、緒戸家の末・冠者義弘・之を稱す」と云ふも見ゆ。

11 卜部姓 雲上家の稱號にして、藤原員從の二男從久を祖とす。雲上明覽に「從久——從房——後繩——從平——久雄——久隆——教久(中務大輔)——榮久」と。徳川時代、新家、卜家。御蔵米(三十石三人扶持、明治二百五十四石餘)聖護院辻子。寺は玉

圓院。現今子爵。

12 錦織門跡 淨土真宗の一派にして、その略系は「宗祖親賢聖人第三世覺如權大僧都一男・存覺權大僧都——慈觀權大僧都——慈達權大僧都——慈賢權大僧都——慈範權大僧都——慈證權大僧都——慈榮上人——慈教上人——慈忠上人——慈綱上人——慈仁上人——良慈上人——常慈上人——宅慈上人——歡慈上人——賢慈上人」にして、地名辭書。常樂寺址條に「七條北、堀川東に在り。本願寺祖・覺如、存覺兩上人の古跡なり。覺如・謙は宗昭、外孫を以つて祖統を承け、本願寺三代と稱す。法照は諸孫如信の附授を受く。存覺・字は光玄、覺如の長男たり。顯密の覺匠にして、論述する所あり。六要抄は新流の一注疏、即ち存覺の作なり。存覺は家を去り、其の法統を近江國木部錦織寺に傳ふ。反故裏に云ふ、存覺上人・京都大宮に一寺を建立あり。今本山御房(本願寺)の邊、北小路と申す處にて、常盤蓋と名付く」と。

雲上明覽に「錦織寺御門跡賢慈・二十六。

御宗旨真宗、御領二十石、江州木部一條故左大臣忠香公御猶子。

錦織寺

13 雜載 磐城村相馬藩儒に錦織庄藏積あり、晚香と號す。

錦古里 ニシゴリ 前條氏に同じ。

西郡 ニシゴリ 今便宜上、次頁ニシゴリ條に收む。

錦服 ニシゴリ ニシキハタ 和名抄、信濃國筑摩郡に錦服郷を收め、附之古里と註し、後世錦部邑存す。即ち錦部、錦織等に同じ。

下總小金本土寺過去帳に錦服源三郎、錦服準人等を載せたり。

錦民 ニシゴリノタミ

○ 錦民首 物部氏の族歟。姓名錄抄に見ゆ。錦部首、錦織首等に同じ。

錦部民 ニシゴリノタミ 前條氏に同じ。

○ 錦部民首 西宮記に見ゆ。錦織部の民

の伴造家の意にて、錦部首と云ふに同じかるべし。

錦織部 ニシゴリベ ヌシゴリ條に云へり。○ 豊前の錦織部 丁里戸籍に錦織部猪手など見ゆ。

錦部 ニシゴリベ ニシゴリ條に云へり。錦戸 ニシゴリベ ヌシキド條を見よ。

西郡 ニシゴホリ ニシゴリ 河内、三河(西郡庄)、甲斐、陸前、備中等に此の地名あり、西の郡の意なるもあれど、多くは錦織、織部と通じ用ひらる。

1 清和源氏 甲斐國西郡より起る。武田氏の族、信實の後にして、中興系圖に「西郡。清和源姓、上條駿河守信賢・之を稱す」とあり。タケダ、カミヂウ等の條を見よ。

2 藤原姓 三河國の豪族にして、實飯郡西郡庄より起る。三河伴氏系圖に「富永與一資俊の女(西郡師又太郎藤原隆長妻)」を載せたり。又東鑑卷三十三に西郡中務丞とあるも此の族か。次に太平記卷九に、西郡十郎あり、六波羅の士にして、近江香場にて死す。同地蓮華寺過去帳に、西郡十郎國演とあり。その他、鶴殿條第六項を見よ。

3 加賀の四郡氏 康正二年造内裏段引付に「十五貫文、西郡(部)筑前入道殿、加州北島庄段錢」と載せ、又永享以來御番帳に「二番・西郡筑前入道」また文安年中御番帳に「二番・西郡筑前入道」その後、常徳院江州勅座省到に「二番宗・西郡四郎」と。猶ほ西郡條參照。見聞諸家紋に



4 陸前の西郡氏 登米郡の豪族にして、西郡新右衛門は葛西家に屬す。木村上野重景と戦ひて死す。桃生郡須江邑に墓あり。西坂 ニシザカ 遠江等に此の地名存す。而して加賀藩給帳に「三十五俵、外七人扶持、西坂錫」を擧げ、又石見に存す。

西坂 ニシザカ 肥前國彼杵郡彼杵西坂本 ニシサカモト 肥前國彼杵郡彼杵邑八人の乙名の一に此の氏あり、藤原重則の裔にて、其の本國は山城也とぞ。西崎 ニシザキ

1 安藝の四時氏 藝藩通志、廣島府故家に「堺町油屋。先祖與三右衛門・天正年中、吉田より移住し、其の子孫となり、四時祐甫と稱す。口糧をたまへりき。其の已後は、家傳口中の藥を以つて家産とす。今くにまで六代」と見ゆ。

2 雜載 武藏(足立郡、家紋抱者荷)、攝津、伊勢、志摩、備前等に存す。

西佐野 ニシサノ 佐野豊後守重綱の二男左馬助重長・西佐野と稱す、子孫岩崎條第七項を見よ。

西澤 ニシザハ 1 清原氏族 源義家の臣清原成衡の後也と云ふ。家紋庵に穂澤、丸に庵。

2 守部姓 前條氏は一に云ふ「三河國守部住人助清の裔也」と。須藤條參照。子孫・江戸幕臣にして、寛政系譜に「兵部少輔安時(成田左衛門尉泰親家臣)―與左衛門正時―源兵衛時里―與右衛門里令」等を擧ぐ。

3 橋姓 奥州南部家臣にして、康正三年、田名部攻に功あり。八月系圖に見ゆ。4 信濃の西澤氏 小縣郡の此の氏は丸に横木瓜の家紋とし、諏訪なるは丸に花澤瀉を用ふ。一に諏訪神家族かと云ふ。

5 雜載 戲曲家に西澤一風あり、本名山本治重、正木屋九右衛門と稱す。その後、西澤九郎右衛門(李叟)また一風と號す。又其の兄九兵衛は鳳堂と號す、皆名あり。又香宗我部家臣に西澤新左衛門、鯖江藩に西澤爲作、西澤惣太郎あり。又細井平洲門下に西澤植右衛門周あり、愚公と號す。その他、岩磐、美濃、伊勢、志摩、備前、信濃等に存す。

西寒多 ニシサムタ 豊後國大分郡東植田村に西寒多神社ありて、西寒多神を奉祀す。もと大野郡三重郷寒田村に鎮座せりと。

西三條 ニシサンデウ 雲上家の稱號也。1 仁明源氏 尊卑分脈に「仁明天皇―源光(正一位、右大臣、號西三條)―靜、弟淨、弟興、弟賢(左少將)―敦(源次、多田清仲賢)―呢(利部少甫)、弟綱(渡邊流)と載せたり。ワタナベ條を見よ。

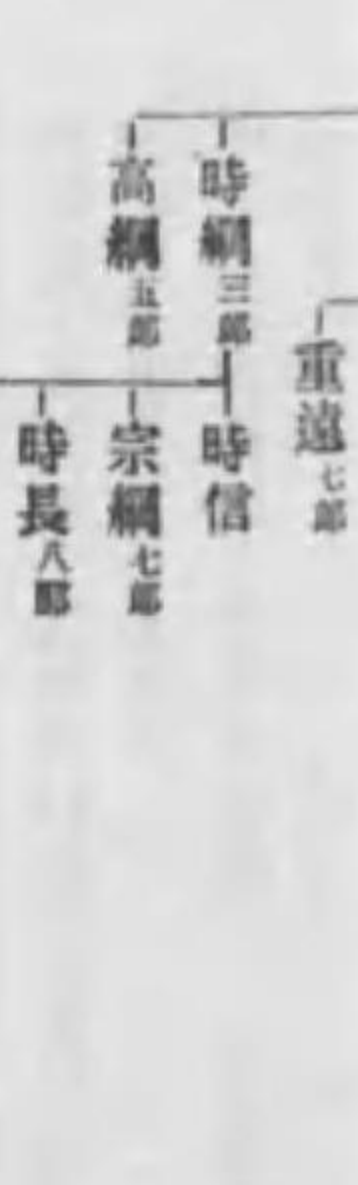
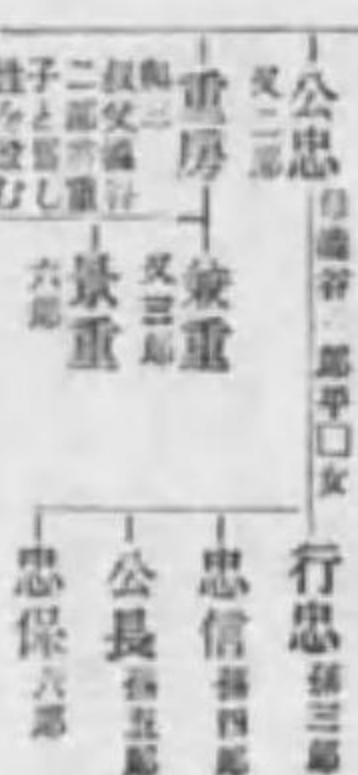
2 藤原北家 尊卑分脈に「冬嗣―良相(右大臣、右大將、號西三條、贈正一位)―常行(右大將、大納言、貞觀十七二十六年)―名繼(雅樂助)、弟演世(兵庫頭)、弟輔國(主殿頭)、弟高世(内藏助)―と載せたり。又源平盛衰記に西三條右大臣良相公を擧ぐ。

3 同上師輔流 熊野別當系圖に「伊尹―義懷(中納言)―成房―良世(左大臣、號西三條大臣師尹)―一條左大臣)―貞時(侍從)と見ゆ。

4 同上閑院流 三條西家の事にて、舊領五百石餘、(明治三百七十二石領)、西三條九允、伯爵を賜ふ。その子實義也。西字 ニシジ 四字の誤りか。

西七條 ニシシチデウ 嵯峨源氏の稱號にして、尊卑分脈に「嵯峨天皇―源勤(號西七條、參議、右衛門督、元慶五薨)―温(伊與守)、弟滋(氏、民)―藤(文章得業生)―海(但馬介)―涼」と載せ、又滋の弟に、院(右馬頭)、凝(筑前守)等あり。

西鹽 ニシシホ 田中藩知行制帳に「二百石、刀奉行、西鹽七助」見ゆ。西嶋 ニシシマ 遠江、甲斐、隱岐、肥前等に此の地名あり。1 秀郷流藤原姓 波多野系圖に「波多野義景―左近將監義忠―二耶時忠(甲州に住して西島と號す)」



2 秦姓 河内國讚良郡の名族にして、秦川勝の裔と云ふ、大津父條を見よ。又丹南高木藩用人に此の氏見ゆ。

3 雜載 その他、大和十津川郷館役由緒家筋書に「神山村庄屋西島李之丞」、紀伊國牟婁郡中村の地土に西島源作(續風土記)、豆州式社考案に(輕野神社舊社職西島氏)、高取上村藩側用人に西島氏(武藏)等あり。又江戸の儒者に西島謙(柳谷)、その養子長孫(下條氏)は關溪と號す、共に名あり。又熊本細川藩士西島龜太郎頼秋は勤王家にして、正五位を贈らる。その他、鯖江藩に西島舟助、西島富治、越前、備前、信濃、岩磐等に存す。

西陣 ニシジン 京都西陣と關係あるか。西神護寺 ニシジンゴジ 美濃に西神護寺あり。西下郷 ニシシモガウ 播磨に西下郷庄あり。西庄 ニシシヤウ 讃岐等に、此の地名存



す。而して京極殿給帳に「三百石西庄源左衛門、二百石西庄七左衛門」等見ゆ。

西代 ニシシロ 常陸に此の地名存す。

西須 ニシス

西關 ニシセキ 關條參照。

西世古 ニシセコ 伊勢、志摩に存す。

西迫 ニシセコ 石見に存す。

西田 ニシダ 石見、筑後、薩摩等に此の地名存す。その他にも多かるべし。

1 藤原姓 伊賀の名族にて、江戸幕府に仕ふる者あり、家紋丸に劍嶋醜草。寛政系譜に「金次郎忠序、要職忠禮」等見ゆ。

2 室町幕臣 見聞諸家紋に



二番 西田三郎左衛門

3 攝津の西田氏 能勢郡倉垣邑の名族に存し、又鳥下郡の人西田但馬の二男主馬は寛文十一年、佛誓寺を中興す。

4 和泉の西田氏 久保村の人西田字右衛門は、元禄九年七月出家し、同年十月、最勝寺を建立す。

5 紀伊の西田氏 那賀郡の名族にして、檀風土記、沖野々村の舊家、六十八人地士

に西田八郎次を收め、「家傳に、其の祖は相州の住人判官民部大夫信重といふ。建武年中、當地に來り住す。子孫・元和中、地士に命ぜられ、世々此の地に住す」と。

6 淡路の西田氏 文明二年、護國寺結番定書に「二番西山村西田殿、河田殿」等を擧ぐ。

7 筑前の西田氏 筑前宮崎少宮司に「西田長次郎(二斗七升四合)、西田清吉(二斗四升四合)、西田仁平(六斗四升三合)、西田仁助(一石一斗七升八合)、西田勘助(四斗三升九合)」等あり。

8 筑後の藤姓 幸田口邑明王寺齋座記に「當寺本尊愛染明王尊赫、敗離・已に久し矣、云々。數句を経て後、嚴飾功既に成る矣。今洞に、天正五年丁丑閏七月吉日良辰を取り、以つて供養を伸して、内通寶殿に安座し畢る云々。大旦那蒲池武藏守入道宗雪、嫡男、蒲池民部大輔源朝臣鎮並施與。祖越西田主殿助久吉云々」と。筑後國史に「祖越の字は解し難し。祖は且の代りに用ひたるか。同村西宗寺件に云ふ「天正年中に、當地西田主殿助藤原久吉が末孫・西田右衛門尉並清・文武

の道を嗜み、四十に餘りて發心入道して釋の宗心と號す。本願寺流遺戒を信じ、文祿年中に一字を建立し、彌陀の尊像を安置し、七十餘遷化する。其の二男釋の宗圓・家督せず。又慶長年中、別に一字を創して、光福寺と號す。其の子釋の宗源・光福寺を改めて、西宗寺と云ふ」と。又開基帳に「西宗寺は宗圓の開基」と。今按ずるに幸田口村の中に西田名あり、巡禮記に見えたり。又西田主殿は天正十年、大親保常の從兵に見えたり」と。

9 薩摩の西田氏 鹿兒島郡西田邑より起る。島田義弘配下の士に西田宗勝あり、勇將として知らる。又幕末西田矢右衛門の子西田直五郎は勤王家にして、吉田屋に死す、贈從四位。

10 清和源氏 石見國の名族にして、瀧摩郡西田邑より起る。同邑天文十七年八月の棟札に「西田村八幡宮、大檀那源朝臣西田甲斐守景藏」と。

11 美作の西田氏 英田郡荒木村の人西田兵衛・また勝北郡矢田村庄屋西田七右衛門等、東作志に見ゆ。

12 丹波の西田氏 當國の名族にして、見聞諸家紋に

丹波の西田

又丹波志、天田郡條に「西田氏、子孫池田村、古・池田殿の家臣、五右衛門株と云ふ」と見ゆ。

13 近江の西田氏 蒲生家臣に西田石見、西田源左衛門、西田無兵衛等あり。

14 雜載 小倉小笠原の國學者に西田庄三郎直養あり、本居大平の門、東紫神社に祀らる。又京都の小説家に西田幸安(雜則)、また神宮社家に見え、又武藏(丸に三ツ柏)、美濃、志摩、伊勢、備前、信濃、加賀等に存す。又現今京都の史家に西田直二郎氏あり、大阪の人也と。

西田井 ニシタキ 大和國式下郡西代邑より起る、物部氏の後裔にして、國民郷土記に「西田井則秀(布留久留の子大木連の弟、小事の孫を田井と云ふ)と載せたり。

西大條 ニシタイ 前條氏に同じかるべし。の豪族にして藤原氏姓なりと。もと伊藤と云ふ。伊達郡西大條邑より起る。仲政を祖とし、其の子を義政と云ふ。

西大夫 ニシタイフ セイタイフ

1 伊豆の西大夫 三島社の祠官にして、東鑑、文治元年四月廿日條に、神主盛成(號西大夫)を載せたり、詳細は三島條、及び伊豆、東大夫、矢田部等の條を見よ。

2 丹波の西大夫 天田郡淺木ヶ城主淺黃縫殿の家臣に西大夫氏あり。丹波志、天田郡條に「西大夫・子孫三俣村、西大夫株と云ふ。城主八木氏の四天王の家と云ふ、姓氏を知らず」と見ゆ。

3 雜載 相州兵亂記に「西大夫以下の侍、敵の眞中へ會釋もなく懸け入りて、一騎も残らず討れにけり」と。

西堂 ニシダウ 西竹 ニシタケ サイチク 紀臣、石清水の祠官族也。石清水祠官系圖に「竹良清—瀧清—朝清(竹四)—性清—保清—仲清(號四竹)—載せ、又紀氏系圖に「瀧清—朝清(四竹法印)—性清—仲清—讓清—交清—賞清」と見ゆ。竹條參照。

西高辻 ニシタカツジ 菅原姓、高辻以長の四男信雅・分家して、此の氏を起し、男爵を賜ふ。筑前國太宰府神社の宮司也。高辻條を見よ。

西田辻 ニシタツジ 西館 ニシダテ ニシヤカタ

1 藤原姓 餘目舊記に「西館兵部少輔、ちやくし長門守」など見ゆ。餘目、留守、高森、村岡等の條を見よ。

2 雜載 岩代郡麻郡に此の地名存し、又陸前栗原郡西館は大庭氏の居城也。又津輕藩重臣に此の氏存し、幕末に名士西館孤清を出す。

西谷 ニシタニ ニシノヤ ニシヤ 越前に西谷庄、その他、上野、加賀等に此の地名存す。

1 清和源氏新田氏族 上野國新田郡西野谷より起る。新田系圖に「新田又太郎政氏—重氏(母は關田氏、西谷九郎)」と。又後世新田次郎氏純の子守義も、西谷右衛門大夫と稱す。

又「岩松太郎時兼—遠江五郎經兼—政經(岩松太郎、西谷賴實と號す)」など見ゆ。

2 大和の西谷氏 吉野舊事記に「西谷庄司・黒瀬郷」と、十六庄司の一也。

3 藤原北家 尊卑分脈に「近衛基平・西谷と號す」とあり。

4 美作の西谷氏 勝北郡小吉野庄牛頭天王社は西谷兵衛建立、兵衛の跡・靈州より來りて相續し、出雲井氏を名乗るとぞ。出雲井條を見よ。



官買名かと云ふ。又享祿の頃に仁科盛政、永祿四年の物に、仁科内膳盛棟と署名し、又「種高造營の事、先例に任せ、敷地二十餘幅は勿論、住吉、犬飼島に至る迄、所役と爲し、造營せしむべき者也。依りて件の如し。元龜四年西二月三日、仁科筑前守平盛棟、種高伊賀守と載せ、又天正七年の物に仁科孫四郎平盛貞・見ゆ。以上の如く仁科氏は鎌倉以前よりの盛族たりしも、天文十二年に至り、右衛門大夫盛政・武田氏に降る。一に仁科入道盛政と載せ、その後、永祿年中、仁科右衛門大夫平盛政、川中島に死すとあり。森城（大町北一里）は此の仁科氏の居城なりき。

（號仁科五郎、轉頼同時、信州高遠城に討死）と。また「晴信一仁科五郎信盛（母は油川彦八信惠の女、仁科越前守の養子、天正十年、高遠城に生害、二十六歳、小山田備中守兄弟・これに従ふ）など見ゆ。拙著「信濃」高遠城（伊那郡）條に「次いで武田源六郎信連、仁科薩摩守晴清（五郎信盛）、天正十年二月、織田信忠の兵・之を攻むるや、信盛等・節に死す。後織田氏の將毛利秀頼の領となる」と。

太郎光盛をして、此の地に居らしめしが、光盛・其の儀、私に居する、ことを憚り、良智と云ふ僧をして建立せしむ」とあり。駿河の仁科氏 久能山社家に在りて、内外寺社記抄に「平願宜仁科松之助」見ゆ。

12 雜載 江戸の儒者に仁科源藏幹あり、白谷と號す。又備前の人仁科正夫は琴浦と號す、儒者也。又畫家に仁科英平（錦川）あり。猶ほ次條參照。

西名 ニシナ 中興系圖に「四名。清和源氏、本國攝津高槻。紋ダキガシワ五七のキリ。仁科右京大夫信衛の男・新右衛門尉種盛・これを稱す」と見ゆ。

仁階 ニシナ ニカイ條參照。

西奈 ニシナ

二階 ニシナ ニカイ條を見よ。

西中 ニシナカ 備前に存す。

西永 ニシナガ 加賀藩給帳に「百十石西永與三八」を載せたり。

西成 ニシナリ 攝津國に西成郡あり、和名抄に瀨之奈里と註す。天平の攝津正稅帳に西成郡、神護景雲三年五月紀に西成郡とあるを初見とす。古の難波小郡の地也。この地より起るか。攝津の名族に存す。

西庭

西沼

西根

羽前

西野

ニシニハ ニシバ  
 ニシヌマ 龜山松平藩用人に見ゆ。  
 ニシネ 岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後等に此の地名存す。  
 餘目舊記に「應永七年に、新田の岩松殿・大將にて御下り、伊達、四根、長藏要害せめそんず」と。又伊勢、志摩地方に此の氏存す。

西野 ニシノ 攝津、三河、武藏、信濃、羽後等に此の地名あり。

1 山城の西野氏 下鴨社々家氏人、及び刀禰に此の氏見ゆ。

2 紀臣 伊賀の名族にして、徳川幕府に仕ふ。寛政系譜に「兵助久中（嘉右衛門）—十藏久主—嘉内久備」と載せたり。家紋丸に櫻花。

3 伊勢の西野氏 員辨郡の豪族にして、西野左馬助は野尻堡に據る（三國地志）。また傳ふ、永享中、北畠教具の臣・西野左馬は西野尻城に據り、近郷數村を管して西野殿と稱す。三世相承け、永祿十二年、織田氏に降り、天正十一年正月、秀吉の爲に亡ぼさると。

4 荒木田姓 伊勢神宮（内宮）社家に數家・見え、又志摩にも存す。

近江

野丹

駿河

武藏

常陸

仙北

5 近江の西野氏 當國の名族にして、江北記、近年御被官參入衆に「西野（六角殿）」と。又淺井三代記、京極家家臣に西野丹波守實澄、同與八郎等見ゆ。

6 駿河の西野氏 久能山社家にあり、寺社記抄に「平願宜西野卯吉」見ゆ。

7 武藏の西野氏 大里郡（幡羅郡）西野邑より起るか。齋藏、長井、幡羅等の條參照。

8 常陸の西野氏 當國の名族にして、江北記に「大同元年丙戌八月十日、神主西野氏を置く、今の大宮司の始祖也」と。朱印領五十石。又國安城主に西野氏部大夫ありと傳へ、又龜作の名族に此の氏ありて幕末明治に西野信六義威を出す。

9 陸奥の西野氏 津輕の名族にして、西野内匠宗治は南部氏に屬す。又云ふ郡代津村氏に屬せしが、後津村氏を追ひ、一時勢を振ひしも、南部高信に破らると。津村條參照。

10 仙北の西野氏 羽後國平鹿郡西野邑より起る。山北小野寺遠江守義道家臣に西野修理亮道俊（平鹿郡黒川住）ありて、永慶軍記に「黒川城主西野修理亮道愛」最上文書に西野修理亮、村岡六郎左衛門覺

越中

越前

越後

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

越前

書に「小野寺家老西野彌十郎」など多く見ゆ。

11 越中の西野氏 當國の豪族に西野隼人あり、入道宗慶と號す。梶尾、寺島氏の祖也。テラシマ條第五項を見よ。又富山の儒者に西野文右衛門元俊（高俊）あり、桂島と號す。

12 雜載 羽前酒田廿六萬家の一に西野氏あり、平泉秀衛の妹徳尼公に隨ひ來りし奥州侍の末と云ふ（風土略記）。又徳川時代、土佐高知山内藩用人に西野丹下（武鑑）、紀伊那賀郡中津河村前鬼に西野主馬（續風土記）見え、又備前、信濃、加賀等に存し、又田中藩知行割帳に「五百石西野左右衛門」を載せたり。又明治の刺客に西野文太郎あり、森有禮を斬る。

西禁 ニシノ 前條氏に同じ。

西之 ニシノ 熊野新宮神官に「西之三大夫高清」見ゆ（續風土記）。

西漢 ニシノアヤ カハチ、及びアヤ條を見よ。

西院 ニシノキン サイキン 構姓の稱號にして、尊卑分脈に「諸兄・西院大臣と號す」と載せたり。

西入 ニシノイリ 信濃に存す。

西野入 ニシノイリ 武藏國大里郡(男安郡)に西之入村あり。而して常陸和光院過去帳に西野入左京・見ゆ。又信濃に存す。

西ノ内 ニシノウチ ニシウチ條参照。また土佐軍記、野根落城條に西ノ内喜兵衛あり。十八歳にて野根の城を乗取る。是れ併しながら、元親・武勇盛なるゆへ、筒標の名譽の侍・出来たり」と載せ、元親記には「西ノ内喜兵衛、一番に忍び入る云々」と見ゆ。

西ノ海 ニシノウミ 甲斐國八代郡に四海衆として、小林、渡邊等八士あり。又横綱四海嘉次郎は本氏小國也。薩摩の人。

西小路 ニシノコウヂ ニシコウヂ條を見よ。

西塔 ニシノタフ

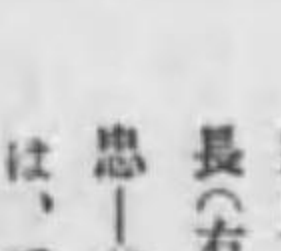
西洞院 ニシノトウケン 京都の地名にて雲上家の稱號となる。西洞院家は桓武平氏の嫡流にして、尊卑分脈に「高棟王—惟範—時望—直村—親信—行義—範國—經方—知信—信範—信輔—親輔—時高—時仲(以上タヒラ條を見よ)—仲兼(權中、大宰少貳)—仲高(中宮權大進)—行高(右大辨)—行時(西洞院、參議、宮内卿)—時盛(宮内卿)—知高(宮内卿、左馬頭)—時基(甲斐守、右馬頭)—時兼(從二、應仁二二、江州



西洞院



御衣



御印

平松、長谷、交野、葛野等、此の族也。西奈 ニシノハタ ニシノタイ 丹波天田郡の豪族にして、丹波志に「西ノ奈(奈カ)、子孫大内村奥谷と云ふ所に本家」と見ゆ。西奈か。

西之濱 ニシノハマ 志摩に存す。西文 ニシノフミ カハチノフミ 上代の大夫にして、博士王仁の裔也。フミ、及び

カハチ條を見よ。西宮 ニシノミヤ ニシミヤ 攝津以下、此の神社名、延きて地名、場所名となれるもの多し。

1 醍醐源氏 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「醍醐天皇—高明(源姓を賜ひ、西宮左大臣と號す)」と見ゆ。ダイゴ條を見よ。

2 藤原北家日野氏族 同上稱號にして、尊卑分脈に「日野中納言家光—資定(號西宮三位)—家頼、弟家俊(攝津守、治部大貳)」と見ゆ。

3 日奉姓西黨 武藏七黨西黨の一氏にして、真正を祖とす。西氏系圖に「西二郎宗貞—(西宮)貞正—正吉(左衛門尉)—重長(右衛門尉)—重持」と。また重長弟「吉忠—某(左衛門尉)」と載せ、七黨系圖には、重持を重時に作る。

4 雜載 肥後川尻氏は西宮左大臣の裔と云ふ。また信濃に此の氏あり。

西目 ニシノメ ニシメ 羽前國田川郡、羽後國由利郡等に此の地名存す。由利條參照。

西野谷 ニシノヤ ニシヤニ條を見よ。西教 ニシノリ

西場 ニシバ 秀郷流藤原姓、足利二郎大夫家綱の五男成實、西場太郎と稱す。田原族譜に「下野權守家綱—成實(西場太郎、豐後守、下野足利郡西場城主、因りて氏となす)—太郎成行(豐前守、弟に大谷四郎成房あり)—四郎成光(出羽守)—上野光房、第五郎成房(安房守)—四郎成次(豐後守)—太郎政成(播磨守)—四郎光成(兵庫頭)—太郎行成(伊豆守、雲龍寺開基)—太郎成邦(兵庫頭)」と。以下西岡條參照。

西羽倉 ニシハクラ 山城伏見稻荷社の社家にして、目代家と呼ぶ。詳細はハクラ條を見よ。なほカダ條參照。

西橋 ニシハシ

1 藤原北家相良氏族 相良系圖に「長氏—頼照—四橋」と載せ、一本には「長氏—頼長(十郎、四橋と稱して家臣と爲る)」とあり。

2 雜載 伊勢、志摩等にも存す。

西渥部 ニシハセツカベ ニシヒチベ カハチノハセツカベ條を見よ。

西畑 ニシハタ 上總に此の地名あり。

西波多 ニシハタ ハタ條を見よ。

西島 ニシハタ ニシハタケ 尾張に西島庄・見ゆ。又陸奥の豪族に西島式部秀助あり。

ニシハ—ニシハタ

リ、大光寺左衛門佐秀光の三男にして、津經郡宮館に居り、芝山氏と共に津經の兩管領と傳へらる(可足記)、大光寺條參照。

西八條 ニシハチデウ 京都に此の地名あり。平相國清盛は、西八條太政大臣と呼ばる。

西濱 ニシハマ 攝津、備中等に此の地名ありて、志摩に此の氏存す。

西林 ニシバヤシ 長門、周防等に此の氏ありと。

西原 ニシハラ 下野、土佐、筑後等に此の地名存す。

1 藤原姓 土佐國高岡郡の西原邑より起る。吉村清延の後なりと云ふ。又新田五人衆に此の氏見ゆ。

2 清和源氏 鎮西八郎爲朝の子某は筑後國山門郡に在りて、西原氏の祖なりと。將士軍談に「竹井村城跡。肥後菊池の住人西原石見守武雄・天文十五年丙午正月朔日、當國海津村に來り、北の關竹井原、及び數十ヶ村を切り從へ、其の後、當城を築いて居る。武雄五代の孫周防守武範迄、此の城に住す。其の嫡子石見守種俊、當國大亂の時、又海津村に居る。子孫今柳川の臣と成る(明)」と。同流か。

ニシハチ—ニシハラ

3 清和源氏新田氏族 新田郡笠懸邑の名族にして、その末裔を石原春吉氏と云ふ。その家系、氏信の條に「正平七壬辰年閏二月二十日、武州金井原に於いて討死す」とあり。

4 伊豆の西原氏 島郷の名族にして、西原善左衛門、同源太等あり、後北條氏の家臣也(伊豆志稿)。

5 相摸の西原氏 永祿中、西原小三郎・東郡深見を領す。小田原分限帳に見えたり。

6 雜載 柳河立花藩重臣に見え(第二項氏也)、又津山藩分限帳に「六石三人扶持、御待家西原嘉悦」を載せ、又備前、出雲等に存す。

西原田 ニシハラダ 信濃に存す。

西久松 ニシヒサマツ 京都北野天神社の社家にして、菅原姓十川家の分流也。

西渥部 ニシヒチベ カハチノハセツカベ條を見よ。

西平 ニシヒラ ニシダヒラ

西廣 ニシヒロ

西生 ニシフ 和名抄、近江國蒲生郡に西生郷あり、西蒲生の中略かと云ふ。

西福釜 ニシフクガマ 松平親忠の子親光

ニシフサ—ニシホウ

西福登氏の祖也。フタガマ條を見よ。  
西總 ニシフサ  
西藤 ニシフチ 信濃、石見等に存す。  
西文 ニシフミ カハチノフミ條を見よ。  
西古 ニシフル  
西部 ニシベ ニシブ サイブ 和名抄、  
振津國百濟郡に四部郷あり。  
而して東鑑卷四十に四部中務入道を載せ、  
下りて康正二年遣内理段錢引付に「十五貫  
文、西部筑前入道殿、賀州北島庄、段錢」  
と見ゆ。四部條參照。  
又今治松平藩重臣に見ゆ。  
西保 ニシホ 甲斐に此の地名存す。その  
他にも多かるべし。

1 諏訪氏族 信濃の豪族にして、諏訪系  
圖に「檢校敎家(上伊那郡住)一敦頼(四  
保典次)一頼門(眞志野、眞野十郎)と載  
せたり、諏訪、藤間條參照。一に西保金  
次に作る。  
2 讃岐の西保氏 綾氏系圖に「香西資有  
一女子(香西左衛門次郎資兼妻)一女子  
(西保左藤久政妻)」と見ゆ。  
3 雜載 島津藩士西保因悦は園基にて名  
あり。  
西北條 ニシホウデウ 嵯峨源氏の一稱號

ニシホリ—ニシマキ

にして、源助の家を云ふ。四七條か。  
西堀 ニシホリ  
1 泉氏族 信濃國水内郡の名族にして、  
泉小次郎親衛の後と云ふ。  
2 雜載 紀伊國那賀郡弘田莊森村荒田神  
社の神職に西堀氏あり、續風土記に見ゆ。  
又奥板井伊藩用人に見ゆ。  
西間 ニシマ  
西馬 ニシマ  
似嶋 ニジマ 陸中に此の氏ありと。  
西牧 ニシマキ  
1 清和源氏 信濃の豪族にして、木曾義  
仲の次子義重の男義信の後也と云ふ。中  
興系圖に「西牧。清和源氏。紋桐葉」と  
載せたり。  
當國西牧氏は、應永七年の大文字一揆に  
西牧某見え、文明中にも出づ。また長倉  
追討記に「西牧は梶の業」と載せ、又小  
笠原信乃守長朝家臣に西牧氏あり。相當  
の豪族たりしが如し。  
2 磐城の西牧氏 田村郡西牧館(飯野村  
小野山神)に據る。西牧文九郎此の地に  
ありて田村大膳太夫清顯公に屬す。  
3 雜載 堀尾山城守給頼に「四十石三人  
扶持西牧勝藏」を擧ぐ。

者と謂へりしも、之に起因せりと云爾。  
萬仁王一代西見庄一平永邦(延應元己  
亥年三月十五日卒、六十五歳)一二代庄  
左衛門永和(弘長二壬戌年七月九日卒、  
六十五歳)一三代庄吉郎水知(安弘六癸未  
年二月四日卒、四十三歳)一四代庄次郎  
永繁(兄庄太郎早歿、よりて第四代を繼  
ぐ。正安二庚子年九月十七日卒、三十三  
歳)一五代庄藏水友(正平十五庚子年四月  
二十六日卒、六十五歳)一六代庄右衛門  
永春(弘和三癸亥年八月六日卒、八十六  
歳)一七代庄吾永清(永春第二子、兄は故  
ありて他家を繼ぐ。應永三十癸卯年七月  
十八日卒、六十七歳)一八代庄七郎永保  
(安安三丙寅年五月朔日卒、六十五歳)一  
九代庄九郎永豐(寛政四癸未年四月七日  
卒、五十八歳)一十代庄八郎永慶(八代永  
保の第二子、九代永豐弟也。永豐に子な  
し、因りて家を繼ぐ。文明十一己亥年十  
二月二日卒、六十一歳)一十一代庄太郎  
永光(大永元辛巳年七月八日卒、八十二  
歳)一十二代庄吉永伴(享祿四辛卯年八月  
九日卒、五十四歳)一十三代庄十郎永延  
(弘治二丙辰年四月廿六日卒、四十七歳)  
一十四代庄文永秋(十三代永延の三子、

ニシマキ—ニシミ

西卷 ニシマキ 越後の名族也。前條氏に  
同じかるべし。  
西間木 ニシマキ 岩磐に存す。西牧氏に  
同じきか。  
西横 ニシマキ  
西俣 ニシマタ  
1 綾姓 讃岐の豪族にして、綾氏系圖に  
「香西右兵衛尉廣實一資有一女子(神高)  
一清定(西俣左藤三郎)」と見ゆ。  
2 薩隅の西俣氏 大隅國大隅郡(肝屬郡)  
西俣邑より起る。圖田帳に給良西俣と見  
ゆる地也。薩摩藩生籠清が臣に西俣出羽  
あり、藩生條參照。  
又那答院長重家臣に西俣武藏殿家あり、  
島津尙久と戦ひて斬らる。那答院條參照。  
西松 ニシマツ 伊勢國の豪族にして、西  
松要人は桑名郡柳井城主たりしが、永祿中  
織田氏の爲に滅さる。一に元龜二年也(五  
鈴遺響、三國地志、名勝志)。  
西丸 ニシマル  
西見 ニシミ  
1 萬仁王裔 筑後の名族にして、西見家  
系譜に「西見家は、人皇第七十五代崇徳  
天皇の皇子萬仁王に出づ。初め保元亂、  
上皇・戰敗れ、讃岐に遷幸し給ふに當り、

兄二人早く逝く、よりて家を繼ぐ。天正  
十一癸未年十月八日卒、三十八歳)一十五  
代庄八永基(十四代永秋に子なし。十三  
代永延の四子、永秋の弟、家を繼ぐ。元和  
六庚申年九月十三日卒、六十六歳)一十六  
代庄太郎永澄(承應元壬辰年二月十八日  
卒、七十三歳)一十七代庄右衛門永忠(十  
六代永澄に子なし、よりて女孀代・生業  
郡星野村星野十兵衛の二男を養子とす。  
天和元辛酉年五月七日卒、五十九歳)一  
十八代庄三郎永晴(寶永卒)一十九代庄  
四郎永輝一二十代庄兵衛永明一二十一代  
庄左衛門永喬一二十二代庄兵衛永尙一二  
十三代庄七永久一二十四代庄七永敏一  
二十五代庄左衛門永敬一二十六代庄七永俊  
一二十七代庄九郎永満一二十八代米吉永  
茂)と。その子西見茂君也。  
2 藤原性 前項氏は一に藤姓と云ひ、有  
馬藩の金貨御用をつとめ、一村に同姓多  
く、家格の卑しき家と結婚すれば、上村  
氏を稱せりと云ふ。  
3 雜載 攝津神戸、岩磐、防長等にも存  
す。  
西光行 ニシミツユキ 阿波國の豪族にし  
て、故城記、上郡美馬三好郡分に「西光行

皇子は難を近江に避け給ひしが、後京師  
に入り、三品に叙せられ、關白藤原基房  
の女を娶る。當時平氏の專横其の極に達  
し、萬仁壯年に及ぶと雖ども、未だ親王  
の宣下もなく、殊に其の崇徳上皇の出な  
るを以つて、唐待甚し。よりて高倉天皇  
嘉應元庚寅年制登して、僧となり道念と  
號し、九州に下り普く各地を巡錫し、茲  
に筑後國美尾山の中腹樹木叢蒼、岩石崎  
嶇、溪流潺々、其の自然の靈地なるを相  
し、一字を建立し、妙見山西見寺と號し、  
日夕修業に餘念なかりしが、文治五己酉  
年、遣子永仁墓父の念禁じ難く、四下し  
て各地を探求すること四年、建久四癸未  
年漸く父に邂逅し、親しく奉侍せんこと  
を請ひしも許されず。よりて妙見山の麓、  
屋形村に家を建て、父の寺號を取りて西  
見を姓とし、名を庄一郎と改め、永邦と  
號す。是れを西見家の祖とす。  
後山本郡吉木村竹乃之城主筑後在國司押  
領使草野太夫永平の女を娶り、雄を筑後  
の東方に張り、土地の豪族となる。晩年  
父道念の遺骨を己れの邸に遷し、塚を築  
きて満面塚と稱し、毎年大晦日を以つて、  
其の祭日とせり。當時人稱して満面塚長

西光行 西シミツユキ 阿波國の豪族にし  
て、故城記、上郡美馬三好郡分に「西光行

殿、千葉、平氏、家紋月二星の丸」と載せたり。

西峰 ニシムタ

西牟田 ニシムタ 筑後の豪族なれど、出自につきては説多し。今項を分つて云ふべし。

1 藤原姓宇都宮氏族説

嘉祿年中、伊豆三島の人・宇都宮彌次郎家綱入道行四、三浦郡西牟田村に來り城を築き、西牟田氏を稱す。十三代播磨守親每・西牟田郷千五百町を領せりと。將士軍談に「諺に云ふ、西牟田彌次郎家綱入道行四・嘉祿年中、豆州三島より三浦郡西牟田村に來住し、堡を築き、本姓・宇都宮を改め、西牟田を以つて稱號とす。開基帳に「西牟田村三島宮は、寛元年中、西牟田殿・伊豆國より當地へ入部の時、伊豆の三島を勸請す。同村寛元寺は、寛元元年の創設也。其の後、西牟田彌次郎入道行四・願主として、代々相續す」と。又夢生村庄屋家記に「寛元寺は寛元元年二月の遺立。施主家綱、開山雲山和尚、西牟田の二男。征西將軍新壽地にして、將軍の書二通、土御門御書一通を出して、下宮代々の書三十七通あり。元は眞言宗、

行基開山、休氣山竹林院と號す」と。又開基帳、寛元寺條に「京都六波羅の御下文、建武年中征西將軍・當寺濫妨禁制の御書、西牟田殿代々の寄附坪付、田中筑後殿・寺領書等を相傳す」とあり。また「靈鷲寺は、乾元元年、西牟田彌次郎家綱の建立」ともあり。按ずるに、嘉祿より乾元に至る、凡そ七十年、寛元より乾元迄は凡そ六十年也。寛元三四年の頃、家綱・二十歳ばかりにて入部とする時は、乾元には八十歳許也。寛元入部とする説に従ふべきか。寛元寺過去帳に「寛元院殿悅峰行四大居士、文永元年甲子年九月九日」と。西牟田彌次郎行四の法號也。「妙智首禪尼、建治元亥二月」と。同人室の法號也。正元尼寺の開山・行四墓碑の銘には「永正九年壬申十月廿七日」とあり。寛元元年より凡そ七十年の後なれば、其の誤りなるや辨を待たずして明か也。又文永元年より乾元迄は、凡そ四十年也。乾元創草ならば、次代家氏なるべし。近藤氏永仁の文書に、尼明淨の時、田地を西牟田彌次郎に沽却せし事見えたり。此の尼は弘安以前の人なれば、此の彌次郎は家綱、家氏父子の中なるべし」と。

當國三島社は、既に當國神名帳に見ゆれば、宇都宮氏が伊豆より勸請したりなど云ふは、全く信ずべきにあらず。

2 藤原上妻氏族説

西牟田系圖に「中關白道隆(攝政關白、從一位)都督中納言(家房(權中納言)家直(讚岐守)家實(吉田三郎)家守(同彌次郎)家綱(西牟田彌次郎。寛元中入部、西牟田を領す)家氏(同彌次郎)永家(同上、德治頃)直家(同上、實記には直を有に作る)家直(同上、明德頃)公家(同上)爲家(太郎)隆家(太郎)重家(同上。甘木家譜には利部大輔に作り、開基帳には左近將監に作る。城重岑寄進狀に「西牟田重家、及び弟高橋某、文龜元年五月廿日、肥後製袋尾に於いて戦死す」と。甘木家譜には重家の弟に甘木家恒を收む)親每(播磨守、天正頃)親氏(右衛門大夫。左衛門か)鎮豐(彌次郎)家周(新助、慶長頃。又天正頃、弟家和ありて、九州記に見ゆ)房次(彌兵衛尉)と見ゆ。生葉郡大石村庄屋に傳はりしものにして、奥書に「延享四未歲寫之」と。蓋し上妻流の系圖と宇都宮流のそれとを混同せしものか。將士軍談にも「上妻系圖に「家房

5 結論

思ふに此の氏は上妻氏と同族にして、草野、高木、菊池等と族を同じうすれど、一に蒲池氏と縁故を結び、宇都宮族とも云ふに至りしが如し。或は伊豫宇都宮と關係あるか、ウツノミヤ條を見よ。

6 氏人

近藤文書、永仁五年十月廿二日讓狀に「にしむたのいやらうに、こぎやくのところを御とくせいによつて、とりかへしおほぬ」と載せ、下りて小野村内宮権現棟木、大永三年大名衆交名に「西牟田殿」と見え、領主附に「西牟田左衛門(少貳末、一に蒲池氏)・三浦郡西牟田に居りて五十町を領す」と。一に「播磨守鎮豐、新介家周・七千五百町を領す」とあり。又九州軍記に西牟田新助、田川氏家記に長門守室は西牟田氏、また「西牟田氏・その聲田川氏を攻めんとす」と。又大森記に「西牟田裔は肥前蓮池にありて、三百石を領す」と。又豐西記に「大永中、西牟田播磨守親貞(蒲池物語には親每)の子息左衛門大夫・大友に背く。是に於いて、大友親繁・大永三年閏正月、兵を率ひて之を攻む。西牟

の子家直、其の子二郎大夫家宗」と載せ、文書にも「上妻次郎大夫家宗」とあり。且つ上妻家の養子にして、實は蒲原次郎丸(今の吉田村か)の地頭職家秀の子、吉田家職の兄、吉田三郎能茂法師足阿の伯父也。西牟田系圖に謂ふ所の家房の孫、家直の子吉田三郎家實を、上妻系圖の家直の子と見る時は、家實も亦能茂の伯父也。然らば則ち家宗、家實、家職は兄弟ならんか。それはともあれ、吉田、西牟田、上妻は、一族なるべく思はる。主殿助泰房云ふ「當所は寛元元年に拜領せしめ畢んぬ」と。又文書に「泰房・進むる所の寛元二年の御下文の如くば、泰房・蒲原次郎丸の地頭職たるべし」と。然らば此の頃、彼の一族・上妻、三浦の間に地頭職に補せられて下向せし者かと云へり。

3 筑後宇都宮族

一本宇都宮系圖に「壹岐守義久一久種(酒見彈正左衛門、西牟田)また久種の兄家久(大塚利部大夫)家茂(山城守)家種(兵部少輔、西牟田)と見ゆ。

幸田家は、今の五萬石餘。分地は入れず。家臣の領は此の内也。凡そ廿三ヶ所に城あり、暮下多し」とあれど、廿三ヶ所など採るべからず。

又高良記、雜事記等に「天正十四年、西幸田家周、城を脱れて龍造寺に寄附す」と載せ、大森筆記に「西幸田新助(家周)の働き世に勝れたり、故に龍造寺・其の子を以つて跡を立つ」と。

又語鏡草案に「西幸田家周は西幸田の主にて、高は今の五六萬石と申し候。大閣様・薩摩御陣の時、御禮の品々仕り候著の處、銀子二枚手當運なはり、御歸陣の時分、右銀子・中國迄持たせ遣し申され候。

大閣様・仰せられ候は、九州逗留の刻に出し申さず、歸陣の刻遅く候由にて、御笑ひ成され候。これに就いて家滅亡仕り候。西幸田殿は家九尺、梁五間の貫屋にて、茅葺にこれ有り候」と。

また大石村庄屋所藏の記に「家老中彈正(大森筆記に、名は家照)、高橋次郎(名は家次、西幸田二代目の弟)、幸田筑前守」と載せ、又大森筆記に「西幸田の臣・福岡村田中内膳入道・一町餘、兵神天満宮・宅内にあり。石橋下野・宅同村にあり、

四町三反。松浦右衛門佐・草野の別荘に居る、十八町を領し、山野を開いて島となし、自領とす」と云ひ、開基帳に「西幸田郷久保村三島宮は、西幸田殿家來久保殿の勳請」と。又大森記に「西幸田家老長松右京の末、南の關に居る」など多し(將士軍談)。

7 城館 初め西幸田城に據りしが、その城・堅固ならざるにより、豊後の大軍を防ぐ爲、天正七年、西幸田家周(高良記、雜事記には親每)・同郡生津村に城を築き、同十一年落城す。同村にまた此の氏の館跡あり。又「城島館は天正十一年、西幸田家周(親員記には親每)・築き、同十四年薩州兵に圍まれ、家周肥前に走る。

また西幸田本村館は老臣中彈正、西古賀館は同じく老臣高橋次郎に次、姪池村館は同家老幸田筑前守家村、西幸田館は家老長松右京、福岡村館は家臣田中大膳入道、石橋上野等の館なり」と。

8 雜載 幕府藝者の書附に「二百俵、針暨西幸田支悦、今以つて同高寄合」と。又日用重寶記に見ゆ。

西宗 ニシムネ  
西村 ニシムラ 和名抄、肥後國球磨郡に

西村部を收む。その他、全國に此の地名多し、氏に關係あるものは各項に云へり。

1 藤原姓 先祖は光岡を稱し、中世、大和國式上郡西村より起ると云ふ。家紋丸に鷹羽打邊、牡丹。寛政系譜に「幸右衛門景武—左太郎武邦」等見ゆ。

又添上郡の豪族古市氏配下の將に西村與左衛門あり。郷士記に見ゆ。又十津川館役由緒書に「山手村庄屋西村儀左衛門」あり。

2 河内の西村氏 茨田郡、及び若江郡西郡邑の名族に存し、又交野郡五ヶ郷總侍連名帳に西村庄司三郎俊夏、寛永三宮拜殿着座覺に「津田村西村氏四軒」と見ゆ。

3 坂上氏族 攝津國平野の名族にして、坂上七名家の一也。平野、土師等の條に詳か也。

4 攝津の西村氏 應永三十四年、島上郡の郷士宇野孫左衛門、西村彦兵衛・一乘寺を始め日蓮宗とす。同寺もとは眞言宗たりしと云ふ。又安永七年、大坂道修町の人西村仁右衛門・西洲新田を開く。

5 服部氏族 伊賀國西村より起る、平内左衛門家長の後也と。服部條を見よ。

6 村上源氏北島氏族 伊勢の名族にして、

15 四幡の西村氏 智頭郡日波多村青淵天王神主に西村氏あり。また當國の士に西村孫右衛門等見ゆ。

16 橘姓 紀伊國日前國懸神宮奉行福宜に西村氏あり、橘姓と云ふ。又佐州諸役附に「橘姓、西村善右衛門」を擧ぐ。

17 紀伊の西村氏 伊都郡萩原村地土西村縫之助あり、續風土記に「其の家傳へ云ふ、江州北野郡小美濃莊上之村の住人西村主計といふ人の子に、丹波國桑田郡の住人西村四郎右衛門といふものゝ末孫・同新九郎といふものゝ後にて、世々此の村に住し、明和四年地士となる」とあり。

18 備作の西村氏 小坂金室山城主浦山左馬介の長臣西村左近源宗高の子新六郎宗利・彌氣村に戦死し、その子宗次郎・浦山家滅亡の後、岩見田邑に住すとぞ。東作志、勝南村公文庄稻穂村庄屋に西村八郎右衛門を收む。又苦田郡河本邑の醫師に西村氏あり。

19 安藝の西村氏 藝藩通志、廣島府故家に「三町目革匠。先祖西村孫六は、慶長中革匠を以つて藩家に甲斐に仕へ、紀伊に移り、後死す。子六左衛門・其の跡を嗣ぐ。元和中、こゝに從ひ來る。島原の

神宮記録、神郡司家系に「度會郡少領、源朝臣、北高一族、初代昌遠」と見ゆ。

7 荒木田氏族 内宮社家に數家あり。

8 近江の西村氏 當國の名族にして、江北記に「下坂惣領太郎左衛門尉、弟注記と申す者、佗言を仕り、罷成り候。今の次郎親備後守の事也。彼の被官西村を始めて、種々懇望仕出状を下され、之あり、然る間、私に跡職申し付け、至つて文明十四年同道せしむる事」など見ゆ。

9 美濃の西村氏 當國の豪族長井家々老に西村三郎左衛門あり、齋藤道三(松波庄五郎)は、初め其の遺跡を繼ぎて、西村勘九郎と稱す。長井、齋藤、土岐、松波等の條に詳か也。

10 清和源氏武田氏族 甲斐發祥の豪族にして、武田系圖に「一宮信隆・一宮流、西村云々」と見え、又兩武田系圖に「一宮七郎信隆(駿河守、尾州、和州、勢州、鶴前拜領)―信賢(上條三郎、駿河守、當

眼子信隆・惣領、四ヶ國共に渡され、安藝國に在り。一宮流、中條、西村、丸豐、栗原、西郡の甘利」と載せ、中興系圖に「西村。清和源氏、紋軍配扇、上條駿河守信賢男」と見ゆ。

11 信濃の西村氏 諏訪の此の氏は家紋丸に花菱也。又明治實業家に西村七右衛門(肥前屋)あり。

12 丹波 始め熊谷を稱せりと云ふ。家紋丸寄生の内八字鳩、瓜のうち四目結。寛政系譜に「若狭―藤兵衛―庄五郎―又右衛門(小平次)―志兵衛庸行―又助庸直―康之助庸照」と見ゆ。

13 丹波の西村氏 桑田郡の名族也。第十七項を見よ。又水上郡の名族にして、丹波志に「西村氏。子孫本郷村。先祖は由良村の古城主別所豊後守の子、没落の後、播州多河郡田高村に住す」と。又天田郡條に「西村氏。大身村。瀬株と云ふ地名子孫これ有り。瀧と云ふ所」と見ゆ。又篠山に存す。

14 但馬の西村氏 當國の名族なりと。又幕末、八鹿村の人西村瑞亮が次男西村哲二郎正哲は、勤王家として知らる。太田二郎とも稱せり、贈從五位。

役、馬具百春を獻ず。因りて俸給を増されぬ。今孝之助まで九代」と。

20 近藤氏族 阿波の豪族にして、近藤系圖に「參河守國房(西村の始、尊氏將軍の御時云々)」とあり。

21 清和源氏小笠原氏族、これも阿波の豪族にして、故城記、上郡美馬三好郡分に「西村殿、小笠原、源氏、家紋松皮二並」と見ゆ。

22 藤姓大村氏族 肥前大村家の一族にして、士系録に「大村右衛門一某(左京)一某(長左衛門)」と見ゆ。

23 筑後の西村氏 草野系圖に西村幸岐介時興を載せ、又天文廿年高良山神領檢地帳に西村左馬助(山本郡)見ゆ。又當國に西村八郎次、西村万次郎等見え、田中藩家臣知行割帳に三百石西村藤藏、三百石西村嘉右衛門、百九十石西村平太夫、三百石西村太兵衛、八百廿石西村五右衛門、二百石西村良盛」等多し。

24 陶工西村家 初代宗印・奈良に住し、春日神器を製す。その男宗禪(堺住)一宗全(善五郎、京都住)、弟宗次郎なりと。

25 清和源氏岩松氏族 鳥銃の術を修めんとて、大隅種子島にわたり。暫く西村

と云へる漁村に住せしより、稱號とすと云ふ。猿樂者也。家紋丸に三柏、丸に藤丸。寛政系譜に「三郎次郎能重(實生門)一作之承定恒一平三郎政直一善次郎政春一忠實一忠章」と見ゆ。

その他「惣右衛門元勝一同元明一同元義一惣兵衛元典」と云ふもあり。家紋丸に横木瓜、揚羽蝶。

26 清和源氏細川氏族 西内則英の孫、義教の子道信を祖とす。其の子「道則一道理」也。

27 釜師西村家 その祖天下「道仁は名越淨祐の門とも、同善正の門とも云ふ。其の嗣「道綱一道治一道益一二世道益一道理也一二世道也一嗣三右衛門一道理(通仁)」なりと。又初代道仁の門に九兵衛あり。

28 雜載 その他、龍野脇坂藩年寄、岡部安部藩用人、勝山小笠原藩用人、足利戸田藩用人、小城鍋島藩用人、吉田松平藩家老、生實森川藩用人等に見ゆ(武鑑)。又西村流砲術の祖に西村丹後守忠次(權之助)あり。

又二條家諸大夫に見え、又京都國學者に西村節(菊溪)、また西村遠理、合龍堂西

大輔廣元五代兵部少輔公廣・之を稱すと見ゆ。

2 由利氏族 羽後國由利郡四目邑より起る。ユリ條を見よ。

西園 ニシメグリ 正訓不明。

西本 ニシモト

1 桓武平氏三浦氏族 國盛を祖とすと見ゆ。

2 雜載 伊勢神宮(内宮)社家に見え、その他、土佐、備前、備中、安藝等に存す。

西元 ニシモト 前條と通ず。

西馬音内 ニシモナイ ニシマオナイ ニシモリナイ

1 藤原南家工藤氏族 羽後國雄勝郡西馬音内邑より起る。二階堂宗貞の子貞宗の次男行直の後にして、永慶軍記等に見ゆ。

2 藤姓小野寺氏族 前項西馬音内邑より起る。語傳仙北次第に「横手の仙北屋形。小野寺遠江守景道公は、後に吉田に隱居なされ候て、戒名宗真と申し候。此の御子息五人、西馬音内の肥前守茂道(後に式部大輔殿)は別腹なり。次は孫十郎義道・家督なり。次は大森孫五郎廣道、次は孫市秀道」と。系圖は小野寺、大森等の條を見よ。

又「西馬音内茂道殿は若名を孫三郎と申し候。嫡子市正、二男孫六は、慶長六年、城秀候前年に死去。三男八之丞は茂道同前に庄内へ牢人、光安寺に逗留、最上義光が家中土肥半左衛門を頼み、年を送り候内に、土肥切腹に及び、八之丞は土肥城と同道、新庄戸澤殿へ御越し、其の後、三代目の六郎左衛門・新庄を去り、唯今西馬音内前郷に御座なされ候。

西馬音内の御嶽堂は西藏寺と申し、慶長七年、四千三百五十石亮申し候。棟札に「天文二十二年四月十五日、大旦那藤原朝臣肥道」と之れ有り候。古城は今堀廻村八幡宮にこれ有り候。家臣どもが住居の地は、川内池と申し候。上町と申すも堀道の内に御座候。八幡宮彌宜小松、獅子舞田三千石を預けられ候」など載せ、秋田沿革史には「西馬音内古城は、東の山田にて、小野寺義道の二男・肥前守重道住居す。義道・短慮にして、三男大森康道をして、重道を伐たしめしは、一家破滅の端なりき(地名辭書)など見ゆ。

西守 ニシモリ

1 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池系圖に「合志五郎經明一菊池四郎高明一四

西目 ニシメ ニシノメ

1 大江姓 羽前國田川郡の四目邑より起る。大江氏系圖に「廣元一式部少輔親廣一木工助廣時一助太郎政廣一公廣(四目兵部)」と載せ、尊卑分脈も同様にして、「政廣(少輔)一(四目)公廣(兵部丞)」とあり。又中興系圖に「西目。大江姓、大膳

ニシムラ——ニシメ

ニシメク——ニシモナ

ニシモナ——ニシモリ



郎高綱—九郎秀高(永見、岡本兩地の領主なり)—季綱(號西守)—基季(永里領主、永里條を見よ)、弟季隆(岡本條を見よ)、第五郎家季(石坂領主)—彦五郎泰隆(楠本領主)—宗季(法名明圓)—季明(法名應春)—季慶(法名應福)—季廣(法名應徳)—丹波守季頼—大膳亮季貞、弟綱三郎季彰(一本に季貞子)など見ゆ。

2 雜載 柳本織田藩重臣に此の氏あり。西森 ニシモリ 前條と通ず。

西大音 ニシモリナイ 日用重寶記に見ゆ。ニシモリナイ氏に同じきか。

西家 ニシヤ 備中尾崎氏の族、もとは清和源氏里見氏より出づ。毛利元就家臣「尾崎肥前守盛重—肥後守重成—三郎助重常—盛則(西家左衛門)—盛永」なりと。

西矢 ニシヤ 美作の名族にして、東作志、東北條郡青柳庄物見村(苦田郡)庄屋に西矢増右衛門を載せたり。

西安 ニシヤス 丹波國水上郡の名族にして、丹波志に「西安孫太夫、子孫與戸村西安、二代兵衛、今六七代に成る。此の西安を開發す」と見ゆ。

西山 ニシヤマ 淡路に西山庄、山城、駿河、甲斐、常陸、磐城、岩代等に此の地名

存す。

1 藤原北家 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「洞院滿季(號西山内府)」と見ゆ。

2 大和の西山氏 吉野舊事記に「西山庄司・丹生牛郷」と見ゆ。十六庄司の一也。

3 攝津の西山氏 能勢郡の名族に見え、西山近江守信勝は大治二年八月十八日、今養寺を建立すとぞ。又第十九項西山宗因(名豐一、通稱二郎)は、浪花の地に住す。井原西鶴、岡四惟中、前川由平、田代松意、菅野谷高政等、皆此の門より出づ。

4 北島氏族 伊勢の名族にして、神宮社家系圖に「西山守見物忌、度會政稻家系、北島貞輝の後胤、多氣郡西山に住す。初代政實。同血系、光重(稱松木氏)、云々」と見え、また「土宮守見物忌西山氏、北島」とあり。

5 大宅氏族 駿河の豪族にして、大宅系圖に「大次郎光延(賴朝公の時、駿河に於いて、高橋、油比、西山の領主也)—季光(西山大八)—季延—季吉(尊氏公櫻山合戦の時討死)」と見ゆ。家紋笠。

6 利仁流藤原姓齋藤氏族 尊卑分脈に、「葛崎五郎宗明—公明(西山五郎)」と載

せ、中興系圖に「西山。文徳源氏。紋九曜、左巴、鳩酸草。葛崎五郎宗明の男五郎公明・之を稱す」と云ひ、また「西山。藤原姓、内藤呂苗島田公明之を稱す」とあり。子孫以下各項に多し。

7 甲斐の西山氏 巨摩郡龍王邑は、もと西山郷と稱す、其の地より起る。但し當國西山氏も、前項西山五郎昌信(公明の事)の後と稱す。武田家臣也。寛政系譜に七家を載せたり。家紋九曜、鳩酸草。内に先祖飯依を稱せりと云ふものあり。寛政系譜に「新四郎昌永(武田信虎、信玄に仕ふ)—八兵衛昌次(武田没落後、家康に仕ふ)—八兵衛昌勝—同昌親—同昌常—同昌長」と。

又「飯頼宗右衛門昌茂(昌廣)・信玄の命により西山に改む。その子十右衛門昌俊、その子同十右衛門昌勝(家康に仕ふ)」と云ふもあり。家紋九曜、丸に鳩酸草。龍王の名族に今も西山氏あり。

8 滋野姓 信濃の豪族にして、増田望月系圖に「望月信濃守重真(彌四郎)—豐前守重實(號西山、法名良勝)—越前守重俊(號增田、法名良圓)—山城守重吉(號增田)」と載せ、また重俊の弟に重澄(濱岡)、

弟爲重(池長)、弟利部左衛門眞重—之眞(平大夫)などあり。子孫望月條を見よ。又安曇郡に西山城あり。

9 宇都宮氏族 宇都宮系圖に「成綱の子頼綱(彌三郎、西山入道實信房)—泰綱」とあり。

10 武藏の西山氏 多くは第七項西山氏の族也。又都筑郡新羽村の名族にあり、文化十一年三月、西山佐右衛門が居宅の後背の崖崩れしに、洞穴顯る。入口五尺餘、内の廣きは二間四方ばかりなりと。

11 近江の西山氏 坂田郡福島城(梅原村)は、西山數馬清照、平野土佐守等在城す。皆觀音城旗下の將也。又淺井家記に「永正七年三月十八日、今井肥前守、磯野左衛門太夫を、梅原の要害にとめ置く」と云ふは是れなり(輿地志略)と。

12 鎌倉室町幕府 東鑑卷二十一に西山太郎、西山大八等を載せ、下りて室町永享以來御番帳に「二番・西山出雲入道、西山彦六、文安年中御番帳に「二番・西山出雲入道、同彦六」等見ゆ。又常徳院江州勅座着到に「二番衆・西山三郎左衛門尉、同彦六兵衛尉」等あり。

13 丹波の西山氏 天田郡河合城(上河合

村)は赤井源右衛門が家臣西山蟻之助の居城也。又西山土佐守、西山佐渡等あり。丹波志には、天田郡「西山氏。子孫高杉村。西山佐渡の墓、兎原中村に在り、赤井源人と云ふ」と載せ、又「西山土佐守、子孫兎原中村。古へ周防、若狹、土佐と云ふ三人兄弟なりと、細見家に云へども、西山家は別也と云ふ。土佐守が古の屋敷跡、今は西野と云ひ、佐渡の大夫と稱せし人も有り」と云ふ。佐渡の池と云ふ清水あり」と。

又「西山權頭(兄)、河合村加用。西山兵部(弟)、權頭の二代は、太郎兵衛と云ふ地侍にて、一にて加用村を初む。古の家老」と。

又「西山蟻之助、子孫河合村下落合。蟻之助は赤井源右衛門の家臣也。氷上郡黒井の城落ちて後、天田郡上河合曰代の段に明き城有りて移り、其の後、下河合に移住す」とあり。

又氷上郡條に「西山氏、子孫機數村。本家は今西山八郎右衛門、安永三年より三田領。西山氏の本家は鎌谷に在り、分家中竹由一ノ貝村に在り」と。又「西山平之丞、子孫谷川村の山根。地侍なり、此

所に住す。平之丞を頼荷の小祠に祭る、子孫なし」と云ひ、又「西山氏、子孫加茂庄北村。天田郡高杉村にては、分家なりと云へども同家にあらず」など見ゆ。

14 清和源氏 紀伊國伊都郡の名族にして、續風土記、大野邑地土西山榮助條に「其の家傳へいふ、鎮西八郎爲朝の男鎮西藏人左衛門佐滿隆の後なり」と。大野條を見よ。

又「滿義の後胤大野佐滿・永享十二年、氏を西山と改む。其の義は、鎮西と、母方の高山の氏とを二つ合せしなり。滿家より三代を西山大野滿友といふ。延徳二年、高野合戦の時戦死して、大野落城す。其の子主殿滿勝・所領に放れ、大野土井に盤居す。其の子を西山左衛門尉勝吉といふ。當時の守護桑山重春より二百石づゝ合力あり。其の後淺野家よりも、百石づゝ合力すといふ。元和後、地士となり、代々當村に住す」と見ゆ。

其の他、岡田黨に西山喜八郎、後に西山喜右衛門あり、スダ、スミダ條を見よ。

15 備中の西山氏 淡口郡河村庄長川寺は西山宗久の創建也、この人の墓ありて、正中二年と銘す(備前國志)。

16 阿波の西山氏 祖谷の豪族にして、その所藏文書に「阿波國重清地頭職八分の事。兵糧料と爲して所々・預け置かる也。先例に任せ、沙汰致すべきの状。件」の如し。正平廿一年十一月日、政氏列、西山兵庫亮殿と見え、又「大島山内赤松の野口三間、穴吹庄葛雲の三間、料所と爲して知行せしむべきの旨、仰に依り執達・件の如し。正平廿四年七月日、右馬助判、西山兵庫亮殿」などあり。その他の事は、ソヤ、イヤ等の條を見よ。

17 香宗我部氏族 土佐の豪族にして、香宗家より出で、その重臣たり。香宗我部條を見よ。左衛門佐家臣連名に「西山兵大夫、西山勘太郎、同次大夫、同新之丞、同次良大夫」また新宮村郷士西山圓藏、郷士西山傳兵衛等、皆此の族也。内、新宮村西山傳兵衛所藏古文書に「物部庄内惣案主職を治り渡す事。右の所領は、隆重が重代相傳の所領也。然れども要用あるにより、代拾漆貫文にて、香宗我部甲斐次郎殿の母儀・大夫殿所へ、永代を限り治り渡し申し候者也。然りと雖も、後々將來・他人の妨あるべからず、仍りて後日の爲活券状・件の如し。康安

二年十一月十三日、藤原隆重判」と。又「香宗我部郷内・甲斐小次郎氏秀が子息次郎太郎安秀の分を去り申す事。合二町一段卅、云々。右件の田島等は、伯父氏秀が未處分たるの間、子息安秀え彼地を去申し畢んぬ云々。永和五年壬四月廿一日、通秀花押」と。

又「去渡す、安秀重代相傳屋敷四至境の事。永和五年閏四月廿一日、通秀花押、坪付云々。永和五年閏四月廿一日、通秀花押、」連中起請文の事、云々。永徳三年七月十三日、安秀花押、家秀花押、通秀花押」と見ゆ。又「ゆづりわたす」ときの國物部庄の内、惣安主口きうやしき田島の事。右件のしりやうは、たゆうちうだい、さうでんの所たる也。しかるに子息にしやまどのへ、いいたいをかぎり候て、ゆづりわたす所。じちなり。但しそんなくば、かひの五郎殿御子息西山殿しそんへ、ゆづりわたすと、ころしちなり。若、このぎをそむかんともがらにをいては、ながくぶけとして、あともつべからず。仍りて後代の爲、龜鏡讓狀・件の如し。永徳四年二月五日、尼大輔」と。

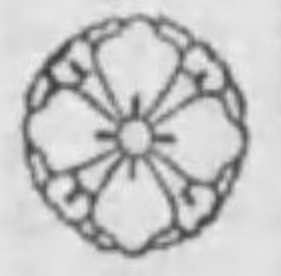
又「譲り與ふ香宗我部郷内一分地頭職の事。右の所領は宗隆重代相傳の地也。然るに子息松石丸に永代を限り譲與する處也。御公事等は彼の惣領千増丸に合力あるべき也。應永六年四月五日、沙彌宗海花押」と。又「譲り與ふ香宗我部郷内一分の地頭職西山分の事。右件の所領は、香宗我部郷内・西山重代相傳の所領也。然るに其の子・宮法師・生年十三歳の時節、熊野參詣の時、譲り與ふる所實也。云々。永享九年十二月廿三日、西山秀員花押、宮法師」と。

又「譲り與ふ香宗我部郷内壹分の地頭職田島の事。右件の田島は、通海住代相傳の所領也。然る間、ちやく子孫太郎大藏に永代を限り、譲與する所實也。云々。長祿二年二月十六日、通海」と。又「譲り與ふ香宗我部壹分の地頭職の事。寛正六年九、十六日、西山大藏秀俊花押、孫太郎方」と。又「ゆづりわたす、香宗我部地頭しきの事。(表に孫太郎ゆづり状、秀俊と有り)、合二町。右件の所領は、西山大藏秀俊・ちうだいのそうでんの所領也。云々。文明四年十一月十五日、大藏秀俊花押、孫太郎ゆづり状」と。

その他「西山之大藏おきて文を定むる事。云々。文明四年十一月十五日、大藏秀俊花押、孫太郎」、「よづりあたる田地の事。文明十四年七月廿七日、西山大藏秀信、千代丸、よづり状」、「新宮別當職を豐後入道次男に申し付くる所明白也。云々。延徳四年壬子六月八日、親秀、西山一藏」、「ゆづり渡し副狀。永正七年十一月廿八日、豐後守秀信花押、孫太郎」、「一慈航産物の事。永正八年辛未二月九日、永海(秀俊也)秀信花押」、「申合永代の事。大永八年二月廿八日、秀世、木の下新五郎殿」、「右申合永代の事。天文六年乙酉三月吉日、寶鏡寺永珠、大恩中綱介殿參る」などあり。又「坪付云々。西山二郎大夫、同又六郎、同新丞、同善五郎、源五郎云々。天正十七年己丑八月廿五日、親氏花押、また「物部惣案主職の事は、時秀の御時、甲斐二郎殿と仰せ候、云々。七月廿六日、沙彌了(花押)、上甲斐二郎兵衛殿、また「對馬入道殿、親秀」などあるにより、その家系、香宗家との關係を探るべき也。

18 肥前の西山氏 肥前國杵島郡西山邑より起る。第六項西山五郎公明の後に、後藤家記録に「後藤次郎清明の弟」と見ゆ。後藤條參照。また小島島文書に「西山村彌次郎入道蓮妙」を載せたり。19 肥後の西山氏 嘉吉三年の菊池持朝侍帳に「西山河内守經道、西山伊賀入道安貞」を載せ、又永正元年政隆の侍帳に「西山加賀守安親」見ゆ。又後世、加藤家臣西山二郎作豐一あり、主家の滅後、連歌俳諧を學び、遂に檀林派を創め、天下に名を馳す、西山宗因、これ也。其子を宗春と云ふ。第三項參照。20 桓武平氏 若松照則が孫照光の子照清を祖とすと云ふ。21 阿比留氏族 對馬の名族にして、西山順益の男健助順泰は四健市と號す。儒者として名あり、宗藩に仕ふ。22 清原氏族 國遠を祖とす。23 雜載 その他、井伊藩用人、豐岡京極藩重臣、福島板倉藩家老に見え、又備中鴨方邑の人西山恕支(醫師)の子西山思義(正)は拙齋と號す。儒者として名あり。又浪花の畫家に西山芳園あり、四條派の人也。又美作國勝北郡豐田庄近藤村大領權現の社人に西山主鈴あり。

又美濃國可兒郡久々利村の士西山春成の次男西山謙之助尚義は勤王家として名あり。又明石藩士西山謙一郎は完瑛と號す、儒者也。又信濃、伊勢、志摩、岩盤、豐前、豐後、讃岐、長門、周防、備前等に多し。西四辻 ニシヨツ、ジ 雲上家の稱號にして、藤原北家西園寺家流・四辻公亨の二男公碩、始めて西四辻を稱す。公碩一公尹一公恪一公業一公照」と雲上明覽に見ゆ。徳川時代、新家、閑院流。御藏米(三十石三人扶持、明治二百五十四石餘、賞二百石)。主殿圖子。寺は鞍馬口淨善寺。現今子爵。西依 ニシヨリ 肥後國玉名郡の名族也。西依儀兵衛周行(成齋)は初め前原氏に養はれ、名を澤明(正岡とも)と云へり。後本姓に復す。儒者也。その姪丹右衛門景親は墨山と號し、若狭酒井侯に仕ふ。螺良 ニシラ 下野の名族にして、武茂家の長臣に螺良織部正あり(國志)。西脇 ニシワキ



西四辻



御衣印



將、兵部大輔成長、等を擧ぐ。次いで常徳院江州勅使着到に「外様衆・仁木・甲賀谷に於いて、最初討死、名譽々々」と。又永祿六年諸役人附に「御供衆・仁木七郎、外様衆・大名在國衆・仁木左京大夫長政(丹波)、仁木右兵衛督義持(一本に廣)、伊勢、丹波仁木殿、當御奉公」とあり。

3 三河の仁木氏 當國は此の氏の發祥地にして、且つ南北朝の頃、仁木義長は當國の守護たり。太平記卷三十五、正平十五年、南方蜂起事、付島山關東下向の條に「今度の亂は、併ながら島山入道の所行也と、落書にもし、歌にも讀み、湯屋風呂の女童部までも、もてあつかひければ、島山・面目なくや思ひけん、暫し虚病して居たりけるが、斯の如くては天下の禍、何様我が身獨に係りぬと思ひければ、將軍に暇をも申さず、八月四日の夜、密に京都を逃げ出で、關東を差してぞ下りける。三河國は、仁木右京大夫義長・多年管領の國也ければ、守護代四郡彈正左衛門尉、五百餘騎にて、矢矧に出張して、道を差塞ぎける間、通り得ず、路次に日敷をぞ送りける」と。又同年、尾張小河東池田條に「去る程に小河中務丞と、土岐東池

田と引合て、仁木に同心し、尾張小河庄に城を構えて橋籠りたりけるを、土岐宮内少輔・三千餘騎にて押寄す」などあり。拙著三河に」

○ 義長・仁木義勝男、二郡四郎、越後守、右馬助、右馬權頭、修理亮、右京大夫。參河、伊勢、伊賀等四國守護。義詮執事。正平十五年、義詮に反し、吉野に歸順す。同二十年、北朝に降る。天授二年卒。

○ 滿長・義長の子、越後守、右馬助」と。また康正二年遣内裡段錢引付に「三貫三百文、仁木右馬助殿、三河國大陽寺段錢」と載せ、二葉松に「額田村仁木村古城。仁木越後守義長、後長岡新藏、松平與五大夫、木殿中右衛門」と見ゆ。

4 伊勢の仁木氏 前項義長は當國守護を兼ね、太平記卷三十五、京勢重南方發向事、付仁木没落條に「斯る處に、和田楠等、金剛山、并に國見より出で、渡邊の橋を切て落し、譽田の城を責めんとする由、和泉河内より京都へ早馬を打て、急ぎ勢を下さるべしと告げたりければ、先日數月の大功、一時に空しく成りぬと、宰相中將義詮朝臣・周章し給ひけれ共、誰

を下れと下知する共、下る者あるべからず、諸人の心を推量し給ひて、大息突いて御座しけるに、聞くと等しく、島山入道賢、細河相摸守清氏、土岐大膳大夫入道善忠、佐々木六角判官入道崇水、今河上總介、舍弟伊豫守、武田彈正少弼、河越彈正、赤松大夫判官光範、宇都宮芳賀兵衛入道禪可以下、此の間一揆同心の大名、三十餘人、其の勢都合七千餘騎・公方の催促をも相待たず、我先にと天王寺へぞ向ける。後に事の様を察すれば、是れ全く南方の蜂起を鎮めん爲にては無かりけり。只右京大夫義長を亡さんが爲めに、勢を集めける企て也。何とは知らず、京より又大勢下りければ、和田、楠、渡邊にも支へず、譽田の城をも責めず、又金剛山の奥へ引籠る。云々。

義長・分國よりの兵共、未だ一人も下さで置きたりければ、天王寺の大勢、已に二手に成りて責め上ると告げけれ共、敢て物ともせず、さもあれ當手の軍勢・何程か有るらん。著到を著けて見よとて、國々を分けて著到を付たるに、手勢三千六百餘騎、外様の軍勢四千餘騎とぞ注しける。義長・著到を披見して、あはれ勢や、

此の勢七千餘騎は天王寺の勢十萬騎にも増るべし。然れば手分をして、敵を待たんとて、猶子中務少輔頼夏に二千餘騎を著けて、四條、大宮に控へさせ、舍弟彈正少弼に一千餘騎を付けて、東寺の邊に陣を張らせ、我が身は勝りたる兵共相具して、宿所の四方四五町の程の在家を焼き拂ひ、馬の懸場を廣く成して、未だ帷幕の中に並居たり。其の勢ひ事柄、げにも寄手頼ひ何なる大勢なり共、此の勢に二度三度は何様懸散されんとぞ見えたりける。宰相中將殿・若し護人の申す旨に付きて、細川島山に、御内通の事有りなば、外様の兵何様忒心を仕つべく覺ゆれば、中將殿を取り籠め奉る」と。

その後義長・戦に敗れ「舍弟彈正少弼をば丹後へ落し、猶子中務少輔をば丹波へ落す。我が身は近江路へ係かる由をして、栗田口より引違へ、木津河に添ひ、伊賀路を経て、伊勢國へぞ落ちたりける」と。次に三十六、仁木京兆・南方に參する條に「右京大夫義長は三年が間、大敵に取巻かれて、伊勢の長野の城に籠り、遂に南朝に降る。佐々木、土岐、外山、今峰、長野等の條參照、又太平記綱目に「仁木

中務少輔は伊勢國へ逃げ下りて、長野の一黨を頼みしかば、長野平六兵衛・猪尾の城を控らへて、中務少輔を橋籠らせ、其の身は長野の城に住む」と。その裏、飯野郡山添村一乘寺の後にありと云ふ。義長の後、その子「滿長」滿將一教將、義持等代々當國にあり、第一項第二項、及び榊原條を見よ。又飯野郡神山(一)に小山城。中万村神山の山上)は、仁木主水の居所と傳へらる(多藝錄)。

5 伊賀の仁木氏 義長・當國の守護を兼ね、これを子孫に傳ふ。その後、享祿二年、守護仁木義親・入國する事、三國地志に見えたり。但し應永の初め、幕府・當國の地を割きて北畠顯泰に與ふ。勢州四家記に「伊賀國四郡は仁木家也。然ども名張郡、伊賀郡の諸侍は北畠氏に従ふ」と云ひ、又勢州軍記に「伊賀四郡は仁木家の領地。然と雖、名賀伊賀二郡の侍は之に従はず」と。

6 近江の仁木氏 第二項參照、天正元年、將軍義昭・信長を討たんとせし際、仁木

伊賀守義正等、石山城に籠る。

7 丹波の仁木氏 足利尊氏・京都に敗れ、九州に逃るゝや、仁木頼章を丹波に遣はし、國內を徇へしむ。頼章・高山寺城に據る。後丹波守護となり、佐野城に據る。子義尹・次いで守護たり。太平記、四國蜂起官軍進發(建武三年三月)條に「之に依り、丹波國には久下、長澤、荻野、波々伯部の者共、二木左京大夫頼章を大將として、高山寺の城に籠籠る」と。又「仁木伊賀守頼章は、丹波美作の勢千餘騎を率して、鹽津より向はる。今河内守は、但馬若狭の勢七百餘騎を率して、小濱より向はる。荒河參川守は丹後の勢八百餘騎を率して、匹壇より向はる」など見ゆ。また正平六年、尊氏は「御子息宰相中將殿に仁木左京大夫頼章、舍弟右京大夫義長を相副へて二千餘騎、丹波の井原石籠に止めらる」と。また「頼章が佐野城」と載せ、また正平十六年、頼宮心替り付島山道善(康安元年)條に「仁木三郎頼手の大將を承りて、山陰道の勢二千餘騎を率して、丹波より逆谷へ向ふ」と。

また南方官軍都落(正平十六年、康安元年十二月)條に「仁木中務少輔は、丹波

にて仁木三郎に打負けて都へ引返し、山名伊豆守は暫し兵の疲を休めんとて、美作を引きて伯耆へかへり、中略。同二十一日、先陣・勢多に付にけり。丹波路より。仁木三郎・山陰道の兵七百餘騎を率して責め上る」と載せ、又同十七年六月、諸國宮方蜂起事、付備前軍條に「丹波には富國の守護仁木兵部大輔義尹・兼ねて在國して、待ち懸けたる事なれば、總が合戦有りぬと、そ覺えけるに、忽忽に軍しては、中々恐かりぬと思はれけん、和久の郷に陣を取つて、互に敵の懸るをぞ相待ける。丹波は京近き國なれば、暫くも聞くべからず、急ぎ大勢を下して、義尹に力を合せよとて、若狭の守護尾張左衛門佐入道心勝、遠江守護今河伊豫守、三河守護大島遠江守の三人、二三箇國の勢を相副へて、三千餘騎・京都より差下さる」など見ゆ。

守護次第は次の如し。

○頼章・義勝の子。二郎三郎、周防伊賀守、左京大夫、兵部大輔。觀應二年より延文三年まで執事、同三年五月出家、法名道瑛、同四年十月十三日卒、年六十一。

○義尹・頼章の子、又頼夏の子とも云ふ。兵部大輔、左京大夫。

高山寺城は氷上郡葛野村城谷に在り、次に佐野城も同郡に在りて、高見ヶ城（沼貫佐野村）とも云ふ。仁木左京大夫頼章の據りし古城也。丹波志に「仁木伊賀守の居城也。二代伊勢守の時没落す。その後、赤井新五郎居住す。天正七年陷落」と。猶ほ上月條參照。又第二項參照。

その他、氷上郡柏原城（柏原町）は南北朝の時、仁木頼勝の居邑也と云ひ、天田郡荒神山館（堀村）は、仁木兵部大輔義尹・當國守護たりし時の居館なりと。又荒木山城（堀村）も仁木氏の居城なりとぞ。

8 桓武平氏伊勢氏族 伊勢系圖に「伊勢十郎貞行（吉野殿）―兵庫頭貞經―綱七郎貞和（兵部少輔、丹波國仁木の莊を知行に拜領して、後に名字を替えたり、仁木と云ふ）」と見ゆ。

9 但馬の仁木氏 太平記卷三十八に「但馬國守護仁木彈正少弼、安良十郎左衛門、將軍方にて備籠りたる城、未だ落ちず」と。

10 美作の仁木氏 傳へ云ふ、仁木義長八世孫式部大夫の弟美濃守義道・將軍義輝、

義昭に仕へ、又浦上宗景に仕へて、當國勝田郡小吉野庄、及び廣野庄を領す。長子市之丞は伯父頼原に頼り、次男龜若は廣野庄の郷士となり、藤兵衛尉義利と號すとぞ。東作志に「廣野庄下野田村庄屋仁木政右衛門」を載せたり。その他、若田郡行重邑の名族、また同郡頼山邑の此の氏は、毛利家臣仁木民部義高（高田庄）の子甚五郎義治の後也と云ふ。

11 石見の仁木氏 仁木實國の裔にして、高橋氏の部將たりしが、後に佐和氏に仕ふ。幸千代十世孫教善、その子孫兵衛尉、その子孫六に至り、慶長六年、長門に移る。弟を宗兵衛と云ふ、尾原氏の祖也。

12 阿波の仁木氏 故城記、名東郡分に「仁木殿、大膳、源氏、家紋粒桐、タウ」と。また那四郡分に「仁木殿、源氏、桐タウに引籠」など見ゆ。後藤捷一氏云ふ、仁木氏は名東郡上八萬村花房城に居城す。其の先源義家より出づ。六世の孫を仁木太郎實國と云ひ、實國六世の裔右京大夫義長の後を源義包と稱す。其の子仁木日向守義胤・細川持隆の爲め、三好氏と東黒田村鎗場にて戦ひて敗死す。長男義忠・又太郎入道自義と云ひ、二男友能・和泉

守と稱し、庄野伊賀守の嗣となる。吳服氏は蓋し義忠の後なり」と。一に吳服氏は仁木又五郎義治の裔と稱す、吳服條を見よ。

13 伊豫の仁木氏 南海治亂記に「貞治二年六月、守護代仁木兵部大輔義尹・一萬餘兵を以つて、鴨部の莊に馳向ふ。河野一黨・遮りて夜討して伐ち崩す。仁木氏大江の庄に退きて戦を企んとす。國人・先君の好みを思つて、河野方へ内通す。仁木方・謀洩れて戦備をなす事能はずして、九萬と云ふ所へ引退き、兵を退けん事を議定す。然して四條表へ打出づる處に、能島の賊船ども、上方兵衆・利を失ひて退くと聞き來りて賊をなす。故に諸船を讚州宇足津へ廻し、兵衆は陸路を経て讚州へ引取る」と見ゆ。

14 鎮西の仁木氏 尊氏の時、仁木義長は筑紫三檢斷の一也。一色、高橋條參照。又後、大村藩に仁木氏あり、義長の裔と稱す。

15 江戸幕臣 寛政系譜、第一項の庶流三家を載せたり。家紋丸に二引、五三桐、根籬。次郎八郎守興（初め時長）―主膳守豊（初め俊長、吉三郎）―主膳守武（次郎

吉、竹之助）―小四郎守行―甚五兵衛守明（三五郎）など多し。

16 信濃の仁木氏 筑摩郡中塔城は、小笠原長時隨一の長臣・二木豊後の居城にして、小笠原滅亡と共に開城す。小笠原家忠義無雙の臣と傳へらる。

17 有道姓兒玉黨 武藏七黨系圖に「阿佐羽庄五弘方―太郎實高―頼覺（二木阿闌梨）」とあり。

18 下總の二木氏 小金本土寺過去帳に、「二木彦七郎・應永廿五月、二木藤左衛門・永正」を載せ、又千葉系圖に「稻毛十郎胤名・仁木右衛門尉の翌に成り家督相續」と見ゆ、チバ條參照。

19 陸前の二木氏 大崎家四老の一（大崎、里見、澁谷、中目條參照）にして、加美郡小栗山城主也。同所船形山熊野十二社棟札に「永享十年戊午三月十日、大禮那源吉重」とあるは、仁木六郎の事也（封内記）。又弘治三年四月に「城主仁木遠江」とあり、栗原郡宮野村八幡宮に鐫口を獻ず。

20 雜載 長倉道訓記に「二木はちぎりをつつ」と。又羽前酒田廿六舊家の一に此の氏あり、四野、永田等の條參照。

又佐州役人付に「清和源氏・仁木權大夫」

見え、又尾張の俳人に仁木白圃あり、その他、大隅（郷士二木宗兵衛）、志摩、信濃等に存す。猶美作仁木氏は補遺を見よ。

日記 ニツキ 東鑑卷三十一に日記五郎・見ゆ。ヒキカ。

日光 ニツクワウ フタアラ條を見よ。又國定忠次配下の博徒に日光圓藏あり、變名也。

新田 ニツタ ニフタ ニヒタ シンデン その訓多けれど、後世は多くニツタと云へば、此處に集む。ニヒタを正訓とすべし。地名としては、和名抄、武藏國多磨郡に新田郷を收め、爾布多と註す。新編風土記に「今上下の布田宿あつて、布多天神社の古社あり。布多を布田と書き改めしは、中古以來のことなり。天正十八年四月、豊臣家より出せし禁制書に、武藏國多東郡補陀郷と記せしは、たまたま誤りしなるべし」と。同國加美郡にも新田郷を收む、高山寺本には新居に作る。次に上總國時森郡に新田郷あり、東鑑寛元三年條に「上總國新田莊米澤村」見ゆ。次に安房國朝夷郡に新田郷を載せて、爾布多と註す。次に上野國に新田郡あり、和名抄に爾布太と訓じ、新田郷を收む。後に新田庄起る。地理志料に「源平盛

衰記に足利忠綱、上野の新田莊を賜はらんと請ふ。新安手簡に新田莊・上野門院の領色たり。源義重を莊官とす。因りて新田氏と稱し、世々世良田等の數邑を食む。行囊抄に新田莊、又大田ノ莊と曰ふ。中世・全部を呼んで新田莊と曰へり」と。

次に下野國芳賀郡に新田郷あり、兵部省式に「下野國新田郡・馬十四」とある地也。次に陸奥國に新田郡あり、和名抄に瀨比多と註し、今陸前國に屬す。又黒川郡(陸前)に新田郷あり、高山寺本に瀨布多と註す。次に但馬國城崎郡に新田郷、瀨布多と訓ず。太田文に長講寺領新田庄とある地也。次に播磨國揖保郡の新田郷は、爾比多と訓じ、次に備前國和氣郡新田郷は瀨布多と註す、後に新田庄・興る。次に薩摩國高城郡に新多郷を收む、新田八幡宮の鎮座地也。その他、攝津、伊豆、相模、磐城、岩代、陸奥、羽前、羽後、美作、日向等に多く、シンドラと呼ぶ地に至りては擧げて數へ難し。

1 清和源氏 上野國新田郡より起る。源義家の三子義國・藤原實能と争ひ、下野國に竄せられ、後に上野國新田郡にありて二子を生む。長子義重・新田庄司と爲りて新田太郎と稱す。これ此の氏の祖に

して、次子義康は足利氏の祖也。アシカガ條を見よ。

義重・新田庄下司職となりし事は、正木岩松文書に「左衛門督家政所・上野國新田御庄官等に下す、下司職として源義重を補任す。右人、地主たるに依り、下司職に補任する件の如し。御庄官等宜しく承知すべく、件に依りて之を用ひ、致へて遺失すべからず、故に下す。保元二年三月八日、案主宮内録菅野。令前中務録山。別當散位三善朝臣。散位紀朝臣。散位中原朝臣。大監物藤原朝臣。散位藤原朝臣。明法博士中原朝臣」と見ゆ。又義重仁安の讓狀に「ゆづるためのがう／＼の事をなづか、をしきり、せらた、かみひらつか、みつき、しもひらつか、ござんの空閑なり。他の妨げあるべからず。このむねを承り参り候はば、百さうさたのそのあてとすべし。たしかに／＼ゆづりおはぬ。仁安三年六月廿日、源(判)」とあり。

又東鑑卷一に「治承四年十月卅日、己卯、新田大炊助源義重入道(法名上四)・東國未だ一揆せざるの時に臨んで、故陸奥守の嫡孫を以つて、自立の志を挾むの間、

武衛(頼朝)御書を遣はすと雖も、返報する能はず、上野國寺尾城に引き籠り、軍兵を聚む。又足利太郎俊綱は平家の方なり、同國府中の民居を燒き拂ふ。是れ源家に屬する輩の居住の故也」と。容易に頼朝の幕下に参るを肯んぜざりき。

その後、同年十二月廿二日條に「庚子、新田大炊助入道上四・召に依りて参上す。而して左右なく鎌倉中に入るべからざるの旨、仰せ遣はさる。間、山内邊に逗留す。是れ軍士等を招き聚め、上野國寺尾館に引籠するの由、風聞あるによる。藤九郎盛長に仰せて召さる。上四・陳じ申して云ふ、心中更に異儀を存せずと雖、國土に闘戰あるの時、輒く城を出で難きの由、家人等が加諫あるに依り、猶豫の處、今已に此の命に預る。大に恐畏々々。盛長・殊に之を執し申す。仍りて聞しめし開かる云々。又上四が孫子・里見太郎義成・京都より参上、日來・平家に屬すと雖も、源家の御繁榮を傳へ聞き、参るの由、之を申す。其の志・祖父に異り、早く昵近し奉るべきの旨、之を免せらる」と。里見條參照。

その後、養和元年九月七日條に「藤原俊綱

(字足利太郎)は、去る仁安年中、或る女性の凶害に依り、下野國足利庄の領主職を得替せらる。仍りて本家小松内府・此所を新田冠者義重に賜ふの間、俊綱・上洛して愁ひ申し候時、返し遣はさる。爾れより以降、其の恩を酬ゆる爲、近年、平家に屬す」と。又源平盛衰記卷十五に「足利太郎忠綱・長つて、朝貢尉、檢非違使、受領をも申すべく候へ共、父足利太郎俊綱が、上野十六郡の大介と、新田庄を屋敷所に申し候ひしが、其の事空しく候ひき」など見ゆ。足利條參照。

源家新田足利と藤姓足利とは、その姓を異にすれど、其の關係極めて密接なり、足利條を見よ。又上野名跡志に「武家系圖・八幡太郎義家が内徒追討の爲に關東に發向し、足利左太郎基綱の宿所に下著、基綱の息女に嫁きて、出生の子義國也。義國の嫡男を大炊介義重と云ふとあり。源平盛衰記に、足利又太郎忠綱・上野國新田の庄を屋敷所に望む云々」と。又新安手簡に「義重を新田と稱するは、上野門院の御料に新田の庄を開かれ候て、其の庄官に成し下され候様に見え候」と。又地名辭書に「按ずるに義重の母は、上

野介敦基の女と、香菱鏡に云へば、恐くは敦基・任國の時、空閑を開き、之を其の外孫に傳へ、遂に義重を地主として、新田庄を立て、之をば當時の權門勢家、此には左衛門督基實、即ち攝津家の嫡統に寄託したるなり。諸國庄園の起立、保持、大略其の軌を一にす。其の上野門院に仕へし由も、尊卑分脈に見ゆれば、後に一時門院を本家とせしこともありしにや」と見ゆ。

その眞因は未だ詳かならず。猶ほ考ふべし。

2 系圖 尊卑分脈に「義家—義國(式部丞、帶刀長、加賀介、從五位下。今世相續源氏流正嫡也。下野國足利別業に籠居し、足利式部大夫と號す。仁平四三六十六出家、荒加賀入道と號す。久壽二六廿六卒、母は中宮亮有綱の女、或る本に云ふ、安藝守藤原有綱の女、云々)―(新田)義重(大炊助、從五位下、左衛門尉、一本に木工助、九條院判官代、新田太郎と號す。法名上四、卒六十八載。上野國に住む。總べて當流を以つて新田一流と號す)」

3 氏人 平家物語に「上野國の住人新田入道」、源平盛衰記に「上野の新田入道」など見え、東鑑卷一、二、十七(死)に新田大炊助義重、五、八、九、十、十二、十

The chart illustrates the lineage of the Minamoto family, starting with Minamoto no Yoritomo (源頼朝) at the top. It branches into several lines, including the line of Minamoto no Yoriyuki (源頼朝の次子) and Minamoto no Yoriakira (源頼朝の三子). The chart shows the descent through various generations, including figures like Minamoto no Yoritomo's son Minamoto no Yoriyuki, and his grandson Minamoto no Yoriakira. The chart also shows the lineage of Minamoto no Yoriyuki's son Minamoto no Yoriakira, and his grandson Minamoto no Yoriakira. The chart is a detailed family tree showing the relationships between various members of the Minamoto family across several generations.

四、十五に新田藏人義兼、十一に新田三郎(卷十なるは別人也)、二十五に新田次郎太郎、三十一、三十四に新田太郎、三十四、四十四に新田太郎政義、三十九、四十、四十一、四十四、四十五、四十六、四十八、四十九、五十に新田三河前司頼氏、四十一、四十五、四十六に新田次郎頼氏、四十に新田入道等を載せたり。  
 九郎義俊は本名爲俊、正安三十八廿五謀反の風聞あるに依り、召捕はれ誅せられたる。又新田八幡神像背書に「右志は、源政氏・當に義家より第八代孫にあたる。八幡大菩薩を造立し奉る。仍りて壽福増長、息災延命、恒に快樂を受くる爲也。正元元己未十月六日」と。その他、以下各項を見よ。又山名、里見、竹林、田中、大島、島山、大井田、大館、堀口、得川、世良田、江田、頼戸、岩松等の條參照。  
 4 世譜 主として分脈、大日本史、新田族譜に據る。

保元二年二月、新田莊下司職補任、安元元年八月出家、建仁二年壬戌正月十四日卒、六十八(八十七)歳。大光院、安養寺殿。新田金山に葬。  
 二代 義兼・義重二男(四男)。一に義廉、義兼、新田三郎次郎、大炊助、皇嘉門院藏人。母は豊島下野權守源親廣の女。正治元年己未三月八日卒、六十歳。法名信義、菅澤村葬。  
 三代 義房・義兼の嫡男、新田藏人太郎、小二郎、上四門院藏人。建久六年乙卯十一月三日、先父に先だち死、三十三歳。父と同地に葬。妹は足利遠江守義純の妻、新田藤尼と號す、岩松、村田、金井、田島等の祖。  
 四代 政義・義房の嫡男、本名義政、新田太郎、阿義入道。大治三生。寛元元年、上野の國役として上京在番。同二年六月十七日、所勞に依り、俄に御室に於いて出家を遂ぐ、法名阿義。但し事の由を六波羅、並に番頭城九郎泰盛等に相觸れざりしを以つて、所領を召し放たれたる。其の後、新知を賜ひ、寺尾城より由良村遷原館に移る。圓福寺を建立して御室と號す。建長二年三月、開院造營の時、東建

殿陣垣六本を建つ。同六年六月二日死、六十八歳。圓福寺殿と號す。  
 五代 政氏・政義の嫡男、新田又太郎。承元二年生。母は足利左馬頭義氏の女。文永八年二月十八日死、六十四歳。弟大館次郎家氏は大館一流の祖、母同じ。其の弟谷島三郎信氏は谷島の祖、母同じ。次は蒲前法師助義、母同じ、小河永澄僧正の弟子也。  
 六代 基氏・政氏の嫡男(四男)、新田太郎(六郎)、同冠者。沙彌道義。建長元年生、母は左近大夫平秀時の女。正中元年六月十二日死、七十六歳。圓福寺に葬、法光寺殿。兄細谷彌太郎國氏・母園田太郎宗明の女、次の兄下細谷三郎知信・母同上三兄安養寺快義・母同上。弟四谷九郎重氏・母園田氏。其の弟新田十郎維氏・今井祖、母は基氏に同じ。其の弟貞氏は安養寺禪師、法名長阿、母は家女房。文保年中、當山に明主院を開きて、香嶺山と號す。延元二年まで住職、長元四年八月八日寂。其の妹は天野安藝前司藤原景經の妻、遠時母也。  
 七代 朝氏・基氏の嫡男、新田二郎太郎(六郎太郎)、沙彌源光。文永六年生、元徳二

年正月二日死、六十一歳。其の弟新井二郎覺義は荒井禪師と云ひ、御菴と號す。其の弟氏光は早世、朝氏養子たりき。  
 八代 義貞・朝氏の嫡男。新田小太郎、(始め里見五郎)。正安二庚子(乾元元年生)。右馬助、正五位下、右衛門佐、治部大輔、越後守、播磨守、延尉佐、左近衛中將、昇殿。贈正一位。(一説に實は里見大炊助義忠の五男)。元弘三年二月十一日、合旨を賜ふ。同年五月八日、舉兵、鎌倉を攻めて、北條高時以下を滅す。建武元年、從四位上、左(右)兵衛督、兼任播磨守、上野播磨二國の守護。同二年十一月、大將軍、節度使。延元元年二月、正四位上(下)、左近衛中將、兼左兵衛督。同三月四日、管領十六國宣下。同三(二)年間七月二日、越前國足羽郡藤島にて討死、卅八才。越前國坂井郡長時村稱念寺に葬、法名源光院殿義貞覺阿彌陀佛。上野國金龍寺の匾號・金龍寺殿眞山了悟大禪定門。正平八年二月、贈正三位中納言。明治九年十一月七日、越前國吉田郡藤島郷に奉祀して、藤島神社と號し、別格官幣社に列す。同十二月十五日、贈正三位、同十五年八月七日、贈正一位。弟脇谷二郎義助。其の

妹は大館二郎宗氏の妻也。  
 九代 義顯・義貞の嫡男。小太郎。母は安東左衛門入道聖秀の女。元弘三年、從五下。建武元年、正五位下、越後守。延元元年三月、從四位下、兼春宮亮。同二年三月六日、越前金時城にて自害、十八歳。法號大檀了潤大禪定門。  
 弟義興・小字德壽丸。正五位下、左(右)近將監。母は家女房・由良越前守光氏の女。陸奥國司北畠中納言顯家卿に從ひて上洛。延元三年正月、正五位上。同日、從四位下、左兵衛佐。正平六年十二月、從四位上。同十一年十月十三日、武州矢口渡に於いて、竹澤右京亮良衡、江戸遠江守覺寛の爲に謀られて自害、卅四歳。永福寺殿。崇んで新田大明神と號す。  
 十代 義宗・義貞の三男。藤王丸、新田四郎。昇殿。母は義顯に同じ。延元三年三月叙爵、同日、從四位上、右少將、兼武藏守、時に五歳。正平六年十二月、正四位下、左少將。同七年、上野國に下向、世良田館に居る。二月十五日、義兵、同十六日に鎌倉に攻め入る。正平廿三年戊申七月三日、上杉憲將と越後國に戦ひて討死、年三十八。一に傳ふ(文中二年・四國に没落し、河

野對馬守の家に寄食す。應永六年七月十四日、伊豫國道後にて卒、七十五歳。大檀全治大禪定門。室は岩松兵部少輔泰家の女。妹は千葉介氏胤の妻、西譽上人の母。其の妹は遺腹の子にて母と共に出家、法名覺心比丘尼。上野國勢多郡田島郷武藏島村儀源院終堂二世。元中八年七月七日寂、五十三歳。母は勾當内侍(惟康親王の女)と傳へらるれど詳かならず。  
 十一代 貞方・義宗の男。一に義直に作る。兵部大輔、入道覺慶。母は世良田彌次郎政義の女。正平廿二年叙爵、元中九年、南北和親の後、猶ほ奥州に在りて武家方と戦ひ、應永九年没落して相州に至り、同十七年七月、千葉介左京の爲に捕へられ、七里濱にて斬られたる、五十五歳。  
 弟新田六郎貞氏。母は同上。(遊行六寮弟子)。没落後、越後國に隠れ、後に上野國に歸り、出家法名良道、良阿彌、兵部卿と號して、坂中に住す。應永廿三年十二月、上杉禪秀亂の時、里見、世良田以下の一族の勤めにて還俗して、名を新田六郎と改め、館林邊に討つて出づ、國中過中隱從す。岩松天用入道と戦ふ、時に五十三歳、一に廿歳。持氏没落の後、横瀬

近江守の許に居る。従士には、野内、横瀬、林、大澤あり、これを四天王と稱し、金谷、田村、藤生を執事とすと云ふ。

5 勤王事蹟 太平記卷七に「新田義貞・貞と申すは、八幡太郎義家十七代の後胤、源家嫡流の名家也。然れ共、平氏・世を執つて、四海皆威に服する時節なれば、力無く關東の催促に隨つて、金剛山の崩手にぞ向はれける。爰に如何なる所存か出来にけん、或る時、執事船田入道義昌を近づけて宣ひけるは、古より源平兩家、朝家に仕へて、平氏・世を亂る時は源家はを鎮づめ、源氏・上を侵す日は、平家はを治む。義貞不肖也と云へども、當家の門楯として、譜代弓箭の名を汚せり。而るに今相攘入道の行跡を見るに、滅亡遠きに非ず。我・本國に歸りて義兵を擧げ、先朝の宸襟を休め奉らんと存するが、勅命を蒙らばは叶ふまじ、如何して大塔宮の令旨を給ひて、此の素懐を達すべしと問ひ給ひければ、船田入道・畏りて、大塔宮は此の邊の山中に忍びて御座し候なれば、義昌・方便を廻らして、急いで令旨を申し出し候べしと、事安げに領掌

申して、己が役所へぞ歸りける」と。

その後、程なく令旨を賜ふ、「其の詞に云々。元弘三年二月十一日。左少將。新田小太郎殿」と。義貞・斜ならず悦びて、其の翌日より虚病して、急ぎ本國へぞ下られける」と。

次に卷十に「新田義貞謀叛の事、付き天狗・越後勢を催す事。懸りける處に、新田太郎義貞・去る三月十一日、先朝より令旨を給ひたりしかば、千釵破より虚病して、本國へ歸り、便宜の一族達を潛かに集めて、謀叛の計略をぞ回らされける。懸かる企て有りとは思ひも寄らず、相攘入道舍弟の四郎左近大夫入道に、十萬餘騎を差し副へて京都へ上らせ、畿内西國の亂を靜むべしとて、武藏、上野、安房、上總、常陸、下野、六箇國の勢をぞ催されける。其の兵糧の爲にとて、近國の庄園に臨時の夫役を懸けられける。中にも新田庄世良田には、有徳の者多しとて、出雲介親連、黒沼彦四郎入道を使にて、六萬貫を五日が中に、沙汰すべしと、堅く下知せられければ、使・先づ彼の所に菀んで、大勢を庄家に放し入れて譴責する事・法に過ぎたり。

新田義貞・是を聞き給ひて、我前邊の邊を雜人の馬蹄に懸けさせつる事こそ返す返すも無念なれ、争でか見ながら悔ふべきとて、敵人の人勢を差向けられて、兩使忍ち生取りて、出雲介をば誠め置き、黒沼入道をば頸を切りて、同日の暮程に、世良田の里の中にぞ懸けられける。相攘入道・此の事を聞きて、大に怒りて宣ひけるは、當家・世を執つて已に九代、海内悉く其の命に隨はずと云ふ事、更になし。然るに近代遠境、動もすれば武命に隨はず、近國常に下知を輕んずる事、奇怪也。嗣さへ藩屏の中にして、使節を誅戮する條、罪科、輕きに非ず、此の時若も緩々の沙汰を致さば、大逆の基と成りぬべしとて、則ち武藏、上野、兩國の勢に仰せて、新田太郎義貞、舍弟脇屋次郎義助を討つて進ずべしとぞ下知せられける。

義貞・是を聞いて、宗徒の一族達を集めて、此の事・如何あるべきと評定有りけるに、異儀區々にして、一定せず、或は沼田庄を要害にして、利根河を前に當て、敵を待たんと云ふ義もあり。又越後國には、大略當家の一族充ち満ちたれば、津張郡へ打越えて、上田山を伐り蓋き、勢を付

けてや防ぐべしと、意見定らざりけるを、舍弟脇屋次郎義助、暫し思案して進み出で、申されけるは、引矢の道・死を輕んじて、名を重ざるを以つて義とせり。就中、相攘守・天下を執りて、百六十餘年、今に至るまで武威盛に振ひて、其の命を重ぜずと云ふ處なし。されば縦ひ利根河をさかうて防ぐ共、運盡きなば叶ふまじ。又越後國の一族を悉みたり共、人の意不和ならば、久しき謀に非ず。指したる事も仕出さぬ物故に、此こ彼しこへ落ち行きて、新田の某こそ、相攘守の使を切りたりし特に依りて、他國へ逃げて討れたりしならんと、天下の人口に入らん事、そ口惜けれ、とても討死をせんずる命を、謀叛人と謂はれて、朝家の爲に捨たらんは、無からん跡までも、勇は子孫の面を悦ばしめ、名は路徑の戸を清むべし。先立つて、令旨を下されぬは、何の用にか當つべき、各宣旨を額に當て、運命を天に任し、只一騎也共、國中へ打つて出で、義兵を擧げたらんに、勢付かば總が鎌倉を責め落すべし。勢・付かずば、只鎌倉を枕に、討死するより外の事あるべきと、義を先とし、勇を宗として宣ひ

しかば、當座の一族三十餘人、皆此の義にぞ同じける。

さらば總がて事の漏れ聞へぬ前に打立てとて、同五月八日の卯刻に、生品明神の御前にて旗を擧げ、令旨を披いて、三度是れを拜し、笠懸野へ打つて出でらる。相攘ふ人々、氏族には、大館次郎宗氏、子息孫次郎幸氏、二男彌次郎氏明、三男彦二郎氏兼、堀口三郎貞満、舍弟四郎行義、岩松三郎經家、里見五郎義胤、脇屋次郎義助、江田三郎光義、桃井次郎尚義。是等を宗徒の兵として、百五十騎に過ぎざりけり。

此の勢にては如何と思ふ處に、其の日の晩景に、利根河の方より馬、物具、爽かに見へたりける、兵二千騎計、馬煙を立て、馳せ來る。すはや敵よと目に懸け見れば、敵には非ずして、越後國の一族に、里見、島山、田中、大井田、羽川の人々にてぞ坐はしける。義貞大に悦びて、馬を控えて宣ひけるは、此の事、衆てより其の企はありながら、昨日今日とは存せざりつるに、俄に思ひ立つ事の候ひつる間、告げ申すまでなかりしに、何として存せられけると、問ひ給ひければ、大井

田遠江守・鞍轡に長つて申されけるは、勅定によりて大儀を思召したる、由、承り候はずば、何にとして加様に馳せ参づく候。去る五日、御使とて、天狗山伏一人、越後の國中を一日の間に、觸れ廻つて通り候ひし間、夜を日に繼いで馳せ参つて候。境を隔てたる者は、皆明日の程にぞ参著候はんずらん。他國へ御出で候は、且く彼の勢を御待ち候へかしと申されて、馬より下りて各々對面色代して、人馬の息を繼がせ給ける處に、後陣の越後勢、並に甲斐、信濃の源氏共、家々の旗を指し連ねて、其の勢五千餘騎、夥しく見へて馳せ來る。義貞、義助、斜ならず悦びて、是れ偏に八幡大菩薩の擁護による者也。且くも逗留すべからずとて、同九日、武藏國へ打越え給ふ」と見ゆ。第十八項参照。

又梅松論に「正月月中旬に、上野國より新田左衛門佐義貞・君の味方として、當國世良田に討つて出で陣をはる。是れも清和天皇の御后胤、陸奥守義重、陸奥新判官義康の連枝也。潛かに勅を承はるに依りて、義貞一流の氏族皆打立ちけり。先づ山名、里見、堀口、大館、岩松、桃井、



みな一人當千にあらずといふ事なし。然る間、當國守護長崎孫四郎左衛門尉、即時に馳せ向ひて合戦に及ぶといへども、既に上野の輩残らず義貞に属するにこそ、あひさふるに及ばず、引退の間、義貞多勢を引率して、武藏國に攻め入る間、當國の軍勢も悉く従ひ付ける程に、五月十四日、高時の弟左近大夫將監入道憲性を大將として、武藏國に發向す」と。

その他、鹿島尾張權守利氏申狀に、「元弘三年五月、新田三河關次郎義貞」など多く文書記録に見ゆ。又その後、太平記卷十三、中先代蜂起の條に「新田四郎・上野國利根川に支へて、是を防がんとす」と。

又新田足利確執については、太平記卷十四に「去る程に、足利宰相賴氏卿は、相模次郎時行を退治して、東國總がて静證しぬれば、勅約の上は何の子細か有るべきとて、未だ宣旨をも下されざるに、押して足利征夷將軍とぞ申しける。東八箇國の官領の事は、勅許有りし事なればとて、今度箱根相模河にて、合戦の時、忠ありし輩に恩賞を被せらる。先立つて新田の一族共の拜領したる東國の所領共を悉く關所に成して、給人をぞ付せられけ

る。義貞朝臣・是を聞いて安からぬ事に思はれければ、其の替りに、我が分國・越後、上野、駿河、播磨などに、足利の一族共の知行の庄園を押さへて、家人共にぞ行はれける。之に依りて、新田、足利、中悪しく成りて、國々の確執・休む時なし。

其の根元を尋ねれば、去ぬる元弘の初、義貞・鎌倉を責め亡ぼして、功・諸人に勝れたりしかば、東國の武士共は、皆我が下より立つべしと思はれける處に、尊氏卿の二男千壽王殿・三歳に成り給ひしが、軍散じて六月三日、下野國より立歸つて、大藏の谷に御座しける。又尊氏卿・都にて抽賞・他に異なりと聞えて、是を驟すく上聞にも達し、恩賞にも預らんと思ひければ、東八箇國の兵共、心替りして、大半は千壽王殿の手にぞ付きたりける。

しかのみならず、義貞・若宮の拜殿に坐して、首共實檢し、御池にて大刀長刀を洗ひ、結句、神殿を打破つて重寶共を披見し給ふに、錦の袋に入りたる二引の旗あり。是れは鼻祖八幡殿・後三年の軍の時、願書を添へて、籠められし御旗也。

奇特の重寶と云ひながら、中黒の旗にあらずれば、當家の用に證なしと宣ひけるを、足利殿方の人、是を聞きて、彼の旗を乞ひ奉る。義貞・此の旗を出さざりしかば、兩家確執・合戦に及ばんとしけるを、上聞を恐れ憚りて黙止けり。加様の事共重疊有りしかば、果して今新田足利一家の好みを忘れ、怨讐の思をなし、互に亡きんと、牙を砥ぐの志・顯れて、早天下の亂と成りにけるこそ淺猿しけれ」と。

又卷十四、節度使下向條に「當家の一族には、舍弟脇屋右衛門佐義助、式部大輔義治、堀口美濃守貞滿、總持利部少輔、里見伊賀守、同大膳亮、桃井遠江守、鳥山修理亮、細屋右馬助、大井田式部大輔、大島讚岐守、岩松民部大輔、龍守澤入道、頼田掃部助、金谷治部少輔、世良田兵衛助、羽川備中守、一井兵部大輔、堤宮内編律師、田井藏人大夫、是等を宗との一族として、宋々の源氏三十餘人、其の勢・都合七千餘騎、大將の前後に打圍みたり。

又東山道の侍大將江田修理亮行義、大館左京大夫義等も此の族也。又一京都に

は新田越後守を大將として」など見ゆ。その後、正平七年閏二月、新田左兵衛佐義興、少將義宗、左衛門佐義治等、兵を上野に擧げ、武藏に打越ゆ。見玉黨、丹黨、西黨、東黨、私市、村山、横山黨皆従ふ。太平記、新田・義兵を起す條に「此の時、故新田左中將義貞の次男左兵衛佐義興、三男少將義宗、従父兄弟左衛門佐義治の三人、武藏、上野、信濃、越後の間に在所を定めず、身を藏して時を得ば、義兵を起さんと、企て居たりける」、云々と。

又關大曆に「閏二月十九日、武藏守義宗・泰狀に云ふ、今月十五日、上州に於いて、義兵を擧げ、同十六日、國中の凶徒を對治し、同日武州に打越え、當國の凶徒を打ち従ふ云々」と。此の時、義宗・武州前守鎌代藥師寺一頼を打敗る。又太平記に「三浦介兼名列官、二階堂下野二郎、小俣宮内少輔も、高倉殿(直義)方にて、藤埴山の合戦に打負けしかば、降人に成りて命をば繼ぎたれども、人の見る處、世の聞く處、口惜しき者哉、哀れ謀叛を起さばやと思ひける處に、新田武藏守、同左衛門佐の方より、懇み思ふよしを申したりけ

れば、願ふ處の幸哉と悦びて、則ち奥力して、此の人々密かに扇が谷に寄合ひて評定しけるは、新田の人々、旗を擧げて、上野國に起り、武藏國へ打越ゆると聞えれば、將軍は定めて鎌倉にては、よも待ち給はじ、關戸、入間河の邊に出合ひてぞ、防ぎ給はんぞらん。我等五六人が勢・何と無く共、三千騎はあらんぞらん。將軍戰場に打出で給はんぞする時、態と馬廻りに扣へて、合戦已に半ばならんぞ最中、將軍を旗中に取籠め奉り、一人も残さず打ち取りて、後に御陣へは參り候べしと、新田の人々の方へ相圖を堅く定めて、石堂入道、三浦介、小俣、兼名は、はたらかで鎌倉にこそ居たりけれ。

諸方の相圖・事定りければ、新田武藏守義宗、左兵衛佐義治、閏二月八日、先手勢八百餘騎にて、西上野に打つて出でらる。是を聞きて、國々より馳せ參りける當家、他門の人々、先づ一族には、江田、大館、堀口、藤塚、羽河、岩松、田中、青龍寺、小幡、大井田、一ノ井、世良田、龍澤、外楯には、宇部宮三河三郎、天野民部大輔政貞、三浦近江守、南木十郎、西木七郎、酒匂左衛門、小畑左衛門、中金、松田、河

村、大森、葛山、勝代、蓮沼、小磯、大磯、酒間、山下、鎌倉、玉繩、梶原、四宮、三宮、南西、高田、中村。見玉黨には、淺羽、四方田、庄、櫻井、若見玉。丹の黨には安保信濃守、子息修理亮、舍弟六郎左衛門、加治豐後守、同丹内左衛門、勅使河原丹七郎、西黨、東黨、熊谷、大田、平山、私市、村山、横山、猪俣黨、都合其の勢十萬餘騎、所々に火を懸けて、武藏國へ打越ゆる。之に依りて武藏、上野より、早馬を打つて、鎌倉へ急を告ぐる事、櫛の齒を引くが如し。さて敵の勢は何程有るぞと問へば、使者ども、皆二十萬騎には劣り候はじとぞ答ける」と。

十七日、尊氏・三千餘騎にて神奈川に下り逗留す。十八日、武藏守義宗・鎌倉に入んとし、尊氏の神奈川に在りと聞きて果さず。明日、神奈川に向はんとす。十九日、尊氏・神奈川を發して關戸に至る。尊氏方石堂四郎入道等が謀反・露顯しければ、三浦、兼名等と夜中に關戸を去して落ち行けり。二十日、尊氏・武藏野に打出で、新田武藏守義宗等と戦ふ。二十八日、再び小手差原に戦ふ。新田方・大いに尊氏の陣を敗る。新田左兵衛佐、脇屋

右衛門佐二人は、二百餘騎にて鎌倉に打ち入り、左馬頭基氏に違はんと關戸にかゝり、石堂入道、三浦介等に行き逢ひて大いに力を得たり。義興、義治は、神奈川に着して、鎌倉の様子を聞き、翌日打立つて向はれける。基氏、避けて當國石濱に遁る。是より先、新田武藏守義宗は石濱より退きて、笛吹ヶ峠に陣を取りたるけるが、是を聞きて近國の武士多く來屬す。尊氏、石濱より府に至りて三日宿陣す、國人も少しく參り、又甲斐國武田氏參る。尊氏は府を立ち、笛吹か嵩に向ひ、終日戦ひて打勝ち、武藏守義宗、夜中に越後國に遁る。かくて新田氏の偉業破る、惜しむべし。

その後、新田左兵衛義興自害條に「去る程に、尊氏卿・逝去あつて後、筑紫は加様に亂れたるといへ共、東國未だ靜かならざる也。爰に故新田左中將義貞の子息左兵衛義興、其の弟武藏少將義宗、故扇屋刑部彌義助の子息右衛門佐義治の三人、此の三四年が間、越後國に城郭を構へ、牛國許を打隨へて居たりけるを、武藏、上野の者共の中より、貳なき由の連署の起請を書きて、兩三人の御中に、一人、

東國へ御越し候へ、大將にし奉りて義兵を揚げ候はんぞ申したりける」(正平十三年)と。

よりて義興・武藏に赴く。この人・太平記に「此の義興と申すは、故新田左中將義貞の妾の腹に出來たりしかば、兄越後守義顯が討たれし後も、親父・猶ほ是を嫡子には立てずして、三男武藏守義宗を六歳の時より、昇殿させて、時めきしかば、義興は有にも非ず、孤にて上野國に居たりしを、奥州の國司顯家卿・陸奥國より鎌倉へ責め上る時、義貞に志ある武藏、上野の兵共、此の義興を大將に取立て、三萬餘騎にて、奥州の國司に力を合はせ、鎌倉を責め落して、吉野へ參したりしかば、先帝親覽有りて、誠に武勇の器用たり。尤も義貞が家をも興すべき者也とて、童名徳壽丸と申ししを、御前にて元服させられて、新田左兵衛義興とぞ召されける。器量人に勝れ、謀・巧に、心飽くまで早かりしかば、正平七年の武藏野の合戦、鎌倉の軍にも大敵を破り、萬卒に當る事、古今未だ聞かざる處多し。其の後、身を側め、只二三人・武藏上野の間に隠れ行き給ひし時、宇都宮の清盛

が三百餘騎にて取籠めたりしも、討つを得ず、其の振舞恰も天を翔り、地を滑ぐる術ありと、怪しき程の勇者たりしかば、鎌倉の左馬頭殿も、京都の宰相中將殿も、安き心地をばせざりつるに、運命窮りて、短才庸愚の者共に忻られ、水に溺れて討れ給ふ」と。第四項を見よ。

6 居城 上野國志に「寺尾故城は片岡郡にありて、俗に茶臼城と云ふ。新田氏、代々此に據る。始祖大炊助義重(法名上四)は、八幡殿の四男式部大輔義國の一男也。九條院の判官代と成り左衛門尉に任ず。其の子義範、山名伊豆守と號す。義重・此の城に居り、後上野國の御料に付きて、世良田を庄官せし成べし。東鑑に「治承四年九月三十日、新田大炊助入道・上野國寺尾城に引籠して、軍兵を聚む云々」と。湊合記に「應永四年、上野の宮方、世良田、桃井、新田、小田、並に四家七名、遠州の諸氏と謀りて、尹良親王を上野に移さんと、先づ駿州津野に至る處、鎌倉の方人・襲ひ來りて相板に戦ひ、丸山の館を圍む。其の外所々の押留に、年暮れて漸く明るる五年八月、上州寺尾の城に入り、世良田政義の

女・御子を生む。是を良王君と稱す。應永十九年四月、上杉憲定・多勢を以つて寺尾の城を抜く」と。今の館と云ふ所、彼の王の遺跡ならんか」と。



7 家紋 大中黒(一引龍、片引兩)也。

支流は鷹羽、大館一流は醜草、里見一流は三引、幕紋香鳩なりと。  
8 室町幕臣 新田氏の一族は多く南北交戦の際、悲壯の死を遂げ、或は民間に隠れて名利と離れしも、中には室町幕府に仕へしもありて、永享以來御番帳に「外様衆・新田大島左衛門佐、新田岩松兵庫頭」等載せ、又文安年中御番帳に「五番・新田大井又太郎」、長享常徳院江州勅座着到に「新田大島兵庫頭」等見ゆ。  
9 社寺 長岡の觀音寺は、新熊野山と號す。建久中、新田義重の創建なりと。その他は前に云へり。

又藤島神社、武藏矢口の新田神社の外、群馬縣新田郡太田町大字太田字御城に、新田神社(縣社)ありて、義貞公を祭る。社地は金山城本丸跡にあり、公の裔孫新

田俊純・地方有志と謀り、明治六年八月官の許可を得、明治八年三月社殿を創立せし也。又尾島町大字岩松字千歳に、八幡宮あり、品陀氣命、倭建命、市木島比賣命、田心姫命、湯津姫命を祭る。當社は新田義重の建立にして、新田、岩松家代々の崇敬厚しとぞ。又境内に新田神社あり、新田義貞、義興朝臣を祭る。

10 一族 庶流甚だ多し。以下各項、及び里見、山名、徳川、世良田、頼田、田中、竹林、牛澤、大田、大井田、大島、島山、鴨岡、今井、大館、細口、一井、江田、長岡、羽川、桃井、細谷、金谷、岩松等は其の主なる者にて、其の他は各項にあり。  
11 丹生の新田氏 義貞の第四郎義重の後にして、上野國甘樂郡丹生山に據る。國志に「新田小四郎義重の孫・茲に居る」と載せたり。これより先、岩松文書、弘安元年道受の讀狀に丹生郷を收む、古くより新田氏の所領なれど、傳説には義重・北條時行と戦ひ、足利直義・其の功を賞して甘樂郡を興へ、これより代々丹生山に居ると。此の流の事は後附條を見よ。

12 後關の新田氏 丹生山城主新田主水正

景純の後也。詳細は後附條に在り。新田氏の嫡流と傳へらる。  
13 由良流 由良、横瀬等の條を見よ。  
14 岩松流 足利流なれど後に新田氏を稱す。初め義重・弟足利義康の嫡孫義純(島山祖)を愛し、之を新田庄に置き、己が嫡子義兼の女婿とす。その子時兼・更にその母新田岩松禪尼の所領を受く、岩松條に詳か也、五三九頁を見よ。

時兼の男岩松經兼、その子政經・母は江田新田下野守頼有の女にして、外祖頼有より所領を受け、新田下野太郎と稱す。正木岩松文書に「譲り渡す所領の事、龜王丸所、上野國新田庄内得河の郷、横瀬の郷下新田の村、但馬の國三沼庄、東方四方榮子事、相摸國永川の郷、右新田庄内の所領は、重代相傳の所領也。上三沼庄、并に永用の郷は軍功の所なり。然るに、先年の頃、女子源氏に譲りたびて、安堵の御下文を申し與へり。こゝに孫龜王丸は、彼の源氏の子息たる間、これを養子として嫡子に立て、御下文、并に手續のものをもとを相添へて、やうたいを書いて、龜王丸に譲り渡す所なり。但し京都大番は大事の御公事たるによりて、ぶ

けんに従つて龜王丸が母、井にこげぶんにも、法令に任せて所のようとうを配分すべし。仍ち子々孫々に至る迄、相違なく領地すべき状・件の如し。文永五年五月三十日、散位源頼有(華押)と。

これより新田氏を稱す。「新田下野太郎(政経)入道道覺の代徳傳申す、上野國新田庄田島郷用水の事。右件の用水は、新田二郎宗氏が所領・一井郷沼水を受け、田島郷を耕作せしむるの條、往古の例也。而るに宗氏・彼の用水堀を打塞ぐの由・之を申す處、宗氏が陳狀の如くば、打塞所見何事ぞや。宗氏・全く違亂せず云々。向後の爲、御下知を成し給ふべきの旨、龜海・之を申す。此の上は異儀に及ばず、先例に任せ、引き通すべきの状・鎌倉殿の下知に依りて、件の如し。元亨二年十月廿七日。相撰守平朝臣、修理權大夫平朝臣」と。かくの如く、下野政経は外祖頼有の猶子となり、新田を稱せしものなれど、一本島山系圖には「政経は新田下野守の拾子、同下野太郎」とも載せたり。その子義政は新田兵衛藏人と稱し、山門臨幸供奉に見ゆ。その子を太郎義種と云ふ。又義政の弟岩松經家の養子(弟)土用

王丸直國・義貞の没領土を得て新田總領となる。その孫滿純入道天用は一に新田義宗の遺児と傳へらる。

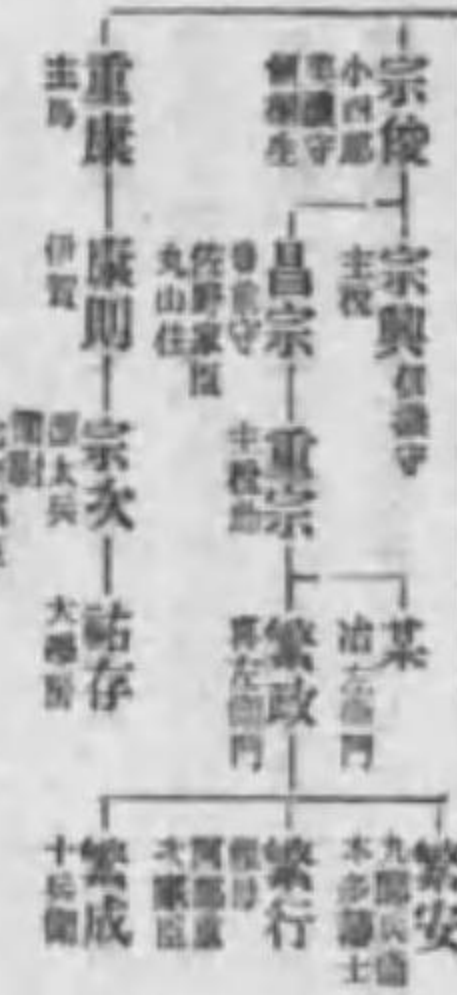
「義純一時兼一經家一政経一經家一(弟)直國(土用王丸)一滿國(以上岩松條を見よ)一滿純(岩松太郎、治部大輔、土用若丸、入道天用。應永二十四年丁酉五月廿九日、鎌倉にて舞木宮内少輔と戦ひて處へられ、閏五月十三日殺さる。犬懸、岩松、上杉等の條を見よ)一持國・泰家の孫、滿春の子、右京大夫。京兆家。イハマツ條を見よ)一家純(滿純の子。岩松太郎、三河守、新田治部大輔、土用松丸。禮部家。イハマツ條參照。母は犬懸入道禪秀の女。永享十二年結城責の時、惣大將となり、南方に押寄す。法名道建、道號大輔、源慶院殿)一明純(兵庫頭、土用松丸、新田太郎。母は山徒杉生坊の女。金山城に住す。普光院大相國より坂東防人に定められ、御旗を賜ふ。六十歳卒。法名道舜、道號輝龜、近好院殿)一顯純(丹生太郎)一憲純(新田治部大輔)と。

次に顯純の弟(尙純(新田次郎、治部大輔。母は龜川新左衛門宮道知親法師の女。和歌連歌の達人、宗祇の友。文龜年中岩

松に閑居。法名梅核淨喜菴主、貞松院殿)一昌純(新田次郎、治部大輔、兵庫頭。母は佐野越前守の女。新田、足利、館林、那波、大胡を領す。正月元日、家人横瀬雅樂助成繁の爲に、金山城にて傷害。此の時の騒動・長樂寺眞四堂の扱を以つて平治す。法名道中大禪定門。弟氏純・母同上。其の弟覺現は小川常樂院)一氏純(新田次郎、治部大輔。實は昌純の弟。始め長樂寺の弟子となる。後還俗、家督を繼ぎ、滿次郎と號す。四十二歳自害。道號勝嶽、法名道英)一滿次郎守純(治部大輔。母は梁田中務少輔の女。金山没落の後没入して、家康公に謁し、二千石を賜ひ、一ノ井感應寺回輪に住し、後に世良田に移る。元和二年二月九日卒、八十五歳。大空院殿乾泰元享大居士。弟は四谷右衛門大夫守義と云ふ)一滿次郎豐純(治部大輔。母は金井右馬九の女。兄に新田太郎清純、弟藤谷庄左衛門重政あり)一同義純(秀純、岩松氏に改む。母は根岸三河守の女)一同富純(岩松小次郎)一同慶純(兵部孝純)一同義寄一同德純一同道純(主税)一同俊純(新田に復し、男爵を賜ふ)一忠純(なりと)。

15

桐生流 新田基氏一覺義(荒井禪師)一二郎朝兼(左近將監)一又二郎義真(アラキ條參照)弟將監宗兼(應永廿三年討死、法名道本)一太郎宗賢(興國中、南山に到り上總介に任ず)一八郎直宗(左衛門尉)一八郎左衛門尉宗衛一同宗安一太郎左衛門尉宗敷



16 下野の新田氏 那須郡伊王野村養澤の二岐城は新田美作守の居城と傳へらる。天文二年に其の遺骸を發掘せしに、眼に純朱を埋め、齒牙に金箔・附着せりと。

17 山士流 新田義貞の三男義宗(新田左衛門佐、武藏守、左少將)の裔と傳へらる。その系圖に「義宗一貞方(新六郎。實は義貞の末子にて横瀬新九郎の猶子と爲る)弟義則(新田小太郎、相撰守、啓行と稱す。應永二年白川に敗れ、相撰箱根に隠る。同十年癸未十一月七日、賊將足利氏滿の臣藤田三郎と戦ひ死、年五十歳。

弟右京助義房は鳥山三郎と俱に奥州金谷村に隱る)一義邦(義則の男。新田二郎太郎、刑部少輔。應永十七年庚寅八月朔日、相撰國に於て賊將千葉兼胤と戦ひて死、年三十四歳)一又太郎貞宗(右京助。下野國中村唐木田山の奥に隱る、年十一、篠塚太郎補助す。母方植木小太郎直久の扶助により、涙人百姓と稱す。文正元年丙戌九月十日没、年六十七歳、號勝隆)一新三郎貞義(兵庫助、號露木。中村唐木田山奥に住す、新田湯と唱ふ。文明七年乙未十月十九日没、年五十五。第八郎義明は青屋木太郎の養子、水木氏と云ふ)一二郎太郎貞治(新田左馬助、號樂山。永正十一年甲戌十一月十九日没、年七十五)一又太郎助貞(新田左衛門助、號樵山。永正元年甲子九月廿三日没、年四十一)一二郎太郎貞興(新田上野、號鶴山。永祿七年甲子二月三日没、年八十五)一新三郎義都(新田左兵衛、號重山。天正六年戊寅四月廿三日没、年七十五。弟右京助義芳は岩松氏養子)一又太郎義春(子細ありて修験となり、下野國安蘇郡田島莊赤坂に住して明覺寺長傳法印と稱す)弟二郎三郎義照(修験、上野國住、千住院)。

其の弟新三郎義利(新田式部、日向。永祿六年癸亥十月廿六日没、年六十、號一峰)一又太郎義伸(後に淺見太郎左衛門と稱す)弟二郎太郎義久(新田日向、號竹窓。天正十三年乙酉四月廿八日没、年五十九)一小太郎義房(新田日向。慶長關ヶ原陣、伊達政宗に屬し、高九千石、宗家と唱へり)弟二郎太郎義昌(新田掃部、號道隆。母は田中善九郎義久の女。慶長五年庚子八月八日大山崎村に討死、寛永十二年乙亥十一月三日没、年六十四)一二郎太郎光明(改めて山重と稱す、治兵衛。弟に新太郎家氏は彌次右衛門、其の弟新三郎は喜右衛門と云ふ)一龜三郎義一(治兵衛)一孫左衛門信之(新左衛門義康一治兵衛宗康一同康治一同忠貞一同義廣一同嗣當一同義修一同左兵衛光興(慶應・山士家と稱す)なり)。

18 武藏の新田氏 高麗郡義貞岩(柏原村)あり。新編風土記に「上宿の南寄にあり。元弘三年、左中將義貞・武藏野合戦の時構へし所なりと。今は皆陸田となれり。西より北へわたり、僅に巖壁の形のこれり。畑中にも榊臺の跡と稱して、高さ五六尺、方七八間の地あり。又その邊一町

許の所を御所の内と唱ふるよし。茲より南一段卑き所に、永代寺と云ふ寺あり、御所跡なりと云ふ。太平記を按ずるに、左中將・本國上野に兵を擧げて、當國に來るの際、近國の兵士日に馳集り、兵勢大に振ひしかば、既に鎌倉勢と入間川に一日三十餘度の合戦に及び、夫より久米川、分陪、或は鶴見など、日々の戦争に鎌倉勢敗れて引退き、遂に鎌倉に還れば、左中將・直ちに進んで、鎌倉に攻め入り、底平の功をなすこと、僅に日數十五日の内なりと云ふ。かゝる時勢なれば、争でか岩など構ふべきにや、今こゝに御所號の遺蹟あるをも考ふるに、この所、入間川を隔て、南は入間川村に對せし地なれば、延元の頃、足利基氏の入間川陣營と見えたるは此所ならんか。數百年の往事、土人も事實を訛り傳ふるものなるべし」と。

戰の巻となれり。關東管領記等の書に據るに、享徳年中、上杉民部大輔顯定、及び修理大夫定正等、古河公方と率盾に及び、武州五十子に陣すと云々。又文正元年正月、古河成氏・五十子に出張し、上杉兵部大輔房顯と對陣し、矢軍に日を送る處、房顯病んで、二月十二日陣中に卒しけるにより、相引に引取り、其の後文明年中、長尾景春・其の主人顯定に背きし時、一族及び大石一頼と同じく、五十子の陣に押寄せ、上杉修理大夫定正と戦ふ。此の定正叶ひ難く鉢形城に籠るとあり。此の記少しく諸記録と齟齬することあり。當所の事・諸記皆陣すとのみ記して、城と云はず、松陰私語にも、横瀬、岩松等、山内上杉氏に與して、しばし五十子に陣すと見ゆれど、亦未だ五十子城と記さず。土人の傳説を以つて考ふるに、當時三河守家純・山内上杉氏の味方として岩を構ふ、要路にあたりしなるべし」と。

は新田藏人太夫義兼なり。其の位牌・本尊の傍に安し、華藏寺殿本源大禪定門と刻す。此の人は新田上四入道義重の長子にして、新田寺尾城に在りて、僧弘道を開山となし、當寺を起立すと云ふ。弘道は建保三年十月十三日寂す。中興の僧祐暹、曆應三年二月十五日化す。天正の棟札に開山と記すときは、實に祐暹に類しにやあらんかと。

而して多摩郡一ノ宮村一ノ宮神社の神主家に此の氏ありて、新田大炊助義重が後裔なりといへり。されど舊記、家系は丙丁の災にかゝれり。圭濟錄に「高十五石、多摩郡一宮郷一宮大明神、新田主水、太田左門」と見ゆ。

19 下總の新田氏 小金本土寺過去帳に、「新田武藏守・應永十六七月、誅せらるる」、又「新田島山式部大輔・享祿五丙子九月、岡部原にて打死」など見ゆ。

20 桓武平氏岩城氏族 磐城國石城郡新田(仁井田)邑より起る。國魂系圖に「好島太郎清隆一師隆(新田太郎)一隆義」と載せ、又「富田三郎行隆一師行(新田八郎)」など見ゆ。

而して元久元年の好島御庄注文に「新田

太郎・十丁」と。その他、岩城、岩崎、國魂、富田、仁井田、贊田等の條参照。

21 田村氏族 磐城國田村郡新田(丹伊田)邑より起る。田村顯氏(月齋)の三男民部顯輝・此の地の城主たり。又新田館は田村家支族新田美作守の居所など傳ふ。

22 會津の新田氏 耶麻郡新宮村熊野宮棟札に新田筑後守・見ゆ。

23 中村新田氏 岩代國伊達郡新田邑より起りしか。中村條参照。地名辭書に「仙臺藩三席に中村新田氏あり。この新田を在名とする歟。伊達世次考、天文十六年文書、新田遠江景綱に註して、新田氏は傳へ言ふ、義貞朝臣の孫也。而して亦我が一家也、云々とあれど、いかにや」と。伊達世臣家譜に「中村。本は新田と稱す。姓は源、其の先を知らず、新田三河守某を以つて祖と爲す。三河守の子遠江景綱は、直山、保山、性山の三公に歴仕して執政職たり。天文二十二年正月、保山公の時、采地若干を賜ふ。元龜元年四月、性山公の時、景綱・其の子四郎義直を捕へて之を獻す。公・死を賜ふ。是より先、中野讃岐某、及び其の孫常陸宗時、世々當家の執權として、驕奢日に甚し。公稱

や之を疎す、宗時・禍の身に及ぶを恐れ、密かに親戚朋友を聚めて反を謀る。新田義直は宗時の女婿にして之に與す。而して義直・之を父に謀らんと欲す。宗時・謀の漏るを恐れて之を強ふ。義直・已むを得ずして之に従ふ。既にして還りて父に告ぐ。景綱・怒り、且つ泣き、之を勉むるに忠貞を以つてす。義直・聽かずして出づ、景綱・刀を把りて追ふも及ばず、急に從者數十人を率して館山城に至る。義直・時に之に居る。これより前、景綱・當城に居りしが、老により退きて征平に居る也云々」と。

この新田氏は一に第二十五項奥州藤原氏の族と傳へられ、新田城は平泉の御館・將軍基衡の第十郎清綱の孫新田冠者經衡が居城と云ふ。その苗裔數世・永井氏に屬せしが、新田遠江守、同美濃守に至りて、伊達正宗に屬す。其の子孫・天正年中、新田安房守といへり。而して旗本山館山寺(曹洞宗)は此の新田氏の建立にて、位牌に「館山寺殿虎山威公・文祿元壬辰九月」と(米澤鹿子)。

此處に新田城と云ふは、前述館山城を指す也。地名辭書に「仙臺藩にて、此の新田

氏を中村氏といひ、近世、栗原郡岩崎(三迫)の邑主たり。乃祖が長井庄館山に居りしことは、其の譜にも見ゆれど、平泉藤氏の族黨なりと言はず。されど長井氏入部以前には、平泉藤氏の族黨の屋代庄内に占住繁茂せるは實なり。從ひて新田中村氏を、平泉族黨の後裔と誤るも、其の謂れなきにあらず、猶ほ考ふべし」と。

系譜には「新田越後守貞方(右少將、從五位下)一小太郎貞長(武藏守。父没落の時・幼年、伊達家を頼みて深く宇多郡駒嶽に隱る)一太郎貞久(越後守。母は田村庄司顯重の女、明應七年十一月廿日卒)一太郎貞綱(三河守。九月十日卒、六十一歳)一小太郎景綱(遠江守。伊達植宗、晴宗、輝宗に歴して、天文廿二年正月、晴宗の時に采地を賜ふ)一太郎義綱(初め政綱、左衛門。中納言政宗廟に仕ふ。第四郎義直は元龜元年四月、謀反に依り死を賜ふ、前に云へり)一小太郎義親(式部、下總守。正保元年八月、采地千四百四十石を發井郡東山藤澤邑に賜ふ)一義延(弟の義春は藤澤氏の祖也)一帯刀義影(内膳)一日向成義(總三郎、又左衛門)一日向義全(源次郎内膳賴母)」と見ゆ。

24 陸前の新田氏 陸前國の新田郡より起る。この地の事は、封内記に「本州に古へ新田郡あり。新田は上野新田と其の稱呼を同じうす。大崎義隆の祖家兼・建武三年丙子を以つて、陸奥出羽の探題職に補せられて、當國新田を以つて治所と爲す。家兼は足利の族より出で、建武以來、義貞と尊氏と兩雄争ひて息まず、家兼・仇家の稱を盡ひて、井の字を郡名の中間に加へて、其の稱呼を異にす。是より新井田と呼び、乃ち郡名を處々に分配して上中下の三區を立て、且つ新田邑を以つて、玉造に屬せしむ。故に加美に上新田、中新田、下新田あり」と傳ふ。

此の新田氏は大崎家の重臣にして、義直の代、新田安藝頼遠・邑によりて反す。義直・天文二年六月中旬、自ら兵を率ゐ、先づ其の黨・中新田、高木、黒澤、新田を伐ち、各々其の城を破りて、將に頼遠を其の居城泉澤に攻めんとして、狼塚に陣する時、氏家、古川、高泉、一迫、相共に反して頼遠を助く。大崎條參照。

その居城は、封内記に「新田邑。古島ありて平城と稱す。今悉く民宅となり、其の遺址なし。大崎家臣、新井田氏・世々

之に居る。その後、義隆の侍重新井田刑部なる者・寵を估み亂をなす」と。この刑部と云ふは、大崎家の重臣里見義成(陸奥)の二男刑部義景の事にて、此の地名を貢ひて、新田と稱せし也。

義景は奥陽軍移録に陸奥に作る。大崎義隆の寵を得て亂をなす。大崎、里見等の條を見よ。伊達成實記に「大崎に叛逆おこり、天正十六年、義隆を名主へも返し申さず、新田に留め置き候。新田刑部少一黨のもの共、狼塚の城主里見紀伊守、谷地守の城主藤主膳、八木澤備前、米泉權右衛門、宮崎民部少、高清水城主源正、百々城主左京亮、中目兵庫、飯川大隅、黒澤治部少、云々」と。大崎、里見等の條に詳か也。

25 奥州藤原氏族 平泉御館の一族にして秀郷流系圖に「火瓜五郎季衡一經衛(號新田冠者)」と載せ、東鑑卷九、文治五年六月十三日條に「泰衡の使者新田冠者高平(吉川本に高衛)・奥州(義經)の首を腰鱈浦に持參す」と。又同卷、九月條に「比爪五郎季衡(俊衛法師舍弟)の男新田冠者經衛」降人の事を載せたり。(中興系圖に「新田。清和源氏、藤成の裔・冠者經衛之

を稱す」と云ふは何が故か。

26 出羽藤姓 羽後國山本郡二井田邑より起る。鎌倉初期、大河氏の族に新田氏あり。東鑑建久元年正月條に「二藤次忠季は大河次郎兼任の弟也。忠季の兄新田三郎入道・同じく兼任に背きて參上す云々」と。オホカハ條を見よ。

27 清和源氏南部氏族 陸奥國八戸四家の一(舞輪八血由緒)にして、三戸郡新井田邑より起る。初め新田八幡丸・田名部の城主となる。その五世民部の代、堀崎氏の反によりて亡ぶ。此の新田氏は八戸南部の分家にして、八幡丸を義貞の孫と云ふは誤なるべしと。新撰國誌に「城澤、昔は順法寺といへり。泉澤と名づくる地に、館跡あり。里人の口碑に、北畠國司下向の時、南部十六將の内・武田修理大夫、赤星五郎・田名部の目代として置かれ、其の後、新田八幡丸・入部あり。其の五世新田民部の代に、武田修理が末裔・堀崎藏人信純、民部が妹婿として大臣なりしが、謀叛を企て、民部の子を殺害し、其の家跡を奪ひ、赤星をも除く。康正二年、八戸河内守政経・來り討ち、堀崎氏敗れて、順法寺に入る。八戸の兵、追撃、

其の巢窟を抜く、堀崎氏はより永く北蝦夷に移る」と。カキザキ條參照。

この新田氏は八戸系圖に「南部破切井六郎政長が次男を、左馬助政持と云ふ。父兄と勳王して累に功あり。正平十六年十一月、忠節の繪旨を賜ひ、二十二年六月には、甲斐國倉見山三分一、中野入道時、知行の繪旨を賜ふ。子を親光(彦次郎、近江守)と曰ふ。明德四年春、甲斐を去り樺部に來りて、八戸新田邑に居り、因りて氏とす」と載せ、又一康正二年、八戸河内守政経・田名部城を攻めて之を陷る。堀崎藏人・逃匿す。乃ち新田盛政を留めて、城を守らしめて還る云々」とあり。

此等に據れば、前述八幡丸を新田左中將義貞の孫と傳へ、其の五世孫新田民部大輔の時に、堀崎氏の亂ありたりとたとふれど、新田とは、八戸南部の分家號なれば、それを誤りまざれしならん(地名辭書)。又南部深移抄に「新田は、もと七戸といひ、七戸家國の家人なり云々」とあるも疑ふべし。新田は八戸の庶流にて、中館南館の遺蹟明白なり。八戸八日町は、新井田小十郎の館下の人民を移したりと

いふ。史微墨寶考證に「正平中、住吉行在より繪旨を賜はりたる南部左馬助は、甲斐南部の一族にて、陸奥七戸を領し、其の子親光に至り、明德四年に甲斐を去り、樺部に來り、八戸新井田に居る。因りて新田を氏とす。八戸系圖に見ゆ」と。その後、天正二十年南部四十八城注文に「八戸・平城、破却、南部彦次郎持、唐供代彌十郎。新田・平城、在、同人」と見ゆ

彦次郎は、八戸南部彈正直榮の字にして、彌十郎は新井田氏也。新田城は、文祿以後の八戸氏の館にして、やがて寛永に至り中絶し、寛文以後、又營館となりしもの恐らくは是れならん(地名辭書)と。又日名邑熊野社慶長十年乙巳權札に「大檀那新田彌六郎、福宜三光坊、奉行藤原盛重」と、この族か。

28 越後の新田氏 當國は新田氏第二の根據地也。第五項を見よ。而して魚沼郡關山城(石打村關山)は、建武中、新田義顯の據れる地と云ふ。又櫛山城は、一に城山新田城(靈神村)とも云ふ、新田氏一族の居城なりしと。また大崎邑の大崎城は、御館の城とも稱し、貞和年中、高師泰・家臣を置き、後新田義治居城すと傳ふ。次

に沼津郡の上一分城は新田常説の開發と傳ふ。

29 越中の新田氏 南北朝の頃、新田貞貞なるもの、高規城に據りて勳王すと云ふ。加賀の新田氏 三州志、能美郡安宅條に「應安元年、新田義宗、義治等、偕行して安宅關に抵りしことは、後太平記に見ゆ」と。

31 清和源氏平賀氏族 諸家系圖纂に「平賀盛義一義隆(新田大炊助の子と爲り、新田判官代と號す)一義實(新田四郎兵衛)」と見ゆ。

32 相摸の新田氏 古我、木質等の條參照。沼田頼輔氏曰ふ「新田義治の子相摸守義則(義隆。大日本史に義則を義宗の子とす。脇谷條參照)が、箱根なる木質彦六といふものゝ家に隱れて、藤曲某のため殺さるゝこの事は、鎌倉九代後記、藤澤山縁起、喜連川列鑑、櫻雲記、南方記傳、信濃宮傳等にいづれも記されてあるが、その中で、鎌倉大草子の記事が、最も要を得て居るのであるから、これを左に示すことにした。「去る程に、新田殿は、去る水練の頃まで、信濃國大川原と云ふ所に、深くかくれ有けるを、國中皆

背き申す。宮を初め、新田一門、混合と申す所にて、皆討死して、父子只二人うちもらされ、奥州へにげ下り、岩城の近所酒邊と云ふ所に隠れ給ひしが、小山若丸の敵により、奥州にも安堵せず。相州に忍び行き、箱根山のおくに底倉と云ふ所あり。木質彦六といふものに頼みて、かくれたまひしを、如何にしてか聞き出しけるにや、竹の下の住人藤曲と云ふ者、しのび來り、應永十年四月廿五日、新田相模守入道行啓、底倉山中にて討死あり。子息刑部少輔は、一緒に御座はさざりし故、相州ばかり御討死なり。其の實として、藤曲に底倉木質を賜はり、上杉禪助に屬して、安藤と改名す」と。

新田義則が底倉に殺されたる事に關し、諸書いづれも大同小異であるが、その中、全く事實の相違せるは、喜連川列鑑、混合記であつて、この書に據ると、義則は木質彦六のために殺された事となつて居る。又、義則の名も、或は義隆と書し、義隆と記し、一定してない。是等の事に關しては、拙著相州傳に、その異同を辨じて置いた故に、委しき事は、これに就いて見られたい。

右の記事に據ると、新田義則は木質彦六といふものをたよりて、箱根に來て隠れて居つたのであるが、わざ／＼敵地に入つて、その身を託するといふ事から考へて見ると、この木質彦六と云ふものは、何か新田氏に、その昔縁故があつたものかと思はれる。底倉記には、この事に關して、次の記事が掲げられてある。故藤原朝臣に従ひける者の子なるが有りと聞きて、尋ね行き頼み給へば、父のゆかりとて御座しけるこそ、有り難けれど、世にも頼もしく受けがひて、ひそかなる所に宿し置き、二心なくぞみえたりける」と。底倉記は、偽書であつて信ずるに足らないものであるが、この一節だけは、その眞を傳へてあるものと思はれる。何となれば、木質彦六の居つた木質は、近頃まで足柄上郡に屬し、新田氏の奥黨であつた河村黨の根據地に近い所であるから、彦六の祖先も、新田氏が、河村城龍城の甥、これと親近した事がないと思はれない故である」と。

33 藤原南家天野氏族 伊豆の新田氏にして、又仁田に作る、田方郡新田(仁田)邑より起る。保元物語に「新田四郎(狩野

介に従ふ)見え(カノ條参照)、その後、源平盛衰記に「藤内遠景、弟の六郎、新田四郎忠經」と。又「伊豆國住人新田次郎忠俊」などを載せ、また曾我物語卷五に新田三郎、卷八に「伊豆の國の住人新田の四郎忠常・猪に乗る云々」と。また卷九に「忠常、生年二十七歳」など多し。次に東鑑卷一、二、三、四、五、七、八、九、十、十一、十三、十四、十五、十七等に新田四郎忠常と載せ、(加藤景廉に殺さる)、又四郎の弟に仁田五郎、六郎、仁田忠時等あり。翁草、鎌倉時代武士の所領として「五千町、豆州の内、新田四郎忠綱」と載せ、又紋譜巻に紋を二匹馬とす。此の流は普通ニツタ、ニタンなど訓ず。

34 駿河の新田氏 大石寺建武元年文書に新田孫五郎を載せたり。南條、不來方、後藤、佐渡等の條参照。

35 三河遠江の新田氏 二葉松に「設樂郡名倉村清水城。新田孫六、或は右衛門佐の居城也。此の末葉・遠州瀬江の城主」と載せたり。遠江大澤氏配下の將に新田友作入道喜齋あり。

36 尾張の新田氏 愛知郡大宮城に新田四郎の居城と傳へらる、張州府志に見ゆ。

森部、大喜等の條を見よ。

- 37 美濃の新田氏 康正段錢引付に「八百五十五文・新田左衛門佐殿、濃州之内、所々段錢」と。
- 38 近江の新田氏 輿地志略に「蒲生郡上羽田村。上野半人新田三郎兵衛・常庄を屋形より賜はり、新田新五郎といふ。その先・義重より二十二代刑部少輔義幸の嫡男」と載せ、又蒲生家臣に新田上總允・見ゆ。
- 39 丹波の新田氏 多紀郡の名族にして、新田尾張守義治(太郎九郎)の後と云ふ。中馬條に詳か也。
- 40 美作の新田氏 笠庭寺記に「東北條郡高倉莊(金十兩三朱)新田宗久」を載せ、下りて東作志に「英田郡江見庄山城村庄屋新田助右衛門」見ゆ。
- 41 播磨の新田氏 揖保郡新田郷と關係あるか。又元弘三年七月、新田兵部大輔に、當國福居庄維貞跡を賜ふ給旨、集古文書にあり。その他、前各條参照。
- 42 清和源氏足利氏族 阿波國岸系圖に、「義植公の三男新田義似公・阿州に下向、府中に屋形を構へ、國司と號す」と載せ、阿波志に「源義近・居府中壘、新田氏族、

- 相傳領一萬六千貫」とあり。なほ久保、清水等の條参照。
- 43 伊豫の新田氏 宇摩郡川瀧村下山に新田左少將義宗の墓あり。且つ新田神社(村社)も有り。一説に義宗は當國道後に卒去の事を記す(第四項参照)。下山の事は愛媛面影などに見ゆれど、信じ難しと云ふ人あり。
- 44 土佐の新田氏 佐伯小三郎經貞軍忠狀に「凶徒花園宮、新田綿打入道殿」と。南朝の忠臣也。
- 45 豊後の新田氏 國領三重郷、百八十町、新田陸奥守殿」と。
- 又後世、脇谷義助の子義治の裔と稱する新田氏あり、系圖に「義助―義治(義陸の弟)―左衛門尉兼治(又二郎、鎌四宮に供奉して筑前國に下向)―左近太郎義遠(國松丸)―主税助尹松(勅次郎)―勅次郎忠治(太郎)―新田太郎次郎義照(大友家に屬し、大内合戦の時討死した)―源右衛門、弟太郎次郎義政―太郎次郎義信(早世)。
- 義政の弟新田兵部大輔義景(遠江守。大友宗麟に仕ふ、其の弟右馬助あり)―新兵衛、弟僧善了、弟鎮實(肥後守、掃部助、

- 太郎次郎。大友宗麟に仕ふ)―統善(新田源太郎、大友義統に仕ふ)―茂政(佐田清兵衛、立花宗茂に仕ふ)なりとぞ。第四十七項と同流也、参照せよ。その他、以下數項参照。
- 46 豊前の新田氏 京都郡「馬備岳城は應永廿八年頃、征西將軍の家臣新田上野介義基・在城して三代居りしが、大内勢に攻め取らる」と(國志)。その後、新田義氏、同義高等、一時京都郡より、宇佐、下毛兩郡に威を張れり。又上毛郡に新田覺雲齋(應仁頃)等見ゆ。
- この流は、新田基氏の二男荒居(新井)禪師覺義(義貞の叔父)の後と云ふものにして、新田上野介義基(太郎)は、覺義の長男なりと。脇谷義治と共に、三騎に討ちなされ、後延元三年正月、吉野皇居を守衛し、興國元年、懷良親王に従ひて大宰府に下向、菊池肥後守武光と議して、豊前馬ヶ岳城に居ると傳へらる。その男義氏も新田上野介と稱して、馬ヶ岳に居城し、應永九年八月に卒す。その弟義紀は新田禪正大弼と云ひ、兄義氏と同じく、馬ヶ岳城に居りしが、應永五年十一月廿八日、大内義弘と戦ひて死す。

次に義氏の男義高は新田左馬頭と稱して馬ヶ岳に居城し、豊前國京都郡吉田郷久保庄、宇佐郡幸島等、八千貫の地を領す。里見式部少輔義有と共に山口へ行き、永享三年正月十一日、下毛郡大家句金の庄にて自殺す。後年、中津城下に於て神と崇め、今猶ほ存在すとぞ。その長男義通は新田左京大夫、永享三年正月十一日馬ヶ岳にて自盡す。次男竹王丸も兄と共に死し、三男吉丸は、同日舟田入道玄如に譲られて、下毛郡中津川に至り、重松某に頼ると傳へらる。

義基の第二郎朝兼は左近將監、新井氏の祖にして、白石等出づ。アラキ、ニキ等の條を見よ。又朝兼の弟は備前守、入道して覺雲齋と號す。土佐守宗重と同人かと云ふ。

47 佐田流 筑前筑後に在り。その系圖に據るに、延元二年三月六日、越前金時に於いて悲壯なる最後を遂げし新田義顯の男義一の裔と稱す。傳へ云ふ、義一は父義顯・自殺の時、懐内にあり。母は菊池七郎武基の女にして、此の時、尼となりて法名を露風と號し、上野に下り、新田四郎義繁を頼み、此所にて義一を生む、

時に延元二年七月廿六日也。翌日母死し、また義繁は左馬頭基氏に生捕れしが、後に世良田莊を領す。其の後、基氏・芳賀禪可と合戦の時戦死す。時に年二十二なりと。義一の男義光は、新田上總介と稱す。母は基氏の臣、忍三郎常政の女、基氏の侍女なり。家人江島別當、上杉民部少輔と不和の事有りて、江島・密に新田義宗か、脇屋義治に與して討たんと謀ると云へども、事成らず。此の時、義光の所領も没收せらる。然れども成長の後、義光に至りては子細なしとて、本領を復せらるべしと有りしかども、在鎌倉の時、基氏卒せし故に、其の事相違せり。是を以つて里見を頼みて四國に下る。里見は元來義貞の臣なり。此の時より四國の武士となり、兩筑の間に居住し、應永六年三月十五日卒すとぞ。

義明の男義明は新田左馬助と稱す。母は菊池肥後守武政の養女、實は宇佐八郎太夫政規の女也。父死去の時七歳也。脇屋左衛門義久の子となりしかども、本家新田氏の斷絶を本意なく思ひ、高山十郎惟秀の子は、義久の外孫なれば、其の血脈を以つて、經氏を養ひて脇屋の家を讀

り、義光へは新田を用ひさせられたりと。その男義景は新田太郎、母は脇屋義久の女、妻は菊池左馬助武信の女。古文書に「筑後國竹野郡山門郡、此の内、千三百町を以つて、御領知に相加へらるべく候、恐々謹言。三月九日、豊前守政則判、義景參る」と。此の狀・疑ふべし。その妹は夢生氏、笠良木氏等に嫁す。

次に義景の養子詮氏は新田河内守、實は新田備前守氏久の子也。久明四年三月上洛す。氏久は新田四郎義繁が五代の孫なり。その妻は義景の實子也。次に詮氏の男義照は初め源太郎、後に刑部大輔と云ふ。妻は大友豊後守政親の女、大内、大友、筑後生葉郡大聖寺合戦の時、戦死す、年七十三。長松院靈岩と號す。その妹は隈部上總介忠直の妻、此の縁を以つて、善良・隈部家に寄客たり、家臣に非ずと。次に義照の男鏡景は、初め兵景、新田遠江守と稱す。母は家女、初め里見左衛門太夫氏範の養子たりしが、氏範の死後、實子里見丹波守成長と不和也。故に鏡景・實家を立て、又山名伊豫守頼氏の家を繼げる時、山名兵部大輔とも稱せり。後年、新田氏に改めて、大友に屬す。そ

の子鎮實は新田掃部と稱す、一に平右衛門に作る。大友に仕へ、大友の衰後、立花宗茂に仕へて江上に戦死す。子孫は各川、佐田等の條を見よ。

又鎮實の弟に、源兵衛、其の弟善良は隈部筑後と稱し、柳川にて自害す。又鎮景の弟義政は新田太郎次郎、後肥後守と稱し、その弟義尚は新田左馬助と云ひ、父兄と共に戦死す、時に年十七と。又義政の男筑後は近衛關白信基公に仕へ、伊藤氏を賜はりて伊藤左兵衛と改む(將士軍談)。第四十五項と同流也、参照せよ。その他、佐田條を見よ。

48 隈部流 前項氏と同族にして、一に新田義貞の裔、右衛門督義照・北國を落し、筑後國生葉郡に來住し、後年大友家に從屬す。其の子岩千代丸・大友義鎮に仕へ、其の季子善良法師・當國善導寺に在住せしが、通俗して氏を隈部と改め、筑後入道善良と號し、武勇絶倫也。竹野郡石垣村新田の城、同郡南島村の城は、共に此の新田氏の築く所なりと。石垣村新田城は新田四郎忠常の居城と傳へらるれど(集記)、恐らく新田善良が祖先の居所ならんと(國史)。開基帳に「竹

野郡高倉村八幡、床島村八幡は、並に新田義信の建立也」と。又鳥飼村城も新田義信の所築と傳へらる。

49 酒井流 義貞の三男義宗の裔と稱す。義英に至り、同族三十餘人と下向すと傳ふ。酒井條に詳か也。

50 肥後の新田氏 太平記卷三十三、菊池合戦條に「新田一族には岩松相模守、瀬良田大膳大夫、田中彈正大助、桃井左京亮、江田丹波守、山名因幡守、堀口三郎、里見十郎」と。

51 薩摩の新田氏 薩摩郡東水引村に新田神社ありて瀧々杵命を祀る。新田八幡宮の事にて、祠官の事は、執印、權執印、宮里等の條を見よ。

仁田 ニツタ ニタ ニタン

1 伊豆の仁田氏 前條第三十三項に同じ。  
2 宗氏族 對馬の仁田氏にして、天文十五年、宗氏の族の伊奈郡にあるものを、

川木、仁田、中山等の氏に改めしむ。  
新田大嶋 ニツタオホシマ 清和源氏新田氏の族にして、尊卑分脈に「里見義成一時成(號新田大島)」と云ひ、又其の兄「義繼一時繼(號新田大島)」と載せたり。大島、及び、新田條を見よ。

新田部 ニツタベ 田部の一稱、諸國に多し。ニヒタベ條に詳か也。  
新田目 ニツタメ アラタメ條を見よ。  
新田三河 ニツタミカハ トクガハ、セラタ、マツダヒラ等の條を見よ。

入戸野 ニツトノ 清和源氏武田氏の族にして、甲斐國巨摩郡武川の入戸野邑より起る。信支の臣門定(門安、新井條を見よ)より系あり。家紋・劍菱、花菱、三花菱、花菱。又中興系圖に「入戸野、清和源氏、本國甲斐、紋花菱」と載せ、山梨郡、巨摩郡に氏人・見え、幕臣なるは、寛政系譜に「和泉門定(信支家臣)―又兵衛門宗―九左衛門門昌―彌五兵衛門吉」などあり。  
日本 ニツホン ヤマト條を見よ。又日本左衛門は浪人濱島庄兵衛の異名也。  
二條 ニテウ 多くは雲上家の稱號にして京都の二條より起る。諸國にも條里の制より此の地名多かるべきも、著はれたるもの







か。タダ、ワガ等條参照。  
 丹取 ニトリ 和銅六年十二紀に「新たに陸奥國丹取郡を建つ」と。後の名取郡也。  
 蛭河 ニナガハ 次條氏に同じ。  
 蛭川 ニナガハ ミナカハ イナカハ 攝津、岩代、越中等に此の地名存す。

1 桓武平氏三浦氏族 岩代國河沼郡蛭河庄(會津)より起る。佐原義連の孫景義(蛭川又太郎)・富庄を領せしに始まる。此の蛭河庄の名は、文和、康安、貞治等の文書に見え、文和三年十一月、石堂直房の判書には「會津蛭河庄半分の事云々、結城三河守殿」と載せて、結城氏も一時其の半分を領せしが如し。古訓は、ミナカハナリしが如きも、後にはイナカハと云へり。  
 此の氏の出自は、三浦系圖に「佐原義連—景連(太郎兵衛尉、一本に左衛門尉)—(蛭河)景義(又太郎左衛門尉)一時宗(新左衛門尉。一本に時景、稻河太郎左衛門尉に作る)」と載せ、蛭河に誤り、又稻河とあるは音・通ずるによる。イナカハ、ヒルカハ、サハラ等の條を見よ。なほミナカハ條にも多し。その他、北田、藤倉、藤名條参照。

2 河内の蛭川氏 泉達録に「蛭川氏の祖は、河内國野崎の住人蛭川隱岐守平氏庸とて、北面の侍なりしが、後小松帝の世に越中多賀庄へ下向したり」云々と見ゆ。  
 3 宮道姓 越中國新川郡大田庄蛭川邑より起り、宮道姓なりと云へど、或は第一項氏と關係あるべし。蛭川系圖に「宮道姓、大田佐右衛門尉式宗を始祖とし、其の男左衛門尉式親、其の男蛭川七郎親直(法名諸西)より出づ」となせり。又三州志に「蛭川新右衛門親當は、應安の比迄、大田庄に在りて、婦貞郡を領知す。親當の墓は、今に蛭川村の最勝寺に存す」と。此の人の事は、續本朝通鑑に「寛正五年の頃、島山政長・管領たりと雖、未だ政務に關れず。伊勢守平貞親・管中の事を掌りて、威權日に振ふ。其の部屬に蛭川親當、及び其の子に親元ありて、教書奉書の事を掌り、而して管中に侍して、以つて公臣に擬す」と見ゆ。この人の頃より最も有名となりしが如く、蛭川系圖を按ずるに、蛭川親當は蛭川七郎親直より出で、親直が廿五世の孫蛭川親吉に越中守の號あり。其の他には越中守の號見え。又親當の通稱に新右衛門見え。三

十二世の親世、暨び三十三世の親長に新右衛門の稱號・見ゆ。この親當は連歌の達者にて、宗祇法師竹林抄七子の一人也。後に智蘊法師と號す(三州志、地名辭書)。又三州志、新川郡最勝寺壘(在蛭川郡最勝寺村領)條に「蛭川家傳に、最勝寺開基は蛭川氏二世五郎親綱也。親綱・元仁元年二月十五日に卒す。遺の後胤治部少輔(一に式部少輔)・最勝寺村に遺館して居り、永正二年月岡野にて擊死と云ふ。但し何人の爲に死するや、書傳なし」と。又同郡「大田本江(在大田庄内大田本江領)は、相傳ふ、永祿中、齊藤新五・越中の兵と戦ひ、敗軍し、暫く此の館に據り、後増山へ移ると云ひ、太田和泉守日記には、天正六年、新五・今泉城を攻むる時、大田本郷に布營すとあり。又富山本に、蛭川親當・大田庄を領して、此の城に居す」と載せ、又滑川壘(在加積郷)條に「一説に蛭川新右衛門、其の弟新左衛門居たりといへども、正傳なく、天正十二年一月、上杉景勝・滑川邊を燒きて、其の跡に陣すと云ふ。十三年乙酉、國祖・今枝内記を置玉ふ」と云ふ。又中興系圖に「蛭川。物部姓、大田右衛門尉式親の

男七郎親直・之を稱す」とあり。

4 系圖 寛永系圖に「物部守屋の末裔・大田左衛門尉式宗、弟蛭川七郎親直」と云ひ、寛政呈譜に「守屋末孫宮内大輔宮道朝臣綱益の後胤七郎親直・越中國新川郡蛭川に住す」と。又式宗を親直の弟とす。

また宮道氏史蹟には「宮道式使—蛭川七郎親直(治承四年、源賴朝・兵を伊豆に擧ぐ。親直之れが先驅を爲し、戦功あり。後越中國磯波、及び新川の二郡を領す。新川郡蛭川の郷名を取つて姓となす。蛭川の姓・茲に始まる。此の時代に於いて、宮道式使は賴朝の侍書二十人中の一人たり。式使は親直の弟の子也。」と。又寛政系譜に「親直・建久八年八月二十八日死」と見ゆ。

親直の後は、その子五郎親綱(元仁元死)—彌二郎親信、弟左衛門佐親政(進士)—與三郎景親—左衛門尉親心(弟與三親景、左衛門公親)—主計頭親行(尊氏に仕ふ)、弟帯刀親朝(丹波國船井郡桐野の庄に蟻根寺を建立す。桐野河内は足利時代に於ける、蛭川家の領地なり。弟に與一次郎爲親、法印權大僧都覺祐、妹に毘沙門堂

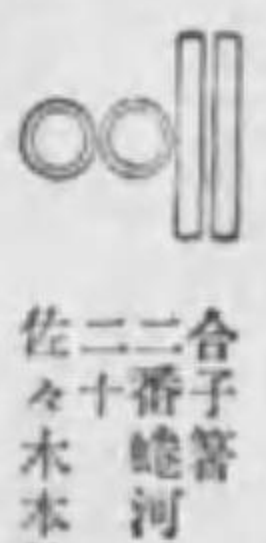
戒光院妹光あり。又史蹟「親朝の妹惠雲院は伊勢守衛門尉貞信に嫁ぐ。同姓貞行、同因幡・同上野助、富樫常慶の室を産む。將軍義隆公の御内・日海夫人(蛭川姓)は、伊勢守貞繼の亭に於いて、義滿公御誕生あり。十六の御歳迄、養育し奉る。上意に依つて、累世縁を伊勢守に結び、蛭川親心の女惠雲院に命じて、御母に定めらる。貞繼は尊氏公、義隆公、義満公、三代將軍家の御父也。貞行は義持公の御父也。蛭川家系圖に依る」と。

親朝の子帯刀親俊(弟に民部親章、掃部助貞朝、修理亮親尚【石見守】あり)—丹波守貞繁(光統)、弟右衛門少尉親當(新右衛門。蛭川家系圖に「倭漢の才あり、政所代となり、公事を預り聽く。永享元年右衛門尉に任ぜられ、文安五年五月十二日逝く、法名五峰智蘊」と。右辭令書は今日尙ほ蛭川家に保存せらる。親當は一体和尚と親しみありし人也。坊間・此の人を呼んで新左衛門、又は新衛門と云ふは誤りなり。その弟を越中守親吉と云ふ、法名智源)—新右衛門尉親元(親元日記の筆者にて、和歌を好くす。政所代。長享二年五月二十五日死)—大和守親孝(義晴

に仕へ、和歌を好くし、又親孝日記を記す。大永五年十一月十七日死、道致)—新右衛門尉親信(一に親順。大和守、道運。和歌を好くし、能書家也。永祿十一年五月五日死)—新右衛門尉親世(初め親俊。大和守。親俊日記の筆者。永祿十二年十一月十四日、出羽國村山郡死、法名道哉、土佐林葬)—新右衛門親長(道標)也。

5 氏人 その他、永享以來御番帳に「二番・蛭川主計允、蛭川新三郎、蛭川左京亮。政所代・蛭川新右衛門尉親元」を載せ、文安年中御番帳に「二番・蛭川主計允、同彦三郎、蛭川新三郎、蛭川左京亮」を擧ぐ。又長享元年九月十二日常徳院殿標江州御勅座當時、在陣衆に「二番衆蛭川又太郎、蛭川次郎三郎、」見ゆ。

又蛭川親俊日記緒言に「親俊は新右衛門尉親元の曾孫、世職なる室町幕府の沙汰人を勤め、光源院義輝に仕へ、後に大和守親世と改稱す。出羽國村山郡金谷原村土佐林に葬る」と。又見聞諸家紋に、



合子管  
 二番蛭河  
 佐々木本輪一重

6 常陸の蛭川氏 新編國志に「宮道氏に

て、物部弓削守屋の後なりと云ふ。攝津國嶋川庄に居るを以つて、稱とす。戸村佐竹譜に、近習士の内、嶋川宗人なりとあり」と。

7 尾前の嶋河氏 東妙寺文書、文保二年七月二日、遠江守判書に「肥前國神崎庄嶋田宮造管用途の事、當庄一分領主嶋河三郎太郎胤恒、子細を申すに就いて云々」と見ゆ。

8 土佐の嶋川氏 新右衛門親長・丹波國桐野、河内國幡根寺等の所領を失ひ、當國に來り、長曾我部氏に仕ふと云ふ。長岡郡蓮女寺邑に嶋川道標の舊宅あり、道標は泰守時が連歌の宗匠にして、此の地に管公を祀るとぞ。

9 江戸幕臣 第四項新右衛門親長(道標)は、足利氏の亡びてより、一時丹波の領地に退き、後長曾我部盛親に寄る。後土佐に一揆起る。親長及びその子親満、勇戦奮闘し、之れを平ぐ。功に依り、家康公に召され、徳川幕府の旗下となる。その男「左近親光(親満、左近、右衛門、大阪陣に出陣す)」。喜左衛門親房(道祐、家光の時代、目附の職に居ること十九年也)。「喜左衛門親伯(八兵衛、綱吉時代、

京都大阪目付代)。「采女親造(辰之助、喜三郎)」。惣十郎親豐(此の時代、家に所藏せる足利政所日記、足利家弓馬禮書等、一千餘枚を吉宗の覽に入る)。「親十郎親文」。大和守親常。「親賢」。家茂に近侍す。「新(法學博士)なり」。

宮道氏史蹟に「親直より親賢に至る武家時代は二十二代、年數約七百年。宮道親益より親賢に至る三十三代、九百餘年、物部守屋より親賢に至る四十三代、千二百八十六年也」と。家紋盒子等、丸に五松皮菱。寛政系譜・三家を收む。

嶋川大和守



10 雜載 その他、春日局譜略に嶋川喜左衛門、齋藤系圖に「齋藤伊豆守(内室嶋川大和守親俊入道齋妹也)」。女(嶋川新右衛門親長室)。「嶋川次郎右衛門」。同喜左衛門」と見ゆ。又知藤は新田條參照。美作勝北郡廣野庄下野田村觀音堂元祿棟札に「嶋川吉左衛門親信」を載せ、津山藩分限帳に「四十五俵、嶋川平七」見ゆ。

嶋木 ニナキ  
嶋淵 ニナフチ ミナフチ條參照。

1 藤原式家 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「字合の子田原(嶋淵大臣と號す。延暦二・二・十九、六十二)」。又其の兄「清成(贈太政大臣、正一位)」。種繼(又嶋淵と號す。中納言、贈太政大臣)と載せたり。子孫藤原條を見よ。

2 坂上姓 將軍田村廣は、一に二條右大將と號し、又嶋淵大納言と號す。今近江國土山里の地神・正二位田村大明神・是れ也。詳細はサカノへ條を見よ。

二人部 ニニンベ フビトベ條を見よ。

仁恕 ニヤ  
二之江 ニノエ 尾張、遠江に此の地名あり。

二之方 ニノカタ  
丹上 ニノカミ 和名抄、伊豫國新居郡に丹上郷あり。

二迫 ニノハザマ 陸前國栗原郡二迫邑より起り、鶯澤城に據る。明應の頃、二迫彦次郎あり、薄衣狀に「抑も上杉富澤の二人(兩條參照)」。己の私を以つて、二迫彦次郎を切腹せしむ、實に過分の僻事也。然れども古川の計略を以つて、富澤河内守・獨り其の罪を赦さる」と。又天文中の古川狀に「天文三年、新田古川等・大崎公方に叛く」。

二迫小野松庄二十四郷本主・上杉安藝、富澤、亦叛す」と載せ、封内記に「鶯澤邑。熊野權現祠あり、土人曰ふ、天喜五年、源賴義東征の時、建て、以つて之を祭る。馬神社あり、源義經・乗る所の騎(號大夫馬)を祠祭す。古壘あり、橋遠江の居る所なり」と見ゆ。

仁野平 ニノヒラ  
二戸 ニノヘ 陸奥國二戸郡の二戸より起る。

1 佐々木氏族 藤部九ヶ之部馬燒印圖に「二部七ヶ村。兩印、雀、雀並二文字。天下の人、賞玩比類なし。あひかひ、印四目結、本主佐々木庶子、號佐々木之部、今不知行」と見ゆ。

2 桓武平氏島山氏族 文治五年、賴朝、奥州を平げて後、島山庄司次郎の二男に二戸郡を賜ふと云ふ。淨法寺條を見よ。

二ノ宮 ニノミヤ 二宮條に併せ云へり。

二野宮 ニノミヤ 同上。

仁宮 ニノミヤ  
二宮 ニノミヤ 中古、諸國に一宮、二宮、三宮等の制度ありて、時には郡、庄、郷に於いても之に倣へるものあり。それ等神社の鎮座地なるより、一宮、二宮等の邑名を起



し、更に氏名を發す。この氏は此の二宮を氏名に負ひしに外ならず。地名としては、遠江、上總、讃岐等に二宮庄、遠江山名郡に二之宮庄、その他、甲斐、相模、武藏、上野、能登、石見、美作、讃岐等、その他多かるべし。

1 日奉姓 武藏國多摩郡小川郷二宮邑より起る。西黨の一にして、七黨系圖に「上田三郎。四郎。久長。□□(二宮太)。弟□□(二宮)と載せ、西氏系圖に「二宮久長。二宮太郎。第二宮二郎」とあり。

て、千葉上總系圖には「中村庄司宗平—友平(四郎左衛門尉)—朝忠(七郎左衛門尉)」と見ゆ。友平の妹・岡崎義實に嫁し、第二項二宮氏を起す。氏は次項を見よ。

6 氏人 東鑑卷十、十五に二宮小太郎、十六に二宮四郎、二十五に二宮三郎、三十二に二宮三郎兵衛門尉、二宮左衛門太郎、三十三に二宮四郎兵衛尉、四十に二宮左衛門、四十一、四十二、四十三、四十五、四十八、四十九、五十、五十二に二宮彌次郎時光・等見え、又承久記卷三に二宮太郎あり、多くは前項氏の族ならん。

その後、太平記卷三十一に「土屋備前守、同修理亮、同出雲守、同肥後守、土肥次郎兵衛入道、子息掃部助、舍弟甲斐守、同三郎左衛門、二宮但馬守、同伊豆守、同近江守、同河内守、曾我周防守、同三河守、同上野守、子息兵庫助」と載せ、又「二宮近江守、同河内守、同但馬守、同能登守」など多し。その他、以下各項を見よ。

7 室町幕府 永享以来御番帳に「三番・二宮安藝入道」を載せ、又文安年中御番

帳に「三番在國衆・二宮安藝入道」を舉ぐ。又應仁記に「二宮云々」と見え、常徳院江州勅座着到に「御末衆・二宮七郎左衛門尉、東山殿御末衆・二宮次郎左衛門尉」、また永祿六年諸役人附に「外様諸衆以下、二宮五郎、御末之男・二宮彌三郎」等あり。又見聞諸家紋に



二番・二宮

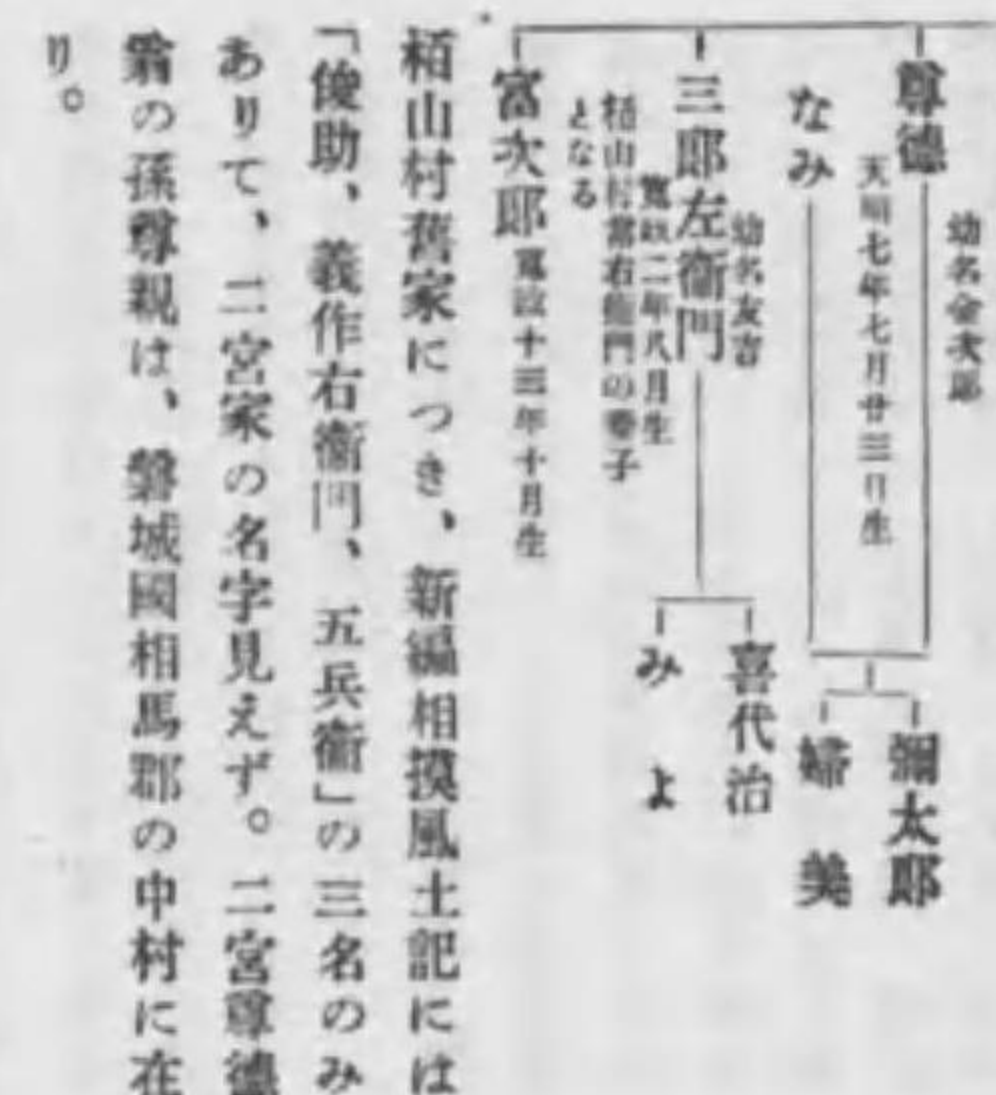
8 藤原南家伊東氏族 伊豆の名族にして尊徳翁の家也。令孫尊親氏が栢山にて發見せし文に「元祖・伊豆國伊藤の一族二宮太郎藤原祐之の孫、九郎祐照、鎌倉三代將軍實朝公に奉仕し。後執政北條家に隨從す。九郎祐照十一代の孫二宮權兵衛祐方、延文元年・足利義詮に奉仕。十一代義晴公御代、二宮與一郎祐重、武門を捨て、出家す。其の子幼稚なるに因つて、家名廢衰、農家と罷成り、其の後、初代二宮伊右衛門・相州足柄上郡栢山村へ移居云々」と見ゆとぞ。又岡田一郎氏の二宮大先生傳記には「藤氏、工藤祐經の曾孫二宮太郎祐之の後胤」とす。系譜と傳記に「按ずるに、二宮なる姓は

曾我系圖にも、續群書類從中の伊藤工藤一族の系圖にも記載されず。而して東鑑には、頼朝の初期より二宮小太郎光忠、二宮太郎朝忠、二宮四郎、二宮彌次郎等の名あり。是等と、栢山二宮との關係如何。右の中太郎朝忠は二宮莊(今の吾娑村)の地頭にして、曾我十郎祐成の姉の夫たりし由なれども、是れは源氏にして、栢山二宮と別系なる事、岡田氏の辯ずる所なるが、然らば爾餘の諸二宮も、悉く源氏の側なりしか。又前記二宮與一郎祐重の出家は、足利義晴の時代にして、別に伊東九郎三郎が栢山を領せし書類の存する永祿に先だつこと、十餘年に過ぎず。而して間もなく初代伊右衛門が栢山に歸り、歸農したりとすれば、此の前後の差、數十年に過ぎず。恐らく三者遞次に相及びたるなるべし。然らば、此の同族たる伊東九郎三郎、二宮與一郎、二宮伊右衛門の間に、何かの關係ありしに非らざるか。

凡そ士が仕を致して、山林に入る時、先祖の領地か、親族の在所か、乃至家人の故郷を還ぶを常とする例より推せば、二宮家と栢山とは、祖先以來、何かの關係

ありたるが如し。又凡そ同地方に住する同姓の家は其の祖先を同じくするを常とするより見れば、二宮莊の二宮と栢山の二宮の間にも、何等かの關係ありたるに非ざるか。岡田氏説には、初代祐之、工藤祐經の曾孫なるを以つて仕進に利なしとし、時の名士二宮姓を冒したるならんとあれども、此の二人は年代も遠隔し、且つ祐經の子孫は世々大名たるを見れば、其の説の正鵠に中らざるを知るべし。亦尊親氏の調べには、二宮與一郎祐重の出家は、足利義晴の時代とあるに、岡田氏の説は、祐重の子孫なる二宮伊右衛門の逝去を、却つて義晴襲任の二年前なる永正十七年とせり。即ち孫の時代が、祖父の時代よりも早き事となるなり。以上は翁の歿後より、今日迄の研究なるが、翁自身の時代には如何なりしか。翁は一家再興の後、其の親類の系統を正し、絶えたるを繼ぎ、衰へたるを起したるにも拘はらず、數世以上は尊ぬるを得ずとて、不明の儘に存せしなり」と。

9 平姓曾我氏族説 また曰く、曾我氏に「平氏にして、曾我氏に出づ」とし、福住正兄氏の二宮尊徳翁略傳には「其の先



10 尊徳翁 親類書名前に據るに「萬兵衛、弟銀右衛門(天明二年十月死去、實子無く、兄の次男を以つて繼がしむ)―利右衛門(實は萬兵衛の子、寛政二年九月死去。妻よしは、曾我別所村川窪太兵衛の娘)」。幼名金次郎。天明七年七月廿三日生。なみ。三郎左衛門。喜代治。喜代美。富次郎。寛政十三年十月生。

新撰志、新宮村條に「二宮氏宅趾。清和源氏、逸見冠者清光の裔孫・二宮二郎隆頼こゝに住めり。隆頼五代の孫、六郎左衛門尉康朝が時、他郷に移る。土岐の一族なり」と見ゆ。

16 越中の二宮氏 當國の豪族にして、太平記卷三十三、京軍條に「昨日降人に出たりける八田左衛門太郎と云ひける者を召され、是をば誰が首とか見知りたると問はれければ、八田・此の首を一目見て、涙をばら／＼と流し、是れは越中國の住人に二宮兵庫助と申す者の首にて候。去月に越前の敦賀に著いて候し、此の時、二宮、氣比の大明神の御前にて、今度京都の合戦に、仁木細川の人々を見る程ならば、我れ桃井と名乗つて、組んで勝負を仕るべし。是れ若し偽り申さば、今生にては永く弓矢の名を失ひ、後生にては、無間の業を受くべし」と、一紙の起請を書いて、寶殿の柱に押して候ひしが、果して討死仕りけるにこそと申しければ、其の母衣を取り寄せて見給ふに、げにも「越中國の住人二宮兵庫助・戸を戦場に曝し、名を末代に留む」とぞ書たりける。昔の實盛は鬘を染めて敵にあひ、今の二宮は

名字を替へて命をすつ。時代・隔たるといへ共、其の志・相同じ、あはれ剛の者哉と惜まぬ人こそ無かりける」と。以つて當國屈指の氏なるを知るべし。

三州志、新川郡上熊野城（在熊野郷上熊野村領）條に「新波家の將二宮右衛門太夫入道三宅居せり。（二宮氏數代此に住すと）。按ずるに、二宮を新波家の將と云ふは、後のこと成るべし。太平記に、文和四年に越中の士に、二宮兵庫と云ふ者、桃井直常に代りて、戦死すとあり。然れば二宮は、元來越中の地土なるか。後に新波高經、義將に隨身せる故、新波の將とは謂ふならん。天正中より二宮自立し、舟倉の三木休庵に隸し、櫻木城主村田と、日夜相攻むと也。又是れより先、元龜二年八月朔、大いに闘ひ、二宮敗走すと云ふ、本記に詳か也」と。

17 越前の二宮氏 朝倉系圖に「甲斐、二宮の人々、朝倉氏と争戦」の事見え、又二宮左近將監等あり。當國二宮と關係あるかとの説あれど非也、前項氏の一族のみ。

18 安藝の二宮氏 毛利元就配下の將に二宮土佐守春久・勇名あり、又安西軍策に此の氏の人多く「二宮木工助（新庄勢）、二宮七郎兵衛、二宮土佐入道即阿彌（尼子方）、二宮彌五郎（毛利方）」等見え、又吉川記に「二の宮隱岐守をして津和野城に加勢せしむ」とあり。

19 藤原姓なりと。

20 伊豫の二宮氏 南北朝の頃、島屋義助

に從ひて勤王せし士に二宮氏あり。下つて豫州二十四社記典書に二宮芳久・見ゆ。

羽郡あり、和名抄に瀧波と註し、舊事紀に瀧波縣と載せ、弘仁五年七月紀に丹羽郡とあるを郡名の初見とす。尾張志に「本國朝の一本にのみ、丹波とかけり。方俗上郡と稱す」と見ゆ。郡内に丹羽郷あり、尾張志に「丹羽村。當郡の主郷なり」と。又神名式に丹羽郡瀧波神社を載せ、本國神名帳には從三位瀧波天神とあり、尾張丹羽臣祖神八井耳命を記ると云ふ。又東大寺文書に丹波莊を載せたり。此の氏・多くは此の地より起りし也。

1 瀧波縣君 前述の尾張國丹羽郡の縣君にして、丹羽縣主に同じ。天孫本紀に「饒速日尊」十二世の孫・建稻種命。此の命は瀧波縣君の祖・大荒田の女子玉姫を妻と爲す」と見ゆ。拙著「尾張」に「瀧波縣君。瀧波縣とは、後の丹羽郡の地で、縣君はその領主である。後世、此の縣の縣主は多臣の族、つまり神八井耳命の後裔となつて居るが、もとは地祇の大彥族が居たものと思ふ。其れが姻戚か、何かの關係で、多臣氏に變つたものであらう。けれど其の交替の年月を詳かにする事が出来ない。たゞ天孫本紀に、瀧波縣君祖大荒田が見え、其の女玉姫が、尾張氏建

利連がある。これは前刀郷にあつて、前刀神社を祭つて居たのである。後者島田臣は、姓氏録右京皇別「島田臣。多朝臣と同祖。神八井耳命の後也。五世の孫。武憲賀前命孫の仲臣子上、稚足彦天皇（諡成務）の御代、尾張國上下二縣に、惡神あり。則ち子上を遣はして、之を平服せしむ。復命の日、號を島田臣と賜ふ也」と載せて居る。島田は和名抄に見ゆる海部郡島田郷の地で、此の氏は其の地にあつたと思はれるが、猶ほ中島郡に大神社があつて、國帳には『多天神』と載せて居るから、同族が此の地方にも居つた事がわかる。當時、海部、中島の二郡は同縣で、此の氏族は縣内に廣く蔓延つて居たものと思はれる。なほナカトミ、カシマ、ナカ等の條を参照せよ。

氏は、天平勝寶元年四月紀に「丹羽臣眞咋」を載せ、その他、正倉院天平十七年文書等に見ゆ。中古に於ける丹羽郡大領椋橋宿禰も恐らく此の族にして、椋橋部の伴造たりし者の後也。此の椋橋氏の裔は良峰氏族として大いに榮えたり。

3 丹羽縣主 丹羽縣とは、後の丹羽郡附近を云ふ。此の縣主は前項氏にして、子

孫永く傳はれり。承和八年四月紀に「右京の人、勘解由主典正六位上縣主前利連氏益に、姓を縣連と賜ふ。神後磐余彦（神武）天皇第三皇子神八井耳命の後也」とあるは、此の後裔也。前利とは丹羽郡前刀郷と和名抄に見え、又神名式前刀神社を收む。サキト條を見よ。

4 後世の丹羽氏 新波家臣に丹羽左近、大縣神社神官に丹羽氏、又尾張志に「愛知郡折戸城は折戸村西島にあり。當城は丹羽和泉守氏從。文明三年四月に、はじめて築いて、此處に住居し、明應六年丁巳八月六日身まかりて、長松寺殿龍澤道盛大禪定門といふ。其の子新助氏員・文龜三年・同郡本郷村に、此の城を移したり。かゝれば二代三十三年在城の後、廢れたるなり」と。又「本郷城は、本郷村の北元屋敷にあり、文龜三年に、丹羽新助氏員・折戸の城を移して、住み初めしより、其の子平左衛門氏興、其の子若狭守氏清が在世、天文七年まで三代、三十六年住まへりし也。氏員は永正十五年戊寅十一月八日身まかりて、悟室道參大禪定門といひ、氏興は天文五年丙申二月廿三日に卒して、性庵道見大禪定門と云

ふ也」と。

又岩崎城は、岩崎村中市場に在り。丹羽若狭守氏清・天文七年あらたに築いて本郷の城より移りて、此處に住めり、かくて其の子右近大夫氏職、其の子右近大夫氏勝、其の子勘助氏次にて、四代天正十二年まで四十七年住まへりしなり。然るに同年三月、氏次・徳川家康に従ひて小牧の陣營におもむく時、其の弟當郡傍衛本村の領主丹羽次郎三郎氏重、及び姉婿・長久手の領主加藤太郎右衛門忠景等に、家士を授けて當城を守らしむ。四月九日、池田勝入、森武藏守大軍をひきゐて此の城を攻む、氏重・年十六なりといへども、勇を奮ひて、士卒從類等まで悉く並に戦死す。翌十日、總死骸とり納めて、氏重を妙仙寺に、忠景を長久手に葬む。氏重を觀樹院殿傑山常英大居士といふ。又丹羽源六あり、織田條參照。凡そ此の流の事、第七項に詳か也。

又赤池城は赤池村の北に在り。城主は丹羽帶刀秀信也。秀信は天正元年に同所龍淵寺を創建せり。寛文覺書に「丹羽十郎右衛門・居城」とし、府志に「土人曰ふ、丹羽七郎右衛門之に居る。鼻趾・

僅に存す」と。十郎右衛門、七右衛門などいへるも、帶刀が初名か、或は親子歴代のうちか。また淺田城は淺田村上郷に在り、「城主は丹羽傳左衛門也」と府志に見ゆ。

又「諸輪所中ノ城は、岩崎村下屋敷に在り、城主は丹羽次郎三郎也と郷人いへり」と。又同所北ノ城は同村上屋敷に在りて、城主は丹羽右近大夫なりと郷人いへり。府志には「諸和城二ツ、土人云ふ、一は則ち丹羽道休」といひ、地方覺書に「丹羽道休の城跡・島三畝十二歩」とあるは、即ち是れ也。張州志略に「按ずるに丹羽系圖、丹羽右近大夫源氏識（若狭守氏清の子）。城を尾張國愛智郡諸輪郷に築く云々」と見ゆ。氏識の法名を道休といへり。

次に傍衛本城は傍衛本村市場に在り、城主は府志、及び地方覺書に丹羽右近とあるがごとし。按ずるに此の右近は丹羽右近大夫氏勝にて、其の子次郎三郎氏重の二代・住まへりしならん。また藤枝城（藤枝村）は、城主は丹羽常陸なりと郷俗いへり。

また藤島城は藤島村の四屋敷に在り。城主は古城志に「丹羽右馬允」といへり。

岩崎村妙仙寺所藏の丹羽家系、右近大夫氏識の傳に「尾州藤島城主丹羽右馬允は、岩崎の庶族たりと雖、別に一家を立て、萬づ我意に任ず。故に氏識・度々・藤島ノ城に押寄せ之を苦ましむ。右馬允・智力及ぶ能はず、教を信長に請ふ。信長・即ち右馬允の爲に岩崎に向ひ、先陣・既に横山に到る時、父氏清・岩崎城に留り、氏識・息氏勝を先鋒の將となして、拒戦し、信長の先陣を敗る。是に於いて信長、戦ふに及ばずして軍を收む。氏識父子・北ぐるを迫りて平針に到り、少々首級を討ち取りて歸る。其の後、右馬允・速かに教を信長に請ひ、終に軍を出さず。故に右馬允・藤島に住む能はずして、三州に住み、廣見城主に懇る。茲に於いて氏識・藤島邑を領す」と見え、若右隨筆に「愛智郡藤島の城主は、丹羽右近と不和なりしが、右近・兵を出し、横山にて合戦し、勝利を得たりし程に、右馬允は三州へ落去す。其の後、右近・藤島をも併せ領したりと云ふ」と見えたり。又此の村にても「城主の名を知らずといへども、軍敗れて後に、三州ウキカイといふ地に移り住めり」と語り傳へたるも、よしありげ也。

ウキガイは三河國賀茂郡にて福谷村也。丹羽家系に廣見の城主をたのみてゆきたりといへる廣見も、同郡にて、いと廣からぬ地也。

また春日井郡小松寺の岩跡（小松寺村）は尾陽雜記に「丹羽五郎左衛門長重が陣所」と見ゆ。天正十二年、長久手軍のとき、丹羽氏の守りし處也。

5 良峰姓 即ち第二項氏の裔にて、良峰惟光の裔と傳ふ。助大夫正明・丹羽郡に住し、信長に仕ふ。家紋雪輪の内裏、丸に隣。寛政系譜に「助大夫正明―左平太正安（秀吉、秀頼に仕へ、後江戸幕臣千石也）―平右衛門正長―小左衛門正信（平右衛門、萬五郎）―同正道（萬五郎）」と見ゆ。

6 平姓（藤原姓） 寛永系圖に「先祖は武藏兒玉齋にして、平氏なり。後に尾張に移り、藤原に改む」と。寛政系譜には「子孫・丹羽郡に移りて、丹羽氏となり、後春日井郡兒玉邑に移住す」と云へり。又一に前項氏と同様、良峰氏族なりと。果して然らば第二項氏の族也。蓋し兒玉齋と云ふは、當國兒玉村に在りて、名稱・似たるによるべし。猶ほ良峰氏を桓武帝

裔とするは誤也。良峰條を見よ。  
 新波家々臣丹羽修理亮長政(禪慶)一將監  
 長忠、第五郎左衛門長秀(萬千代、越前  
 守)は信長に仕へ、近江佐和山五萬石を領  
 せしが、其の薨後、秀吉と結びしを以つ  
 て、若狭、越前、加賀の中國を賜ふ。其  
 の子長重に至り、屢々秀吉の意に背きし  
 を以つて、漸次削られて僅に常陸古波一  
 萬石となる。されど徳川氏の世となり、  
 加封されて、白川十萬七千石に至る。  
 此の氏祖先の事は、第四項を参照せよ。  
 又織田、木下、柴田等を見よ。長秀は永  
 祿記に丹羽五郎左衛門と載せ、藩翰譜に  
 「參議藤原長重は、五郎左衛門長秀が男  
 なり。元は武藏の兒玉黨、中比尾張國に  
 移りて、世々當國の守護武衛の家に仕へ、  
 祖父修理亮長政に至る(系圖に尾張國兒  
 玉の住人たりしと記して、如何なる故に、  
 丹羽とは名のりしと云ふ事を載せず。思  
 ふに當國丹羽の郡に住して、かく名乗り  
 しにはあらずや)。長秀、若かりしより(少  
 名は萬千代丸、生年十五歳なりと云ふ)  
 織田殿に隨ひ、常に一方の大將を賜はり、  
 向ふ所破れずと云ふ事なし。元龜三年二  
 月、數多の地を付けて、近江國佐和山の

城を賜ふ(五萬石)。是れ年來の武勇を賞  
 せられし處なり。されば織田殿の御内に  
 して、丹羽、柴田と云ふ者をば、世の人  
 知らずと云ふ事なく、豐太閤も、初め彼  
 等が名を慕ひ、家の號一字つゞ、乞ひ受  
 けて、羽柴とは名のり給ひけり。又天正  
 三年十二月、信長・未だ權大納言の右大  
 將にてましませし時、家人等任官の事あ  
 りしに、信長が領する國、未だ多からず、  
 家人等に賜はらん地、これ少し。筑紫の  
 國まづ一々に切取つて、彼等に割きけれ  
 ん。織四の侍の古き家の號、押し取つて、  
 家人等に名のらせらる。長秀も仰せ蒙り  
 て、惟住とぞ改めらる。信長失せ給ひて、  
 又丹羽と名乗る」と。内藤氏云ふ「惟住、  
 原文惟任とす。武蔵に據つて改む。明智  
 光秀に惟任を賜へば、二人一氏にはあら  
 じ、又系圖に「本平氏、故ありて藤氏と  
 稱す」とあるは、本末違ふに似たり。惟  
 住は平氏にて、後に本姓丹羽に復して藤  
 氏となりしならん」と。  
 天正十年夏、四國征伐として、三七信孝を  
 大將軍とし、長秀等を侍大將とす。一説  
 に此の時長秀は、織田信澄と二人、大坂の  
 城代となされしとも云ふ。攝津國に到り

し時、信長・明智が爲に討たれ、織田七  
 兵衛信澄は光秀に與みすと聞えしかば、  
 長秀・信孝と謀りて、信澄を誅伐し、秀  
 吉と共に光秀を討ち、若狭國に近江の滋  
 賀高島二郡を添へて領す。長秀・近江國  
 大溝に住し、江北の兵・此に屬す。一説  
 に長秀・是より先、信長の世に、若狭國  
 一州に江州滋賀高島二郡を賜はり、若州  
 青井に居城すと云ふ。柴田羽柴争ふの時、  
 秀吉に屬すと。  
 志津嶽の役等功多かりしかば、本領若狭、  
 近江の地は云ふに及ばず、越前國に加賀  
 國二郡を添へて賜ふ、百萬石、又七十萬  
 石餘とも云ふ。越前國北の庄の城に移る。  
 その後、天正十三年四月十六日、長秀自ら  
 腹切りて死す、年五十一歳也。多門院記  
 に「此の年四月十四日に腹を切り、十六  
 日に死す」とあり。又惟住越前守に任ぜ  
 られ、又越前にて死すと記せり。又鹽尻に  
 「馬鞍の事・エツル竹に金の短冊、丹波五  
 郎左衛門長秀」と。又加越能三州志に「能  
 美郡の内(白山の麓、風嵐等十六ヶ村、  
 越前大野郡に屬す)。丹羽長秀領。今年(天  
 正十一年)秀吉公より越前、並に加州江  
 沼、能美の二郡を長秀に賜ひ、命じて大

量をなましむるに、此の十六ヶ村の先領  
 主勝家・越前より此の地を兼領せし先矩  
 に倣ひ、長秀も亦此の地を自領して、越  
 前の地に附して、大量を極る。故に世に  
 此の地を大野郡と通つて唱ふるなり」と。  
 越前國福井市寺町曹洞宗小松總光寺境内  
 に、長秀の墓ありて、周圍には莊麗なる石  
 櫛あり。明治三十五年四月、大火の際、  
 幸にして傾燒を免る。古色蒼然たり。  
 その子長重・時に十五歳、その歳(天正  
 十三年)、越中の佐々内藏介成政(後に陸  
 奥守)織田信維に通じ、長重にも軍勢を  
 僱す。時に丹羽隨一の家人、成田編八郎、  
 宗徒の傍輩を集め、故主は、織田殿の御  
 恩・深かりしに、秀吉と云ふ無道人に、  
 たばかられて、彼の家の天下を奪はれ給  
 ひし事、一生の不覺なり。又大恩の君の  
 公達をだに失ふ人の、如何で傍輩の好み  
 を思ひ、此の稚き人に大國を數多まら  
 せんや。今は得難き時なり。未だ勢の散  
 らざらん内に、彼が越中に入らん頃、織  
 田殿の勅爲に義兵を擧げ、佐々と號んで  
 討ち滅し、故主の耻を雪がんこと、如何  
 なる佛事供養にも、猶ほ優りぬべし。方  
 々いかに」と議す。以つての外の大議な

ればと、長倉儀に時らつりて、秀吉に洩  
 れ聞え、成田は死利、佐々も降人と成り、  
 丹羽の家人長東大藏大輔正家(五萬石)、  
 村上周防守義明(三萬六千石)、溝口伯耆  
 守秀勝(六萬石)、青木修理亮宗勝(四萬  
 六千石)、青木民部少輔一重(一萬石)、戸  
 田武藏守重政(一萬石)、寺西下野守清行  
 (二萬石)、上田佐太郎重安(一萬石)、奥  
 山雅樂助正之(一萬一千石)等、悉く秀吉  
 の家人に召出され、長秀が遺領・越前加  
 賀の國々を奪ひ、本領若狭一國を長重に  
 賜ふ。長重・越前國を削られしは、天正  
 十三年閏八月なり、多門院日記に見ゆ。  
 一説に近江三郡と云ふ。  
 後長重・侍従、十五年、九州征伐日向國  
 に向ふ。家人等・軍法に背き、又所領を  
 奪はれ、僅に加賀國松任城に移さる。三  
 萬石とも四萬石とも云ふ。文祿四年、參  
 議に任じ從三位に叙す、公卿補任には見  
 えざれど、武家補任に見ゆ。慶長三年、  
 同國小松城に移され、所領の地を加へら  
 る。家人等にも所領を賜ふ。長重に十萬  
 石、家老坂井與右衛門直勝、江口三郎右  
 衛門正吉・各一萬石也。加賀守を兼ぬ。  
 同秋、秀吉薨じ、四年の冬、加賀中納言

利長、在國謀叛の企ありと聞ゆ。長重の  
 父長秀は利長と同じく、信長の婿なれど、  
 家康に好を通ず。明五年關ヶ原役、前田  
 利長・長重の許に使し、家康に屬すべき  
 をすゝめ、且人質を求む。長重聽かず、  
 事・破れ、利長・小松の城を押し通り、大  
 聖寺城を攻む。城主は山口支善頭宗永・  
 六萬石を領す。城陥り、宗永自殺す。又  
 小松城にて、長重と戦ふ。後利長・長重  
 と和し、近江國大津の宿にて、家康に會  
 す。されど長重・所領を失ひ、江戸芝浦  
 の邊に籠り、五郎左衛門尉と稱す。  
 慶長八年十一月廿七日に至り、常陸國古  
 波の庄を賜ひ、一萬石、元和五年、一萬  
 石を加へ、二萬石を領し、同八年、陸奥  
 國棚倉城五萬石を賜ひ、寛永四年二月十  
 日、所領を倍して、同國白川城に移る(十  
 萬石)、同九年參議に遷任し、十四年閏  
 三月四日、六十七歳にて卒す。其の子侍  
 従光重・初め左京大夫、從五位下、家を  
 繼ぎて後、寛永十九年十二月晦日從四位  
 下、同廿年七月、同國二本松城に移り、  
 十萬石の外に、三萬石を預る。萬治元年  
 閏十二月廿七日、侍従、延寶七年四月七  
 日、致仕入道玉峰と號す。嫡子若狭守長

次・家をつぐ。

その略系は寛政系譜、及び武鑑に「越前守長秀—加賀守長重(丹羽五郎左衛門、從三位、宰相、越前福井、加州小松)—左京大夫光重(宮松丸、左京亮、從四位下、侍從)—若狭守長次(鍋丸、左京大夫、大膳大夫、侍從)—越中守長之(重昌、主膳、一に越前守)—左京大夫秀延(尹重、五郎三郎)—左京大夫高寛(百助、五郎左衛門長道の長男)—若狭守高庸(百介、五郎左衛門)—加賀守長貴(五郎左衛門、左京大夫、從四位侍從)—加賀守長祥(四品)—左京大夫長富(若狭守、從四位、少將)—左京大夫長國(從四位上、侍從)—蕃吉(早世)」と。長國—長裕—長徳にして、陸奥二本松、十萬七白石。現今子爵。家紋違棒、三葉笹、三木瓜。



二本松 丹羽

長秀の二男仙丸は藤堂高虎の子となり、藤堂宮内少輔高吉と稱す(藤堂條參照)。又長政の女婿宮内少輔實忠の子掃部助忠政は丹羽を稱し重臣たり。又家臣に丹羽圖書、同一學、同久馬、同内藏助、同三

左衛門、同内膳等多し。

7 清和源氏足利氏族 一色範氏の後と稱し、一色丹羽系圖に「次郎範氏—右京亮直氏—右京亮氏兼—勸次郎氏宗—平三郎氏明(尾州丹羽郡)に住す。故に稱號と爲す。丹羽の元祖)—次郎左衛門氏時—傳介氏盛—勸六左衛門氏範—和泉守氏從(尾州折戸城主、明應六卒)—新助氏員(本郷城主、天文五卒)—平左衛門氏興(同城主、永祿二卒)—若狭守氏清(岩崎の城主)—右近大夫氏誠(織田信長に屬し、而して後、家康公に仕ふ)—勸助氏次—勸助氏信—勸助氏定」と見ゆ。

此の流の事は第四項に多し。又藩翰譜に「丹羽勸助源氏次は、足利泰氏の六男、一色宮内輔律師公深の末葉なり。公深が六代の孫平三郎氏明、初めて尾張國丹羽の郡を領して、丹羽と名のる。氏明四代の孫和泉守氏從、折戸の城を築き住み、其の子新介氏員、本郷の城に移る。氏員が孫若狭守氏清、初めて岩崎の城を築いて移る。其の孫右近大夫氏勝が時に至りて、織田殿に屬す。勸助氏次は、氏勝が嫡男なり。信長失せ玉ひし後、北島殿・尾張國を分ち知り玉へば、氏次・信謙繼に從

ふ。明天正十一年、勸氣を蒙り、本國を去りて徳川殿に來り仕ふ。十二年春、北島殿・秀吉朝臣と軍起る。徳川殿・氏次を召して、汝が累代領せし岩崎の城は、尾張三河の境にて、要害の所なれば、速に馳せ向つて守るべしと仰せければ、氏次・本領に歸り城を携えて、舍弟次郎助氏重に軍勢つけて守らせ、我が身は小牧山の御陣にこそ参りけれ。同き四月九日の朝、池田紀伊入道勝入まづ岩崎の城を攻む、多勢に叶はずして、氏重・討たれて、城落ち、氏次此の邊の案内者なりしかば、徳川殿の先陣し、長湫の邊に馳せ向ひ、上方の多勢を打破つて、池田父子を初めとして、多くの敵をうたれしなり」と。程なく氏次再び信謙に仕へ、伊勢國にて七千石を領し、同十八年また徳川氏に仕へ、武藏國にて七千石、慶長五年三河國伊保一萬石、明六年三月十九日、五十二歳にて卒す。其の子勸助氏信、寛永の初め、御書院番の頭、叙爵して式部少輔に任ず。諸役人系圖に「寛永九年五月、松平伊賀守・御書院番一番の頭となる。その跡丹羽式部少輔、其の跡は同十五年十二月朔日、青山因幡守を以つて補せらる」と

同十九年、美濃國岩村城二萬石を賜ふ。其の子式部少輔氏定、明曆三年四月十六日卒、五十二歳、其の子式部少輔氏純、延寶二年九月廿七日、三十八歳にて卒、其の子勸介氏明、長門守、元禄十五年卯ありて、一萬石、越後に移さる。

寛政系譜、及び武鑑に「氏次(勸助、丹羽右近大夫氏勝長男)—氏信(氏重、勸助、式部少輔、美濃國岩村二萬石)—氏定(氏重、勸助、式部少輔)—氏純(勸助、式部少輔)—長門守氏明(氏房、勸助)—和泉守氏音(庄之助、壹岐守、實は同姓備兵衛信氏二男)—和泉守董氏(倚氏、猪之助、實は同姓備兵衛氏右長子。播磨三草に移る)—長門守氏榮(郡氏、勸助、式部少輔)—長門守氏福(勝道、龜五郎、勸助、實は巨勢大和守利永二男、空閑齊)—長門守氏昭(勸助)—若狭守氏賢—長門守氏中(實は舍弟氏謙男)と見ゆ。「氏中—氏厚」にして、播磨三草一萬石。明治四千八百四十石。現今子爵。家紋九本骨上り總槍扇、五七桐。



三草 丹羽

又同姓金十郎氏廣は、上總久留里、後紀伊頼宣に附せらる。  
8 桓武平氏 初めは武井を氏とし、後三河國庄田に住して、庄田と稱し、市之丞榮那に至りて外家の號・丹羽を冒すと云ふ。家紋七寶の内割花菱、丸に構。寛政系譜に「市之丞榮那—三十郎榮相(數馬)—吉右衛門榮豐(金十郎)」とあり。  
9 藤原姓 もと繁果氏也。外家の號を冒し丹羽と改む、野家也。家紋隅切角に三本矢羽、幣打違給付。寛政系譜に一元眞(久太郎、支孝、法眼)—元標(右衛門七、支孝)等見ゆ。  
10 橘姓 尾張國丹羽郡より起ると云ふ。  
11 加賀の丹羽氏 三州志河北郡鳥越城條に「國祖・丹羽源十郎等を置いて加越の境成とす」と。又加賀藩給帳に「八百石(紋笠)丹羽權之佐、五百石(紋ニカイ松)丹羽主計、四百石(紋六カイ松)丹羽次郎、百二十石(紋ニカイ松)丹羽弟次郎、九十石(紋丸内笠)丹羽伊三郎、三十五石(外七人扶持)丹羽菊馬」等見ゆ。  
12 越中の丹羽氏 三州志、礪波郡一乘寺城(蟹谷郷)條に丹羽吉左衛門、これに據ると載せ、又新川郡「東岩瀨城は丹羽

權平居士」と。又「豊田城にも此の人居れり」と、佐々成政の家臣にして、同郡宮崎、泊、境條に「又成政・丹波權平に五百人を副へて守らすと、驛路記に見ゆ。此の記に、權平は長田三十郎が子也。信長公に仕へ、成政に屬し、母方の丹羽を姓とし、境、魚津の城を守る。天正十一年より、國祖に住へ、百口の秩を賜ひ、慶長十一年卒す」と見ゆ。  
又大林條に「丹羽源太居たりと、成政の將か未だ考へず」など見ゆ。  
13 丹黨 武藏の豪族にして、加治家茂の弟助季・丹羽左衛門と云ふ、其の後也と。  
14 田中氏族 田中民部少輔長顯の子を丹羽久左衛門、同新助と云ふ。田中條を見よ。  
15 因幡の丹羽氏 八上郡丸山城主丹羽兵部あり、池田光政家臣也。  
16 筑後の丹羽氏 宗崎、及び丹波條を見よ。  
17 坂上姓 尾張國丹羽郡より起る。坂上田村麻呂の裔と稱す。丹羽勸右衛門宗貞に至り、會津藩に仕ふ。その裔勸解由能衛の男織之丞能教は豪齋と號す。功績多く、退業靈社に祭らる。



18 雜載 その他、岩村松平藩番頭、會津松平藩重臣、新田池田藩用人、久居藤堂藩重臣、芝村織田藩用人、關宿久世藩中老、佐賀阿部藩用人、三宅藩年寄、舉母内藤藩側用人等に見ゆ(武鑑)。又秀康贈給帳に「二千石丹羽勘兵衛、田中藩知行割帳に「百五十石丹羽七兵衛」を挙げ、又越後溝口藩士丹羽氏は長右衛門以來仕へて、その裔滿矩の男思亭(憲、伯弘)は學名あり。

また水戸、尾張、紀伊の御三家に皆存し、又京極藩給帳に「三百石丹羽市十郎」を載せ、堀尾山城守給帳に「百五十石丹羽二郎助、二百石丹羽丹右衛門、二百石丹羽覺兵衛、百二十石丹羽仙左衛門」等見ゆ。又錦織寺家司に丹羽大隅あり。

又三條家諸大夫に丹羽氏あり。殊に丹羽豊前守正康の養子出雲守正雄(實は近江國馬淵色の人、佐々木)は勤王の士、從四位を贈らる。又幕府勤者の書附に「二百俵醫師丹羽玄孝、今以つて同高、寄合」と、第九項氏也。又江戸の國學者に丹羽桃丸、小普請組に丹羽遠江守、西丸小性組丹羽近江守、又丹羽加賀守(遠す)は茶人として聞ゆ。又儒者に丹羽良(風)、雲

二百八十石餘。給御門之内下ル四角。寺は黒谷龍光寺。内々、神樂。現今伯爵。



庭田

2 雜載 原田家臣に此の氏あり。庭野 ニハノ ニハヤ 庭谷氏に同じ、上野の豪族也。岩松文書、至徳三年のものに「常陸國田中庄内中小目郷知行、庭野左衛門太郎」と見ゆ。

丹羽建部 ニハノケルベ 丹羽條、及び建部條を見よ。○ 丹羽建部君 日本武尊の御裔にして、尾張國丹羽の地にありたる建部の伴造家也。成務本紀に「武田王は、尾張丹羽建部君の祖」と見ゆ。

庭谷 ニハヤ ニハタニ 1 上野の庭谷氏 庭野條参照。上野國甘樂郡庭谷邑より起る。古戦録に「國峰の枝城庭屋へは、先方衆庭屋左衛門尉云々」と載せ、國志に「甘樂郡庭谷城・庭谷左衛門、小幡組也」と見ゆ。

2 宇多源氏 佐州役人付に「宇多源氏、庭谷多三郎」と載せたり。3 雜載 その他、鯖江藩士に庭本周あり。

氣と號す。又漢華の學者に丹羽十郎左衛門・樗山と號す。共に名あり。又堀田恒山碑に「次女は丹羽氏に適く」と。又伊勢の醫師に丹羽貞權(正伯)あり、本草學に長ず。又尾張春日井郡四谷村丹羽嘉六尉は學名高く、又書に巧なり、盤桓子と號す。又名古屋の畫家に丹羽嘉言あり、聚珍堂、福善齋等と云ふ。又漢華の畫家に丹羽元國・通稱大黒屋嘉兵衛、桃溪と號す。又美濃、備前、信濃、近江等にも存し、又幕末水戸藩士に丹羽憲介久照あり。

爾波 ニハ 同上氏に同じ。庭川 ニハカハ 庭坂 ニハサカ 二橋 ニハシ ニノハシ フタハシ 1 藤原北上上杉氏族 相摸の豪族にして上杉系圖に「上杉掃部頭頼重一重顯(修理大夫、修理亮、二橋と號す)」と見えた

2 雜載 堀尾山城守給帳に「百石二橋忠左衛門」を載せ、又津山藩分限帳に「百石二橋清水」見ゆ。猶ほフタハシ條参照。庭妹 ニハセ ニヒセ 和名抄、備中國賀夜郡に庭妹郷を收め、爾比世と註し、高山寺本に爾波世と訓ず。後世は庭瀬と記す。

庭屋 ニハヤ 前條氏に同じ。仁張 ニハリ 新治條参照。新 ニヒ イマキ アタラシ シン 伊豆、駿河等、その他、此の地名多し。

1 新連 類聚符宣抄卷七に見ゆ。2 都筑氏族 阿波の豪族にして、故城記に「新殿、都筑、家紋三ヌハマ立引龍二」と見ゆ。ニイ條参照。3 中臣氏族 アタラシ、カスガ等の條を見よ。

4 新居氏族 伊豫の豪族也。ニイ條を見よ。又宇和の氏族に見ゆ。5 桓武平氏 シン(進)、アタラシ等の條を見よ。

6 雜載 その他源平盛衰記に新中納言、新兵衛尉基清、また東鑑卷四に新中納言知盛、新三位中將實盛、十七に新判官能員、二十七に新判官光村などあるは新に其の官に任補せられし人也。又東寺文書に「若狹國遠敷郡平庄云々、新武藏守源朝高」など多し、皆此の類にて擧げて數へ難し。

又藩生家臣に新伯耆・見え、秀康卿給帳に「五十石新吉大夫」を擧ぐ。新漢人 ニヒアヤビト イマキノアヤビト

庭瀬 ニハセ 前條庭瀬より起りしならん備中、備前に此の氏あり。戸田條参照。庭田 ニハタ 紀伊に庭田庄あり。

1 宇多源氏 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「源雅信—時中—清政—資通—政長—有賢—資賢(權大)—時賢(右中將)—有賢(鈴虫中納言)—經賢(實連、權中)—茂賢(右馬頭)—重賢(權中)—(庭田)經有(贈左大臣)—重有(權大、贈從一位)—重賢(政賢、長賢、權大、贈内大臣)—雅行(權大、明應四薨)……重經(參議、文龜元十廿五卒)……親重(權中、實は權中宣親男)……重保(侍從)と載せ、次に知譜拙記に「重親—重保(權大)—重通(重頼、又重具、權中)—重定(權中)—重秀(右中將)—雅純(右中將)—雅秀—重條(貞享元權中納言)」とあり。

その後は「重條—重孝—重熙—重嗣—重能—重基—重胤—重文—重行」なり。經有の女幸子(敷政門院)は後崇光院帝の妃にして、後花園天皇の御母に御座す。又經有、重有は新續古今集に見え、又應仁記に「公家庭田」、豐鑑に「庭田侍從重定」等を擧ぐ。徳川時代、羽林家、舊家にして、三百五十石(百八十三石、明治

及びアヤビト條を見よ。新居 ニヒキ ニキ條を見よ。新井 ニヒキ ニキ、アラキ等の條を見よ。新泉 ニヒイツミ ニヒノミ 上總國武射郡に新泉邑あり。

新今 ニヒイマ ニイマ條を見よ。新色 ニヒイロ 攝津國豐島郡に此の地名ありと。ニヒロ條参照。新江 ニヒエ シンゴウ 東鑑卷四十一、四十三、四十五に新江民部大夫以基を擧ぐ。大江姓なるべし。

新岡 ニヒラカ ニラカ 陸奥國津輕郡新岡邑より起る。金姓大浦氏の族也。異聞錄に「金備前は上新岡、下新岡の先祖なり。上新岡但馬源利貞(一に貞正)、下新岡出雲源保就は爲信公の宿老なり」と見ゆ。大浦、津輕等の條参照。大浦爲信配下の將に新岡出雲ありて、津輕年代記等に見ゆ。

新興 ニヒオキ 肥前の名族にして、蓮池藩士新興文治光鏡は蒙所と號す、書に巧みなりき。その門新興周平、本名は牧世儀にて、夏岳と號す。

新郷 ニヒガウ シンガウ條参照。新垣 ニヒガキ 新方 ニヒカタ 武藏國埼玉郡に新方庄あり

り、市野割村香取社享徳五年跡口の銘に「新方庄市波目村」と見ゆ。その他にもあるべし。

1 橋姓 出羽の豪族なれば、その地方に此の地名ありしならん。陸奥話記に「橋頼貞は四陣たり（橋真頼・志万太郎の弟也。字は新方二郎）」と見ゆ。貞頼は清原武則の甥也。シマ條參照。

2 藤原姓  
新湯 ニヒガタ 越後國蒲原郡に新湯の地名あり。

新金 ニシカネ シンカネ 堀尾山城守頼

新河 ニヒカハ 次條氏に同じ。

新川 ニヒカハ ニフカハ シンカハ 越

中國に新川郡あり、和名抄に瀬布加波と訓じ、十郷に分つ。その他、大和、攝津、三河、武藏、下總、近江、羽前、出雲、肥後等に此の地名存す。

1 物部氏族 古く大新川命あり、近江、或は大和の地名と云ふ。モノノベ條を見よ。

2 新川臣 春日氏の族かと云ふ。上野國山名上村辛巳碑に「佐野三家を定め賜ふ健守命の孫黒夏刀白、此れを新川臣の兒斯多々爾足尼、孫大兒君・娶りて生める

に收め「新城連。高麗國の人・高麗俗の後也」とあり。

3 新城真人 皇別姓なるや明白なるも何天皇より分れしか詳かならず。東大寺奴婢帳に見ゆ。

4 清和源氏高山氏族 岩代國安達郡新城より起る。二本松高山家の一族にして、相生集に「二本松城主高山滿泰の弟式部少輔氏泰は、桐山の館を築きて住せし故、世に是を新城館と號す。夫より六郎泰時、式部少輔氏重、彈正少弼盛繼、五郎直繼、彈正少弼信常（老いて心安齋常閑と號す）まで、六代こゝに住せり」と。又道齊記に「新城彈正、同大和・住す」とあり。大和は彈正の子にて、父と同じくこゝに居りしとぞ。また仙道表鑑に「天正十年の比、二本松家の謀臣・新城彈正は桐山の城に在りて、屋形義繼の軍の叛引を指揮したり」など載せたり。

次に高山右馬頭村國の弟上野介村向も新城家と稱し、その男向國は宗家を嗣ぐ、ハタケヤマ條に詳か也。而して成田館を新城心安の居所と傳へらるゝに付、相生集に「高山村國の弟村向の曾孫新城左近將監家綱をも眞庵と號せしといふ説あり

兒長利僧・母の爲記定る文也」と見ゆ。

3 新川宿禰 越中國新川郡より起る。大同類聚方に「新川郷は越中國新川麻呂の家傳」と見ゆ。新川郡の豪族ならん。又地理志料に「大同類聚方に越中の入新川宿禰佐美麻呂あり」と。蓋し異本に據りしならん。

4 大和の新川氏 十市郡の新川邑より起る。第一項の流と稱し、國民郷士記に「新川喜内（字麻志麻治の末孫）」と載せたり。

5 和泉の新川氏 日根郡の名族にして、永祿年中、新川石見守は鶴原村古御坊城内に一字を建立す、即ち光泉寺也。二世新川利部大夫念敬、三世左近金右衛門等四、四世喜右衛門了西也。猶ほ三歸條を見よ。

又新川氏覺書に「泉州日根郡中庄村、新川九兵衛。右の者義、本國泉にて、元祖三谷九兵衛盛政と申す。天正十一年、太閤秀吉公元奉公、同十三、羽柴秀長・和州郡山に引移り候節、陪從して宮内少輔に任ぜらる。天正十九年に浪人を致して本國泉州中庄村へ引退き、名字を改めて新川宮村と申し候處、文祿三年、口村小堀新助領分に成り候ても、郷士にて罷り有

て、其の住所は定かならねど、もし其の人・此の成田に在りけんを、其の名の同じきより、前述彈正心安と誤りしか」と云へり。

金花抄に「高山宗頼（大井田觀音坊が事）は、二本松の正統を新城家より繼ぎたることを大に憤り、すみやかに思ひ立たんと企てけるが、猶ほ案内を伺はんために、二本松の近族を味方にせんことを謀り、己が誕千歳の前といへる容貌の美はしきを、新城左近將監家綱の男八郎尙綱に合はせけるに、最愛甚しかりければ、宗頼・大に喜び、やがて彼の夫婦を己が館に招きて、二本松を襲ひ討つべき内談をなす。家綱・此の事をはやく聞き出して、大に驚き、高山義國へ訴へ、疑ひを散せんがため、自ら大將を請ひ受けて大將内の城に進發す」と。

蓋し新城とは二本松城に對する語にて、二本松家庶流の人は皆新城を誓みて、新城家と稱したるなれば、數流ありしならん。

り、宮内の伴三十郎の代、新助より頼みに付き、代々中庄村を支配致し來り候旨、申し立て候」と。

また「泉州日根郡五屋村、新川又七郎。右の者義は、前書新川七兵衛と同家にて、先祖三善宮内少輔の弟を新川孫一盛好と申す。天正十九年、泉州五屋村に居住仕り、郷士に罷り有り、其の子典一の代、小堀新助より頼みに付き、代々支配を致し來り候旨申し立て候」と見ゆ。

又西之内村四蓮寺は、天文四年三月に新川金右衛門の創建なりと。また佐野川村の人新川ト半・名あり。

新城 ニヒキ シンジャウ 和名抄、三川

岡田郡に新城郷を收む、後の仁木邑かと云ふ。その他、大和以下此の地名多からん。

1 新城月咩 大古大和の豪族にて土蜘蛛族なり。神武紀に「是の時、層雲郡波哆丘岬に、新城月咩なる者あり云々。此の三處の土蜘蛛は、並に其の勇力を持みて來應を肯ぜず」とあるは、添下郡新木にありし土豪なるべし。後に亡ぼさる。

2 新城連 高麗族にして、神龜元年五月紀に「從七位下王吉勝に、姓を新城連と賜ふ」と見ゆる後也。姓氏錄は左京諸番

屬す。晴綱・これを攻めしが反つて敗るとぞ。

6 出羽の新城氏 新庄條（二九〇〇）を見よ。

新木 ニヒキ

○新木首 百濟族にして、姓氏錄、未定姓、河内の部に「新木首。百濟國人伊居留君の後也」と載せたり。

新分 ニヒキタ 和名抄、筑前國鞍手郡に新分郷を收め、爾比較多と註す。贊田條參照。

新口 ニヒクチ シンクチ 大和の國に新口庄あり。

武藏兒玉黨に此の氏ありて、武藏七黨系圖に「庄權守弘高―四方田七郎高綱―景綱（三左衛門、建長中人）―時綱（新口左）―重綱（太）―村重（七）」と載せ、また重綱の弟に實綱を收む。

新國 ニヒクニ

1 藤原姓 もと赤沼氏、或は沼倉氏を稱せりと云ふ。兩條參照。

2 會津の新國氏 山内氏家臣に新國右京あり、山内、瀧澤條を見よ。又新編風土記、大沼郡大鹽邑條に「舊家利左衛門。山内家臣新國右京義方より八代の後なり」と。又會津郡「大倉村館述。永正の頃、

横田某築き、天正中、新國軍人某、住せり」と見ゆ。

又新國上總あり、栗村條、大槻條参照。

又伊達日記に新國上總介、天正浦生家臣

に新國上總介を收む、皆同人にして、關

八州古戦録に「天正十八年、豊太閤奥州

陣の時に、長沼の城主新國上總は、葦名

盛氏以來、武名譽しき老武者たる故、本領

をも與へらるべき内存にて召し呼ばれ、

會面し給ふ所に、新國・婿しきの餘りに

や、前後不合期なる事どもを、田舎の鈍

りたる詞にて、周詳に申しけるを、殿下

聞し召し不興有りて、聞きしに劣れるう

つけ者なりとて、采地を沒收したまふ」と

載せ、野史に名を貞通とす。

2 越後の新座氏 彌彦社船越の神官に此

の氏あり。

新倉 ニヒクラ 武藏國多摩郡に新倉莊あ

り。信濃に此の氏存す。

新小萱 ニヒコガヤ シンコガヤ 磐城國

白河郡の豪族に新古萱篤綱・見ゆ、結城氏

の一族也。ユフキ、シラカハ、コガヤ等の

條を見よ。

新里 ニヒザト シンザト 武藏、陸中、

陸奥等に此の地名有り、その他にも多かる

べし。

1 有造姓見玉黨 武藏國見玉郡新里邑よ

り起る。武藏七黨系圖に「見玉・新生、

中條、新里、云々」と見ゆれど、其の系

はなし。

2 丹治姓丹黨 同上新里邑より起る。七

黨系圖、丹黨に收め「秩父基房(黒丹五)

—(新里)恒房(丹三大夫)—光房(新里三)

—光綱(由良三、左近)—實綱(三馬九)

と載せ、又井戸葉系圖に「恒房(新里、

丹三大夫)—光房(同太郎)、弟實光(二郎、

安保條を見よ)、弟信光(長濱三郎)、弟實

直(青木丹五)」とあり。子孫は由良、安

保、長濱、瀧瀬、青木等の條を見よ。

3 磐城の新里氏 當地方岩松家の老臣な

り、岩松條を見よ。

4 陸奥の新里氏 津輕郡の新里邑より起

る。郡中名字に「平賀郡新里、小比内云

々」と。

5 安藝の新里氏 當國の豪族にして、藝

藩通志に「佐伯郡西城は新里式部の守る

所」と見ゆ。吉川記に「天文二十三年云

々、新里式部少輔、云々」とある人也。

又安西軍策に、新里何某、新里掃部助等

を載せ、陰徳太平記に「毛利元就父子四

人・天文二十四年五月下旬、嚴島に城を

築き、已斐豊後守、新里掃部介を大將と

して、三百餘人さし籠めらるしなどあり。

新郷 ニヒザト ニヒガウ シンガウ條參

照。

新澤 ニヒザハ シンザハ

新嶋 ニヒジマ 和名抄、三河國幡豆郡に

新島郷を收む、高山寺本には折島に作る。

又阿波に新島庄あり。その他、上野等に此

の地名存す。而して武藏、上野等に此の氏

あり。安中板倉藩士新島民治の男、妻は北

米合衆國に遊び、同志社を創立す。

新後 ニヒジリ 美作國眞庭郡の名族にし

て、吉野郡竹山城主新免伊賀守長重の後な

りと。傳へ云ふ、寛正三年四月十五日、山

名時氏・四百餘騎にて左右より夾み撃ちし

と載せたり。

新田目 ニヒタメ アラタメ條を見よ。そ

の他、參考諸家系圖に「新田目金右衛門經

道、新田目忠左衛門道考(母は沼宮内氏)、

新田目逸左衛門」等見ゆ。紋水車。鶴飼氏

の族にして、本名福士、岩泉、新田目。姓

源、紋菱輪、九曜」ともあり。

新津 ニヒツ 多くは越後國新津より起り

し也。

1 桓武平氏 中蒲原郡新津邑より起る。

東鑑卷十七、建仁元年三月四日條に「去

月廿二日、城四郎長茂並に伴類新津四郎

以下、吉野の奥に於て誅せられ畢る。長

茂・先立つて出家を遂ぐ。同二十五日、長

茂、並に伴黨四人の首を大路に渡さる」と。

城氏の一門たりしなるべし。

2 清和源氏平賀氏 前項氏の滅後、起

りしか。尊卑分脈に「平賀冠者盛義—二

新田目 新田目 新田目

新田目 新田目 新田目

新田目 新田目 新田目

新田目 新田目 新田目

新田目 新田目 新田目

かば、長重・大庭郡久世村天皇山川の四

に走り、敵將横尾軍兵衛の爲に討れて死

す、其の室(勝田南郡入田村後藤氏の娘

玉手)・長於義丸、二男壽丸、三男壽若を

擁し、中谷村の民家に逃れ、長重の戦死

後、家老稻葉彌兵衛、奉行永井源藏、五

島平六、山野長兵衛を引連れ、同年五月、

眞島郡鹿田村外成辻氏(菅家)に頼り、下

方村に居り、その後、文明九年八月、富

尾村に移り、長男於義丸・後に姓を新後

と改む、その子忠幾なりと。

新關 ニヒセキ シンセキ 東鑑卷三十六

に新關左衛門尉を載せ、又建武元年津輕降

入交名に新關又二郎・見ゆ。その後、出羽

最上義光配下の將に新關因幡あり。

新園 ニヒソノ

新園 ニヒソノ 奥州安倍氏の族也、シン

ソへ條を見よ。

新田 ニヒタ シンデン ニツタ條を見よ。

新田 ニヒタ 和名抄、薩摩國高城郡に新

多郷を收む。ニツタ條参照。

新館 ニヒタテ シンヤカタ 磐城、岩代、

陸奥に此の地名存す。内、磐城國田村郡新

館は、當地方の豪族新館肥前守の起りし地

也。新館氏は後に田村氏に屬す。

新平 ニヒタヒラ ニヒヒラ條を見よ。

新田部 ニヒタベ ニツタベ ニフタベ

職業部の一にして、田部の一と考へらる。

中央なる氏人には、天平二十年の高經所解

に「左京一條三坊戸主新田部眞床」など見

ゆ。其の他多し。

1 備前の新田部 播磨國正税帳に「備前

國上道郡主頼少初位上新田部弓」なる者

見ゆ。

2 陸奥の新田部 多賀城より發掘されし

古瓦に見ゆ。

3 諸國の新田部 和名抄、新田郷を多く

載せたり。此の部の居住より起りしもあ

らん。ニツタ條を見よ。

4 新田部直 新田部の伴造家にして、神

別の大族也。天神本紀に「天活玉命。新

田部直等の祖」とある後也。氏は齊明

紀四年十一月條に「新田部直米麻呂」見

ゆ。

5 新田部連 前項とは別にて、安寧帝裔

の御裔也。新田部の總領的伴造家か、或

は前項氏を襲ふか。安寧本紀に「磯城津

彦命。新田部等の祖」とある後にして、

天武朝に宿禰姓を賜ふ。

耶有義—金津小二郎實義—實直（藏、左衛門尉、木津東方）、弟信實（三郎、新津四方）と載せ、諸家系圖纂には「實義—實義（號木津、東方藏人左衛門）、弟信實（號新津、四方三郎）」と云ひ、中興系圖に「新津。清和源氏、平賀次郎有義が三代三郎信實・之を稱す」とあり。

前述新津邑なる新津館は新津氏の居宅地にして、傳へ云ふ前項氏の滅後、平賀氏の一族・此の地を領し、新津氏を稱せし也と。但し北越軍記等に「金津小次郎實義の子丹後守（丹波守）義門、幼名彦次郎（兄は木津左衛門尉實直）・謙信に仕へ功あり」など云ふは信じ難し、時代大いに違へば也。義門は實義の遙かなる後胤ならん、但し異説あり。次項を見よ。

長尾景房家臣に新津入道、謙信樓御分城持大將兼に新津丹後守、景房家臣に新津内記・等見ゆ。

3 佐々木氏族 前項の新津丹後守は、略風土記に「佐々木盛綱の七男右衛門尉時泰より出づ」と述ぶ。

4 甲斐の新津氏 兵家茶話に日向氏の家記を載せ、「上杉の家臣新津右京の子某・當國に來奔し、日向大和守に倚り、信玄

公に仕へ、日向支東齋と號す」と（國志）。支東齋宗立は大和守の妹婿にて、其の子牛兵衛正之（正成）は徳川氏に仕ふ。日向條を見よ。

5 清和源氏小笠原氏族 家紋黒餅の内違鷹羽、割菱。小笠原氏の族と稱す。

6 雜載 信濃等にも此の氏あり。

**新妻 ニヒツ**

1 磐城の新妻氏 建武四年の伊賀盛光代麻績盛清軍忠狀に「小山駿河權守の若黨新妻次郎左衛門尉」見ゆ。次項氏と同族か。

2 桓武平氏千葉氏族 千葉常兼が四代孫常親の後也と云ふ。奥相秘鑑に「磐前郡四倉驛に妙見祠ありて龍子山と云ひ、今松岡といふ。是は千葉大須賀氏の末流。新妻彈正住居の由縁にて、建立せし」と述べ、磐城古代記に「金澤の磐手館址は、新妻式部少輔の居所にて、文明六年落城す」と云ふ。大須賀條を参照せよ。

又大永四年、相馬勢・岩城領へ攻め入り、既に淺見川を越えて、敵を迫ひ散らし、相馬顯胤は山に宿陣し、翌日久之濱より四倉濱を通り、新田川に至るに、新田城主新妻氏は、五百騎計にて、此の川を前

にあてて控えたりなど傳へらる。

**新名 ニヒナ シンミヤウ** 和名抄、日向國那珂郡に新名郷を收む。その他、シンミヤウと云ふは多からん。新名田の意なれば也。

1 綾姓 讚岐の豪族にして、新名邑より起る。綾族の宗家、新居藤大夫實光の男藤大夫實幸は新名大夫とも云ふ。子孫福家條に詳かなり。又全讀史に「鷲山城は新名村鷲山に在りて、新名内膳・これに居る。新名藤大夫章隆の裔也。天正十一年、土佐元親・内膳を殺し、入交藏人をして之に居らしめ、以つて近郡の鎮と爲す也」と。

又「柏原城も新名村に在り、新名源左衛門・之に居る」と見ゆ。

2 土持氏族 日向の新名郷より起る。土持系圖に新名氏ありて、世々此の地を食す。日向記に新名又左衛門尉、新名治部丞等を載せたり。

**新長 ニヒナガ シンナガ**

○ 新長忌寸 唐族にして、延暦七年五月紀に「唐人馬清朝に姓を新長忌寸と賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄は左京諸番に收め「新長忌寸。唐人正六位上馬清朝の後也」と載

せたり。

**新沼 ニヒヌマ** 和名抄、丹後國丹波郡に新沼郷を收む、高山寺本には新沼に作る。その他、陸前國志田郡に新沼邑ありて、大崎左衛門督隆義家中に新沼甲斐守あり、封内記に「新沼邑西要害は大崎家臣上野甲斐・之に居る」とあるものに當るべし。

又氣仙郡豪にあり、猪川邑に古壘・二あり、其の一は葛西家臣新沼長左衛門の所居也。其の子長門、其の孫三右、慶長五年、刈田郡白石役、伊達貞山君に従ひ、氣仙三十六騎の其一也。三右は舊葛西家臣白井遠江の裔孫にして、淡路の子、而して白井因獄の弟也。新沼家を嗣ぐと雖も、後に本姓に復す」と見ゆ。

**新野 ニヒノ ニヒヤ** 和名抄、攝津國島下郡に新野郷を收め、爾比夜と註す。又延喜式に新屋神社ありて、今三島村大字四川原に鎮座す。次に遠江國城飼郡に新野郷を收め、爾比乃と訓ず、後世も郷名存し、本間文書に「新野池新田置目之事（慶長十年巳正十一日）新野郷」など見ゆ。次に隱岐國周吉郡に新野郷ありて、爾比乃とあり。次に美作國時田郡にも新野郷見ゆ。その他、信濃、上野等にも此の地名あり。

1

1 遠江の新野氏 當國の豪族にして、前遠城郡新野郷より起る。東鑑卷十、建久元年十一月七日條に新野太郎を載せ、卷十二、同六年三月十日にも見ゆ。又卷二十一に新野左近將監直、其の後、太平記卷九、六波羅の士に新野四郎・見え、近江番場に死す、番場蓮華寺過去帳に「新野四郎朝繁（三十四歳）」と載せたり。

又承久記卷三に「にいの、むまのせう」見ゆ、此の族か。又永徳中、新野左馬助あり。

2 清和源氏今川氏族 これも遠江の新野郷より起りしならん。尊卑分脈に「今川四郎國氏—三郎俊氏—俊國（號新野彈正少弼）」とあるより出づ。又中興系圖には「新野。清和源氏、入野俊氏の男彈正少弼俊國・之を稱す」と載せたり。次項参照。

3 武藏の新野氏 多摩郡の名族にして、新編風土記に「八日市宿新野氏。清和源氏にて、先祖は駿州今川家の同族なり。左近將監直がとき、遠州新野庄に住して在名を稱せり。この左近將監は、東鑑建保元年五月二日、和田合戦の條にも見えし人なり。其の子孫、今川氏に屬せしが、永祿十二年三月六日、氏真と同じく

小田原

小田原に屬せり。氏眞没落のとき、天正十八年六月廿三日、新野五郎道氏と稱して、八王子城にて討死せり。その子荒五郎昭繁、父が命に従ひ、竊に城中を出で、小田原に赴きしが、落去の後、相州藤澤山に蟄居すること三年、關東漸くしづまりしにより立歸りて、この近郷に住せり。その子與五右衛門・此の町引移りの頃、名主と同じく御代官の命をうけて、開教の事をつとむと云へり。その後は子孫世々名主役をつとめりと。これによれば當所を開きしとき、その事にあづかりしごとく見ゆれど、川島作左衛門が事實によれば、この宿を開きしは、作左衛門が功にして、與五右衛門等は、その指麾にしたがひて周旋せしなるべし」と見ゆ。

4 清和源氏新田氏族 上野國新田郡新野邑より起る。岩松文書に新野郷と見えたる地にて、古くより岩松家の所領也。松陰私語に「當方の門葉新野出羽守」を載せ、また後に四谷右衛門大夫守義の男守秀・新野久右衛門と稱し、その子久右衛門守種は尾張家に屬す。

5 雜載 これより前、今昔物語、秀郷の郎等に新野氏あり、前項新野邑より起り

しならん。

入農 ニヒノ 和名抄、安藝國賀茂郡に入農郷を収め、伊比乃と註す。高山寺本に瀧比乃とあるに従ふべし。

新漢人 ニヒノアヤビト イマキノアヤビト條を見よ。

新延 ニヒノフ

新述 ニヒノフ

新居 ニヒノミ ニヒキ ニキ、ニヒヤ、及びミヤケ條を見よ。

新家 ニヒノミ ニヒヤ、及びミヤケ條を見よ。

新野見 ニヒノミ 讃岐國の豪族にして、新居氏と同じ、ニキ條を見よ。梅松論に「讃岐の國人新野見小大夫」を載せたり。

新橋 ニヒハシ シンバシ 駿河、岩代等に此の地名あり、その他、シンバシは諸國に甚だ多し。氏としては、葛山大森系圖に新橋八郎あり、オホモリ條を見よ。その他、伊勢、志摩地方に存す。

新畑 ニヒハタ シンバタ 武藏に存す。

新幡 ニヒハタ

新原 ニヒハラ 上野等に此の地名あり。而して佐土原島津藩番頭に此の氏・見え、又信濃等に存す。

新治 ニヒバリ 常陸國に新治郡あり、古代の新治國の故地にして、和名抄に爾比波里と註し、郡内に新治郷を収む。その他、河内國若江郡に新治郷あり、天平神護元年紀に「十月甲申、日根郡深日行宮に至り、乙酉、同郡新治行宮に至り給ふ」と見ゆる地にて、内田氏曰ふ「同郡は恐らく若江郡の誤りか」と。次に丹後國丹波郡に新沼郷あり、高山寺本が新治と作るをよしとす。

1 新治國造 新治國とは後の常陸國新治郡附近の地を云ふ。常陸風土記に「倭武天皇(日本武尊)・東夷の國を巡狩し給ひ、幸して新治の縣を過ぎ給ふ。遺す所の國造毗那良球命をして、新に井を堀らしむ云々」と載せ、また新治郡條に「古老の曰ふ、昔・美麻貴(崇神)天皇取字の世、東夷の荒賊(アラアルニシモノ)を平討せしむる爲に、新治國造の祖を遣はす。名を比奈良球命と曰ふ。此の人、罷り到りて、即ち新井を穿つ。今・新治里に存し、時に隨つて祭を致す。其の水・淨流、仍りて井を治むる因を以つて、郡の號に著く。爾れより今に至るまで、其の名を改めず(風俗誌に曰ふ、白濱新治の國)」と見え、延喜式、當郡に稻田神社(名神大)

(有道氏、元藤原)長崎、新生、中條、云々」と見ゆ。

新福 ニヒフク

新淵 ニヒフチ

新舟 ニヒフネ 信濃に此の氏存す。

新古屋 ニヒフルヤ 蒲生家臣に新古屋利部あり。

新部 ニヒベ 播磨に此の地名あり。

新穂 ニヒホ 佐渡國加茂郡新穂庄より起り、新穂城(新穂村)に據る。本間氏の族にして、河原田本間頼綱の四男左近大夫重運(六郎左衛門尉)の後也。文永年中、僧日蓮・流罪の時、六郎左衛門尉重運に預け置くと云ふも是れ也。又文安中、新穂有時の名も見ゆ。

後世、五村の地頭にして、天正中、新穂備前守あり。本間、河原田等の條參照。

新保 ニヒホ シンボ條を見よ。

新星 ニヒボシ 有道姓兒玉黨の一也と云ふ。七黨系圖、前星新里を一に新星に作る。

新堀 ニヒホリ シンボリ 武藏、上野、陸中、羽前等に此の地名存し、シンボリと云ふは、天下至る所にあらん。

1 藤原南家相良氏族 肥後の名族にして多良木氏より出づ。タラキ條を見よ。

を収む。蓋し此の國造の氏神か。

此の國造祖・比奈良球は、國造本編に「新治國造。志賀高穴種(成務)朝の御世、美都呂岐命の兒比奈羅布命を國造に定め賜ふ」とありて、風土記とよく符合す。その氏姓を新治直と云ふ。次項を見よ。

2 新治直 出雲臣の族にして、前項國造家の氏也。神護景雲元年三月紀に「常陸國新治郡大領外從六位上直子公・二千貫、商布一千段を獻じて、外正五位下を授けらる」と載せ、また延暦九年十二月紀に「新治郡大領外正六位上直直大直に、外從五位下を授けらる」と見ゆるは、國造の後にして郡領家たりし也。

3 無戸の新治氏 類聚國史五十四に「天長二年云々。常陸國人勳七等新治置單」なるもの見ゆ。前項氏に同じ。

4 丹後の新治氏 丹波郡新治郷より起り、新治城(吉原村新治)に據る。初め城の丹後守頼景の居城にして、建武の比・新治藏人罷居せり。正應田數目録に「新治郷、四十七町・地頭新治殿」と見えたる、之なり。或は延元三年四月、宮方の罷りし荒張の城と云ふも、當城の事かと云ふ人あり。荒張城は後に神代彦五郎兼治に攻め

2 武藏の新堀氏 高麗郡の名族に存し、「紀州熊野より來り、新堀村を開く」と傳へ、又荏原郡の新堀氏は、先祖を新堀左近と云ふ。新編風土記に「この家は草創百姓の中にも長たりし由云ひ傳ふれども、舊記、系圖等を失ひたれば詳ならず」と。又横濱に新堀源兵衛氏あり。

3 常陸の新堀氏 畑田文書、建武五年十月時幹軍忠狀に「若黨新堀修理亮公夏・右の腰に疵を被り記る」云々と。

4 奥州の新堀氏 葛西氏配下の將にして新堀新左衛門は葛西晴信に屬し、富澤日向を討ちて之を降す。葛西、大時條參照。

新間 ニヒマ シンマ

新町 ニヒマチ シンマチ

新松 ニヒマツ 國學者に新松忠義あり、跡部光海の門也。

新實 ニヒミ

新見 ニヒミ 和名抄、備中國智多郡に新見郷を収め、爾比美と訓じ、後に新見庄・起る。東實記に「元弘三年九月、天下一統の初め、備中國新見庄地頭職を寄付せらる」と。後世英賀郡に入る。

1 備中の新見氏 當國の大族にして、源平盛衰記に「備中國新見郷司」を載せ、

落され、戰國時代、新治城には加納下總守・城主にして、中瀬兵衛、荒木佐助同居せしが、下總守戦死せしに依りて、兵衛、佐助、共に細川氏に降る。

その他、加佐郡河守山城も新治内藏助の繁く所也と。宮津志に「今河守郷に在り」と。一に「新治氏は、代々丹波郡新治城に有りしが、中頃戦に敗れ、當城に移る」と云ふ。細川氏の時、國侍上京徳壽軒・當地に在城す。

新春 ニヒハル カスガ條を見よ。

新平 ニヒヒラ 常陸國那珂郡新平坪より起りし豪族にして、桓武平氏大塚氏の族なり。大塚傳記に「吉田郡一族名字、吉田太郎、大戸、此の一族に、新平、云々」と載せ、また東鑑卷二十一に新平馬九、三十四に新平太郎、新平八郎・等を擧げたり。

1 新生連 承和十二年十月紀に「勅す、鴨河忠田(院)預僧賢義が養ふ所の孤兒・清繼、清成、清人、清雄等の十八人、並に新生連姓を賜ひて、左京九條三坊に貫し、即ち清繼を以つて戸主と爲す」とある後也。

2 有道姓兒玉黨 武藏七黨系圖に「兒玉

455

太平記卷七に「備中には、新見、成合」と。又撰解文集にも新見氏を挙げたり。その後、井村の弓絃葉城に據る。又見聞諸家紋に、



下つて安西軍東に新見右衛門尉を載せ、又府志に「天正年中、左衛門尉春信に至り、毛利氏に屬して退轉す」と。又各務氏譜に「兵庫正氏の三女は備中新見渡邊彈藏妻」と見ゆ。

2 美作の新見氏 前項氏の族か。但し眞庭郡榎東色の新見氏は、吉野郡竹山の城主新免伊賀守長重・寛正三年四月の變に戦死し、其の子於義丸、壽丸、壽若等は、母と共に鹿田の管家に頼り、二男壽丸成長の後、榎東村に居を構へ、新見と姓を改むと云ふ。

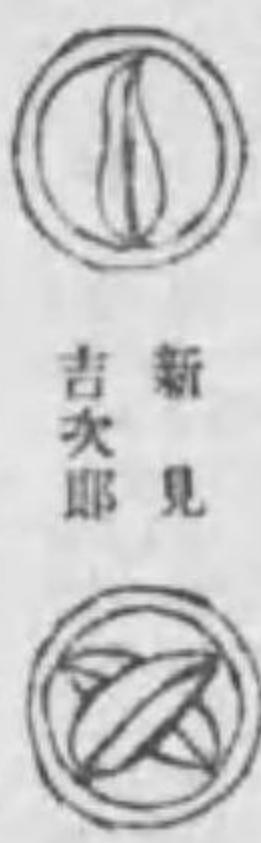
3 清和源氏武田氏族 三河の豪族にして寛永系圖に「武田の庶流」と云ひ、三河諸侍出所に「頼田郡佐々木村新見彦右衛門」を擧ぐ。又大庄屋に新見氏あり、家紋井桁に二ツ柏にして、その裔を新見嘉一郎氏と云ふ。

4 高階姓 天武帝の御裔、高階惟章の後と稱す。家紋丸に陰桔梗、陰菊。新村資廣を祖とす。志村條を見よ。又一に「新村嘉兵衛は、江州新村城主筑後守實則の子にて、中村一氏の女婿なり、徳川の家人となりて、志村と改む」とあり。

5 諏訪神家族 信濃の名族にして、諏訪志料に「遠祖詳ならざるも、傳へ云ふ、建御名方命・此の國に來臨しました時、供奉し仕へたる一人なりと。子孫繁榮し、初めて一農戸を爲す、故に新村を氏とし、其の後、伊那、筑摩等に分籍すと。降りて佐門大夫新村久信なるものあり、小別當役附を勤む。其の男佐門大夫新村近房は天文中の人、通稱與惣兵衛、その妻は栗林郷地頭藤森若狭守の娘にて、長男新重郎、次男は當郷新左衛門の養子(神有員に仕へし人の子孫)也。新重郎道房は、

通稱與惣兵衛と稱す」と見ゆ。

4 清和源氏細川氏族 前項氏に同じけれど、寛政系譜には、細川頼春の後胤正成の男正吉より出づと云ふ。家紋丸に一葉蘆、三本杉。寛政系譜に一族八家を載せたり。もとニヒミ、後にシンミと云ふ。「正吉(初めは正義、或は政吉)彦左衛門正勝(勘三郎)一綱三郎正盛一彦左衛門正道」等、その系圖に見えたり。



5 雜載 蜂須賀藩創業文武有功の士に新見氏を載せ、また白川松平藩用人に見え、又秀康繪給帳に「二百石新見松千代」を載せ、又幕臣に新見備中守、その他、信濃、武藏等に存す。猶ほ次條參照。

1 藤原姓 三河の名族にして、家紋丸に蝶なり。  
2 尾張の新美氏 知多郡藤江邑の名族なり。  
新海 ニヒミ 糟谷氏の族なり。その他の事は、シンカイ條を見よ。  
新免 ニヒミ シンメン條に詳か也。一に播磨の名族とし、ニヒミと訓す。新免太郎

通稱與惣兵衛と稱す」と見ゆ。

新目 ニヒメ 讃岐の豪族也。奈良太郎兵衛討幕政配下の將に新目彈正あり、天正六年、藤目城を守る、奈良條を見よ。全讀史に「長曾我部元親・兵五千餘人を以つて、新目彈正を殺す。是れ元親が讃に入るの初めに、香川氏・三好氏に背くの始め也」と見ゆ。齊藤條參照。

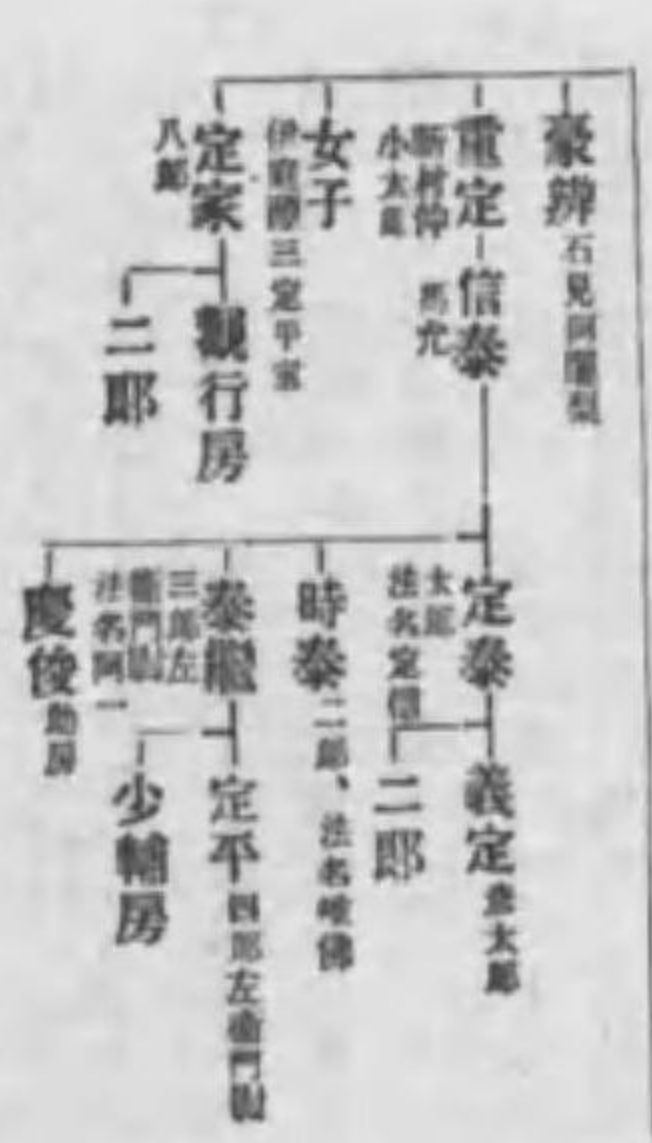
新持 ニヒモチ シンモツ條を見よ。  
新本 ニヒモト  
新初 ニヒモミ アラモミ條を見よ。  
新盛 ニヒモリ  
新屋 ニヒヤ ニヒノミ アラヤ 次條、及び新居條を見よ。

新家 ニヒヤ ニヒノミ シンケ 新に屯家、郡家等を設けし場合、これを新家、新屋、新居等と稱し、遂に地名となり、又氏名となりし也。和名抄には、河内國志紀郡に新家郷を收む、後に新家邑と云ひ、丹比郡に屬す。次に攝津國島下郡に新野郷ありて、爾比夜と註す。延喜式、島下郡新屋坐天照御魂神社三座(並に名神大社)の鎮座地也。又後に新屋庄・興る、至徳二年の師盛卿記に攝津國新屋莊とあり。次に尾張國海部郡に新屋郷あり、又國朝に従三位新家

左衛門あり、無二齋と號す、その子宮本武藏なりと。されど非ならん、シンメン、ミヤモト等の條を見よ。

新道 ニヒミチ シンミチ  
新水 ニヒミツ 大立目條參照。  
新宮 ニヒミヤ 數流あり、何れもシンケウ條に收む。

新村 ニヒムラ シンムラ 近江、信濃等に此の地名存す、その他にも多かるべし。1 佐々木氏族 近江國神崎郡新村城より起る。同邑の新村城は六角氏の將新村實則の據る所也。此の氏は事は、佐々木系圖に「眞野源二定時—定平(新村仲四郎)・



2 同上野村氏族 佐々木系圖に「野村小三郎盛季—盛蓮—(大夫坊)慶幸—九郎左衛門光盛—五郎左衛門光綱—信綱(信村五郎)」と見ゆ。野村の誤か。

天神社・見ゆ。次に上總國武射郡に新居郷、新屋郷、上野國甘樂郡に新屋郷ありて、爾比也と訓ず。次に出羽國田川郡(羽前)に新家郷、阿波國板野郡に新屋郷、高山寺本にはなし。次に伊豫國喜多郡に新屋郷を收め、爾比也と訓ず。

その他、和泉國日根郡に新家郷、伊賀國阿拜郡に新家郷、和名抄の新居郷の地なり。又伊勢國壹志郡に新屋郷、丹波國水上郡にも新屋郷ありて、久下文書建武四年感狀に見ゆ、大新屋村の事也。猶ほ新居と通じ用ひらるれば、ニヒ條を參照せよ。

1 新家首 物部氏の族にして、此の新家は新に設けたる屯倉の意也。蓋し此の氏は其の長となりしにて、宣化紀元年條に見ゆる新家屯倉の首なるが如し。而して此の屯倉は、和名抄に志紀郡新家郷とある地に當り、此の氏の事は、姓氏錄、未定雜姓、河内の部に「新家首。汗麻新鬼足尼命の後と云へど見えず」とあり。汗麻鬼足尼とは、宇摩志麻手命を云ふなるべし。

2 新家公 伊賀の新家屯倉の首たりし氏にして、貞觀十六年九月紀に「伊賀國節婦新家公福刀自に位二階を叙し、同戸の

課を免じ、門閥に旌表す」などあるは、此の氏人也。

3 新家連 物部氏の族にして、第一項所載新家屯倉の首にて、新家首の宗家なるべし。そは宣化紀元年條に「物部大連鹿鹿火をして、宜しく新家連を遣はして、新家屯倉の穀を運ばしむべし」とあるによりて知るべき也。而して此の氏の出自は、天孫本紀に「物部志連公は、新屋連等の祖」と載せたり。

4 伊勢の新家連 前項新家連は、姓氏録、河内に見えずして、一族の伊勢に榮えし事實より推せば、前項に引用せし宣化紀に所謂新家屯倉も、壹志郡新家村に求むべきか。而して姓氏録、河内に新家首を載せれば、河内新家屯倉は新家首之を掌り、伊勢新家屯倉は新家連之を管理せしにか。壹志郡には新家村あるのみならず、神名式に物部神社を載せれば、此の氏も物部氏の族にして、前項氏と同流なるや著し。  
この氏は度會郡大領として、中古大に榮えたり。即ち皇太神宮儀式帳に「神郡・度會、多氣、飯野三箇郡を初むる本記行事。右は日向珠城(垂仁)朝廷より以來、羅

波長柄豐前宮御宇、天萬豐日(孝德)天皇の御世に至るまで、有爾島墓村に神序を造りて、雜の神政を行ひ爲し、仕へ奉りき。而して羅波朝廷天下、評を立て給ふ時に十郷を以つて分ちて度會山田原に屯倉を立て、新家連阿久多を督領(大領)とし、磯連平良を助督(少領)として、仕へ奉りき」と載せ、また大神宮諸雜事記に「天平三年云々。度會郡大領神主乙丸、少領新家連丸、また「長和二年云々。度會郡大領新家望尋」等見ゆ。猶ほ第七項、及び第八項を見よ。

5 丹比新家連 河内の大族にして、尾張氏の族丹比連より出づ。これも新家屯倉を掌りし氏にして、姓氏録、丹比宿禰條に「新家を作るに依りて、新家の二字を加へて、丹比新家連と爲す」など云ふは後世附會の傳説にて、信ずるに足らず。氏は寶龜八年五月紀に「丹比新家連稻長、東麻呂等に、丹比宿禰姓を賜ふ」と。タヂヒ條に詳か也。

6 新家忌寸 倭の漢、板上氏の族なれど、何れの國の新家を名に負ひしに詳かならず。板上系圖に「山木直、姓氏録に曰ふ、山木直は、是れ新家忌寸、云々等廿

五姓の祖也」と見えたり。

7 新家宿禰 第四項新家連の宿禰姓を賜へる者にして、度會郡の領家也。氏は、光明寺所藏古券に「延久八年十月、散位官行案主司政所見部、兼檢非違使新家宿禰成弘」を載せ、また「天承元年閏七月、大領外從五位下行兼政所見部新家宿禰、權大領、少領、主政、檢校も並に新家連とありて署判せり。また承久三年二月に總官使檢非違使新家宿禰眞景、又官司公文抄、度會郡司解に「大領郡務使新家宿禰」見ゆ。

8 伊勢無戸の新家氏 新家連及び宿禰の後にして、大神宮諸雜事記に「長和二年云々。度會郡大領新家望尋、男同貞昌」を載せ、また「康平二年云々。度會郡權大領新家惟長」、また「承永五年九月、檢非違使新家範經」等見え、また光明寺文書に「新家眞房一成房一成經一成弘一成俊一成信」等が各々檢非違使たるを載せたり。  
又承久四年十月に檢非違使重房、建久三年正月に前檢非違使眞用、續子檢非違使眞繼、承久三年二月に總官使檢非違使眞景、正嘉元年九月に康盛、元徳二年八月

新谷 ニヒヤ アラヤ 伊豫等に此の地名存し、又前各條と通ず。

- 1 駿河の新谷氏 駿府内外寺社記に「少將井社神主新谷常陸」を載せ、又式社略記に「安倍郡小椋神社祠官新谷右京」見ゆ。
  - 2 武藏の新谷氏 深谷記に上杉普代家臣新谷四郎右衛門を載せたり。
  - 3 阿波の新谷氏 新谷道禪等、ものに見ゆ。
  - 4 會津の新谷氏 新編會津風土記、越後國蒲原郡津川町條に「舊家彌一兵衛。先祖は二平長門宗隆とて、建久四年、佐原遠江守盛連に従ひて、會津に來り、二平地と云ふ所に居住せり。宗隆が七世の孫を熊藏宗光と云ふ、下條祖新谷村に住し、氏を新谷と改む。金上氏の旗下なりしとぞ。宗光より六世の後、勸解由左衛門政長と云ふ者、此所に住せしより、彌一兵衛までは七世なりと云ふ」と見ゆ。
  - 5 雜載 太平記卷三十二に新谷入道・見え、又伊勢神宮(内宮)祠官に此の氏存す。
- 新矢 ニヒヤ シンヤ 大和國十津川郷鎮役由緒書に「沼田原村庄屋新矢久右衛門」を

に定興、延元三年八月に信政、春眞等見え、又公文翰林抄、康元二年十月二日に「新家弘行を檢非違使に補す」と。又嘉暦公卿勅使記に、嘉暦三年八月廿七日、檢非違使定弘、定興等を擧ぐ。  
又類聚符宣抄、應和二年八月廿二日宣符に「大神宮御厨案主恒明、同眞行」見ゆ。  
9 攝津の新家氏 島上郡に式内「新屋坐天照御魂神社三座」見ゆ。新屋氏のありし地か。  
10 佐々木氏族 安倍氏族新屋氏にして、佐々木系圖に「井上三郎大夫行實(豐浦冠者)一行方(井五郎、法名四妙)一行景(新屋源太、母は紀盛親の女)」



11 三河の新家氏 幡豆郡の名族にして、西尾伊文天王神主に、新家筑後守千足あり。ニヒノミにて、「新美村人にて、王子につきて西尾にすめり」と見ゆ。  
12 藤原姓 家紋丸に披扇の左右疊扇、左

三巴、寛政系譜に「吉左衛門知定一權左衛門親良(權之助)一吉左衛門知明」等あり、シシケにて、江戸幕臣也。  
13 藤原姓 こはニヒノミ氏にして家紋丸に井桁。寛政系譜に「興五左衛門(紀伊家臣)一興五左衛門正孝(千之丞)一同孝之(兵吉、市正)」等見ゆ。  
14 有道性兒玉黨 上野國甘樂郡新屋郷(延喜式に新屋牧)より起る。武藏七黨系圖に「秩父平太行重(新屋)行村(新屋、片山二郎)」



又國頼に「甘樂郡從五位上新屋明神」見ゆ、關係あるか。  
15 甲斐の新屋氏 巨摩郡極樂寺邑の人に新屋將監あり。  
16 清和源氏頼光流 アラヤ、アラヤマ條を見よ。  
17 雜載 その他、京極殿給帳に新家惣左衛門を擧ぐ、又志摩等に存す。猶ほシシケ條を見よ。  
新野 ニヒヤ ニヒノ條、及び前條を見よ。

載せたり。  
新山 ニヒヤマ アラヤマ シンザン 磐城、岩代、陸前、陸中、羽前、羽後、出雲等に此の地名存す。

1 清和源氏頼光流 アラヤマ條を見よ。  
2 常陸の南山氏 六地藏過去帳に「新山彦太郎、新山雀三郎、新山八郎四郎」等見ゆ。

3 陸前の新山氏 陸前國栗原郡若柳に新山館あり、葛西家臣千葉豊後の居所也。  
4 陸中の新山氏 磐井郡の新山邑より起る。新山備後は葛西家臣にして、島崎館に據る。

5 雑載 その他、津輕等に存す。  
二平 ニヒラ ニヘイ 新谷條參照。又常陸にあり、又次條參照。

仁平 ニヒラ ニヘイ 武藏國豊島郡に仁平三河守あり、元龜二年六月死す、子孫保坂條を見よ。

新納 ニヒロ ニナフ ニヒノ シヒロ 日向國那珂郡(見湯郡)新納院より起る。圖田嶽に「新納院百二十丁、島津御庄寄郡、地頭掃部頭殿」と見ゆ。

1 田部姓 前述新納の地より起る、ツチモチ條を見よ。

又同郡都城郷梅北城條に「足利尊氏、當城を島山治部大輔直顯に與ふ。明應年中、新納近江時久・島山直顯に代りて領主たり。時久より八代忠勝に至り、享祿元年伊東義祐と争ふ。北郷忠相・伊東氏に應じ、忠勝・遂に敗亡す」など見ゆ。

又應永八年、本田忠親の兵の備間より來りて志布志を襲ふや、時久の子新納越後實久・之と戦ふ。また肝付系圖に「八代秋榮長女は新納越後守實久室」と。又文明の頃、日向宮崎郡(那珂郡)飯肥城主新納近江守忠繼(忠繼)あり、備間領主伊作式部少輔久逸と争ふ。

又肝付十一代兼忠の母は、新納忠臣の三女、又肝付十二代兼久は新納忠臣の女の腹にて、新納近江守忠武と共に島津氏と戦ふ。

その後、永正の頃、志布志城主新納忠武あり、教仁院高濱庄山口六社大明神永正四年丁卯七月棟札に「且那新納近江守忠武」と見ゆ。又永正中、新納近江忠勝は肝付義興と兵を併せ、島津豊後守忠朝を破り、肝付郡串良を奪ひ、忠勝二男新納安千代忠常を城主とす。又肝付兼久の妹は新納新四郎忠時の室なりと。又新納左

2 島津氏族 前述せる日向の新納院より起る。建武二年十二月、幕府より島津忠宗の四男下野四郎時久を此の地の地頭に補せらる。その後にして、島津系圖に「島津下野守忠宗—時久(新納四郎左衛門尉)—久有(近江守)」と載せ、一にニヒノとも訓ず。島津七家の一也。

又一本に「時久(四郎左衛門、近江守、法名道安、新納家祖)」と云ひ、諸家系圖纂には「時久(四郎、左衛門尉、號新納)—忠直—氏儀—久親」と見ゆ。又中興系圖に「新納。藤原、島津下野守右家の男近江守時久・之を稱す」とあり。

而して地理纂考、諸縣郡志布志郷志布志村松尾城條に「輪井遠江頼仲・志布志を奪ひ、當城に據る。足利直冬・筑紫に至るに及んで、島山直顯・直冬に應じ、觀應元年、新納時久が所領、日向新納院高城を陥る。延文二年、直顯又當城を攻む。同年二月、城遂に陥り、輪井遠江頼仲・實地庵にて自殺す。初め新納院の陥るや、時久・足利尊氏に屬して京にあり、任終りて、國に歸るに及び、教仁院を興へ、時

馬助は肝屬郡加瀬田城主なり、宮里、山田等の條を見よ。又忠勝の事は、島津、島山、伊東、恒吉、北郷等の條參照。

又永正三年八月、島津忠昌(忠久より十一代)の肝付河内守兼久を攻むるや、兼久・密かに志布志城主新納忠武に援を乞ふ。忠武・不意に島津の營を襲ひ、忠昌、利あらずして、同十二月、兵を收めて鹿兒島に退けり。島津、肝付條參照。

下りて永祿中、島津實久・新納忠元を大口の地頭と爲して、肥後に備ふ。忠元は文武兼備、義久以下五代に仕へ、慶長の初め、加藤清正の薩摩を侵さんとするや、忠元・此の地にあり、壯士をして驅はしめて曰く「北客能來何以酬、彈丸硝藥是懸差、客猶不三屬、好以寶刀加一擲頭」と。慶長十八年に卒す、年八十三なり。薩摩國伊佐郡牛山郷原田村に忠元神社あり、新納武藏忠元の靈を崇む。鹿兒島の宗社諏訪神官本田出羽守・運宮の儀式を擧ぐ。地理纂考に「忠元は島津の始祖忠久より第四世、島津忠宗第四の男時久家の庶流にて、家祖駿河是久より五代なり。時久・日向國新納院を領し、因りて家號とす。忠元は島津義久、義弘、久保、家久の五代に歴

久・當城に移る。是より以前、直顯・大隅加治木に屯す、島津氏久・是を破る。直顯・志布志に走り内城を抜いて、是に據り、又當城を攻む。時に康安元年なり。此の時、時久、既に死して、其の子新納越後實久・城主たり。氏久來援して大に破り、直顯・豊後へ走る。時久より八代、新納近江忠勝に至り、墨々兵を發し、諸邑を併す。時に都城領主北郷忠相、備間の領主島津忠朝・是を怒り、兵を合せて、天文七年忠勝と戦ひ、統下の數城を陥る。肝付兼興、澤山幸久等、忠朝に應じて當城を攻む。城遂に陥り、忠勝・備間に移り、其の子新納四郎忠茂は佐土原に走る。斯くて忠相、忠朝・教仁院を分ち領す。其の後、忠朝の子島津忠親、又伊東義祐、肝付兼權等と戦ひ、遂に敗走して備間に走り、兼續・教仁院を併領す。肝付左馬助兼道に至り、勢ひ衰へ、天正八年島津に屬し、教仁院平治す」と。

又「内城は、延文二年、島山直顯、此の城に據り、新納時久と戦ひ、負けて豊後に奔る。領主新納忠臣に一女あり、島津久豊(島津家八代)が嫡男忠國に許嫁す」と。

事し、永祿十二年、美刈隆秋、相良義陽等降伏の後、忠元を伊佐郡大口の地頭に命じて、隆秋、義陽等が押へすと」と。

又「中尾梅は鹿兒島新納院河久仰が庭中にあり。新納武藏忠元・大口の地頭たりし時、梅子を大口中、尾里に移殖す。押川彌兵衛公近・忠元に從ひて大口にあり、忠元・此の梅樹を公近に與ふ、公近卒し、其の子市之丞・家を志和屋左京に譲る、左京より六世志和屋良輪に至り、梅・尚ほ存す。文化十年、新納久命・良輪に謂ひ、其の株を分ちて移殖す。久命は忠元より十一世の嫡流なり」と。子孫・鹿兒島藩の重臣にして、新納右衛門等、ものに見ゆ。

3 雑載 その他、日向記に新納殿を載せ、又島津義弘殉死者に新納式部、諏訪大明神居頭社役に新納氏、西南役に新納軍八あり。

丹生 ニフ ニブ タンジャウ ミブと通ず、古姓は丹生部より起り、後世なるは、地名を貢ひしもの多し。ニブベ、ニフヒトベ、ミアベ等の條を見よ。又地名としては、和名抄、伊勢國飯高郡に丹生郷を收め、爾生と註し、後世多氣郡に入り、丹生邑と云

久・當城に移る。是より以前、直顯・大隅加治木に屯す、島津氏久・是を破る。直顯・志布志に走り内城を抜いて、是に據り、又當城を攻む。時に康安元年なり。此の時、時久、既に死して、其の子新納越後實久・城主たり。氏久來援して大に破り、直顯・豊後へ走る。時久より八代、新納近江忠勝に至り、墨々兵を發し、諸邑を併す。時に都城領主北郷忠相、備間の領主島津忠朝・是を怒り、兵を合せて、天文七年忠勝と戦ひ、統下の數城を陥る。肝付兼興、澤山幸久等、忠朝に應じて當城を攻む。城遂に陥り、忠勝・備間に移り、其の子新納四郎忠茂は佐土原に走る。斯くて忠相、忠朝・教仁院を分ち領す。其の後、忠朝の子島津忠親、又伊東義祐、肝付兼權等と戦ひ、遂に敗走して備間に走り、兼續・教仁院を併領す。肝付左馬助兼道に至り、勢ひ衰へ、天正八年島津に屬し、教仁院平治す」と。

又「内城は、延文二年、島山直顯、此の城に據り、新納時久と戦ひ、負けて豊後に奔る。領主新納忠臣に一女あり、島津久豊(島津家八代)が嫡男忠國に許嫁す」と。

事し、永祿十二年、美刈隆秋、相良義陽等降伏の後、忠元を伊佐郡大口の地頭に命じて、隆秋、義陽等が押へすと」と。

又「中尾梅は鹿兒島新納院河久仰が庭中にあり。新納武藏忠元・大口の地頭たりし時、梅子を大口中、尾里に移殖す。押川彌兵衛公近・忠元に從ひて大口にあり、忠元・此の梅樹を公近に與ふ、公近卒し、其の子市之丞・家を志和屋左京に譲る、左京より六世志和屋良輪に至り、梅・尚ほ存す。文化十年、新納久命・良輪に謂ひ、其の株を分ちて移殖す。久命は忠元より十一世の嫡流なり」と。子孫・鹿兒島藩の重臣にして、新納右衛門等、ものに見ゆ。

3 雑載 その他、日向記に新納殿を載せ、又島津義弘殉死者に新納式部、諏訪大明神居頭社役に新納氏、西南役に新納軍八あり。

丹生 ニフ ニブ タンジャウ ミブと通ず、古姓は丹生部より起り、後世なるは、地名を貢ひしもの多し。ニブベ、ニフヒトベ、ミアベ等の條を見よ。又地名としては、和名抄、伊勢國飯高郡に丹生郷を收め、爾生と註し、後世多氣郡に入り、丹生邑と云

久・當城に移る。是より以前、直顯・大隅加治木に屯す、島津氏久・是を破る。直顯・志布志に走り内城を抜いて、是に據り、又當城を攻む。時に康安元年なり。此の時、時久、既に死して、其の子新納越後實久・城主たり。氏久來援して大に破り、直顯・豊後へ走る。時久より八代、新納近江忠勝に至り、墨々兵を發し、諸邑を併す。時に都城領主北郷忠相、備間の領主島津忠朝・是を怒り、兵を合せて、天文七年忠勝と戦ひ、統下の數城を陥る。肝付兼興、澤山幸久等、忠朝に應じて當城を攻む。城遂に陥り、忠勝・備間に移り、其の子新納四郎忠茂は佐土原に走る。斯くて忠相、忠朝・教仁院を分ち領す。其の後、忠朝の子島津忠親、又伊東義祐、肝付兼權等と戦ひ、遂に敗走して備間に走り、兼續・教仁院を併領す。肝付左馬助兼道に至り、勢ひ衰へ、天正八年島津に屬し、教仁院平治す」と。

又「内城は、延文二年、島山直顯、此の城に據り、新納時久と戦ひ、負けて豊後に奔る。領主新納忠臣に一女あり、島津久豊(島津家八代)が嫡男忠國に許嫁す」と。

事し、永祿十二年、美刈隆秋、相良義陽等降伏の後、忠元を伊佐郡大口の地頭に命じて、隆秋、義陽等が押へすと」と。

又「中尾梅は鹿兒島新納院河久仰が庭中にあり。新納武藏忠元・大口の地頭たりし時、梅子を大口中、尾里に移殖す。押川彌兵衛公近・忠元に從ひて大口にあり、忠元・此の梅樹を公近に與ふ、公近卒し、其の子市之丞・家を志和屋左京に譲る、左京より六世志和屋良輪に至り、梅・尚ほ存す。文化十年、新納久命・良輪に謂ひ、其の株を分ちて移殖す。久命は忠元より十一世の嫡流なり」と。子孫・鹿兒島藩の重臣にして、新納右衛門等、ものに見ゆ。

3 雑載 その他、日向記に新納殿を載せ、又島津義弘殉死者に新納式部、諏訪大明神居頭社役に新納氏、西南役に新納軍八あり。

丹生 ニフ ニブ タンジャウ ミブと通ず、古姓は丹生部より起り、後世なるは、地名を貢ひしもの多し。ニブベ、ニフヒトベ、ミアベ等の條を見よ。又地名としては、和名抄、伊勢國飯高郡に丹生郷を收め、爾生と註し、後世多氣郡に入り、丹生邑と云



ふ。式内丹生神社、丹生中神社・鎮座す。次に上野國甘樂郡に丹生郷あり、貞觀十七年紀に丹生神、國頼に従三位丹生明神・鎮座す。次に若狹國遠敷郡に丹生郷を二つ載せ、前者には丹生と訓じ、同郡、及び三方郡に丹生神社、また三方郡に仁布神社・延喜式に見ゆ。次に越前國に丹生郡ありて、爾不と註し、郡内に丹生郷を收む。又高山寺本に暹布と讀めり。又延喜式、敦賀郡に丹生神社を收む。次に土佐國安藝郡に丹生郷(暹布)、豐後國海部郡に丹生郷、中世丹生庄と稱す。

その他、近江國坂田郡に上丹郷ありて加無郡附布と註す、上丹生の略かと云ひ、又神名式、伊香郡に丹生神社二座を載せたり。又攝津國武庫郡に丹生庄、大和にも丹生庄あり。また吉野郡に丹生川上神社三社ありて、高靈神、開靈神を祀る。また當國に丹生川神社、丹生神社等ありて、延喜式に見ゆ。猶ほ山城、遠江、飛騨、羽前、但馬、(美含郡に丹生神社) 讚岐等、此の地名多し。

- 1 丹生直 紀國造族にして、紀伊國高野神社の社家、丹生祝と云ふ。丹生祝氏文に「丹生津比賣、及び高野大明神に仕ふ
- 11 大和の息長丹生真人 天平寶字五年十一月二十七日の十市郡司解に「十市郡池上郷云々、右左京七條二坊戸主息長丹生真人廣長・實地」と見ゆ。第十五項參照。
- 12 丹生真人 前項氏に同じ。明匠略傳に「先祖應神天皇第七皇子の苗裔也」と見ゆ。
- 13 丹生宿禰 息長氏の族か。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。
- 14 無戸の丹生氏 息長丹生氏の族にして、諸門跡譜等に見ゆ。
- 15 大和の丹生氏 第十一項參照。至德元年四月の大和武士交名に丹生氏見ゆ。
- 16 若狹の丹生氏 第二項氏と關係あるか。前述の如く和名抄、遠敷郡に丹生郷を載せ、又神名式、遠敷郡に丹生神社、三方郡に丹生神社及び仁布神社を收む。其等と關係あるべし。貞觀十二年十二月紀に「若狹國遠敷郡人丹生弘吉云々、勅して位二階を叙す」と見ゆ。なほ次項、及び

丹生祝氏云々。宇連比古命の別・豐耳命(神功紀に紀直豐耳とある人也。紀條を見よ)、國主神の女兒・阿牟田刀自を娶りて、生める兒小牟久君が兒等、紀伊國伊都郡に侍る、丹生真人の大丹生直・丹生祝、丹生相見、神奴等の三姓を始む。丹生郡比賣の大御神高野大御神、及び百餘大御神達に仕へ奉らしむる神奴、小牟久首が兒・丹生麻呂首、次の兒・麻布良首、丹生祝の姓を賜ふ。その子安麻呂なり。豐耳より始めて安麻呂に至る十四世云々、と見ゆ。直姓を稱するは國造族なるによる。天野條參照、子孫・第二十二項を見よ。

- 2 越前の丹生直 丹生郡丹生郷にありし豪族にして、神名式、又敦賀郡に丹生神社を收む、關係あらん。此の氏も前項氏の族か。天平三年正稅帳に「丹生郡司主領先位丹生直伊可豆智」と云ふを載せたり。なほ丹生人條參照。
- 3 遠江の丹生直 和名抄に磐田郡壬生郷とある地・本貫にて、ミブ氏なるべく、壬生部の伴造家と思はる。靈異記中巻の卅一に「丹生直弟上は、遠江國磐田郡の人也」云々。聖武天皇の御世、弟上・年七
- 17 桓武平氏長田氏族 前項の遺跡を襲ぎ、しにて、東寺文書、仁平元年三月に丹生二郎を載せ、また建久七年六月の若狹國源平兩家祇壇交名に「丹生出羽房雲殿」見ゆ。また仁平元年三月の僧乘蓮が所帶證文案に「丹生二郎殿に附屬する田島の事、合丹生村太良保二ヶ所、鞍内浦等、右云々」また建治二年七月の文書に「若狹國太良御庄内未武名主・中原氏重にて言上す。乘蓮女等を引入るゝ爲云々。右當名は當國重代御家人丹生出羽房雲殿が先祖開發領也云々」など載せたり。而して同類の古文書どもを考るに、雲殿は、太良保の公文職長田下野守平師末が二子丹生次郎隆清、其の子忠政・相續いで、同保公文職となりて、其の子雲殿・治承四年二月二十三日に同保の公文職となれる由みえたり(神名輔私考)。

又大治元年二月源某(名不明)所領の田島山林等を、丹生二郎隆清に讓る公驗狀に「青柳六ヶ所云々、海一所字鞍道浦」とあるなど載せ、又同公驗狀をもて、仁平元年三月隆清が嫡子丹生若丸に、其の繼祖父平某、祖母小槻氏が附屬狀等あり。

十歳、云々」と載せ、また今昔物語十二の第二に「聖武天皇ノ御代ニ、遠江ノ國磐田ノ郡(此下欠字)ノ郷ニ丹生直弟上ト云フ人有リケリ」など見えたり。

- 4 (大)丹生直 第一項氏に同じく、大は美稱也。
- 5 丹生相見 第一項、及び相見條を見よ。
- 6 丹生神奴 第一項、及び神奴條を見よ。
- 7 丹生人 ニフビト條を見よ。
- 8 丹生祝 紀伊國高野丹生神社の祝にて、第一項丹生直の事也。その項を見よ。
- 9 稻城丹生公 和氣氏の族にして、姓氏錄、左京皇別に「稻城丹生公。垂仁天皇の皇子鐸石別命より出づる也」と見ゆ。
- 10 息長丹生真人 應神帝の裔、息長真人の族にて、近江國丹生の地に住居せし氏也。神名式、伊香郡に丹生神社二座とあるは此の氏の氏神なるべし。氏は天平勝寶九年四月七日の西南角領解に「未還息長丹生真人川守(右京九條一坊即戸主)、息長丹生真人犬甘(右京九條四坊戸主)息長丹生真人人主の月」を載せ、また天平

- 18 上野の丹生氏 當國丹生郷の豪族にして、平家物語に「上野國住人丹生四郎」見え、一に仁字四郎に作る。
- 19 清和源氏新田氏族 上野國甘樂郡丹生郷の地は新田氏の所領にして、弘安元年道受讓狀に見ゆ。新田、後園等の條參照。その後、岩松新田兵庫頭明純の男頼純は丹生太郎と稱す。その子治部大輔憲純なり。
- 20 宇都宮氏族 下野の豪族にして、時綱を祖とす。宇都宮條參照。
- 21 武藏の丹生氏 多摩郡小丹波村熊野社の神主家等により。
- 22 紀伊の丹生氏 第一項の後にして、名所圖會に「丹生一麻呂の家は、丹生郡比女社社地の坤に在り。大別器とて自器に非ざれば飲食せず。旅行にも家僕に器を負はするを例とす。日本紀に天野祝と見え、神代より子孫連綿として、希代の舊家なり。古文書數百通を藏し、惣神主殿と呼ぶ」と見ゆ。
- 23 豐後の丹生氏 當國丹生郷より起る。丹生小次郎正俊等あり、吉岡條を見よ。
- 24 日向の丹生氏 諸縣郡の豪族にして、倉岡郷有田村池尻城に據る。當城は地理

長丹生真人人主の月」を載せ、また天平

纂考に「應永年中、島津久豊・稔佐に在りて、池尻、白糸、細江の三ヶ所に城を築きて日向を固む。其の後、或は伊東氏に屬し、或は薩摩に屬して、沿革屢々なり。天正年中、伊東義祐敗北の後、永く島津家に屬して、丹生備前城主たり」と。

壬生

壬生部等の條を見よ。また播磨の丹生氏は丹生屋條參照。

仁夫

仁夫 ニフ 丹生と通ず。但馬の豪族に此の氏あり、美含郡丹生より起りしならん。この地は式内美含郡丹生神社の鎮座地にして、太田文、同郡に丹生邑を載せ、而して「美父郡赤崎庄邊間寺、十八町六十歩、地頭東御分給、仁夫彦二郎時隆」と見ゆ。

壬生

壬生 ニフ ミフ 美濃、阿波、筑前等に此の稱ありて、ニフと讀み、猶ほ他にも諺からず。されど今多數に従ひてミフ條に收む。人名辭書、萬葉歌人壬生宇多麻呂、平安の歌人壬生忠岑、その子忠見、また元亨釋書の壬生良門等、皆ニフ條に收む。ミフ條に詳か也。又石見等に此の字を以つて、今もニフと訓む氏諺からず。

二部

二部 ニフ 安房、伯耆、出雲等に此の地名存す。皆丹生に同じ。ミフ、ミフベ條を見よ。又奥州に此の氏存す。

仁部

仁部 ニフ ニベ 攝津國武庫郡に仁部莊あり、小松、津門、今津の三邑を云ふ。

入學

入學 ニフガク 正訓不明。豊前に此の氏存す。

丹生河

丹生河 ニフカハ 肥前國の名族にして、藤津郡丹生河邑より起る。

入藏

入藏 ニフクラ 甲斐國巨摩郡中野村の名族也。その他はイリタラ條を見よ。

入西

入西 ニフサイ 武藏國入間郡入西莊より起る。中古入西郡とも云ふ。此の氏は有道姓兒玉黨の一にして、七葉系圖に「有道遠峯—有大夫別當弘行—入西三郎大夫資行—高行」と載せ、史料本に「資行（入西、三條入）」とし、その子に淺羽山大夫行業、小代三大夫遠廣、感生新大夫有行を收む。各條を見よ。又中興系圖に「入西、藤原姓、兒玉有大夫廣行男三郎大夫助行、之を稱す」とあり。

仁府生

仁府生 ニフシヤウ ニンフシヤウ 源平盛衰記に仁府生經廣・見ゆ。

入善

入善 ニフゼン イリヨシ

1

利仁流藤原姓 越中國新川郡入善庄より起る。この庄名は東大寺要録承久三年に見ゆ。この氏は井口氏の族にて、石黒、野尻等と同族也。平家物語に「越中國の住人入善小太郎行重」を載せ、長門本に「宮崎太郎が嫡子入善小太郎爲直」、盛衰記に「宮崎氏の一族に入善小太郎家安」云々などあり。又中興系圖に「入善。藤原、本國越中」と見ゆ。

2

會津の入善氏 大沼郡下中津川村の熊野宮は、舊事雜考に「永祿七年八月、熊野權現社造營。邑主佐瀨源兵衛、及び代官入善三郎右衛門本願也」とあり。

入田

入田 ニフタ イリタ 備前、阿波、豊後等に此の地名存す。  
1 大友氏族 豊後國直入郡入田庄より起る。圓田帳に「入田郷三十町、領家清涼寺、地頭大友兵庫入道殿」とあり。但し一に大野郡入田邑より起ると云ふ。  
當國の豪族にして、大友系圖に「頼泰—親時—秀直（初名泰親、或は秀親、次郎、從五位下、兵庫助、因幡。入田と號す。又松屋、入田、松屋等の祖）」と載せ、淺羽本には「頼泰—泰能（太郎、早世、入田）」、また泰能の兄（新言—季顯（入田

新田

新田 ニフタ ニツタ條に併せ云へり。

入道

入道 ニフダウ 伊豆に入道宮の傳説あり、クモカ條を見よ。

二藤

二藤 ニフチ フタフチ 東鑑卷二十五に

入東

入東 ニフトウ ニツトウ 武藏國入間郡に入東郷あり。

入野

入野 ニフノ イリノ 和名抄、

讚岐國大内郡に入野郷を收め、爾布乃也と註す。又安藝にも此の地名あり。この氏の事はイリノ條を見よ。源姓入野氏はニフノ也。

新野

新野 ニフノ ニヒノ、イリノ條を見よ。

入農

入農 ニフノ ニヒノ條を見よ。

仁豊野

仁豊野 ニフノ 播磨國神崎郡仁豊野邑より起りしか。

丹生相見

丹生相見 ニフノアヒミ 紀國造族、丹生直の一族也。丹生條を見よ。

丹生神奴

丹生神奴 ニフノカミヤツコ 紀國造族なり、同上。

丹生屋

丹生屋 ニフノヤ ニフヤ條を見よ。

丹生人

丹生人 ニフヒト 丹生神の部曲の意なれど、又壬生部とも通ずべし。

1

紀伊の丹生人 美濃國の大族身毛津君

3

美濃の丹生人 前二項、及び次條によりて推知すべし。

丹人部

丹人部 ニフヒトベ 丹生人の部曲にして、美濃國屑々里大賣二年戸籍に「丹人部止乃井實」なる者見ゆ。

丹生部

丹生部 ニフベ ミフベ條を見よ。

壬生部

壬生部 ニフベ 同上。

入部

入部 ニフベイルベ 御名代部の一にて、ニフベと訓ずべし。即ち壬生部に同じ、ミフベ條を見よ。

丹生谷

丹生谷 ニフヤ ニフノヤ 次條に併せ云へり。

丹生屋

丹生屋 ニフヤ ニフノヤ ミフノヤ

1

武藏の丹生屋氏 比企部水尾谷邑（三保谷）より起る。源平盛衰記第四十二卷に「武藏三郎左衛門尉有國、城の木戸の

兵庫助

兵庫助（と見ゆ。また一本に頼泰の弟

「泰能（入田十郎、入田家祖）」と云ひ、

また一頼泰—親時—秀直（入田兵庫助）」

と。また諸家系圖には「頼泰—（四代）

親時—秀直（入田先祖、兵庫助、親時の

嫡子、松屋次郎）」と擧げ、又中興系圖に

「入田、藤原姓、本國豐後、大友因幡守親

時の二男兵庫助秀直、之を稱す」とあり。

筑後三原文書、天文五年八月廿六日に丹

後守とあるは入田氏にて、その他、小代

文書天文に入田丹後守、筑後小河文書に

入田丹後守、又高良山文書等に此の氏人

あり。而して國志に「津賀半禮城は直入

郡入田郷失原に在り。入田丹後守親眞の

居館なり。天文十九年二月、大友義經・

弑さるゝの後、世子義鎮・日田、玖球の

武士をして之を討たしむ。親眞・之を拒

ぐ、戦敗れて、小松尾の寨に走る。天正

十四年、薩軍之を攻めて城陥り、乃ち入

つて之を保つ。十五年、志賀親次・擊ち

て城を復す」と。

2

雜載 その他、信濃等に存す。又現在、

入田暨三氏あり、讚岐國引田の人、元池

田氏、維新以來イリタ、學名あり。

入生田

入生田 ニフタ 陸前國黒川郡新田郷より

櫓にて、大音聲を掲げて、今日の大將軍は誰人ぞと問ふ。武藏國の住人・丹生屋十郎、同四郎等喚いて懸る。十五東の塗籠に、鷲の羽、鷹の羽、鶴の本白、鳩合はせたる箭を以つて、先陣に進む十郎が馬の草別を、實際射込みたれば、馬は屏風をかへすが如く倒れけり。十郎、足を越えて、妻手の方に落ち立つ處に、武者一人長刀を額に當て、飛んで懸る。十郎、叶はずと思ひて、貝吹いて逃ぐ。逃ぐるも追ふも電の如し。十郎希有にして逃げ延びて、馬の陰に息突き居たり」と。その他の事はミツノヤ條を見よ。

2 播磨備前の丹生屋氏 赤松家の重臣にして、上月記、康正二年十二月廿日、吉野山に入る人数着到に「丹生屋帶刀左衛門尉」を載せ、又「次年、長祿元年(年)丁丑十二月二日、夜半子刻、丹生屋帶刀左衛門尉、同四郎左衛門尉・吉野の奥北山に於いて、南方一宮を討ち奉る。同伺候人井口三郎左衛門・沙汰を致し、御頸、并に神鳳を賜ふ。此の時、忠功を抽んずと雖、伯母谷と申す在所に於いて、兄弟相共に討死仕る條、神鳳を取り返され訖んぬ。之に依りて大功の證據・暫く不分

明の間、小寺藤兵衛入道・不思議の了簡を廻らし、重ねて神鳳を取り返し奉る、巨細は後に見ゆ」と。  
また吉野舊事記に「南朝の皇統一宮・吉野の奥、北山に御座す。二宮は河野郷に、兩宮・共に此の者の願ふ所を御許容有りて、御心安く仕へ奉る。間島、中村等、打悦ぶこと限りなし。相殘る多勢の浪人共は宇智郡に隠し置く。比は長祿元年丁丑十二月二日の夜、大雪降る、油断を伺ひ攻め奉り、一宮を北山にて、丹生屋帶刀左衛門、同四郎左衛門、兄弟討ち奉り、神鳳、寶劍を奪ひ取り立出づるを、御味方・公文八庄司、伊東、加藤、正下の一族・北山よりは桂庄司を始めとして、近郷土民集り、伯母谷にて戦ふ。此の時、御料庄司成政・神器を取り返へして、南方に奉納し、敵中に進み、丹生屋四郎左衛門を討ち取り、終に前後の敵に取り巻かれ、敵の爲に死す。此の隙に近郷の土民・帶刀左衛門を討取り、殘黨をも、或は追ひ、或は討取り、御首、神器を取返す」と。

また御料庄司の條に「御料庄司成政・長祿元年丁丑十二月二日、河野郷伯母谷に

於いて、敵中に進みて丹生屋四郎左衛門を討取り、終に前後の敵に取巻かれて戦死す」と見ゆ。御料、北山、中村等の條参照。  
その後、一族正頼・宮、及び帶刀兄弟の爲に土地を佛寺に寄す。即ち備前國三石邑安樂寺田地寄附狀に「五斗代、一段作色、公事代六十五文、赤の彦次郎。四斗五升代、一段作色、公事代六十五文、性持五郎三郎。九斗代、一段作色、公事代六十五文、室持太郎次郎。右の色々、寄附申す所實正也。但し南方帝王第一宮、長祿元年乙丑十二月二日、並に丹生屋帶刀左衛門。同四郎左衛門妙禪定門。各々三菩提の佛果を得、速かに六道の迷妄を拂ふ者也。仍りて末代の爲、寄附し奉る處。件之如し。應仁三年己丑二月晦日、丹生屋豐後守正頼(史學雜誌、地名辭書)と見ゆ。

3 雜載 その他、石見等に此の氏存す。  
2 志摩、信濃、羽後等に此の地名存す。  
1 贊首 伊豫の古代豪族にして、武内宿禰の子葛城襲津彦の後也と云ふ。氏は天平八年の伊豫國正稅帳に「郡司少領從

八位上贊首石首」など見ゆ。

2 無戸の贊氏 前項の後也。天安二年八月紀に「内供奉丁禪師傳打大法師位光定卒す。光定は俗姓贊氏、伊豫國風早郡の人也」と載せ、また明匠略傳に「光定和尚は、俗姓熱見(贊の誤寫)氏。豫州風早郡の人也。其の先は武内宿禰の六男葛木襲津彦の後なり焉。天安二年八月十日入滅」と云ひ、また天台座主記に「光定和尚は、伊豫國風早郡の人、俗姓贊氏」また元亨釋書に「釋光定は姓贊氏、豫州風早郡の人、大同の初め京師に入る」など見えたり。

3 三河の贊氏 當國の豪族にして、穗國造と同族なる第一項贊首の後ならんも、後世は藤原氏と稱し、二葉松に「寶飯郡麻生田村古屋鋪、贊掃部」を載せたり。  
4 藤原姓 前項と同族にて、家紋數瓦の内に三頭左巴、釣鏡。寛政系譜に「掃部氏信(家康に仕ふ)——市郎大夫氏政(紀州家臣)——彌次右衛門政依——同政武(源四郎)——同正直(幸之允、掃部)とあり。

二平 二ヘイ ニヒラ條を見よ。  
仁平 二ヘイ 同上。  
牲川 二ヘカハ

1 多々良姓 紀伊國伊都郡の豪族にして、

傳へ云ふ、多々良太郎重範・那賀郡野上莊に住し、楠掃部頭盛仲が女を娶りて、三子を産む、その次男は牲川三郎左衛門頼俊(畠山記には三男とす)にして此の氏の祖なりと。詳細はタタラ條第十四項を見よ。また續風土記、郡内胡麻生村牲川氏條に「中に就きて、頼俊は數々の軍功を顯はし、千劍破落城の時、楠正行と共に、十津川の郷に過る。頼俊の子筑後守義春・文明年間、十津川にて野武士を集め、當郡へ討つて出で、守護畠山尾張守の幕下となり、城を長籤に築き、谷内郷十三箇村にて一萬石を押領す。  
義春の子參河守義信は、猶ほ當郷、及び河州にて、二箇村、合せて十五ヶ村を領す。(正徳中の覺書に『三河守長籤城を築く』といふ)。義信の子筑後守義則は宗雲と號す。(畠山記には宗俊とあり)。永祿元年、松永彈正・長籤城を責む。宗雲敗れて、此の地に過る。其の子筑後守義次は宗喜と號す。永祿二年、三好長慶・高屋城を責む時、畠山高政に従ひて、其の附城に籠りて功あり。同三年、長籤城を責めて、松永を退けて是に替る。同五年和

泉合戦、同八年高野僧徒合戦等に、隅田一族等に同心して功あり。  
高政没落の後、織田信長公に従ひて、高野を責む。義次の子筑後守義清は道可と號す。(畠山記には『二郎宗列』といふあり)。天正十五年、豐太閤の召に従はずして、遂に討死す。(正徳覺書に『信長・攻め來り、落城の後浪人となり、胡麻生村に居て、病死す』とあり)。義清の弟四人は所々に離散して、其の内、茂助義忠(正徳覺書には『茂助、其の子治部・八歳の時、村民谷長助に、城地田島と共に託して大阪に籠城して討死す』とあり)。當村に住居して編戸の民となり、子孫・所々に分る。當村に其の嫡家あれども、近世其の家大に衰ふ。古來よりの繪旨、院宣、御教書は、落城の時、紛失すといふ」と見ゆ。  
また相賀莊條に「領主・此の邊の諸莊は、往古坂上氏の由緒なれば、此の莊も其の管内なりしならん。其の後、谷内郷は牲川氏の領となり、其れより南は恩地氏の領となる。兩家とも南朝に奉仕す」と載せ、又同郡北名古曾村條に「舊家地土牲

川右源次。谷内の領主。性川氏の後裔なり。家に信長公の書翰一通、其の外、古き書翰二通を蔵む」とあり。また諸書に長敷城主性川宗雲の事・見ゆ、猶ほ小林條參照。

2 桓武平氏 前項と同族也、費河條を見よ。

3 雜載 次の二條參照。また浪花の畫家に性川充信(狩野派)あり。

費川 二(カハ) 前後數條參照。

費河 二(カハ) 武藏、信濃等に此の地名あり。

1 清和源氏木曾氏族 信濃國東筑摩郡費川邑より起る。義仲の裔三富野家村の曾孫家満より發すと云ふ。

2 多々良氏族 性川氏に同じ。又名草郡藤田村妙道寺は、費川大貳といへるもの、天正年中、宗門に歸依して、此の道場を建立せりと云ひ傳へたり。

3 桓武平氏 これも紀伊の名族にて、性川氏と同一なるべし。續風土記、伊都郡播谷村舊家條に「地土費川喜兵衛。家傳にいふ、相馬太郎良門の後胤、費川六郎左衛門將望の玄孫、筑後守將雄・永祿天正の頃、島山家に屬し、軍功によりて、

谷内福十三ヶ所、並に和州吐田郷、河州佐備寛弘寺の三箇所を代々知行し、長嶽城を築きて是に居る。其の後、信長の爲に落さる。三代の孫費川宗喜、一子仁兵衛・淺野家に仕へ、橋本に住す。元和三年、土着の士となり、子孫今當村に住す。淺野家よりの文書數通を蔵む」と見ゆ。見聞諸家紋に、



平野河

とあるは此の氏ならん。

費代 二(ヘシロ) 和名抄、尾張國智多郡に費代郷を收め、又遠江國濱名郡にも此の郷名を載せたり、後に鶴代邑と云ふ。

費住 二(ヘスミ) 費田 二(ヘタ) 磐城、筑前等に此の地名あり。

1 物部氏族 費田物部の條を見よ。

2 磐城の費田氏 石城郡費田(仁井田)邑より起る。建武四年十月十五日の伊賀式部三郎盛光の代、費田六郎盛行の軍忠狀に「今月四日、行方郡小池城に押寄せ、同六日、之を打落して降し、標葉郡小丸、井に瀧角城、同標葉郡朝賀城、其の外、

御敵の城郭等、一所も残さず、御對治に至る。大將に供奉仕るの上は、御列を賜ひ、後證に備ふる爲、目安・件の如し」と見ゆ、相當の豪族なりしを知るに足らん。

費田物部 二(タノ)モノノベ 職業部の一にして、天神本紀、天物部等二十五部の一に收む。筑前國鞍手郡新分郷にありし物部かと云ふ。

○ 費田物部首 前述物部の伴造家にして、延暦二年四月紀に「正六位上費田物部首年足に外從五位下を授く。越智池を築くを以つて也」とあるは、其の氏人也。越智條參照。

費士師部 二(ハニ)シベ 職業部の一にして、食物を盛る土器を造りし土師部を云ふ。雄略紀十七年條に「土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛るべき清器を造る者を進めしむ。是に於いて、土師連祖香簡、仍りて攝津國來狭々村、山背國山村、樹見村、伊勢國藤形村、及び丹波、但馬、因幡なる私の民部を進め、名づけて費士師部と曰ふ」と見たり。土師、土師部條參照。攝津國能勢郡に久佐々神社あり、此の部民の住みし地かと云ふ。

1 費士師連 費士師部の伴造たりし氏に

て、出雲臣の族なり。姓氏錄、大和神別に收め「費士師連。同神十六世の孫・曾婆連の後也」と載せたり。

2 長門の費士師連 播磨正税帳(天平十年)に「長門國鑄錢司民領少初位上費士師連忍勝」なる者見ゆ。

費持 二(ヘモチ) アタ、ウカヒ、條を見よ。大和守智郡阿陀長門は、郷土記に「神武・吉野に入り給ふ。竿打急取神あり、費持の神と云ふ、是れの末也」と見たり。

邇保 二(ホ) 和名抄、近江國野洲郡に邇保郷を收む、「南北在り」と。後に邇保庄起り、康正二年の段錢引付に「鴨社領、江州邇保庄」と見ゆ。

仁保 二(ホ) 近江、安藝、周防等に此の地名あり。

1 桓武平氏三浦氏族 周防國の豪族にして、吉敷郡仁保庄より起る。建久年中、平重經・此の地に下り住居す、下郷源久寺なる建保元年三浦重經の文書には仁保郷に作る。

重經以後の歴代は、仁科岩城系圖に「仁保庄 第一代 始祖源久開基四仁大禪定門・實名重經、忌日九月十四日。二代 念阿禪定門・極樂寺殿、實名重資、忌日

瑞光寺。文明中、陶弘房の妻仁保氏の建つる所」と見ゆ。當時、山名細川の兩黨、京都に戦ふ。大内政弘は山名に加増し、兵を率ゐて東上す。文明元年夏五月、筑前代官・伯父掃部頭教幸入道南榮道頼は大友氏に誘はれ、仁保加賀守盛安と心を合せて、歎を細川勝元に入れ、兵を長州赤間關に擧ぐ。盛安の子十郎と同七郎とは、京師に従軍して在りければ、父盛安より斯くと密使を遣しけるに依りて、十郎兄弟二百餘人を率ゐて敵陣に馳せ加はる。勝元、政則・大に悦び、やがて奉書、申沙汰して、本國に下向せしむ。これより歎を道頼におくりて歸國する者少からず(陶弘護官像贊文書)と。

又、安西軍策に仁保右衛門大夫を載せたり、後に毛利氏に仕ふ。

2 吉川氏族 吉川元春の子元氏は仁保を稱す。前項氏を冒せるなるべし。

3 豊前の仁保氏 第一項氏の族にして、企救郡門司城に據る。應永正長の頃、仁保弘政あり。その後、大内氏實錄に「文龜元年閏六月、大内の兵・大友少貳と豊前に戦ふ。敵・馬岳を圍み、仁保左近將監・熊郷・仲津郡香尾崎に於いて討死す」と。

又國志に「文龜元年、馬筒岳にて大内勢と大友勢と合戦ありて、豊後勢打負け、五六千人討死す。夫より兩家の争ひ止まず。大内家より門司の城に軍勢を籠め置き、豊後勢を防ぐ。仁保常陸介と云ふ者を門司の城主とす。其の後、毛利所有となる。永祿二年、豊後勢の攻めし時は、備原の三隅山に小城を築き、合戦有り。豊後勢負け引退く。

その後、門司城主仁保帶刀は、企救田川兩郡の領主、香春岳の毛利壹岐守を攻めんとて、京都郡の長野三郎左衛門と示し合せたるを、毛利やがて馬を出だして、仁保が曾根村へ行く時、伏兵前後より取掛りて帶刀を討ち取る。天正二年の事なり。其の後、黒田官兵衛率高・領主となり、又慶長五年細川入國以後、一國一城の制となりて門司の城、破却す」と見え、一書に「大内氏の屬城の比は、仁保常陸介・之を守り、天文中大友氏に取られ、奴留湯主水居る」とも云ふ。猶ほ鳩條參照。

又天文の頃、企救郡に仁保定就・見え、又これより前、應永正長の頃、字佐郡に仁保加賀守ありと。又中津川軍記に「永

藤五年、豊前門司城主仁保元定・大友家を背きて、毛利輝元に屬す」と見ゆ。

丹保 ニホ 前後數條參照。

鳩 二ホ 仁保氏に同じ。鎮西要略、文正元年丙戌條に「大内介政弘の守護代・陶越前守弘房、鳩加賀守弘直と兩監と爲して、筑紫に在り、兩家不快、國人・兩家に依りて分る」と。又明應四年條に「大内介、義興・吉木公方に訴へて、太宰少貳を討せんと請ふ。之を許す焉。之に因りて杉左衛門興真、鳩兵庫頭弘忠を大將とし、數萬の軍兵を九州に遣はす」など多く見ゆ。

二寶 ニホ ニホウ 和名抄、相摸國高座郡に二寶郷を收む。

鳩川 ニホカハ

句 二ホヒ 尾張の豪族にして、今昔物語卷廿一の第十に「尾張國に句ノ經方ト云フ者有リキ」と見ゆ。句か。

仁本 ニホン ニモト

日本 ニホン 佐々木氏の族に日本彌五郎家實あり。その他はヤマト條を見よ。

二本木 ニホンキ 相摸國三浦郡浦賀町鴨居に此の氏・數十戸あり。

二本松 ニホンマツ 清和源氏高山氏の族にして、岩代國安積郡(安達郡)二本松邑

より起る。奥州の大族にて、二本松系圖に「高山時國—高國(奥州探題)—國氏(奥州探題)—國詮(同上、二本松二郎)—滿泰(同上、二本松良俊)—宮内大夫持重—修理大夫政國—宮内大夫義國—家泰(二本松七郎)—義氏(同住、七郎)—義國(同住、修理大夫、其同)—義繼(同住、七郎、伊達輝宗と指違つて死す)—義綱(同住、七郎)—滿重(七郎、右京亮)」と載せ、中興系圖に「二本松。清和源氏、本國陸奥、高山治部少輔政泰の男右京亮義國・之を稱し、又高山小太郎高國・之を稱す」とあり。義繼の男國王丸に至りて亡ぶ。詳細はハタケヤマ條を見よ。

二本柳 ニホンヤナギ 岩代に此の地名存し、津輕に此の氏あり。

遼磨 ニマ 次條を見よ。

遼摩 ニマ 石見國に遼磨郡ありて、和名抄、六郷に分つ。次に備中國下道郡に遼磨郷を收め、遼萬と註す。三善清行の意見封事に「臣・去る寛平五年、備中介に任せらる。彼の國下道郡に遼磨郷あり。爰に彼の國の風土記を見るに、皇極天皇の六年、大唐將軍蘇定方、新羅軍を率ゐて百濟を伐つ。百濟・使を遣はして教を乞ふ。天皇・筑紫に行幸せられ將に教兵を出さんとす。時に天智天皇、

皇太子たり、攝政・行に従ひ、下道郡に宿す。一郷の月邑・甚だ盛、天皇・詔を下し、試に此の郷の軍士を徴し、即ち勝れたる兵二萬人を得、天皇・大いに悦び給ひ、此の邑を名づけて二萬郷と云ひ、後に改めて遼磨と曰ふ」と。地名附會の傳説に過ぎず。

爾麻 ニマ 次條氏に同じ。

爾摩 ニマ 地名は遼磨條參照。

1 爾麻阿比古 石見國遼磨郡の豪族なるべし。

2 爾摩阿比古族 爾麻氏の族人にして、出雲國大稅賤給歴名帳に「出雲郷朝妻里爾麻阿比古族弟山」等見ゆ。

二松 ニマツ フタツマツ條を見よ。

爾麻部 ニマベ 爾麻氏の部曲なるべし。備中國大稅賤死亡人帳に「窪屋郡白髮部郷川邊里戸主爾麻部字豆口爾麻部大拔麻呂」など見ゆ。

爾見 ニミ

仁宮 ニミヤ ニノミヤ條を見よ。

荷宮 ニミヤ 同上。

任壽寺 ニンジュジ 山城の名刹也。

仁和 ニンナ 和泉の名族にして、上神姓とも、桓武平氏とも云ふ。仁和右京亮常儀あり、ヲタニ條を見よ。

仁和寺 ニンナジ 山城國洛西の大刹にして、光孝天皇の御創建、次に宇多天皇・禪位の後、久しく御座ありて、當寺にて崩去ありしにより、御室の名起る。爾來法親王・代々入室あり、所謂の門跡寺の隨一にして所領また多かりき。

1 仁和寺宮 御室御所とも、又御室宮とも申す。その法脈は「光孝天皇(仁和年中、創めて院を城州葛野郡小松郷に建て、大内山仁和寺と號す)—宇多天皇(仁和三三年八月廿五日立親王、同十一月十七日御即位、寛平九年御讓位、其の後、先皇の御素願を繼ぎ、七堂伽藍、並に御室を小松郷に營み、昌泰二年十月十四日に御入室、御出家ありて、寛平法皇、或は寧子院と號し給ふ。故小松郷を改めて御室と號す)—入道性信親王—覺行法親王—覺法法親王—入道覺性親王—守覺法親王—道法法親王—入道道助親王—入道深親王—法助准三宮—入道性助親王—入道性仁親王—深性法親王—入道寛性親王—入道法守親王—入道法仁親王—入道源性親王—入道尊朝親王—入道永助親王—法尊准三宮—承道法親王—入道靜覺親王—覺道法親王—入道任助親王—入道覺深

親王―入道性承親王―寛隆法親王―入道守愨親王―入道慈仁親王―入道遵仁親王―入道覺仁親王―入道深仁親王―入道濟仁親王―入道純仁親王)なり。



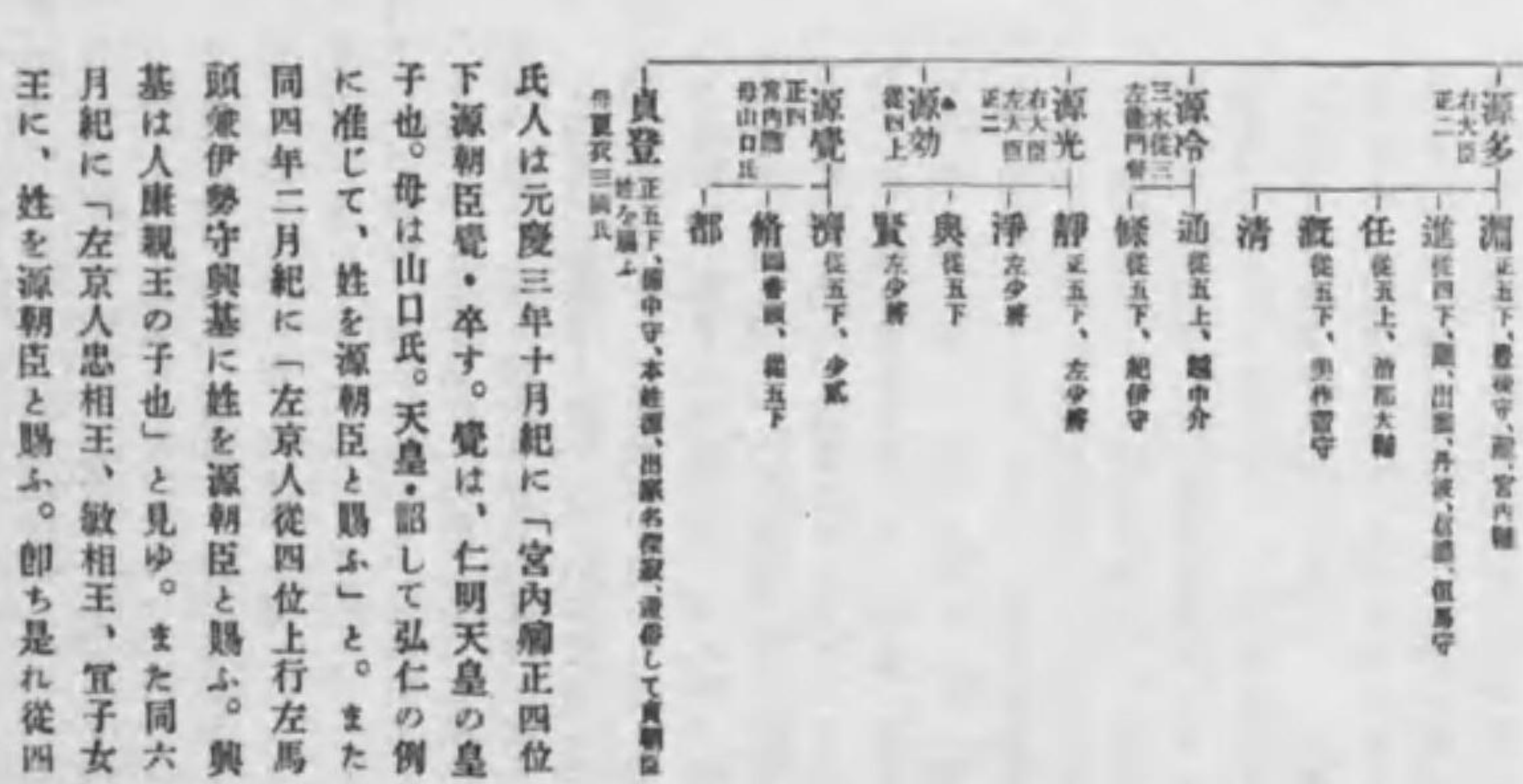
仁和寺 二 印合御

院家・龍華定院・真乘院大僧正法印、眞光院法眼、菩提院・出世住侶、皆明寺權僧正法印。石山寺住侶・安身院大僧都法印、慈眼院權大僧都、密藏院權大僧都、法輪院少僧都。坊官・芝薬地法印、鳴瀬法印、橋本惣庄法印。芝薬地法眼、長尾法橋、鳴瀬法橋、橋本少將。諸大夫、吉田陸奥守。侍・山崎左京少進、矢守左衛門權大尉、谷左馬大允、小幡長門介)と見ゆ。

王とは小松宮彰仁親王の事也。コマツ條を見よ。  
2 仁和寺家 東鑑卷四十七、四十八に仁和寺三位顯氏稱を載せたり。  
3 雜載 庄園目錄に「仁和寺殿・山城、仁和寺花園御所跡・山城、上仁和寺庄、河内」と。

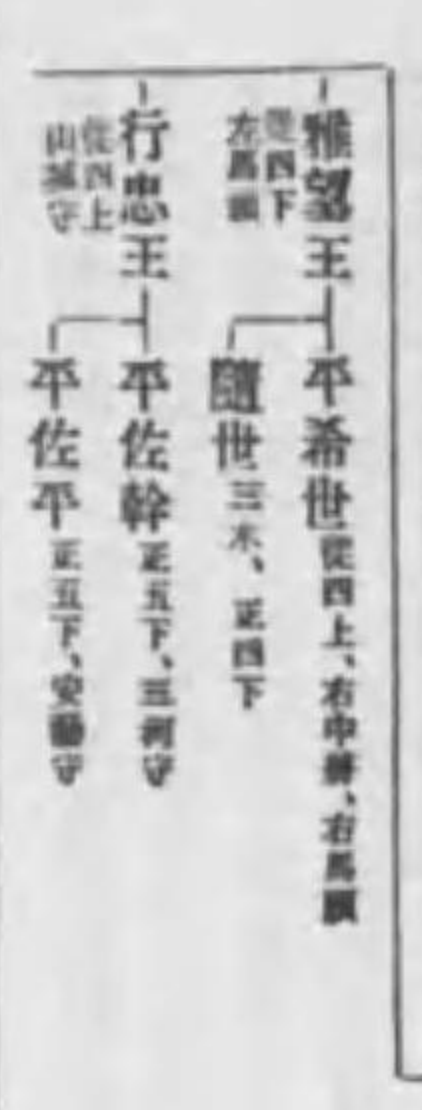
仁明 ニンミヤウ

仁明源氏 仁明帝の御裔にして、天皇の皇子・源多、冷、光、効、覺、登、及び同皇子人康親王、本康親王等の御子の後也。皇胤紹運録に「仁明天皇



位上行左馬頭源朝臣興基の男女也。興基、姓を賜ふの日、脱落して載せず、故に追ひて賜ふ焉」と。また元慶六年七月紀に「從四位下行丹波波權守興範王、散位從四位下興扶王、並に姓を源朝臣と賜ふ。仁明天皇の皇子人康親王の子也」と載せたり。

又公卿補任、仁和四年に「右大臣正二位源多、左大將、十月十七日薨、五十八。廿一日贈從二位」と見え、又寛平二年に「參議從三位源冷、二月廿五日薨、五十六」と。又冷の子・條は、源氏系圖、尊卑分脈には備に作る。又光の子・興は興に作る。又紀略、延喜十三年三月十二日條に「右大臣源朝臣光覺、年六十八、四三條大臣と號す」と見え、覺は元慶三年十月廿日紀に「宮内卿正四位下源朝臣覺卒、年三十一」とあり。



惟時―平在覺(從四下、右京大夫) 夫人は、公卿補任、天曆七年に「參議正四位下平隨時、大宰大貳、十二月十八日任所に卒す」と載せ、また略記に「延長八年六月廿六日、右中辨内藏頭平希世、清涼殿に於いて雷の爲に震せらる」とあり。  
源宗 二ムネ チカムネ  
○ 源宗宿禰 春日氏の族也。チカムネ條を見よ。  
丹宗 二ムネ 前條氏に同じきか。  
仁村 二ムラ  
丹村 二ムラ  
二村 二ムラ 大和十津川郷領役由緒書に「山崎村庄屋二村吉左衛門」を載せたり。  
仁郎 二ムラ  
仁茂田 二モタ  
仁本 二モト  
二基 二モト  
若王寺 二ヤクワウジ 長享常徳院江州勅座着到に「法中・若王寺(出御陣死去)」と見ゆ。  
二山 二ヤマ フタツヤマ  
如意 二ヨイ 山城、尾張、武藏等に此の地名存し。武藏の如意氏は入間郡如意村よ

り起る。隣村法恩寺年譜録、康永三年の寄附狀に「如意小太郎行村」と云ふ者あり。  
如是 二ヨセ 康正遣内裏段錢引付に「十貫文・如是院領分、段錢。八貫文・如是院領、段錢」と。  
如彌津 二ヨネツ 信濃國の名族にして、海野氏の族と云ふ。  
女部田 二ヨベタ  
如法院 二ヨホウキン 尾張熱田神宮の社僧にして、尾張志に「如法院もとは神宮寺正堂の良方にありしが、慶長の頃、坊會、衰廢せしを、後藤屋村にうつし、近代再建せり。往古より尾張氏の人・妻帯相續の供僧也。かの太政官符に「如法院一處」とある是れ也。承和年中に御船宿禰木津山といふ人、この別當に補任したる事あり。その後、貞觀年中、尾張氏の人・別當になりしより、今に至る。往古より座主と稱へ來れり、天台宗にて、専ら神事を掌る」と見ゆ。  
如法寺 二ヨホウジ 岩代、越後等に此の地名存す。  
1 大友氏族 豐後の豪族にして、大友系圖に「能直の子田原十郎泰廣・庶流如法寺」等と載せたり。五條家文書賴治申狀に「當國の守護大友修理權大夫親世が親



ニレムキ——ニワウ

り、明應六年の越後檢地帳に「檢原、檢原新五郎給分」と見ゆ。

二連木 ニレンキ 三河に此の地名あり。藤原姓 三河國瀨美郡二連木邑より起る。戸田氏の族也。トダ條に詳か也。

2 糸花師 御糸花師二連木氏由緒に「拜領屋敷下谷長者町、坪數百二十坪。本國三河、生國武藏、御糸花師・二連木九左衛門。高曾祖父・松平八九郎事二連木九左衛門。権現様え、松平美作守五代目松平惣四郎儀、京錢二百貫を下し置かれ御奉公仕り、天正十年三月、甲州に於いて討死仕り、跡式・御座なく、其の後惣四郎の弟松平八九郎・三州に罷り有り候處、兄の由緒を以つて召し出され、御切米二百俵を下し置かれ候旨、本多佐渡守殿に仰せ渡され、御用を相勤め罷り有り、正保二酉年病死仕り候。

高祖父・二連木九左衛門。曾祖父・二連木九左衛門。祖父二連木九左衛門。父・二連木九左衛門、寶永二酉年閏四月に父九左衛門跡の御用を仰せ付けられ、三十二年御用を相勤め、元文元辰の年病死仕り候。以上寶曆五亥年十月」と見ゆ。  
仁王 ニワウ 陸中、肥後等に此の地名存

ニワウ——ニワカ

二王 ニワウ 陸中の二王氏は不來方、南條、富士等の條を見よ。又刀鍛冶に二王三郎清綱(周防吉敷)等あり。又江戸の俠客に二王重兵衛、變名也。

仁王頭 ニワウガシラ  
二若 ニワカ 美作國眞庭郡の名族にしてもと出雲の尼子氏より出づ。毛利氏の爲、雲州富田の落城するや、其の臣藤久七・幼子二人を伴ひ、遁れて下福田村上井川に隱る。長は後に久右衛門と云ひ、次を九郎左衛門と稱す。深く其の姓氏を秘し、俚人は呼んで二若様と謂ひしにより、遂に苗字とすと傳へらる。

昭和十九年三月二十日 印刷  
昭和十九年三月二十五日 發行

【一、〇〇〇部】

(出版會承認)  
300010



姓氏家系大辭典 第四卷・タケ——ニワカ

【定價金六圓】  
特別行爲稅相當額四拾參錢  
(稅込) 賣價金六圓四拾參錢

著者 東京都豊島區西巢鴨町二丁目二五三六 太田 亮

發行者 東京都日本橋區本町四丁目二番地 磯部 辰次郎

印刷者 東京都神田區神保町三丁目二十三番地 塚田 十五郎

印刷所 東京都神田區神保町三丁目二十三番地 塚田 印刷所 (東京三二六八)

發行所 東京都日本橋區本町四丁目二番地 磯部 甲陽堂

配給元 東京都神田區 淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

振替口座東京一五〇五六番  
電話茅場町(66)六六七三番  
會員番號一〇二〇三九番



片一-3-4

終